



静岡県公報



■ 人事委規則

- 静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (職員課)

職員を派遣することができる団体等について所要の改正を行う。

■ 告示

- 会計年度任用職員の報酬の基本額等の改正の告示 (人事課)
会計年度任用職員の報酬の基本額等を改正したので告示する。
- 会計年度任用職員の給料月額等の改正の告示 (人事課)
会計年度任用職員の給料月額等を改正したので告示する。
- 令和8年度2等陸・海・空士(任期制自衛官)等の採用試験日等 (市町行財政課)
2等陸・海・空士(任期制自衛官)等の募集について、記載のとおり告示する。
- 用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定と数値の決定 (建築安全推進課)
御殿場小山広域都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域(御殿場市の一部)における建築物の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定と数値の決定について告示する。
- 令和8年度における国民健康保険事業費納付金の算定に係る医療費指数反映係数等 (国民健康保険課)
国民健康保険事業費納付金の算定に係る医療費指数反映係数等を告示する。
- ロボット等導入活用補助金交付要綱を廃止する要綱 (産業イノベーション推進課)
ロボット等導入活用事業費補助金交付要綱を廃止した。
- ICT・サービス関連企業進出事業費補助金要綱の廃止 (産業イノベーション推進課)
ICT・サービス関連企業進出事業費補助金要綱を廃止した。
- 地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業費補助金交付要綱の制定 (エネルギー政策課)
地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業費補助金交付要綱を制定した。
- ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要綱の廃止 (エネルギー政策課)
ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要綱を廃止する。
- 指定公金事務取扱者の指定 (農業戦略課)
静岡県畜産技術研究所生産物売払収入の指定公金事務取扱者を指定した。
- 指定公金事務取扱者の指定 (農業戦略課)
静岡県畜産技術研究所生産物売払収入の指定公金事務取扱者を指定した。
- 指定公金事務取扱者の指定 (農業戦略課)
静岡県畜産技術研究所生産物売払収入の指定公金事務取扱者を指定した。
- 地域登録検査機関の登録事項の変更 (農産振興課)
農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更を行った。
- 農業振興地域の区域の変更 (農地調整課)

- 藤枝農業振興地域の区域を変更する。
- 📁 農業振興地域の区域の変更 (農地調整課)
御殿場農業振興地域の区域を変更する。
- 📁 農業振興地域の区域の変更 (農地調整課)
湖西農業振興地域の区域を変更する。
- 📁 静岡県資源管理方針の変更 (水産資源課)
静岡県資源管理方針について一部を変更した。
- 📁 特定水産資源(するめいか、ぶり)に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定 (水産資源課)
するめいか、ぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定
- 📁 道路の区域の変更 (道路保全課)
県道下土狩徳倉沼津港線の一部の区間について、道路の区域を変更した。
- 📁 道路の供用の開始(4件) (道路保全課)
県道下土狩徳倉沼津港線ほか3路線の一部の区間について、道路の供用を開始する。
- 📁 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定 (土木防災課)
中小規模河川の洪水浸水想定区域の指定をした。
- 📁 洪水浸水想定区域の変更 (土木防災課)
中小規模河川の洪水浸水想定区域の変更をした。
- 📁 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)
静岡市駿河区寺田地内の寺田奥谷津を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
- 📁 清水港港湾施設 (港湾企画課)
清水港港湾施設を記載のとおり告示する。
- 📁 清水港港湾施設 (港湾企画課)
清水港港湾施設を記載のとおり告示する。
- 📁 御前崎港港湾施設 (港湾企画課)
御前崎港港湾施設を記載のとおり告示する。
- 📁 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(19件) (都市計画課)
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、都市計画の図書を縦覧に供する。
- 📁 都市計画区域区分の変更(8件) (都市計画課)
区域区分を変更し、都市計画の図書を縦覧に供する。
- 📁 岳南広域都市計画臨港地区の変更 (都市計画課)
岳南広域都市計画臨港地区を変更し、都市計画の図書を縦覧に供する。
- 📁 東遠広域都市計画道路の変更 (都市計画課)
東遠広域都市計画道路を変更し、都市計画の図書を縦覧に供する。
- 📁 都市計画事業の認可 (都市計画課)
都市再生特別措置法第109条の3の規定により、都市計画法第59条第1項の規定による都市計画事業の認可があったものとみなされた。
- 📁 県営都市公園使用料の徴収事務の委託(5件) (公園緑地課)
県営都市公園使用料の徴収事務委託について告示する。

■ 議会告示

- 📁 静岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一 (議会総務課)

部改正

個人情報の保護に関する法律施行令の改正等に伴い、必要な改正を行った。

■ 教育委告示

- 📄 第1回教育委員会定例会の招集 (教育総務課)
第1回教育委員会定例会を招集する。

■ 監査委告示

- 📄 監査結果の報告(定期監査、財政的援助団体等監査) (監査課)
監査の結果に関する報告を公表する。
- 📄 監査結果の報告(随時監査) (監査課)
監査の結果に関する報告を公表する。
- 📄 監査結果の報告(随時監査) (監査課)
監査の結果に関する報告を公表する。


■ 公告

- 📄 軽油引取税に係る免税証の無効処分 (税務課)
軽油引取税に係る免税証を、紛失日以降無効処分とした。
- 📄 企画提案の募集 (環境ふれあい課)
令和7年度森づくり団体活動支援業務その2委託について、企画提案の募集を行う。
- 📄 大規模小売店舗立地法第5条第1項届出(クリエイトS・D沼津平町) (地域産業課)
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出があったので公告する。
- 📄 大規模小売店舗立地法第5条第1項届出(クスリのアオキ田中町店) (地域産業課)
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出があったので公告する。
- 📄 地籍調査の成果の認証 (農地計画課)
島田市に係る地籍調査の成果を認証した
- 📄 県営土地改良事業変更計画書の縦覧 (農地整備課)
記載の県営土地改良事業の計画を変更したので、変更計画書の写しを縦覧する(西浦みかん立保古宇地区)。
- 📄 浜松都市計画の変更(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針ほか) (都市計画課)
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分及び都市再開発方針の変更の図書を縦覧に供する。
- 📄 田方広域都市計画火葬場の変更 (都市計画課)
田方広域都市計画火葬場の変更の図書を縦覧に供する。
- 📄 開発行為の工事完了 (土地対策課)
吉田町における開発行為の工事が完了した。
- 📄 公の施設の指定管理者の指定 (公園緑地課)
愛鷹広域公園の指定管理者の指定を行ったので公示する。

■ 監査委公告

- 📄 包括外部監査の結果に関する報告の公表 (監査課)
包括外部監査人から監査結果の報告があったので公表する。
- 📄 包括外部監査の結果に基づく措置の公表 (監査課)


包括外部監査の結果に基づく措置を公表する。

 包括外部監査の結果に基づく措置の公表

(監査課)


包括外部監査の結果に基づく措置を公表する。

■ 住宅供給公社公告

 静岡県に代わって行う県営住宅及び共同施設の管理


(住まいづくり課)

静岡県に代わって行う県営住宅及び共同施設の管理について公告する。

 御殿場市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理


(住まいづくり課)

御殿場市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理について公告する。

 焼津市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理


(住まいづくり課)

焼津市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理について公告する。

 島田市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理

(住まいづくり課)


島田市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理について公告する。

 牧之原市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理

(住まいづくり課)

牧之原市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理について公告する。

■ 訓令甲

 静岡県公文書管理規程の一部改正


(法務文書課)

令和8年度の組織改編等に伴い、必要な改正を行った。

 静岡県公印規程の一部改正


(法務文書課)

令和8年度の組織改編に伴い、必要な改正を行った。

 静岡県処務規程の一部改正

(人事課)


令和8年度の組織改正に伴い、必要な改正を行った。

 建築基準法令取扱規程の一部改正

(建築安全推進課)

建築主事等の配置の見直しに伴い、必要な改正を行った。

■ 人事委訓令

 静岡県人事委員会事務決裁規程の一部改正

(人事委総務課)

専決処理事項について、必要な改正を行った。

静岡県人事委員会は、静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則15-39

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（静岡県人事委員会規則15-3）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
任命権者 区分	団 体 名	任命権者 区分	団 体 名
知事 部局	(略) 一般社団法人清水みなとまちづ くり公民連携協議会 公益社団法人地域医療振興協会 (略)	知事 部局	(略) 一般社団法人清水みなとまちづ くり公民連携協議会 <u>一般社団法人スポーツコミッシ ョンShizuoka</u> <u>一般社団法人全国自治体ライド シェア連絡協議会</u> 公益社団法人地域医療振興協会 (略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1中一般社団法人スポーツコミッションShizuokaに係る部分の改正は、一般社団法人スポーツコミッションShizuokaの設立の日から施行する。

静岡県告示第190号

会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県告示第268号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
職員の区分	報酬の基本額（時間額）	職員の区分	報酬の基本額（時間額）
(略)		(略)	
危機管理部危機対策課において、危機対策支援員の業務に従事する職員	<u>1,850円</u>	危機管理部危機対策課において、危機対策支援員の業務に従事する職員	<u>1,917円</u>
地震防災センターにおいて、地震防災アドバイザーの業務に従事する職員	<u>1,850円</u>	地震防災センターにおいて、地震防災アドバイザーの業務に従事する職員	<u>1,917円</u>
(略)		(略)	
吉原林間学園において、栄養士の業務に従事する職員	規則別表第3イの栄養士の号給の基準について、初任給の「1級11号給」とあるのは「1級19号給」と、上限号給の「1級29号給」とあるのは「1級37号給」と読み替えて条例第9条第2項を適用した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）	吉原林間学園において、栄養士又は管理栄養士の業務に従事する職員	規則別表第3イの栄養士又は管理栄養士の号給の基準について、初任給の「1級11号給」とあるのは「1級19号給」と、上限号給の「1級29号給」とあるのは「1級37号給」と読み替えて条例第9条第2項を適用した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）
(略)		(略)	
人権同和対策室において、人権啓発指導員の業務に従事する職員	<u>1,850円</u>	人権同和対策室において、人権啓発指導員の業務に従事する職員	<u>1,917円</u>
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

静岡県告示第191号

会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）第3条第5項に規定する給料月額（令和3年静岡県告示第94号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後														
特別の事情により任命権者が定める給料月額 条例第3条第4項に規定する給料月額は、別表に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ給料月額欄に掲げる額とする。 別表（略）	特別の事情により任命権者が定める給料月額 条例第3条第5項に規定する給料月額は、別表に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ給料月額欄に掲げる額とする。 別表（略）														
<table border="1"><thead><tr><th>職員の区分</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>多文化共生課において、 地域日本語教育総括コーディネーターの業務に従事する職員</td><td>大学教育職給料表1級32号給の給料月額</td></tr><tr><td>福祉指導課において、巡回支援指導員の業務に従事する職員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	職員の区分	給料月額	多文化共生課において、 地域日本語教育総括コーディネーターの業務に従事する職員	大学教育職給料表1級32号給の給料月額	福祉指導課において、巡回支援指導員の業務に従事する職員	(略)	(略)		<table border="1"><thead><tr><th>職員の区分</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>福祉指導課において、巡回支援指導員の業務に従事する職員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	職員の区分	給料月額	福祉指導課において、巡回支援指導員の業務に従事する職員	(略)	(略)	
職員の区分	給料月額														
多文化共生課において、 地域日本語教育総括コーディネーターの業務に従事する職員	大学教育職給料表1級32号給の給料月額														
福祉指導課において、巡回支援指導員の業務に従事する職員	(略)														
(略)															
職員の区分	給料月額														
福祉指導課において、巡回支援指導員の業務に従事する職員	(略)														
(略)															

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

静岡県告示第192号

令和8年度2等陸・海・空士（任期制自衛官）、一般曹候補生の志願票の受付期間、試験期日、試験会場の住所及び名称等について、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条及び第118条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

1 募集種目

- (1) 2等陸・海・空士（任期制自衛官）
- (2) 一般曹候補生

2 志願票の受付期間

- (1) 2等陸・海・空士（任期制自衛官） 令和8年5月25日（月）まで
*インターネット受付は4月1日（水）から開始
- (2) 一般曹候補生 令和8年5月7日（木）まで

3 試験期日等

- (1) 2等陸・海・空士（任期制自衛官）

試験期日	試験会場、住所
学科試験・適性検査（WEB） 令和8年6月9日（火）	自宅等（インターネットに接続可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の端末から受験可能）
口述試験・身体検査 令和8年6月14日（日）、6月20日（土）のいずれか1日	【6月14日（日）】 陸上自衛隊板妻駐屯地 （御殿場市板妻40-1） 【6月20日（土）】 航空自衛隊静浜基地 （焼津市上小杉1602） 航空自衛隊浜松基地 （浜松市中央区西山町無番地）

- (2) 一般曹候補生

試験期日	試験会場
1次：学科試験・適性検査（WEB） 令和8年5月19日（火）	自宅等（インターネットに接続可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の端末から受験可能）
2次：口述試験・身体検査 （※1次試験合格者のみ） 令和8年6月14日（日）、6月20日（土）のいずれか1日	【6月14日（日）】 陸上自衛隊板妻駐屯地 （御殿場市板妻40-1） 【6月20日（土）】 航空自衛隊静浜基地 （焼津市上小杉1602）

航空自衛隊浜松基地
(浜松市中央区西山町無番地)

4 受付場所等

地区	名称	住所、電話番号	担当区域
東部	沼津 地域事務所	〒410-0033 沼津市杉崎町6-20 (055-916-0605)	沼津市/御殿場市/清水町/小山町
	伊東 地域事務所	〒414-0022 伊東市東松原町12-5 (0557-37-9632)	熱海市/伊東市/下田市/東伊豆町/ 河津町/南伊豆町/松崎町/西伊豆町
	富士 地域事務所	〒417-0041 富士市御幸町13-5 (0545-51-1719)	富士宮市/富士市
	三島 募集案内所	〒411-0033 三島市文教町1-9-10 (055-989-9111)	三島市/裾野市/伊豆市/伊豆の国市 /函南町/長泉町
中部	静岡 募集案内所	〒422-8054 静岡市駿河区南安倍3-6-45 (054-284-3936)	静岡市(葵区・駿河区)
	藤枝 地域事務所	〒426-0034 藤枝市駅前3-11-21 (054-643-6391)	島田市/焼津市/藤枝市/牧之原市/ 吉田町/川根本町
	清水 募集案内所	〒424-0822 静岡市清水区松原町2-15 (054-352-9100)	静岡市(清水区)
西部	浜松出張所	〒430-0929 浜松市中央区中央1-12-4 (053-454-4605)	浜松市(中央区)/湖西市
	袋井 地域事務所	〒437-0014 袋井市永楽町143 (0538-43-3717)	磐田市/掛川市/袋井市/御前崎市/ 菊川市/森町
	浜北 募集案内所	〒434-0003 浜松市浜名区新原3908 (053-585-1719)	浜松市(浜名区・天竜区)

静岡県告示第193号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第8号、第53条第1項第6号並びに別表第3（に）欄5の項及び第56条第1項第2号ニの規定に基づき、建築物の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定及び数値を決定し、令和8年3月31日から施行する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

区域	市	指定区域及び数値
御殿場小山広域都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域（御殿場市の一部）	御殿場市	市の計画図表示の区域及び数値

（図面は静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課及び御殿場市に備え置いて一般の縦覧に供する。）

静岡県告示第194号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項、第11条第3項及び第6項並びに第11条の2第3項及び第6項の規定に基づき知事が定める令和8年度における数は、次の表の左欄に掲げる係数等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数とする。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

係数等	数
算定政令第9条第3項の医療費指数反映係数	0.6
算定政令第9条第5項の一般納付金所得係数	1.1137101211665
算定政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	1.0342980321017
算定政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数	0.7
算定政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	1.1019208065029
算定政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999992600
算定政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
算定政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	1.1326907127040
算定政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999979002
算定政令第11条の2第3項の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数	1.1137101211665
算定政令第11条の2第6項の子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数	0.999999926288

静岡県告示第195号

ロボット等導入活用補助金交付要綱（令和7年静岡県告示第255号の7）は、廃止する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

静岡県告示第196号

I C T ・ サービス関連企業進出事業費等補助金交付要綱（令和5年静岡県告示第220号）は、廃止する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

静岡県告示第197号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、地域と共生し、地域課題の解決に資する再生可能エネルギーの導入を推進するため、地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業を行う民間の企業等及び非営利団体（以下「補助対象事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「地域課題解決型再生可能エネルギー導入事業」とは、次のいずれかに該当する事業で、補助対象事業者が市町と連携して実施するものをいう。
 - ア 地域課題の解決に資する再生可能エネルギー発電等設備又は再生可能エネルギー熱利用設備の導入に必要な計画の作成又は調査を行う事業（以下「可能性調査事業」という。）
 - イ 地域課題の解決に資する再生可能エネルギー発電等設備又は再生可能エネルギー熱利用設備を導入する事業（以下「設備導入事業」という。）
- (2) この要綱において「地域課題の解決に資する再生可能エネルギー発電等設備又は再生可能エネルギー熱利用設備」とは、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用を継続的に促進し、地域が抱える多様な課題の解決にも同時に貢献する設備をいう。
- (3) この要綱において「民間の企業等」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であって、県内に事業所を有するものをいう。
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社及び個人
 - イ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
 - ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人
 - エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人
 - オ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
 - カ 農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等
 - キ 中小企業等協同組合、商店街振興組合、消費生活協同組合などの協同組合等
- (4) この要綱において「非営利団体」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - イ 土地改良区
 - ウ 自治会その他の団体又は個人で構成された団体であって、次のいずれにも該当するもの
 - (ア) 営利を主たる目的とせず、公益性があること。
 - (イ) 団体構成員間の親睦を主たる目的とするものでないこと。

(ウ) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

(エ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

第3 補助対象及び補助率（額）

別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ その他必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費について経費の区分ごとの配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第4号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他必要と認める書類

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第5号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）
- エ その他必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その

金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表1 可能性調査事業

対 象 と す る 経 費	補 助 率 (額)
可能性調査事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 委託費 調査、分析及び基本設計の委託に係る経費 (2) 使用料 調査及び分析に必要な機器若しくは設備の借用又は外部の施設の利用に係る経費 (3) 謝金又は旅費 可能性調査事業に係る外部の専門家に対する謝金又は旅費 (4) その他の経費 (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める経費	左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、300万円を限度とする。

(注) 国が当該事業に係る経費について全部又は一部を補助する事業の場合は、国からの補助額を控除した額を対象とする経費とする。

別表2 設備導入事業

対 象 と す る 経 費	補 助 率 (額)
設備導入事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 詳細設計費 事業に必要な機械装置等の設計に要する経費 (2) 機械装置等購入費 事業に必要な機械装置等の購入、製造、改修、据付け等に要する経費(土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。) (3) 工事費 事業の実施に必要な配管、配電等の工事に要する経費(建屋の新築、増築等に係る経費を除く。) (4) その他の経費 (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める経費	左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、2,500万円を限度とする。

(注) 国が当該事業に係る経費について全部又は一部を補助する事業の場合は、国からの補助額を控除した額を対象とする経費とする。

様式第1号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年度において地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円

2 事業の目的

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人 (カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業計画

2 事業費

- (1) 事業に要する費用
- (2) 補助対象経費
- (3) 補助金交付申請額
- (4) 事業経費の配分内訳

3 事業実施スケジュール

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変 更 予 算 額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変 更 予 算 額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

静岡県告示第198号

ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第395号）は、廃止する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

静岡県告示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に基づき指定公金事務取扱者を指定したので、告示する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 委託先指定公金事務取扱者の所在地及び名称等

(1) 所在地

静岡市駿河区曲金3丁目8番1号

(2) 名称及び代表者の名前

静岡県経済農業協同組合連合会

代表理事理事長 石川 和弘

2 委託した歳入

静岡県畜産技術研究所生産物売払収入

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定日

令和8年3月19日

静岡県告示第200号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に基づき指定公金事務取扱者を指定したので、告示する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称等

(1) 所在地

富士宮市上井出2233番地

(2) 名称及び代表者の名前

富士開拓農業協同組合

代表理事組合長 丸山 富男

2 委託した歳入

静岡県畜産技術研究所生産物売払収入

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定日

令和8年3月19日

静岡県告示第201号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に基づき指定公金事務取扱者を指定したので、告示する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称等

(1) 所在地

沼津市下香貫字上障子415-1

(2) 名称及び代表者の名前

富士伊豆農業協同組合

代表理事組合長 梶 毅

2 委託した歳入

静岡県畜産技術研究所生産物売払収入

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定日

令和8年3月19日

静岡県告示第202号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第9項の規定に基づき公示する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

登録番号	20	登録年月日	平成18年3月28日					
登録検査機関の名称	静岡県経済農業協同組合連合会							
代表者氏名	代表理事理事長 石川 和弘							
主たる事務所の所在地	静岡市駿河区曲金三丁目8番1号							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば							
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員				成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
静岡県	石川 博康		もみ、玄米	K222019009				
備 考	農産物検査員の抹消							

静岡県告示第203号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、平成23年静岡県告示第328号により指定した藤枝農業振興地域を変更したので、同法第7条第2項において準用する第6条第5項の規定により告示する。

その関係図面は、静岡県経済産業部農地局農地調整課及び静岡県志太榛原農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県告示第204号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、平成28年静岡県告示第385号により指定した御殿場農業振興地域を変更したので、同法第7条第2項において準用する第6条第5項の規定により告示する。

その関係図面は、静岡県経済産業部農地局農地調整課及び静岡県東部農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県告示第205号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、令和5年静岡県告示第241号により指定した湖西農業振興地域を変更したので、同法第7条第2項において準用する第6条第5項の規定により告示する。

その関係図面は、静岡県経済産業部農地局農地調整課及び静岡県西部農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県告示第206号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、静岡県資源管理方針を次のように変更したので、同条第6項の規定に基づき公表する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県は、天然礁に恵まれた伊豆半島、水深が深く外洋にも開かれた駿河湾、広大な大陸棚を形成する遠州灘、そして稚魚の成長に適した浜名湖などの変化に富んだ600kmあまりの海岸線を有する沿岸海域と、沖合に黒潮が流れる海況条件を背景に、船びき網、まき網、定置網、刺網、採貝藻等、県内の各地域で特色ある多種多様な漁業が発達している。</p> <p>このため、<u>令和元年(2019年)</u>の漁業生産量で全国第<u>6</u>位、漁業生産額で全国第<u>7</u>位、漁業センサス(<u>2018年</u>)における漁業就業者数で全国第<u>11</u>位と全国上位にある。</p> <p>また、水産加工業も盛んで、焼津・静岡におけるかつお・まぐろ缶詰、焼津のかつお節類、沼津のあじの開き、駿河湾から遠州灘におけるしらす干し等はいずれも全国上位の生産をあげ、活発な経済活動が展開されている。</p> <p>このように、水産業は本県の重要な産業であり、今後とも県民・国民への水産物の安定供給のみならず、地域経済の発展に寄与し続けるためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>第2～5 (略)</p> <p>第6 その他の資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量等の情報の報告は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量に</p>	<p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県は、天然礁に恵まれた伊豆半島、水深が深く外洋にも開かれた駿河湾、広大な大陸棚を形成する遠州灘、そして稚魚の成長に適した浜名湖などの変化に富んだ600kmあまりの海岸線を有する沿岸海域と、沖合に黒潮が流れる海況条件を背景に、船びき網、まき網、定置網、刺網、採貝藻等、県内の各地域で特色ある多種多様な漁業が発達している。</p> <p>このため、<u>令和5年(2023年)</u>の漁業生産量で全国第<u>5</u>位、漁業生産額で全国第<u>8</u>位、漁業センサス(<u>2023年</u>)における漁業就業者数で全国第<u>12</u>位と全国上位にある。</p> <p>また、水産加工業も盛んで、焼津・静岡におけるかつお・まぐろ缶詰、焼津のかつお節類、沼津のあじの開き、駿河湾から遠州灘におけるしらす干し等はいずれも全国上位の生産をあげ、活発な経済活動が展開されている。</p> <p>このように、水産業は本県の重要な産業であり、今後とも県民・国民への水産物の安定供給のみならず、地域経済の発展に寄与し続けるためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>第2～5 (略)</p> <p>第6 その他の資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量等の情報の報告は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第</p>

よる管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) (略)

2 (略)

第7 (略)

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

個別の水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1さんま」「別紙1-2まあじ」「別紙1-3まいわし太平洋系群」「別紙1-4するめいか」「別紙1-5くろまぐろ（小型魚）」「別紙1-6くろまぐろ（大型魚）」「別紙1-7まさば及びごまさば太平洋系群」「別紙1-8かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。）」「別紙1-9ぶり」「別紙3-1とらふぐ伊勢・三河湾系群」「別紙3-2ひらめ太平洋中部海域」「別紙3-3まだい太平洋中部海域」「別紙3-4きんめだい太平洋系群」「別紙3-5しらす静岡県周辺海域（かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群のしらすのうち、静岡県周辺海域で漁獲されるしらすのことをいう。）」「別紙3-6あわび類（くろあわび、めがいあわび）静岡県周辺海域」「別紙3-7さくらえび駿河湾水域」「別紙3-8いせえび太平洋中南部」「別紙3-9うるめいわし太平洋系群」までに、それぞれ定

2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) (略)

2 (略)

第7 (略)

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

個別の水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1さんま」「別紙1-2まあじ」「別紙1-3まいわし太平洋系群」「別紙1-4するめいか」「別紙1-5くろまぐろ（小型魚）」「別紙1-6くろまぐろ（大型魚）」「別紙1-7まさば及びごまさば太平洋系群」「別紙1-8かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。）」「別紙1-9ぶり」「別紙2-1かつお（中西部太平洋条約海域）」「別紙2-2きはだ（中西部太平洋条約海域）」「別紙3-1とらふぐ伊勢・三河湾系群」「別紙3-2ひらめ太平洋中部海域」「別紙3-3まだい太平洋中部海域」「別紙3-4きんめだい太平洋」「別紙3-5しらす静岡県周辺海域（かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群のしらすのうち、静岡県周辺海域で漁獲されるしらすのことをいう。）」「別紙3-6あわび類（くろあわび、めがいあわび）静岡県周辺海域」「別紙3-7さくらえび駿河湾水域」「別

めるものとする。

(別紙1-1)～(別紙1-5) (略)

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 静岡県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業のうちくろまぐろはえ縄漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろはえ縄漁業(海面においてはえ縄漁法(幹縄に多数の枝縄を付け、枝縄の先端に釣針を結びつけた漁具を横に長く延ばして行う漁法)によりくろまぐろをとることを目的とする漁業であって、静岡海区漁業調整委員会の承認を得たものをいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした

紙3-8いせえび太平洋中南部」「別紙3-9うるめいわし太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)～(別紙1-5) (略)

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 静岡県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業のうちくろまぐろはえ縄漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろはえ縄漁業(海面においてはえ縄漁法(幹縄に多数の枝縄を付け、枝縄の先端に釣針を結びつけた漁具を横に長く延ばして行う漁法)によりくろまぐろをとることを目的とする漁業であって、静岡海区漁業調整委員会の承認を得たものをいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)とする。

日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

2 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等のうちくろまぐろひき縄釣漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろひき縄釣漁業（海面においてひき縄釣漁法（釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う漁法）によりくろまぐろをとることを目的とする漁業であつて、静岡海区漁業調整委員会の承認を得たものをいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

11月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を

2 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等のうちくろまぐろひき縄釣漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろひき縄釣漁業（海面においてひき縄釣漁法（釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う漁法）によりくろまぐろをとることを目的とする漁業であつて、静岡海区漁業調整委員会の承認を得たものをいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

11月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）とする。

超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。)

3 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等のうちその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

漁船漁業等のうち、くろまぐろはえ縄漁業及びくろまぐろひき縄釣漁業を除いた漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。)

3 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等のうちその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

漁船漁業等のうち、くろまぐろはえ縄漁業及びくろまぐろひき縄釣漁業を除いた漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。)とする。

4 静岡県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

(別紙1—7)～(別紙1—9) (略)

4 静岡県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）とする。

(別紙1—7)～(別紙1—9) (略)

(別紙2—1)

第1 水産資源

かつお（中西部太平洋条約海域）

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公

<p>(別紙 3—1)</p> <p>第 1 水産資源 とらふぐ伊勢・三河湾系群</p> <p>第 2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を令和 9 年までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、MSY ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、</p>	<p>表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第 3 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。</p> <p>(別紙 2—2)</p> <p>第 1 水産資源 きはだ (中西部太平洋条約海域)</p> <p>第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第 3 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。</p> <p>(別紙 3—1)</p> <p>第 1 水産資源 とらふぐ伊勢・三河湾系群</p> <p>第 2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案以上に維持し、又は回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、</p>
---	---

当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—2)

第1 水産資源

ひらめ太平洋中部海域

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、MSYベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—3)

第1 水産資源

まだい太平洋中部海域

第2 資源管理の方向性

当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—2)

第1 水産資源

ひらめ太平洋中部海域

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和12年までに、中位以上に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—3)

第1 水産資源

まだい太平洋中部海域

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。なお、MSYベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-4)

第1 水産資源

きんめだい太平洋系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源の動向を令和9年までに増加することを目指す。なお、MSYベースの資源評価が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及

国が行う資源評価において判断される資源水準を、高位で維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-4)

第1 水産資源

きんめだい太平洋

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案以上に維持し、又は回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及

び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3—5)

第1 水産資源

しらす静岡県周辺海域(かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群のしらすのうち、静岡県周辺海域で漁獲されるしらすのことをいう。)

第2 資源管理の方向性

かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群の資源評価結果を注視しながら、しらす船びき網漁業におけるCPU Eを直近5年間(平成28年～令和2年)の平均値(393kg/統日:新居、舞阪、福田、御前崎、吉田及び用宗の主要6港)程度で維持する。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

しらすを漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増やさないよう努める。

また、静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3—6)

び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3—5)

第1 水産資源

しらす静岡県周辺海域(かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群のしらすのうち、静岡県周辺海域で漁獲されるしらすのことをいう。)

第2 資源管理の方向性

かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群の資源評価結果を注視しながら、資源の回復を図るため、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、令和12年までに、しらす船びき網漁業におけるCPU Eを5年間(平成28年～令和2年)の平均値(393kg/統日:新居、舞阪、福田、御前崎、吉田及び用宗の主要6港)程度まで回復させる。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

しらすを漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増やさないよう努める。

また、静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3—6)

<p>第1 水産資源 あわび類（くろあわび、めがいあわび）静岡県周辺海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源の回復を図るため、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、<u>当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（平成28年～令和2年）の平均値（19トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</u></p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。 (別紙3—7)</p>	<p>第1 水産資源 あわび類（くろあわび、めがいあわび）静岡県周辺海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源の回復を図るため、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、<u>令和12年までに、年間総漁獲量を5年間（平成28年～令和2年）の平均値（19トン）程度まで回復させることとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</u></p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。 (別紙3—7)</p>
<p>第1 水産資源 さくらえび駿河湾水域</p> <p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される<u>資源の動向を令和9年までに、増加とすることを目指す。</u></p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及</p>	<p>第1 水産資源 さくらえび駿河湾水域</p> <p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される<u>資源水準を、令和12年までに、中位以上に回復させる。</u></p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及</p>

び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—8)

第1 水産資源

いせえび太平洋中南部

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価に用いられた静岡県¹の資源評価における高位の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—9)

第1 水産資源

うるめいわし太平洋系群

第2 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間(平成28年～令和2年)の平均値(1,210トン)程度で維持することとする。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるま

び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—8)

第1 水産資源

いせえび太平洋中南部

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価に用いられた静岡県¹の資源評価における資源水準を、令和12年までに、高位に回復させる。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—9)

第1 水産資源

うるめいわし太平洋系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、令和12年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方

<p><u>での間に用いることとする。</u></p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。</p>	<p><u>針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</u></p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

静岡県告示第207号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和8管理年度（するめいかについては令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間、ぶりについては令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

1 するめいか

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
静岡県するめいか漁業	現行水準

2 ぶり

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
静岡県ぶり漁業	試行水準

静岡県告示第208号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和8年3月31日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
県道	下土狩徳倉沼津港線	駿東郡清水町湯川字御供免 113番の49から 駿東郡清水町徳倉字白金 468番の3まで	前	㊤ 7.5~20.6	1,309.5
		駿東郡清水町湯川字御供免 113番の49から 駿東郡清水町的場字東古川 193番の2まで		㊤ 9.6~23.5	1,058.9
		駿東郡清水町湯川字御供免 113番の49から 駿東郡清水町徳倉字白金 468番の3まで	後	㊤ 7.5~20.6	1,309.5
		駿東郡清水町湯川字御供免 113番の49から 駿東郡清水町徳倉字本郷74 1番の2まで		㊤ 9.6~167.9	1,778.1

静岡県告示第209号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和8年3月31日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
下土狩徳倉沼津港線	三島市長伏448番の1地先から 三島市長伏495番の5地先まで	令和8年3月31日

=====

静岡県告示第210号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和8年3月31日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士宮芝川線	富士宮市羽鮒字横林1166番の6から 富士宮市羽鮒字横林1171番の7まで	令和8年3月31日

=====

静岡県告示第211号

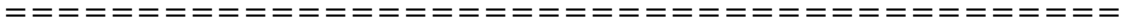
道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和8年3月31日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士富士宮線	富士宮市猪之頭字澤村1602番の9から 富士宮市猪之頭字澤村1602番の6まで	令和8年3月31日



静岡県告示第212号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和8年3月31日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
掛川川根線	掛川市上西郷字滝ノ谷4598番の2から 掛川市上西郷字滝ノ谷8053番の2まで	令和8年3月31日

静岡県告示第213号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、逢初川水系逢初川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第4項及び同規則第3条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課、静岡県熱海土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県告示第214号

令和7年3月31日付け静岡県告示第255号の10のうち、河津川水系河津川を廃止する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県告示第215号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

1 区域の名称

寺田奥谷津 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番	
静岡市	駿河区	寺田	奥谷津	次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から9号までを順次結んだ線及び 標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた 区域。 263-1 1号	
			〃	〃	262-3 2号
			〃	〃	262-1 3号
			〃	口谷津	261-10 4号
			〃	〃	260-2 5号
			〃	〃	260-9 6号
			〃	〃	245-1 7号
			〃	向田	232-3 8号
			〃	〃	219-36 9号

静岡県告示第216号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和8年3月31日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 鈴木 康 友

廃止する施設

種 類	名 称	位 置	能 力
上屋（6級）	興津4号上屋	静岡市清水区興津清見寺町	有効面積 2,088.5㎡ 鉄骨鉄筋コンクリート

静岡県告示第217号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和8年3月31日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 鈴木 康 友

1 概要を変更する施設

(1) 変更前

種 類	名 称	位 置	能 力
緑 地	日の出緑地	静岡市清水区港町一丁目 408-2 他31筆	用途 レクリエーション緑地 面積 24,375.21㎡
待合所	客船ターミナル	静岡市清水区日の出町34番地 の1、34番地の2	総床面積 934㎡（待合所の付帯 設備である常設展示場250㎡、船 員旅客待合所84㎡を含む） 収容人数 300人 主要用材 鉄筋コンクリート

(2) 変更後

種 類	名 称	位 置	能 力
緑 地	日の出緑地	静岡市清水区港町一丁目 408-2 他37筆	用途 レクリエーション緑地 面積 25,699.90㎡
待合所	客船ターミナル	静岡市清水区日の出町34番地 の1、34番地の2	総床面積 623㎡（船員旅客待合 所84㎡を含む） 収容人数 200人 主要用材 鉄筋コンクリート

静岡県告示第218号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する御前崎港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和8年3月31日

御前崎港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 新たに管理する施設

種類	名称	位置	能力
休憩所	西埠頭公衆便所2	御前崎市港6620-58	総床面積 5.84㎡、プレハブ造、収容人員 5人

2 概要を変更する施設

(1) 変更前

種類	名称	位置	能力
岸壁	西埠頭10号岸壁	御前崎市港地先	構造形式 重力式、延長 280m (係留杭使用時延長310m) 水深 -14.0m、主要用材 ケーソン 対象船舶船型 50,000D/W、船隻数 1

(2) 変更後

種類	名称	位置	能力
岸壁	西埠頭10号岸壁	御前崎市港地先	構造形式 重力式、延長 280m 人道橋 26m (係留杭使用時延長310m) 水深 -14.0m、主要用材 ケーソン 対象船舶船型 50,000D/W、船隻数 1

静岡県告示第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

田方広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

御殿場小山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第221号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
東駿河湾広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
裾野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類

岳南広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第224号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

志太広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第225号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

磐田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第226号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
湖西都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
南伊豆都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
下田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
河津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
東伊豆都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
伊東国際観光温泉文化都市建設計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第232号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類

熱海国際観光温泉文化都市建設計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

伊豆都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

島田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
榛南・南遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
東遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

静岡県告示第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
田方広域都市計画 区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
御殿場小山広域都市計画 区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
東駿河湾広域都市計画 区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
裾野都市計画 区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類

岳南広域都市計画 区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第243号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

志太広域都市計画 区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第244号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

磐田都市計画 区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

=====

静岡県告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類
湖西都市計画 区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

静岡県告示第246号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類及び名称
 岳南広域都市計画臨港地区 田子の浦臨港地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
 縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
 静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

静岡県告示第247号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類及び名称
東遠広域都市計画道路 3・4・11号 掛川駅西郷線
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

静岡県告示第248号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第109条の3の規定により、次の都市計画事業について、令和8年3月31日に都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の認可があったものとみなされたので、同法第62条第1項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
掛川市	東遠広域都市計画 公園事業 2・2・8号 城北公園	(1) 収用の部分 なし	令和8年3月31日 から令和11年3月 31日まで
	東遠広域都市計画 公園事業 2・2・11号 天王公園	(2) 使用の部分 なし	
	東遠広域都市計画 公園事業 2・2・12号 下西郷記念公園		
	東遠広域都市計画 公園事業 2・2・17号 大多郎西公園		
	東遠広域都市計画 公園事業 2・2・20号 葛ヶ丘公園		
	東遠広域都市計画 公園事業 2・2・15号 金城公園		
	東遠広域都市計画 公園事業 2・2・9号 北門公園		
	東遠広域都市計画 公園事業 2・2・19号 山麓公園		
	東遠広域都市計画 公園事業 2・2・4号 しらさぎ公園		
	東遠広域都市計画 公園事業 2・2・2号 新知川公園		
	東遠広域都市計画 公園事業 2・2・7号 下俣第2公園		
	東遠広域都市計画 公園事業 2・2・13号 中宿公園		
	東遠広域都市計画 公園事業 2・2・14号 七日町公園		
	東遠広域都市計画 公園事業 2・2・5号 弥八公園		

東遠広域都市計画 公園事業	
2・2・10号 弥生公園	
東遠広域都市計画 公園事業	
2・2・3号 下俣児童公園	

静岡県告示第249号

地方自治法第243条の2（昭和22年法律第67号）第1項の規定により、静岡県草薙総合運動場の都市公園使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 委託先所在地
東京都文京区後楽一丁目3番61号
- 2 委託先名称
東京ドーム・東急コミュニティー・静鉄共同事業体
代表団体
株式会社東京ドーム
- 3 委託期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

=====

静岡県告示第250号

地方自治法第243条の2（昭和22年法律第67号）第1項の規定により、遠州灘海浜公園の都市公園使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 委託先所在地
浜松市中央区材木町38番地
- 2 委託先名称
天龍造園建設グループ
代表団体
天龍造園建設株式会社
- 3 委託期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

=====

静岡県告示第251号

地方自治法第243条の2（昭和22年法律第67号）第1項の規定により、愛鷹広域公園の都市公園使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 委託先所在地
三島市寿町1番25号第一ビルディング1階
- 2 委託先名称
あしたかパークマネジメントグループ
代表団体
シンコースポーツ株式会社静岡支店
- 3 委託期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

=====

静岡県告示第252号

地方自治法第243条の2（昭和22年法律第67号）第1項の規定により、小笠山総合運動公園の都市公園使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 委託先所在地
静岡市葵区呉服町二丁目1番地の5
- 2 委託先名称
静岡県サッカー協会グループ
代表団体
一般財団法人静岡県サッカー協会
- 3 委託期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

=====

静岡県告示第253号

地方自治法第243条の2（昭和22年法律第67号）第1項の規定により、吉田公園の都市公園使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 委託先所在地
静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号
- 2 委託先名称

吉田公園みらい共創グループ

代表団体

静鉄プロパティマネジメント株式会社

3 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

静岡県議会告示第1号

静岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年静岡県議会告示第2号）を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡県議会議長 竹内良訓

改正前	改正後
(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(15) (略) (16) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第12条第3項</u> の被保険者証の番号及び保険者番号 (17) (略)	(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(15) (略) (16) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第201条の2第1項</u> に規定する被保険者番号等 (17) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

静岡県教育委員会告示第11号

静岡県教育委員会会議規則（昭和31年静岡県教育委員会規則第7号）第5条第2項の規定に基づき、静岡県教育委員会定例会を招集する。

令和8年3月31日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

1 日時

令和8年4月2日（水） 午後3時00分

2 場所

県庁西館8階 教育委員会議室

3 議題（会議の全部又は一部が非公開又は変更となる場合がある。）

- (1) 知事の権限に属する事務の補助執行に関する協議等
- (2) 報告事項
- (3) その他

静岡県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月31日

静岡県監査委員 山下和俊
静岡県監査委員 松本早巳
静岡県監査委員 土屋源由
静岡県監査委員 木内満

第1 監査の概要

令和8年1月14日から令和8年3月4日までに実施した出先機関及び財政的援助団体等に係る監査である。

出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

財政的援助団体等に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかなどの視点から監査を実施した。

第2 定期監査（出先機関）の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

(1) 藤枝財務事務所

ア 監査実施日 令和8年2月16日

イ 監査結果

- (7) 行政監査 指摘 個人情報を含む書類の不適切な管理
(4) 財務監査 注意 個人事業税の課税誤り

(2) 下田土木事務所

ア 監査実施日 令和8年2月13日

イ 監査結果

- (7) 財務監査 注意 ①予算令達前における指名通知
②業務委託における不適切な入札手続

2 監査結果がない機関

- (1) 賀茂地域局〔賀茂広域消費生活センター〕 (監査実施日 令和8年2月13日)
(2) 下田財務事務所 (監査実施日 令和8年3月4日)
(3) 消防学校 (監査実施日 令和8年2月16日)

- (4) 中部県民生活センター〔交通事故相談所、中部中小企業労働相談所〕
(監査実施日 令和8年1月22日)
- (5) 西部県民生活センター〔西部中小企業労働相談所〕
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (6) 賀茂健康福祉センター〔賀茂保健所、賀茂児童相談所、賀茂知的障害者更生相談所〕
(監査実施日 令和8年2月12日)
- (7) 中部健康福祉センター〔中部保健所、中央児童相談所、身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所〕
(監査実施日 令和8年1月22日)
- (8) 西部健康福祉センター〔西部保健所、西部児童相談所、西部知的障害者更生相談所〕
(監査実施日 令和8年2月3日)
- (9) 賀茂農林事務所
(監査実施日 令和8年2月13日)
- (10) 農林環境専門職大学〔農林環境専門職大学短期大学部〕
(監査実施日 令和8年1月27日)
- (11) 下田高等学校
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (12) 松崎高等学校
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (13) 稲取高等学校
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (14) 熱海高等学校
(監査実施日 令和8年2月12日)
- (15) 伊豆総合高等学校
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (16) 韮山高等学校
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (17) 富士東高等学校
(監査実施日 令和8年1月14日)
- (18) 静岡農業高等学校
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (19) 浜松西高等学校
(監査実施日 令和8年2月4日)
- (20) 浜名高等学校
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (21) 浜北西高等学校
(監査実施日 令和8年2月3日)
- (22) 新居高等学校
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (23) 沼津視覚特別支援学校
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (24) 富士特別支援学校
(監査実施日 令和8年1月14日)
- (25) 掛川特別支援学校
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (26) 浜北特別支援学校
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (27) 浜松みをつくし特別支援学校
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (28) 中央特別支援学校
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (29) 浜松西高等学校中等部
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (30) ふじのくに中学校
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (31) 下田警察署
(監査実施日 令和8年2月13日)
- (32) 熱海警察署
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (33) 島田警察署
(監査実施日 令和8年2月16日)
- (34) 掛川警察署
(監査実施日 令和8年1月27日)
- (35) 浜松西警察署
(監査実施日 令和8年2月16日)

第3 財政的援助団体等監査の結果

1 監査結果がある団体 該当なし

2 監査結果がない団体

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (1) 公立大学法人 静岡文化芸術大学 | (監査実施日 令和8年2月4日) |
| (2) 学校法人 加藤学園 | (監査実施日 令和8年2月16日) |
| (3) 一般社団法人 静岡県商工会議所連合会 | (監査実施日 令和8年2月16日) |
| (4) 公益財団法人 世界緑茶協会 | (監査実施日 令和8年2月16日) |
| (5) 静岡県漁業協同組合連合会 | (監査実施日 令和8年2月16日) |
| (6) 伊豆漁業協同組合 | (監査実施日 令和8年2月16日) |

第4 その他、機関名を特定しないで定期監査の結果を報告するもの（監査結果の概要は別表のとおり。）

1 知事部局の出先機関、機関名は非公表

(1) 監査結果

ア 行政監査 注意 通勤手当の不正受給

(別表) 監査結果の概要

【出先機関】

監査箇所	区分	概要	
藤枝財務事務所	指摘	件名	個人情報を含む書類の不適切な管理
		内容	藤枝財務事務所は、自動車税種別割身体障害者等の減免に係る現況報告書7,792件を紛失した。紛失した書類に記載されていた個人情報には、氏名、住所、電話番号のほか、身体障害者減免に係る要配慮個人情報である障害の等級も含まれていた可能性がある。
	注意	件名	個人事業税の課税誤り
		内容	藤枝財務事務所は、平成30年度から令和5年度までの間、個人事業税の課税要件に該当しない個人事業主に対し誤って課税し、1,845,700円の誤徴収及び67,800円の還付加算金を発生させた。
下田土木事務所	注意	件名	予算令達前における指名通知
		内容	下田土木事務所は、令和6年度に実施した護岸工事において、予算令達前に指名競争入札に関する指名通知書を送付していた。
	注意	件名	業務委託における不適切な入札手続
		内容	下田土木事務所は、令和6年度に実施した業務委託5件の入札手続において、誤った調査基準価格を適用していた。このうち1件は、入札参加者からの問合せにより誤りが判明し、入札手続をやり直していた。
知事部局の出先機関（機関名非公表）	注意	件名	通勤手当の不正受給
		内容	知事部局出先機関の会計年度任用職員は、令和3年4月から令和6年9月までの42か月間、通勤届では定期券を利用する旨を届け出ながら、高齢者割引制度を利用して低料金で通勤し、通勤手当の差額450,704円を不正に受給した。

静岡県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月31日

静岡県監査委員	山下和俊
静岡県監査委員	松本早巳
静岡県監査委員	土屋源由
静岡県監査委員	木内満

第1 監査の概要

令和8年3月3日に本庁に対し随時に実施した監査である。

静岡県監査委員監査基準に基づき、令和6年度新県立中央図書館整備事業新県立図書館（仮称）新築工事（建築、電気設備、機械設備）及び同工事に関する設計委託に関する事務について、入札執行の手続が適正であったかなどの視点から財務監査を実施した。

第2 随時監査（本庁）の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

(1) 教育委員会事務局新図書館整備課

ア 監査実施日 令和8年3月3日

イ 監査対象 令和6年度新県立中央図書館整備事業新県立図書館（仮称）新築工事（建築、電気設備、機械設備）及び同工事に関する設計委託に関する事務

ウ 監査結果

(7) 財務監査 指摘 不適切な入札執行
意見 国庫支出金を充当して行う事業の入札執行

2 監査結果がない機関 該当なし

(別表) 監査結果の概要

監査箇所	区分	概要	
教育委員会事務局 新図書館整備課	指摘	件名	不適切な入札執行
		内容	教育委員会事務局新図書館整備課は、令和6年度に、新県立中央図書館整備事業に係る国からの交付金収入が確実に見込まれないにもかかわらず、新築工事の入札を執行した。
教育委員会事務局 新図書館整備課	意見	件名	国庫支出金を充当して行う事業の入札執行
		内容	<p>教育委員会事務局新図書館整備課では、中央図書館の機能充実と施設の老朽化・狭隘化の解消を図るため、新しい県立図書館の整備を進めています。</p> <p>令和6年9月議会において、約130億円の国庫支出金を充当して令和6年度から令和9年度までの期間で約268億円の県立中央図書館整備事業工事契約を行う債務負担行為の予算計上をしました。</p> <p>議決後、新図書館整備課は、令和6年10月に新築工事の入札執行伺を起案し、入札公告をしましたが、参加申請がなく不調に終わったため、令和7年度当初予算に改めて新築工事の債務負担行為を計上しました。</p> <p>充当を見込む国庫支出金は、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金（以下、「交付金」という。）です。</p> <p>令和7年1月に国土交通省より、交付金の県の窓口である交通基盤部景観まちづくり課を通じて、新図書館整備課に対し、県が要望する130億円規模の交付金は困難とする旨の連絡がありました。その後、教育委員会事務局幹部が国土交通省へ赴き協議を重ねましたが、令和7年4月に、国土交通省からの交付金は最大でも34億円程度の見込みとなり、約100億円の交付金が収入できないことが明らかになりました。</p> <p>不調となった令和6年度の新築工事の入札が、仮に、落札され契約手続に進んでいた場合は、不足する交付金の代わりに一般財源や県債を充当するなど県財政に大きな影響を与えたであろうことが容易に想定され、交付金の見込みが不明確な状態で行った入札執行は、県政に対する県民の信頼を裏切るたいへん大きな問題があった財務会計行為と言えます。</p> <p>静岡県財務規則第18条第2号では「歳出予算のうち、国庫支出金、分担金、負担金及び寄附金その他特定財源を充当して行なう事業に係るものは、当該特定財源を収入した後でなければ執行してはならない。」と定めていますが、新県立中央図書館整備事業では事業に</p>

監査箇所	区分	概要
		<p>係る特定財源である交付金が収入される前に入札を執行しています。この理由について教育委員会事務局は、同号ただし書きの「予算の性質その他やむを得ない理由があるとき、又は当該事業に係る特定財源の収入が確実に見込まれる場合でその額に見合う金額の範囲内においては、この限りでない。」を適用したと説明しています。</p> <p>交付金の収入が確実に見込まれると判断したことについて、監査課が調査したところ、新図書館整備課が令和6年10月に入札執行何を起案するまでに、新築工事が交付金の対象となるかを景観まちづくり課を通じて国土交通省に確認したメールはありましたが、新築工事に係る交付金総額がどれくらいになるかを確認した記録や交付額を明示した内示、その他の通知文や事務連絡等、客観的に収入の確実性を担保する書類は確認できませんでした。</p> <p>また、内部統制の観点から、債務負担行為に関する予算計上の協議に当たって、県の幹部に交付金の見込みについてどのように説明したのかを確認したところ、新図書館整備課は「教育部長から交付金確保見込みの確認指示があり、担当理事から想定する全体額を確保できる見込みであること、毎年度の協議が必要であること等の説明をしている。」、「副知事からは財源についての質問があり、国交付金1/2、残りに交付税措置のある県債を充当、一般財源は30億円程度となる説明をしている。」との回答がありました。教育部長、副知事ともに財源の確保について確認していましたが、新図書館整備課は、国との交渉記録などの根拠を示すことなく、交付金を確保できるという説明をしていました。正しい情報を上げなかったことで、適切な判断がされることはなく、内部統制は機能しませんでした。</p> <p>新図書館整備課が交付金を確保できると考えた根拠として、「令和3年度から令和6年度までは、各年度の要望額のほぼ満額が交付されていた。」との説明がありましたが、いずれの年度も、概算要望についての国土交通省のヒアリングを受けて、精査された後の本要望の金額に対してほぼ満額であったものであり、あくまで国と協議した後でなければ、正確な交付金の額を見込めないものでした。</p> <p>さらに、交付金総額を確保することについての教育委員会における協議、課題整理、解決策の検討等の記録はありませんでした。</p> <p>これらのことから、今後、国庫支出金を充当して行う事業の入札を執行する場合には、次の事項について検討を求めます。</p>

監査箇所	区分	概要
		<p>ア 複数年度を事業年度とする大規模施設整備事業については、事業計画を立案する際に、国庫支出金を充当することの可否とともに、充当できる総額について、事業担当課が直接所管省庁に赴くなどして確認し、その後も予算計上や入札などのタイミングで、国庫支出金の充当見込額を確認すること。</p> <p>イ 予算案の協議や入札執行何の稟議に当たっては、国庫支出金の確保見込額を示す資料を添付すること。</p> <p>また、決裁権者の質問に対しては、事実に基づいた説明をすること。</p> <p>ウ 所管省庁との協議内容は正確に記録し、県庁内の協議や教育委員会内における協議、課題整理、解決策の検討等の記録も残すこと。</p>

静岡県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月31日

静岡県監査委員	山下和俊
静岡県監査委員	松本早巳
静岡県監査委員	土屋源由
静岡県監査委員	木内満

第1 監査の概要

令和8年3月4日に出先機関に対し随時に実施した監査である。

現金、預金、郵券類等の管理状況及び財務会計の事務手続について、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査を実施した。

第2 随時監査（出先機関）の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり）

(1) 袋井土木事務所

ア 監査実施日 令和8年3月4日

イ 監査結果

(7) 財務監査 注意 支出関係書類の不適切な管理

2 監査結果がない機関

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 藤枝財務事務所 | (監査実施日 令和8年3月4日) |
| (2) 消防学校 | (監査実施日 令和8年3月4日) |
| (3) 埋蔵文化財センター | (監査実施日 令和8年3月4日) |
| (4) 三方原学園 | (監査実施日 令和8年3月4日) |
| (5) 中遠農林事務所 | (監査実施日 令和8年3月4日) |
| (6) 農林技術研究所 果樹研究センター | (監査実施日 令和8年3月4日) |
| (7) 田子の浦港管理事務所 | (監査実施日 令和8年3月4日) |
| (8) 熱海高等学校 | (監査実施日 令和8年3月4日) |
| (9) 吉原工業高等学校 | (監査実施日 令和8年3月4日) |
| (10) ふじのくに国際高等学校 | (監査実施日 令和8年3月4日) |
| (11) 榛原高等学校 | (監査実施日 令和8年3月4日) |
| (12) 遠江総合高等学校 | (監査実施日 令和8年3月4日) |
| (13) 浜松工業高等学校 | (監査実施日 令和8年3月4日) |
| (14) 富士特別支援学校 | (監査実施日 令和8年3月4日) |
| (15) 浜松みをつくし特別支援学校 | (監査実施日 令和8年3月4日) |
| (16) 熱海警察署 | (監査実施日 令和8年3月4日) |
| (17) 島田警察署 | (監査実施日 令和8年3月4日) |

(別表) 監査結果の概要

監査箇所	区分	概要	
袋井土木事務所	注意	件名	支出関係書類の不適切な管理
		内容	袋井土木事務所は、支出事務のために取得した特定個人情報等が記載された個人番号届23通を金庫に保管していたが、特定個人情報の管理台帳に適切に記載をせず、取得、利用、保管及び廃棄の状況が不明となっていた。

軽油引取税に係る免税証を、無効処分にしたので、公告する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

1 免税証

種類	用途	記号番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	交付した事務所名	亡失年月日
100 リットル 券	漁船	G55056448 ～ G55056464	3	令和7年 9月1日 ～ 令和8年 2月28日	株式会社 村松石油 焼津給油所 焼津市石津 2204	静岡財務 事務所	令和8年 3月2日

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

- (1) 業務名
令和7年度森づくり団体活動支援業務その2委託
- (2) 業務概要
業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期限
令和9年2月26日
- (4) 委託料上限額
1,848,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

下記の条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手側が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (5) 静岡県の「一般業務委託に係る競争入札参加資格」における営業種目について、「イベント」に登録されている者であること。

(6) 静岡県内に本社又は営業所等の事業拠点を有する者であること。

3 選考基準

提出された書類に基づき審査を行うものとし、企画内容及び運営能力を評価基準として選考する。

4 業務の仕様

詳細は、業務委託仕様書による。

5 企画提案までの手順

詳細は、企画提案募集要領による。

(1) 企画提案募集要領等の交付

ア 交付場所

7及び静岡県環境ふれあい課ホームページ

イ 交付期間

令和8年3月31日（火）から令和8年4月13日（月）まで（7での交付は土曜日及び日曜日を除く
午前9時から午後5時まで（4月13日（月）は午後3時まで））

(2) 参加の意思表示

企画提案に参加する者は、下記のとおり参加表明書を提出する。

ア 提出書類：参加表明書（様式1）

イ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）、又は電子メール

ウ 提出先：7に同じ

エ 提出期限：令和8年4月13日（月）午後5時まで（郵便の場合必着）

(3) 企画提案書の提出

上記(2)により、企画提案への参加を表明した者については、企画提案書を提出する。

ア 提案書類：詳細は企画提案募集要領による

イ 提出方法：6部を持参または郵送（書留郵便に限る）し、様式3については電子データでも提出 （メール送付可）すること。

ウ 提出先：7に同じ

エ 提出期限：令和8年4月17日（金）午後5時まで（郵便の場合必着）

(4) 審査への参加承認及び当日案内の通知

企画提案書類の確認後、プレゼンテーション参加の認否を、4月22日（水）午後5時までに電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には、プレゼンテーションの当日案内も併せて通知する。なお、企画提案希望者が6者以上となった場合は、評価項目に従い、提出された企画書提案書等の事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者（5者程度）を選定する。

(5) プレゼンテーションの実施

上記(4)により審査への参加を承認された者については、下記のとおり審査委員会に出席し、企画内容のプレゼンテーションを実施する。ただし、対面でのプレゼンテーションの実施が困難であると県が判断した場合は、企画提案書の内容をもって、書面又はw e b会議等での審査を行うこととする。

ア 実施日：令和8年4月27日（月）（予定）

イ 会 場：静岡県庁内会議室

ウ 内 容：企画内容のプレゼンテーション及び県審査委員によるヒアリング

(6) 辞退について

参加表明書提出後、企画提案参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式2）を令和8年4月16日（木）までに提出すること。

(7) 選定結果

選定結果については、全ての提案者に書面にて通知する。

6 その他

(1) 言語及び単位

手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 労働関係法令等遵守の誓約書の提出

「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」に基づき、「労働関係法令等厳守の誓約書」を契約締結時に提出するものとする。

7 担当部局及び連絡先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部環境局環境ふれあい課

T E L 054-221-2848 F A X 054-221-3278

電子メール fureai@pref.shizuoka.lg.jp

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトS・D沼津平町店 沼津市平町19-2

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

石橋生絲株式会社 神奈川県横浜市中区山下町1 代表取締役 石橋直己

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クリエイトエス・ディー 横浜市青葉区荏田西二丁目3-2 代表取締役 瀧屋幸彦

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年11月19日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,522平方メートル

6 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	届出内容
駐車場の位置及び収容台数	44台
駐輪場の位置及び収容台数	27台
荷さばき施設の位置及び面積	60平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	22.5立方メートル

7 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	届出内容
開店時刻	9:00
閉店時刻	21:45
駐車場を利用できる時間帯	8:30 ~ 22:00
駐車場の出入口の数及び位置	2箇所
荷さばきを行うことができる時間帯	6:00 ~ 22:00

8 届出年月日

令和8年3月18日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ田中町店 富士宮市田中町66ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512 代表取締役 青木宏憲

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512 代表取締役 青木宏憲

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年12月9日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,811平方メートル

6 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	届出内容
駐車場の位置及び収容台数	80台
駐輪場の位置及び収容台数	30台
荷さばき施設の位置及び面積	93平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	11立方メートル

7 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	届出内容
開店時刻	9:00
閉店時刻	24:00
駐車場を利用できる時間帯	8:30 ~ 0:30
駐車場の出入口の数及び位置	6箇所
荷さばきを行うことができる時間帯	6:00 ~ 22:00

8 届出年月日

令和8年3月19日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を令和8年3月24日に認証した。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

調査を行う者の名称	調査地域	調査年度	成果の名称
島田市	川根町身成の一部（川根21-1地区）	令和3年度から 令和6年度まで	地籍図及び地籍簿
計	1地区		

次の県営土地改良事業の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、静岡県を被告として、計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に取り消しの訴えを提起することができる。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

関係市町名 事業名 地区名	縦覧場所	縦覧期間
沼津市 水利施設等保全高度化事業 （畑地帯総合整備事業 （畑地帯総合整備型）） 西浦みかん立保古宇地区	東部農林事務所 及び 静岡県東部農林事務所 ホームページ※	令和8年3月31日から 令和8年4月20日まで

※ 静岡県東部農林事務所ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/norinjimusho/tobunorin/index.html>)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、浜松市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

浜松都市計画 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針

浜松都市計画 区域区分

浜松都市計画 都市再開発方針

2 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、伊豆の国市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類及び名称
田方広域都市計画火葬場 1号 伊豆の国市長岡斎場
- 2 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

榛原郡吉田町住吉字冷立1743番、1747番1、1749番、1750番1、1748番1、1754番1、1752番1、1753番1、1755番1、1756番、1757番、1758番、1759番、1748番1地先～1750番1地先道路敷、榛原郡吉田町住吉字東村5551番1、5551番2、5548番1、5550番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）第9条の規定により、愛鷹広域公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
愛 鷹 広 域 公 園	三島市寿町1番25号 第一ビルディング1階	あしたかパークマネジメン トグループ 代表団体 シンコースポーツ株式会社 静岡支店 支店長 原田 隆正	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定に基づき、別冊のとおり公表する。

令和8年3月31日

静岡県監査委員	山	下	和	俊
静岡県監査委員	松	本	早	巳
静岡県監査委員	土	屋	源	由
静岡県監査委員	木	内		満

令和7年度

包括外部監査結果報告書

静岡県包括外部監査人

目次

第1	監査の概要	1
A	外部監査の種類	1
B	選定した特定の事件（テーマ）	1
C	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
D	外部監査の方法	2
	1 監査の対象	
	2 監査の対象とする部局	
	3 監査の要点	
	4 監査手続の概要	
	5 監査対象期間	
E	監査実施期間	6
F	監査実施者	7
	1 外部監査人	
	2 補助者	
第2	利害関係	7
第3	監査の手続	7
A	日程	7
B	包括外部監査実施説明会	8
C	アンケート調査、実地監査	8
D	日程（ヒアリング）	9
E	意見交換会	11
F	監査結果の提示	12
G	部局・課の表示	12
H	数値の表示	12
第4	静岡県のデジタル化政策	13
A	全体像	13
	1 概要	
	2 計画期間	
	3 デジタル化に関連する政策	
B	D X 推進計画	18
	1 D X 推進計画とは	

2	D X 推進計画の内容	
3	D X 推進計画の進捗管理	
第5	監査結果	25
A	総論	25
1	監査の結果	
B-01	ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費 (デジタルデバйд対策の実施)	29
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-02	広報力強化事業費	33
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-03	消費者行政強化促進事業費	36
B-04	私立学校サポートスタッフ配置等事業費助成 (ICT教育環境整備推進事業費助成)	36
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-05	人権教育総合推進事業費	39
B-06	ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費 (県有施設のデジタル化事業)	39
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-07	ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費 (情報システムの標準化・共通化)	44
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-08	生活保護システム運営事業費	47
B-09	児童扶養手当システム運営事業費	47
B-10	議会デジタル化推進事業費	47
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-11	ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費 (カスタマイズ版生成AIの実証導入)	50
1	事業の概要	
2	監査の結果	

B-12	防災DX連携強化事業費	53
B-13	盛土造成行為適正化推進事業費	53
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-14	脱炭素社会実現推進事業費 (県民運動ふじのくに COOL チャレンジ「クルポ」アプリ)	56
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-15	南アルプス魅力発信事業費(次代を担う子供達に向けた取組)	59
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-16	介護分野ICT化等事業費助成	63
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-17	介護分野ICT化等事業費助成 (ケアマネジメントAI導入支援)	67
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-18	介護事業所業務革新推進事業費 (介護現場におけるICT機器導入に対する訪問相談等)	70
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-19	働きやすい保育の環境向上事業費	74
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-20	障害福祉人材確保事業費	78
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-21	小児救急リモート指導医相談支援事業費	81
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-22	感染症対策デジタル化事業費	84
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-23	産業成長戦略推進事業費	87
1	事業の概要	
2	監査の結果	

B-24	E V・自動運転化等技術革新対応促進事業費 （デジタルものづくりセンターの機能強化）	91
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-25	E V・自動運転化等技術革新対応促進事業費 （デジタルものづくりセンターの運営）	95
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-26	水産業デジタル技術実装促進事業費	99
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-27	浄水場の残留塩素濃度を与える外的要因調査	102
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-28	スクールD X推進事業費 （学校のICT利用と静岡型デジタルプラットフォーム構築）	106
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-29	スクールD X推進事業費（デジタル採点システム）	109
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-30	サイバー犯罪捜査等強化推進事業費	112
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-31	捜査支援分析業務強化推進事業費	115
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-32	県庁スマートワーク推進事業費（スマートフォン内線電話化）	118
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-33	多様な人材活躍推進事業費	122
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-34	農業地域生産力強化整備事業費（水田水管理システムの導入）	127
1	事業の概要	
2	監査の結果	

B-35	県営基幹農業用水利施設機能保全向上対策事業費 （農業水利施設における遠隔監視システムの整備）	130
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-36	農地・農村防災対策事業費 （農業用排水機場の遠隔監視制御装置整備）	134
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-37	財務会計システム運用事業費	138
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-38	集中事務管理運営費（総務事務センター運営費）	142
B-39	次世代エアモビリティ導入促進事業費	142
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-40	データ利活用推進事業費	145
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-41	観光情報プラットフォーム活用事業費	148
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-42	ふじのくに出会い応援事業費	156
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-43	マリンバイオ産業振興事業費（BISHOPデータ活用）	159
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-44	E V・自動運転化等技術革新対応促進事業費 （自動運転実証実験、新モビリティサービス導入検討・支援）	162
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-45	スマート農業実装化支援事業費	165
B-46	施設園芸デジタル化推進事業費 （いちご出荷予測システム実装業務委託、環境モニタリング装置 導入助成）	165
1	事業の概要	
2	監査の結果	

B-47	施設園芸デジタル化推進事業費 （普及員向け研修の実施、データ活用のためのアプリ改良）	170
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-48	農業における環境負荷低減推進事業費	173
B-49	FAOIプロジェクト推進事業費	173
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-50	森林・林業再生推進事業費	178
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-51	デジタルツイン推進事業費	181
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-52	空間情報デジタル基盤構築事業費	184
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-53	インフラメンテナンスデジタル活用推進事業費	189
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-54	3次元管路台帳システムデータ更新	192
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-55①	ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費 （階層別研修、デジタル専門人材育成研修）	195
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-55②	ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費 （業務ツール、情報セキュリティ研修）	198
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-55③	ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費 （EBPM 入門講座、データサイエンス講座）	201
1	事業の概要	
2	監査の結果	

B-56	仮想空間デジタルクリエイティブ分野の人づくり・仕事づくり事業費 …	203
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-57	しずおかデジタル・オフィス運用事業費 ……………	208
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-58	ふじのくにICT人材育成事業費 ……………	211
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-59	離職者のITスキル向上支援事業費 ……………	215
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-60	デジタル化等促進職業訓練事業費 ……………	218
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-61	技能の場力強化事業費 ……………	221
B-62	先端プロジェクト推進事業費 ……………	221
1	事業の概要	
2	監査の結果	
B-63	農林環境専門職大学管理運営費 ……………	224
B-64	サイバー犯罪捜査等強化推進事業費 (中小企業等のサイバーセキュリティ対策の強化を支援) ……………	224
1	事業の概要	
2	監査の結果	
第6	結び	228
	監査結果一覧	229

第1 監査の概要

A 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに静岡県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

B 選定した特定の事件（テーマ）

D X推進の施策に係る財務事務等について

C 特定の事件（テーマ）を選定した理由

近年、スマートフォンが普及し、コロナ禍を契機にキャッシュレス決済やテレワーク、オンライン会議等が急速に普及した。また、IoT（Internet of Things）、AI（Artificial Intelligence）等も登場し、これらの新たな技術革新が社会経済基盤の構造的な変革をもたらしている。

我が国では、働き方改革や人口減少に伴う人手不足が深刻化している中で、企業等はデジタル技術を活用し、既存の業務の効率化や合理化を進めることが大きな課題となっている。

静岡県においても、近年の急速なデジタル技術の進展や、人口減少・生産年齢人口の減少といった社会的課題に対応するため、行政や地域社会におけるD X（デジタルトランスフォーメーション）の推進が喫緊の課題となっている。

特に、コロナ禍を契機としたデジタル対応の脆弱性が顕在化したことから、行政サービスの利便性向上や業務効率化、さらには地域課題の解決に向けたD Xの重要性が一層高まっている。

このような中、静岡県は、令和4年度から令和7年度までを期間とした「ふじのくにD X推進計画」を策定し、行政のデジタル化、地域のデジタル化、デジタル人材の育成・確保など、社会全体のD X推進に向けた取組を積極的に進めてきた。

「ふじのくにD X推進計画」は本年が最終年度となり、来年度から次期フェーズの計画期間がスタートする。このタイミングで、これまでの県のD X推進の施策がどのような成果を挙げ、反対にどのような課題を抱えているのかを検証することは、静岡県の成長発展を考える上で重要であると考えます。

上記を鑑み、包括外部監査人の立場から、合規性のみならず経済性、効率性、有効性の観点から、D X推進の施策における財務事務の適正性、業務の効率性、県民のニーズとの整合性、成果の普及状況、地域社会への貢献状況などを検討することは有意義であると考え、特定の事件（テーマ）として選定した。

D 外部監査の方法

1 監査の対象

(1) 監査対象事業

(単位：千円)

No	事業名	部局名	令和6年度 当初予算額
01	ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費 (デジタルデバйд対策の実施)	企画部	12,756
02	広報力強化事業費	総務部	3,398
03	消費者行政強化促進事業費	くらし・環境部	2,000
04	私立学校サポートスタッフ配置等事業費助成 (ICT教育環境整備推進事業費助成)	健康福祉部	14,200
05	人権教育総合推進事業費	教育委員会 事務局	1,758
06	ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費 (県有施設のデジタル化事業)	企画部	21,720
07	ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費 (情報システムの標準化・共通化)	企画部	10,000
08	生活保護システム運営事業費	健康福祉部	8,800
09	児童扶養手当システム運営事業費	健康福祉部	4,200
10	議会デジタル化推進事業費	県議会 事務局	13,352
11	ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費 (カスタマイズ版生成AIの実証導入)	企画部	6,000
12	防災DX連携強化事業費	危機管理部	4,900
13	盛土造成行為適正化推進事業費	くらし・環境部	37,000
14	脱炭素社会実現推進事業費 (県民運動ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」アプリ)	くらし・環境部	6,400
15	南アルプス魅力発信事業費 (次代を担う子供達に向けた取組)	くらし・環境部	5,500
16	介護分野ICT化等事業費助成	健康福祉部	290,000
17	介護分野ICT化等事業費助成 (ケアマネジメントAI導入支援)	健康福祉部	1,400
18	介護事業所業務革新推進事業費 (介護現場におけるICT機器導入に対する訪問相談等)	健康福祉部	6,414
19	働きやすい保育の環境向上事業費	健康福祉部	5,649
20	障害福祉人材確保事業費	健康福祉部	17,343
21	小児救急リモート指導医相談支援事業費	健康福祉部	17,000
22	感染症対策デジタル化事業費	健康福祉部	30,000
23	産業成長戦略推進事業費	経済産業部	11,500

24	E V ・自動運転化等技術革新対応促進事業費 (デジタルものづくりセンターの機能強化)	経済産業部	24,400
25	E V ・自動運転化等技術革新対応促進事業費 (デジタルものづくりセンターの運営)	経済産業部	13,380
26	水産業デジタル技術実装促進事業費	経済産業部	9,600
27	浄水場の残留塩素濃度に与える外的要因調査	企業局	5,000
28	スクールD X推進事業費 (学校のICT利用と静岡型デジタルプラットフォーム構築)	教育委員会 事務局	31,098
29	スクールD X推進事業費 (デジタル採点システム)	教育委員会 事務局	11,220
30	サイバー犯罪捜査等強化推進事業費	警察本部	9,826
31	捜査支援分析業務強化推進事業費	警察本部	15,070
32	県庁スマートワーク推進事業費 (スマートフォン内線電話化)	企画部	5,577
33	多様な人材活躍推進事業費	経済産業部	18,780
34	農業地域生産力強化整備事業費 (水田水管理システムの導入)	経済産業部	15,000
35	県営基幹農業用水利施設機能保全向上対策事業費 (農業水利施設における遠隔監視システムの整備)	経済産業部	240,256
36	農地・農村防災対策事業費 (農業用排水機場の遠隔監視制御装置整備)	経済産業部	129,610
37	財務会計システム運用事業費	出納局	11,000
38	集中事務管理運営費 (総務事務センター運営費)	出納局	629
39	次世代エアモビリティ導入促進事業費	企画部	33,000
40	データ利活用推進事業費	企画部	3,443
41	観光情報プラットフォーム活用事業費	スポーツ・ 文化観光部	95,000
42	ふじのくに出会い応援事業費	健康福祉部	6,100
43	マリンバイオ産業振興事業費 (B I S H O Pデータ活用)	経済産業部	8,200
44	E V ・自動運転化等技術革新対応促進事業費 (自動運転実証実験、新モビリティサービス導入検討・ 支援)	交通基盤部	74,500
45	スマート農業実装化支援事業費	経済産業部	35,000
46	施設園芸デジタル化推進事業費 (いちご出荷予測システム実装業務委託、環境モニタリ ング装置導入助成)	経済産業部	10,000
47	施設園芸デジタル化推進事業費 (普及員向け研修の実施、データ活用のためのアプリ改良)	経済産業部	4,200
48	農業における環境負荷低減推進事業費	経済産業部	1,700
49	F A O Iプロジェクト推進事業費	経済産業部	108,200
50	森林・林業再生推進事業費	経済産業部	11,530

51	デジタルツイン推進事業費	交通基盤部	148,000
52	空間情報デジタル基盤構築事業費	交通基盤部	90,000
53	インフラメンテナンスデジタル活用推進事業費	交通基盤部	15,000
54	3次元管路台帳システムデータ更新	企業局	3,200
55	ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費 ①（階層別研修、デジタル専門人材育成研修） ②（業務ツール、情報セキュリティ研修） ③（EBPM 入門講座、データサイエンス講座）	企画部	15,322
56	仮想空間デジタルクリエイティブ分野の人づくり・仕事づくり事業費	企画部	20,000
57	しずおかデジタル・オフィス運用事業費	企画部	91,000
58	ふじのくに I C T 人材育成事業費	経済産業部	138,800
59	離職者の I T スキル向上支援事業費	経済産業部	33,000
60	デジタル化等促進職業訓練事業費	経済産業部	17,381
61	技能の場力強化事業費	経済産業部	3,585
62	先端プロジェクト推進事業費	経済産業部	2,944
63	農林環境専門職大学管理運営費	経済産業部	1,131
64	サイバー犯罪捜査等強化推進事業費 （中小企業等のサイバーセキュリティ対策の強化を支援）	警察本部	969

（２）監査対象事業の選定方法

①事業の選定方針

令和6年度のデジタル化関連事業から、特に金額基準等は設けず、「ふじのくにDX推進計画施策集」の施策名に紐づく全ての事業を選定する。

②事業選定の基礎データ（県が作成した内部管理資料）

デジタル化関連事業の一覧（当初予算ベース）

③選定方法

原則として全ての事業を選定するが、アンケートの回答及びヒアリングの結果これ以上監査を行っても検出事項が無いと判断し、かつ決算額5,000千円未満の事業については、途中で監査対象から除外する。

今回の監査では、以下の事業について、途中で監査対象から除外した。

(単位：千円)

No	事業名	部局名	令和6年度 決算額
03	消費者行政強化促進事業費	くらし・環境部	354
05	人権教育総合推進事業費	教育委員会 事務局	1,704
08	生活保護システム運営事業費	健康福祉部	—
09	児童扶養手当システム運営事業費	健康福祉部	—
12	防災DX連携強化事業費	危機管理部	—
38	集中事務管理運営費 (総務事務センター運営費)	出納局	431
45	スマート農業実装化支援事業費	経済産業部	1,834
48	農業における環境負荷低減推進事業費	経済産業部	1,632
61	技能の場力強化事業費	経済産業部	1,956
63	農林環境専門職大学管理運営費	経済産業部	917

なお、除外した事業については、本報告書において結果の記載を行わない。

2 監査の対象とする部局

監査対象とした部局は、企画部、総務部、財務部、危機管理部、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部、健康福祉部、経済産業部、交通基盤部、出納局、企業局、がんセンター局、議会事務局、教育委員会、警察本部である。

3 監査の要点

監査の要点は、次のとおりである。

- ・ DX推進の施策に係る財務事務等について、法律及び条例等に従い、適切に実施しているか（合規性）。
- ・ DX推進の施策に係る財務事務等について、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的に実施しているか（経済性、効率性、有効性）。

監査要点に照らして重要なポイントは、次のとおりである。

項目	重要なポイント
合規性	事業の事務執行は、関連する法律等に準拠しているか
	国への又は市町からの報告事務に誤りはないか
	補助金等の事務手続は、法律、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか
	委託に際して、仕様書又は契約書等に従った手続が行われているか

経済性 効率性	事業費の積算見積は、適切になされているか
	事業費の成果との比較を分析しているか
	他事業との重複や、無理な細分化はないか
	市町や他部局との連携や情報共有を図っているか
	補助金の対象範囲、対象金額に間違いはないか
	委託に際して、契約金額の低減努力がなされているか
有効性	事業の目的に整合する成果指標及び活動指標を設定し、目標値を明確に設定しているか
	事業の手法や実施内容は、目的や成果指標の目標値を達成するために効果的か
	外部環境や事業実績等に応じて、事業内容が見直されているか
	補助金は、事業目的に適合する形で使われているか
	委託内容は、事業目的を達成するために効果的か

4 監査手続の概要

主要な監査手続は、次のとおりである。

- ・ DX推進政策の所管課である企画部デジタル戦略課に対するヒアリングと基礎資料を基に監査対象事業を抽出
- ・ 監査対象事業の所管課に対して、事前に事業概要等に関するアンケート調査を実施
- ・ 監査対象事業の所管課に対して、担当者ヒアリング及び関係書類の閲覧、基礎データの検証の実施
- ・ 監査結果の取りまとめに当たって、事実誤認の発生に配慮し、必要に応じて監査対象部局と意見交換会を実施

5 監査対象期間

原則として令和6年度。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

E 監査実施期間

令和7年5月14日から令和8年3月31日まで

F 監査実施者

1 外部監査人

公認会計士 堀井 幸治

2 補助者

公認会計士・システム監査技術者	小木曾 保幸
公認会計士	村本 大輔
公認会計士	豊田 国大
公認会計士	松井 一
公認会計士	松島 康義
弁護士	渡邊 裕太郎

第2 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第3 監査の手続

A 日程

時期	内容	備考
令和7年5月	監査テーマの決定	
令和7年6月	監査対象事業の選定 監査実施計画策定 包括外部監査実施説明会	
令和7年7月	アンケート調査	
令和7年8月 ～令和7年9月	実地監査の実施	
令和7年9月 ～令和7年12月	追加調査（実地監査の補完） 事業別報告書案の作成	
令和7年12月 ～令和8年1月	報告書の内容調整	監査対象部局と意見交換会を実施
令和8年3月	監査結果の報告	知事、議会、監査委員宛て

B 包括外部監査実施説明会

日時	令和7年6月26日
説明方法	対面式の説明会
説明者	外部監査人 堀井幸治
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部総務課 ・監査対象部局、監査取りまとめの所管課（経理課等）
説明事項	令和7年度包括外部監査実施計画の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の事件（テーマ）の選定理由 ・監査の観点 ・監査対象部局及び事業 ・監査日程概要及び事前準備書類等

C アンケート調査、実地監査

監査対象事業を所管する担当部局に対して、事業概要等に関するアンケート調査を実施した上で、担当者ヒアリング及び関係書類の閲覧を実施した。

アンケート及びヒアリングでの主な設問は、以下のとおりである。

区分	設問
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・事業名、事業開始年度、事業終了年度 ・根拠法令、要綱、規程等の名称 ・主な事業内容、事業の目的、事業の必要性、事業目標 ・DX推進計画における位置付け ・事業対象、実施方法、実施主体、連携部署 ・事業費の推移、決算額の状況（財源と支出内容）
活動と成果	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の活動・成果指標 ・DX推進計画の活動指標 ・当事業固有の活動・成果指標
補助金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の流れ、補助金交付要綱の有無 ・補助金の交付申請、交付決定、実績報告、交付確定の日付 ・実績報告書の確認状況 ・消費税等の仕入控除税額の報告 など
委託事業	<ul style="list-style-type: none"> ・委託費の算定方法、使途の確認方法 ・事業者の選定方法、入札参加者数 ・再委託の状況 ・実績報告書の確認状況 など

事業の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業を管理する上での留意点 ・ 当事業・制度の認知度、利用度に関する評価 ・ 対象者に対する評価・審査の実施状況 ・ 当事業の進捗状況や達成度のモニタリングの実施状況 ・ 対象者にとっての成果の確認状況 ・ 業務の効率化の取組状況 ・ 情報システムの投資・更新計画とベンダーロックイン対策状況 ・ 情報セキュリティ、個人情報の管理状況 ・ 当事業に関する課題
-------	--

D 日程（ヒアリング）

No	事業名	所管課	実施日
01	ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費 (デジタルデバйд対策の実施)	デジタル戦略課	9月19日
02	広報力強化事業費	広聴広報課	8月6日
03	消費者行政強化促進事業費	県民生活課	8月4日
04	私立学校サポートスタッフ配置等事業費助成費	私学振興課	8月6日
05	人権教育総合推進事業費	教育政策課	9月24日
06	ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費 (県有施設のデジタル化事業)	デジタル戦略課	9月2日
07	ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費 (情報システムの標準化・共通化)	デジタル戦略課	9月19日
08	生活保護システム運営事業費	地域福祉課	8月7日
09	児童扶養手当システム運営事業費	こども家庭課	8月8日
10	議会デジタル化推進事業費	政策調査課 議事課	8月22日
11	ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費 (カスタマイズ版生成AIの実証導入)	デジタル戦略課	9月2日
12	防災DX連携強化事業費	危機対策課	9月3日
13	盛土造成行為適正化推進事業費	盛土対策課	9月9日
14	脱炭素社会実現推進事業費 (県民運動ふじのくに COOL チャレンジ「クルポ」アプリ)	環境政策課	9月24日
15	南アルプス魅力発信事業 (次代を担う子供達に向けた取組)	自然保護課	9月24日
16	介護分野ICT化等事業費助成	介護保険課	9月4日
17	介護分野ICT化等事業費助成 (ケアマネジメントAI導入支援)	介護保険課	8月13日
18	介護事業所業務革新推進事業費 (介護現場におけるICT機器導入に対する訪問相談等)	介護保険課	9月8日
19	働きやすい保育の環境向上事業費	こども未来課	8月8日

20	障害福祉人材確保事業費	障害者政策課	8月7日
21	小児救急リモート指導医相談支援事業費	地域医療課	8月6日
22	感染症対策デジタル化事業費	感染症対策課	9月8日
23	産業成長戦略推進事業費	産業政策課 産業イノベーション 推進課	9月12日
24	E V・自動運転化等技術革新対応促進事業費 (デジタルものづくりセンターの機能強化)	新産業集積課	8月25日
25	E V・自動運転化等技術革新対応促進事業費 (デジタルものづくりセンターの運営)	新産業集積課	8月25日
26	水産業デジタル技術実装促進事業費	水産振興課	9月17日
27	浄水場の残留塩素濃度に与える外的要因調査	水道企画課	8月13日
28	スクールD X推進事業費 (学校のI C T利用と静岡型デジタルプラットフォーム構築)	教育D X推進課	9月10日
29	スクールD X推進事業費 (デジタル採点システム)	教育D X推進課	9月10日
30	サイバー犯罪捜査等強化推進事業費	サイバー捜査課	9月17日
31	捜査支援分析業務強化推進事業費	捜査支援分析課	9月17日
32	県庁スマートワーク推進事業費 (スマートフォン内線電話化)	デジタル戦略課	9月19日
33	多様な人材活躍推進事業費	産業人材課	9月3日
34	農業地域生産力強化整備事業費 (水田水管理システムの導入)	農地計画課	9月18日
35	県営基幹農業用水利施設機能保全向上対策事業費 (農業水利施設における遠隔監視システムの整備)	農地整備課	9月18日
36	農地・農村防災対策事業費 (農業用排水機場の遠隔監視制御装置整備)	農地保全課	9月18日
37	財務会計システム運用事業費	会計支援課	8月26日
38	集中事務管理運営費 (総務事務センター運営費)	集中化推進課	8月26日
39	次世代エアモビリティ導入促進事業費	デジタル戦略課	9月16日
40	データ利活用推進事業費	統計活用課	8月20日
41	観光情報プラットフォーム活用事業費	観光政策課	8月7日
42	ふじのくに出会い応援事業費	こども政策課	9月4日
43	マリンバイオ産業振興事業費 (B I S H O Pデータ活用)	新産業集積課	9月3日
44	E V・自動運転化等技術革新対応促進事業費 (自動運転実証実験、新モビリティサービス導入検討・ 支援)	建設政策課	9月12日
45	スマート農業実装化支援事業費	農業戦略課	9月17日
46	施設園芸デジタル化推進事業費 (いちご出荷予測システム実装業務委託、環境モニタ リング装置導入助成)	農産振興課	8月22日

47	施設園芸デジタル化推進事業費 (普及員向け研修の実施、データ活用のためのアプリ改良)	農産振興課	8月22日
48	農業における環境負荷低減推進事業費	食と農の振興課	9月17日
49	F A O I プロジェクト推進事業費	森林計画課	9月5日
50	森林・林業再生推進事業費	森林計画課	9月5日
51	デジタルツイン推進事業費	建設政策課	9月2日
52	空間情報デジタル基盤構築事業費	建設政策課	9月2日
53	インフラメンテナンスデジタル活用推進事業費	建設政策課	9月2日
54	3次元管路台帳システムデータ更新	水道企画課	8月13日
55	ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費 ① (階層別研修、デジタル専門人材育成研修) ② (業務ツール、情報セキュリティ研修) ③ (EBPM 入門講座、データサイエンス講座)	デジタル戦略課 電子県庁課 統計活用課	9月8日
56	仮想空間デジタルクリエイティブ分野の人づくり・仕事づくり事業費	デジタル戦略課	9月16日
57	しずおかデジタル・オフィス運用事業費	電子県庁課	8月5日
58	ふじのくに I C T 人材育成事業費	産業イノベーション推進課	8月4日
59	離職者の I T スキル向上支援事業費	職業能力開発課	8月4日
60	デジタル化等促進職業訓練事業費	職業能力開発課	8月21日
61	技能の場力強化事業費	職業能力開発課	8月21日
62	先端プロジェクト推進事業費	農業戦略課 先端農業推進室	9月9日
63	農林環境専門職大学管理運営費	農業ビジネス課	9月9日
64	サイバー犯罪捜査等強化推進事業費 (中小企業等のサイバーセキュリティ対策の強化を支援)	サイバー企画課	9月17日

E 意見交換会

外部監査人と監査対象部局との意見交換会を実施し、報告書の記載事項に事実誤認等が無いよう、相互の認識の確認・調整を行った。

F 監査結果の提示

監査の結果は、下表に基づき、「指摘」又は「意見」に整理して提示する。

区分	内容
指摘	次に掲げる事項に該当する事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 不経済な支出又は損害を生じている事項 5 その他、明らかに改善の必要があると認める事項
意見	組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から改善や検討の必要があると認める事項

(注)「指摘」は地方自治法（以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 5 項に規定される「監査の結果」に相当するものとし、「意見」は法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「意見」に相当するものとする。

G 部局・課の表示

令和 7 年 4 月 1 日以降の県庁組織に基づいた表示とする。

H 数値の表示

報告書の数値は、以下のように表示する。

- ・ 全て切り捨て表示である。そのため、単位未満の端数の関係で、内訳の合計と総額が一致しない場合がある。
- ・ 「－」は 0 円、「0」は表示単位未満の整数を示している。

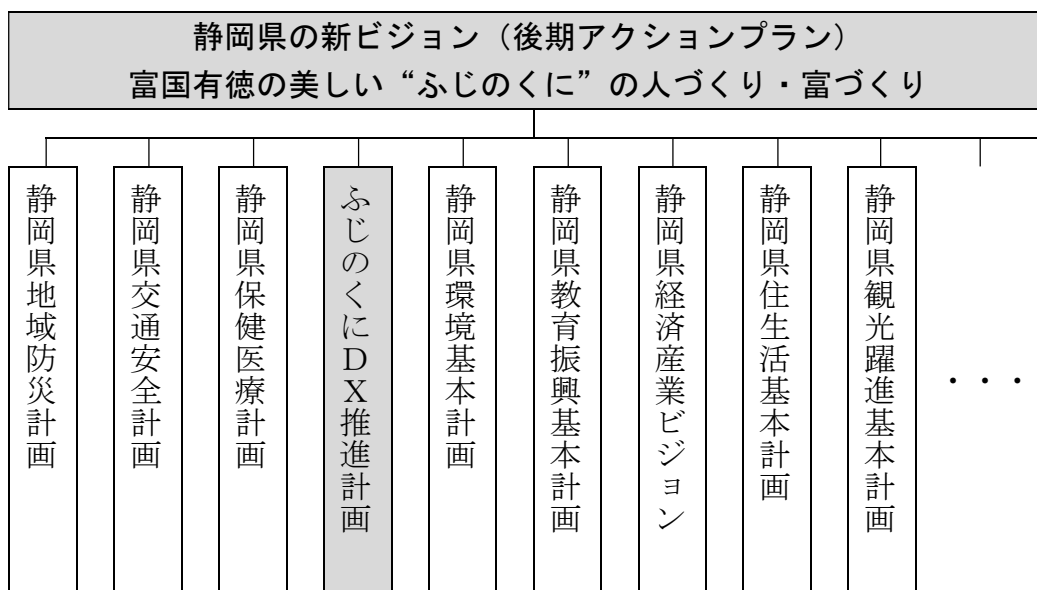
第4 静岡県のデジタル化政策

A 全体像

1 概要

静岡県のデジタル化政策は、最上位計画である静岡県総合計画（以下、「総合計画」という。）において基本方針を定め、その分野別計画である「ふじのくにDX推進計画」（以下、「DX推進計画」という。）で具体的な取組を明らかにしている。

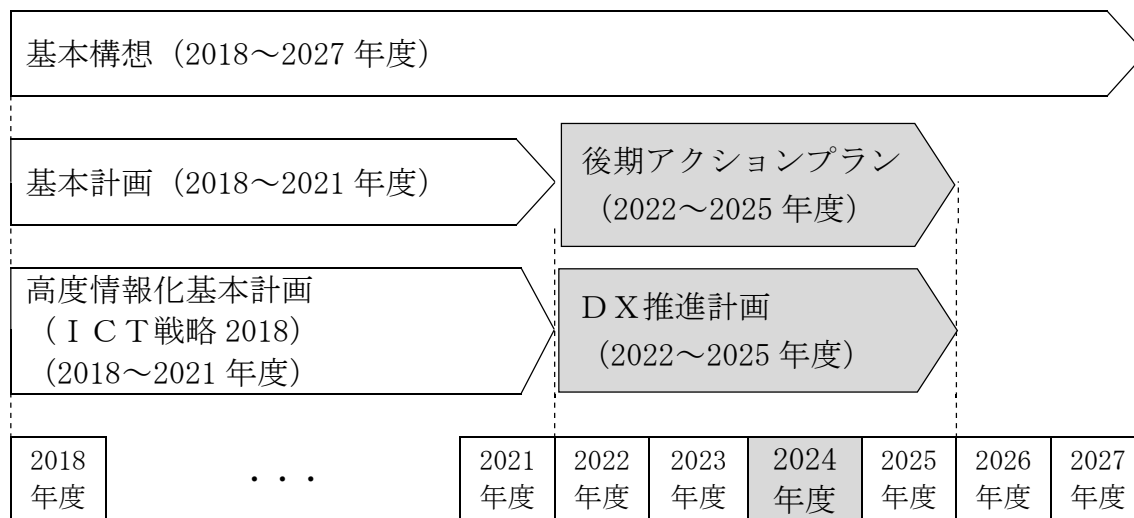
総合計画（後期アクションプラン）もDX推進計画も、計画期間は2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までとなっている。



2 計画期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「後期アクションプラン」で構成されており、その計画期間は、基本構想が2018（平成30）年度からおおむね10年程度、基本計画が2018（平成30）年度から2021（令和3）年度までの4年間、後期アクションプランが2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までの4年間としている。

また、デジタル化分野における分野別計画であるDX推進計画も後期アクションプランに合わせた計画期間で策定されている。



3 デジタル化に関連する政策

総合計画においては、基本となる政策が定められ、政策ごとの具体的な取組として政策の柱が策定されている。さらに政策の柱ごとの主な取組が決められている。DX推進計画においても「政策の柱」が策定されているが、総合計画では施策の中の「主な取組」に相当するものである。

デジタル化に関連する政策は、主に「政策3 デジタル社会の形成」に記載されている。

政策		
政策3 デジタル社会の形成		
↓		
政策ごとの具体的な取組		
政策の柱	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題 ・目標 ・成果指標 	
施策	<ul style="list-style-type: none"> ・活動指標 ←DX推進計画の個別施策の活動指標に相当する ・主な取組 ←DX推進計画の「政策の柱」に相当する 	
政策の柱	3-1 地域社会のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	
施策	(1) デジタル社会を支え、利用する人材の確保・育成 (2) 社会のスマート化の推進	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的に生産年齢人口の減少が進んでいくことを踏まえ、デジタル化による業務の効率化や手続の簡素化が求められているため、デジタルリテラシーの向上など、利用者への啓発や支援が必要 ・高齢者や障害のある人など、オンラインで情報を得ることが難しい人へのきめ細かいサポートが必要 	
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術の活用により生活の利便性が向上することを県民全てに理解してもらうことに努めるとともに、デジタル化による利便性を誰もが享受し、活用するための土台を構築する ・デジタルデバイド（情報格差）を解消し、誰にも優しく、手軽にデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現を目指す 	
成果指標	指標	目標値
	オープンデータカタログサイト公開データの利用件数	43,800 千件
	ICT人材を確保している企業の割合	58%
	授業中にICTを活用して習熟度別学習や協働学習など専門的な指導ができる教員の割合	100%

↓

施策 (1)	デジタル社会を支え、利用する人材の確保・育成	
活動 指標	指標	目標値
	オープンデータの利活用推進を図るための自治体が開催するイベント数	毎年度 5回
	TECH BEAT Shizuoka における商談件数	毎年度 420 件
	在職者訓練におけるデジタル化等関連分野訓練受講者数の割合	50%
	日常的に授業で I C T を活用した学校の割合	毎年度 100%
	情報モラルに関する教育活動を実施した学校の割合	毎年度 100%
	情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合	100%
	クール・スマホルールアドバイザーによる啓発人数	18,000 人
	デジタル技術の専門家派遣回数	70 回
主な 取組	① デジタル人材の確保・育成 ② デジタルデバイドの解消	

施策 (2)	社会のスマート化の推進	
活動 指標	指標	目標値
	市町のマイナンバーカード交付事務支援のための検討会等実施回数	毎年度 3回
	デジタル技術を活用した取組の社会実装を行う事業件数	累計 10 件
主な 取組	① デジタル技術の活用に向けた環境整備 ② デジタル技術の実装の促進	

政策の柱	3-2 行政のデジタル化の推進	
施策	(1) 県庁D Xの推進と新たな価値の創造 (2) 市町D Xの推進への支援	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術により社会経済が大きく変化する中、行政においても、県民の利便性の向上及び業務の簡素化並びに効率化に資するデジタル技術の更なる活用が求められている データの積極的な利活用を促進するため、提供するデータの質、量、提供手段の向上等が必要 	
目標	<ul style="list-style-type: none"> 県民の意見・要望を踏まえ、行政手続のオンライン化やデジタル技術等の活用により地域課題の解決と県民サービスの向上を図る 政策の企画立案やサービスの高度化に向けた、デジタルデータの利活用を促進する 	
成果指標	指標	目標値
	デジタル化により業務の効率化が進んだ行政手続の割合	100%
	情報システムの標準化・共通化が完了した市町数	35 市町

↓

施策(1)	県庁D Xの推進と新たな価値の創造	
活動指標	指標	目標値
	行政手続のオンライン化対応割合	80%
	国の示す推奨データセットについて、県及び県内市町において公開されたデータセット数	504 セット
	統計センターしずおかの長期時系列表の数	毎年度 170 個
主な取組	① スマート自治体の実現 ② データの分析・利活用の促進	

施策(2)	市町D Xの推進への支援	
活動指標	指標	目標値
	市町のデジタル化の推進に向けた研修会等支援回数	毎年度 4回
	A I・R P Aを利用する市町数	35 市町
主な取組	① 情報システムの標準化・共通化への支援 ② 行政手続のオンライン化の促進	

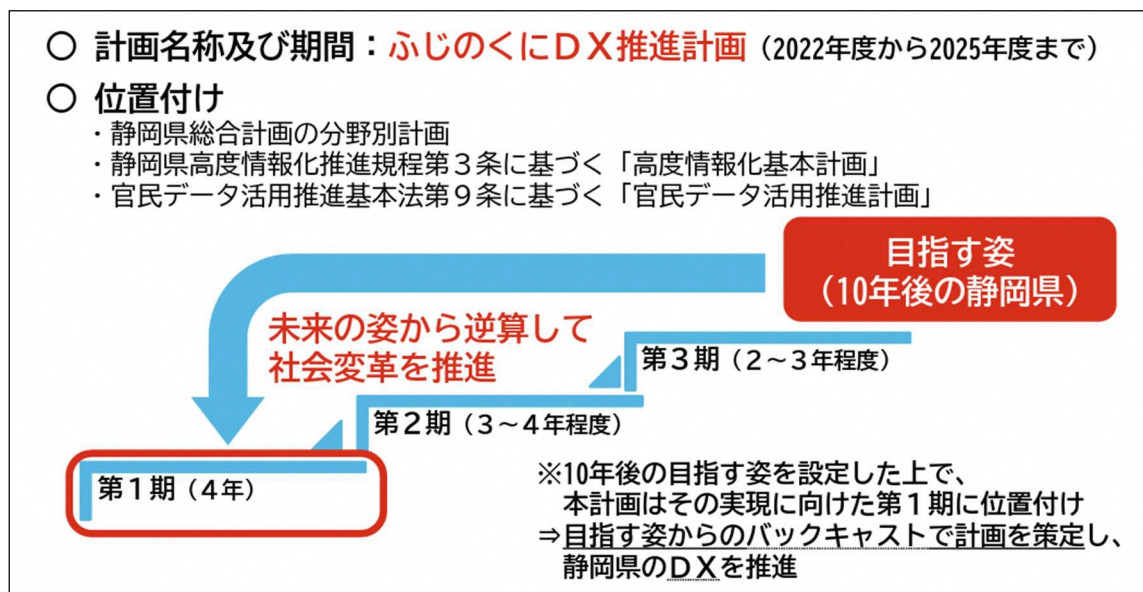
B DX推進計画

1 DX推進計画とは

DX推進計画は、総合計画（後期アクションプラン）の分野別計画として位置付けられており、また、静岡県高度情報化推進規程第3条に基づく「高度情報化基本計画」にも位置付けられるものである。さらに、官民データ活用推進基本法第9条に基づく「官民データ活用推進計画」としても位置付けられている。

10年後の理想の静岡県（暮らす・楽しむ、学ぶ・究める、働く・磨く、つながる・支えあう、の4場面）の姿を描き、そこから逆算して「当面の4年間（2022年度～2025年度）」の計画を定める「バックキャスト」の考え方をを用いて策定されており、現行の第1期計画は総合計画（後期アクションプラン）の期間に合わせたものとなっている。

なお、計画書の形式は、従来の文書形式ではなく、県のホームページにも掲載されているスライド資料そのものを計画書としている。

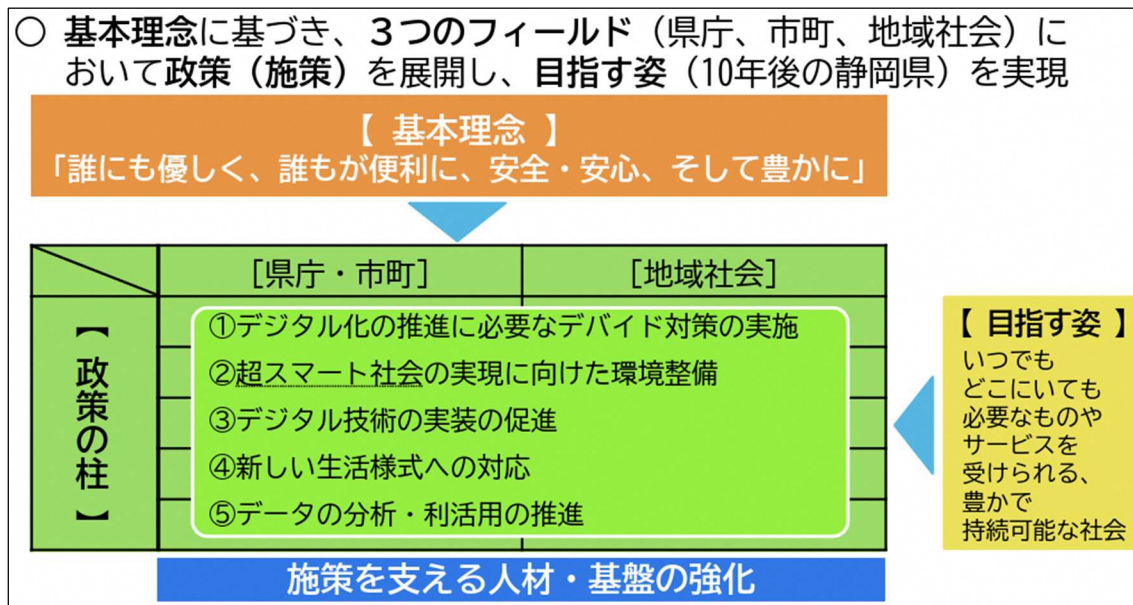


（「ふじのくにDX推進計画」（令和4年（2022年）3月策定）通常版9ページより抜粋）

2 DX推進計画の内容

(1) 基本構造

基本理念に基づき、3つのフィールド（県庁、市町、地域社会）において政策（施策）を展開し、目指す姿（10年後の静岡県）を実現する、という構造になっている。



（「ふじのくにDX推進計画」（令和4年（2022年）3月策定）通常版10ページより抜粋）

(2) 総合計画との対応関係

D X推進計画の「政策の柱」と総合計画の「主な取組」の概ねの対応関係は、以下のとおりである。D X推進計画の「政策の柱」をさらに具体的にした「施策」について活動指標を設定し、このうち主なものを総合計画における活動指標に掲載している。

総合計画			D X推進計画における「政策の柱」		
3-1	地域社会のD X(デジタルトランスフォーメーション)の推進				
	施策	(1)デジタル社会を支え、利用する人材の確保・育成			
		主な取組	①デジタル人材の確保・育成	政策①	デジタル化の推進に必要なデバインド対策の実施
				政策⑤	データの分析・利活用の推進
		施策を支える人材・基盤の強化			
		主な取組	②デジタルデバインドの解消	政策①	デジタル化の推進に必要なデバインド対策の実施
	(2)社会のスマート化の推進				
	主な取組	①デジタル技術の活用に向けた環境整備	政策②	超スマート社会の実現に向けた環境整備	
			施策を支える人材・基盤の強化		
主な取組	②デジタル技術の実装の促進	政策③	デジタル技術の実装の促進		
3-2	行政のデジタル化の推進				
	施策	(1)県庁D Xの推進と新たな価値の創造			
		主な取組	①スマート自治体の実現	政策④	新しい生活様式への対応
			②データの分析・利活用の促進	政策⑤	データの分析・利活用の促進
		(2)市町D Xの推進への支援			
		主な取組	①情報システムの標準化・共通化への支援	政策②	超スマート社会の実現に向けた環境整備
政策④				新しい生活様式への対応	
主な取組	②行政手続のオンライン化の促進				

(3) 政策の柱と具体的な取組

基本理念に基づき、目指す姿に到達するための「政策の柱」を設定し、各部局からこれに紐づく具体的な取組を募って「施策」に落とし込んでいる。各部局から集まった取組案は、単なるデジタル化ではなく「トランスフォーメーション（変革）」に繋がるものか継続性があるかといった基準で、DXに相応しいとされたもののみが選定されている。最終的に、各部局のDXに関連する中長期的な取組を計画の「政策の柱」と紐付け、全庁的な推進体制を示す形で施策として取りまとめられている。具体的な施策は、「「ふじのくにDX推進計画」施策集」に記載され、県のホームページに掲載されている。

また、各施策の中で「今後の取組内容」となる事業又は事業メニューが毎年度取りまとめられている。今回の包括外部監査では、施策の取組内容として位置付けられ、令和6年度に予算計上された事業又は事業メニューを個別事業の監査対象とした。

政策の柱	① デジタル化の推進に必要なデバйд対策の実施
	② 超スマート社会の実現に向けた環境整備
	③ デジタル技術の実装の促進
	④ 新しい生活様式への対応
	⑤ データの分析・利活用の推進
施策を支える人材・基盤の強化	

↓

政策の柱ごとの具体的な取組	
施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的 ・ 現状及び課題 ・ 今後の取組内容 ・ K P I（活動指標） ・ 年次計画

政策の柱	施策	部局
政策① デジタル化の推進に必要なデバйд対策の実施	I C Tを活用した教育の推進	教育委員会
	情報アクセシビリティの確保	企画部 総務部 くらし・環境部
	デジタルデバйд対策の実施	企画部 くらし・環境部

政策② 超スマート社会の実現に向けた環境整備	県有施設等のデジタル化の推進	企画部 スポーツ・文化観光部
	県議会における情報端末機器等の導入	議会事務局
	情報システムの標準化・共通化	企画部
	デジタルIDの普及 (マイナンバーカード)	総務部
	デジタルIDの普及 (GビズID)	経済産業部

政策③ デジタル技術の実装の促進	水道用水の管理における薬剤注入の自動化	企業局
	アプリを活用した啓発の実施	くらし・環境部
	災害対策におけるデジタル技術の活用	危機管理部
	デジタル技術の活用による多文化共生相談体制の強化	企画部
	過疎対策における革新的技術の活用支援	総務部
	介護・保育・障害福祉分野におけるデジタル技術の活用	健康福祉部
	デジタル技術を活用した地域包括ケアシステム・中山間地域医療の推進	健康福祉部
	スクールDXの推進	教育委員会
	治安維持に必要な情報の解析業務の高度化	警察本部
	デジタル技術を活用した産業コミュニティの形成	経済産業部
	新たな成長産業の育成	経済産業部
	生成AIを活用した業務効率化の推進	企画部
	感染症対策のデジタル化	健康福祉部
	盛土造成行為の適正化の推進	くらし・環境部
	小児救急におけるリモート指導医による相談体制の構築	健康福祉部
	水産業におけるデジタル技術の活用	経済産業部

政策④ 新しい生活様式への 対応	行政手続のオンライン化の推進	企画部
	新しい働き方（スマートワーク） の推進	企画部 総務部 出納局
	テレワークの導入支援	経済産業部
	農業分野における遠隔技術の活用	経済産業部
	デジタル技術を活用した地籍調査 や境界立会等の推進	経済産業部 交通基盤部
	オンラインセカンドオピニオンの 実施	がんセンター局

政策⑤ データの分析・利活 用の推進	オープンデータや統計データの 活用推進	企画部
	観光DXの促進	スポーツ・文化観光部 交通基盤部
	ビッグデータを活用した結婚支援 ・健康施策の推進	健康福祉部
	農林水産業のイノベーションの促進 （農業）	経済産業部
	農林水産業のイノベーションの促進 （森林・林業）	経済産業部
	農林水産業のイノベーションの促進 （MaOIプロジェクト）	経済産業部
	3次元点群データの利活用促進	交通基盤部
	オンラインプラットフォームを活用 したこども・若者の意見聴取	健康福祉部

施策を支える人材・ 基盤の強化	産業分野におけるデジタル人材の 確保・育成	経済産業部
	行政における専門人材の確保・ 育成	企画部
	行政における情報セキュリティ対 策の実施	企画部
	中小企業におけるサイバーセキュ リティ対策の促進	警察本部

3 DX推進計画の進捗管理

DX推進計画は、年度ごとに進捗状況をまとめ、専門家から意見聴取を受けることによって客観的に進捗管理されている。総合計画の分野別計画でもあることから、総合計画の政策の柱ごとの成果指標と、DX推進計画の個別施策の活動指標に対して、2025（令和7）年度の目標値への到達状況を評価することによって、進捗管理を行っている。

○ 年度評価の方法	
・静岡県総合計画におけるKPI（成果指標） 静岡県総合計画にも掲載した各指標について、総合計画の評価方法に準じて進捗状況を評価	
区分	定義
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
A	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超え～「目標値」未達のもの
B	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
C	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未達～「基準値」超えのもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの
・個別施策のKPI（活動指標） KPI（活動指標）の現状値（※）を踏まえ、施策ごとに以下の記号を用いて進捗状況を定性評価 （※KPI（活動指標）の現状値については、総合計画の評価方法に準じて定量評価も実施）	
記号	定義
◎	順調に進捗しており、2025年度末に計画策定当初の想定を上回る成果が期待できる
○	おおむね順調に進捗しており、2025年度末に当初想定並みの成果が期待できる
△	進捗が芳しくなく、相応の努力をしないと2025年度末に当初想定した成果を得ることは難しい
×	進捗が著しく遅れている、又は取組に着手できていない
・全体 上記の進捗状況を踏まえて総合的に評価 （専門家（県フェロー等）からの意見聴取等を経て取りまとめ）	

（令和6年度（2024年度）評価等一式通常版3ページより抜粋）

また、2025（令和7）年度に実施された2024（令和6）年度の年度評価は、最終年度進行中の年度であり、次年度から後続の計画が始まることもあって、2022（令和4）～2024（令和6）年度における取組の内容についても考慮し、幅広い視点から達成に向けた取組状況を総括評価するという構成になっている。

年度評価の結果は、県のホームページに掲載されている。

第5 監査結果

A 総論

1 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 庁内のDXの推進について（企画部デジタル戦略課）

DX推進計画における「政策の柱」は、企画部デジタル戦略課（以下、「デジタル戦略課」という。）が中心となって検討し、全庁内で検証を経て決定された。策定にあたっては、デジタルの恩恵を皆が受けられるよう、最初の4年間で「デバйд対策」を最優先の柱とすることが重視され、柱は、デバйд対策から始まり、データ利活用へと段階的にステップアップするよう構成されている。

そして、政策の柱と紐付ける各施策の策定は、デジタル戦略課が主導し、全庁的な取組として進められた。まず、デジタル戦略課は各部局に対し、令和4年度以降のDX関連の具体的な提案を募集した。集まった提案は、単なるデジタル化ではなく「トランスフォーメーション（変革）」に繋がるものか、継続性があるかといった基準でデジタル戦略課が精査・選定し、DXにふさわしくないものや単年度で終わる事業は除外されている。最終的に、各部局のDXに関連する中長期的な取組を計画の「政策の柱」と紐付け、全庁的な推進体制を示す形で施策として取りまとめられた。

DX推進計画における各施策は、このようなプロセスを経て策定されたため、基本的には部局単位で完結するものがほとんどである。

令和6年度の個別事業の監査を実施した限りでは、全体として、DX推進計画におけるKPI（活動指標）や施策そのものの進捗は概ね順調に進んできたという心象である。

しかしながら、部局単位で完結しない組織横断的な性質を持つ庁内のDXの推進には、一定の課題が見られる。具体的な施策名で言うと「新しい働き方（スマートワーク）の推進」に関連する事業である。今回の監査対象事業の中で同施策と紐付くものは、以下の2つであった。

No	事業名	担当部局・課
B-32	県庁スマートワーク推進事業費	企画部デジタル戦略課
B-37	財務会計システム運用事業費	出納局会計支援課

このうち、「B-37 財務会計システム運用事業費」については、DX推進計画策定当初に策定された「財務会計システム電子決裁機能開発」を行った後に「財務会計帳票で電子決裁を行いやすいものから段階的に実施」という年次計画に基づき、実務において一定の成果を挙げている。今後は、更なる拡大に向けた取組に期待するが、クリアしなければならないハードルは今まで以上に上がると想定されるため、個別事業のパートにおいて「意見」として提言する。

一方で、「B-32 県庁スマートワーク推進事業費」は、県庁東館（経済産業部産業革新局）における新しい働き方を検証するためのモデルオフィスの整備と、そこで露見した課題解決のためのスマートフォン内線電話化のモデル実施という事業であるが、モデル実施を行った後、将来的にどのように展開していくつもりなのかといったビジョンが庁内で共有されていなかった。その検証効果や将来の投資価値について、財政当局にも十分かつ適切に伝えきれていないため、新たな予算措置がなく、モデル実施の検証で止まっているのが現状である。仮に、今後も拡大させるべきか議論がなされない場合、モデル実施のために投じた支出の意義が薄れてしまうため、問題である。しかしながら、このプロジェクトを拡大させる場合、全庁的な規模となり、大変大掛かりな事業となる。さらに、これを単なる固定電話回線の交換として考えるのではなく、スマートフォンで活用可能な業務アプリの導入まで視野に入れた働き方改革の推進として考えた場合、全庁横断的かつ長期的で大規模な投資戦略としなければならない。固定電話回線を全庁的に交換したいという話なのか、スマートフォンを利用した働き方改革の推進をしようとする話なのか、将来のビジョンが明確に共有されていなかったように思われる。

一般論として、組織横断的なDX投資は、個別のシステムやツール単体で考えるものではなく、複数の構成要素を総合的に計画し、複数年にわたる長期的な投資計画として、将来を含めた費用対効果を加味して判断すべきものである。

行政機関は「単年度予算」で事業の取捨を選択する傾向にあるが、将来のビジョンを全庁的に共有し、そこから逆算した長期的な目線を持たず、本件のように単一事業であるかのように予算化するようなやり方では、全庁横断的かつ長期的で大規模なDX推進はなかなか前に進まないと考える。

現行のDX推進計画は令和7年度で終了するが、第二次計画においても引き続き庁内のDXは推進される。デジタル戦略課は、DX推進の責任部門として、全庁的なDXを統括・推進する役割を担うべきである。将来のビジョンを示してこれを庁内で共有した上で、長期的なDXのゴールから逆算した戦略的な投資計画を策定し、その計画に基づき、財政当局をはじめとする関係部局に対し、中長期的な視点での評価・判断に必要な情報を提供して認識を共有し、全庁的な協力体制を構築する必要がある。また、各部局が個別に行うデジタル関連事業を統一的に把握し、全庁的な視点からその連携を統括・調整することで、継

ぎ接ぎではない一貫性のあるものを着実に作り上げることが求められる。

② 再委託契約の承認手続について（出納局会計支援課）

監査対象とした個別事業において再委託契約がある場合、それぞれ再委託に係る承認の流れを確認した。

再委託契約が予定されている場合、委託先から「再委託承認申請書」、委託先による「誓約書」及び再委託先による「誓約書」が提出され、これらの書類等に基づいて各事業所管課は必要な審査を行い、「再委託承認書」を交付している。

特に、「再委託承認申請書」には、「1 再委託先、2 再委託の内容、3 再委託が必要な理由、4 再委託の条件（個人情報保護、情報セキュリティの確保等、再委託先にも義務を求める事項がある場合に記載されるもの）」が記載されていたが、ほとんどのケースで「再委託金額」及び「再委託の期間」が記載されていなかった。これは、出納局会計支援課が発出する「財務会計事務の手引」に掲載されている様式例にも「再委託金額」及び「再委託の期間」は記載されておらず、県としてこれらの情報を加味することまで要求していないためと考えられる。実際に、各事業別のヒアリングにおいて再委託金額について質問したが、ほとんどが「把握していない」という回答であった。

そもそも、地方自治体における委託契約は、自治体側が受託者の資力、信用、技術及び経験等を評価・信頼して締結するものであり、受託者自らがその業務を履行することが原則である。したがって、安易な再委託は、責任の所在が不明確になり発注者である自治体側が責任を持てる体制を確保できなくなる、本来必要のない中間マージンが支払われる、などの不都合が生じるおそれがあり、契約の適正な履行の確保や責任の所在を不明確にすることから、本来禁止されるべき性質のものである。

再委託が認められるのは、業務の専門性や特殊性、あるいは効率性の観点から合理的な理由及び必要性があり、かつ、例外的に発注者の承認手続を経た場合に限られる。すなわち、県による再委託の承認は、単なる形式的な確認行為ではなく、契約の原則に対する例外措置としての妥当性を厳格に審査するプロセスを経た上で実施しなければならない。

この承認の判断を行う上で、「再委託金額」及び「再委託の期間」は極めて重要な要素であると考ええる。

例えば、委託料の大部分が再委託先に支払われている場合、受託者は実質的な業務を行わずに利益を得る「中間搾取」の状態にある疑いが生じる。また、契約期間の全期間にわたり主要な業務が再委託されている場合は、実質的な一括再委託に該当する可能性が高く、県がその受託者と契約した意義自体が失われることとなる。

このように、再委託金額や期間の多寡は、受託者が主体的に業務を行って

るか、あるいは単なる名義貸しに近い状態になっていないか等の履行体制の適正性を判断するための不可欠な指標であると考える。

したがって、県は、適正な契約履行を確保する観点から、再委託契約に関する決裁権者が経済合理性や業務関与の実態を判断できるよう、「再委託金額」及び「再委託の期間」といった審査に不可欠な情報を確実に把握するための体制を整備すべきである。今後、会計支援課においては、「財務会計事務の手引」の様式例の改訂を検討しながら、実務の場における書面については必須記載事項を設けるよう、各部局に対する指導と周知を徹底する必要がある。これにより、各事業所管課が再委託契約の経済合理性や業務関与の実態を正確に把握し、実効性の高い審査を経て承認の可否を判断できる体制へと改善を促していくべきである。

また、「2 再委託の内容」についても、第三者の目から見て、記載が抽象的であり再委託先が担う業務範囲が判然としない事例も見受けられた。承認申請にあたっては、仕様書のどの区分を再委託するのか、また委託先と再委託先との役割分担はどうなっているのか等が明確に分かるような書式（業務分担表の添付等）に改めることを検討すべきである。

B-01 ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費
 (デジタルデバイド対策の実施)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	企画部 デジタル戦略課				
根拠法令等	-				
主な事業内容	E X	I C Tエキスパート派遣事業 (以下「E X」という。) I C T等の専門家を、市町その他の県内団体へ派遣する			
	デジタル	デジタルサポーター育成事業 (以下「デジサポ」という。) 県内の団体における講習会を実施し、デジタルサポーターを育成する			
事業目的	E X	行政及び地域社会におけるD Xの促進			
	デジタル	デジタルデバイドの解消			
事業の必要性	E X	D Xを通じた豊かで質の高い行政サービス・地域社会を実現する必要がある			
	デジタル	急速なデジタル化が進んでおり、I C Tを利用する能力の格差は教育・雇用機会の格差に直結するようになっている。そのためI C Tを利用する能力の低い高齢者等が社会から排除されることを防止する取組が必要になる			
事業目標	何を	E X	行政及び地域社会のデジタル化		
		デジタル	サポーター育成数		
	いつまでに	E X	継続的に		
		デジタル	令和7年度		
どのような状態にした いか	E X	行政及び地域社会におけるI C Tの利活用の活性化			
	デジタル	1,200人育成			
事業期間	E X	開始	平成30年度	終了予定	未定
	デジタル	開始	令和4年度	終了予定	令和7年度
D X推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策①：デジタル化の推進に必要なデバイド対策の実施			
	施策名	デジタルデバイド対策の実施			
事業対象	E X	市町、学校、N P O等	デジタル	高齢者等	
実施方法	E X	直接実施	デジタル	業務委託	
実施主体	県				
連携部署	-				

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	13,086	12,756	12,756
最終予算額 (b)	12,549	12,755	12,126
決算額 (c)	12,155	12,366	11,962
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	3.1%	3.0%	1.4%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

ICTエキスパート派遣事業

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	1,444	
合計	1,444	

デジタルサポーター育成事業

区分	金額	説明
一般財源	10,517	
合計	10,517	

② 支出

ICTエキスパート派遣事業

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
報酬	1,270	1時間5,000円×254時間
旅費	174	県職員の旅費に関する規定に基づき支払い
合計	1,444	

デジタルサポーター育成事業

節項目	金額	主な内容
報酬	6	障害者団体との打合せにおける手話通訳者への報酬
委託料	10,510	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	10,517	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	11,149	11,148	10,510

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	㈱東海道シグマ	10,510	令和6年度ふじのくにデジタルサポーター育成事業業務委託契約	有 (※)
委託料 計		10,510		

※ 再委託金額を把握している。

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	デジタル技術の専門家派遣回数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	59回/年度	65回/年度	70回/年度
実績値	81回/年度	95回/年度	

③ 当事業固有の成果指標

指標	(デジサポ) 4年間でデジタルサポーター認定者を1,200人育成		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	300人	300人	1,200人(累計)
実績値	501人	268人	

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 重要資料に設定されたパスワードの共有管理について

デジタルサポーター育成事業のスキームには、認定を受けたデジタルサポーターが事業の推進主体である県に対して、自らが実施した支援活動についての実績報告を行うというフィードバックの仕掛けも施されており、一定の事後評価ができる形になっている。この報告は実際にはEメールを通して個別に寄せられるが、所管課ではこれを取りまとめた一覧表（Excel）を通じて一元管理しており、各個人の氏名や連絡先から活動履歴まで詳細な情報が集約されるものとなるため、重要な保護対象となる。しかしながら、この一覧表は、パスワードをかけて保存を行っているものの、それを掛けた担当者本人のみしか知らない形に属人化されていた。

これは、県の個人情報管理規程にあるような内容（例えば、複製制限、誤送付等の防止、廃棄等のルール）に対して逸脱するものではなく漏洩リスクの観点で問題となるものではない。しかし、複数の担当者や上司による承認の元で牽制を利かせながら、業務や権限を適切に共有又は分担するという内部統制の基本的な観点では改善の必要がある。例えば、唯一のパスワード設定者に不慮の不在やパスワードそのものを忘れてしまった等のトラブルが発生した際には、この重要情報が扱えないこととなり、またその他のインシデントも含めて当該担当者ひとりにその責任を帰属させることとなりかねない。

したがって、パスワードや更新方法の複数人による共有を行い、また「誰がそれを把握しているか」を課内の第三者でも認識できるように見える化しておくことが望ましい。

B-02 広報力強化事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	総務部 広聴広報課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	県公式ホームページにおけるA I 検索機能の導入及び運用保守管理を行う		
事業目的	検索機能の精度向上により、ホームページの利便性を高める		
事業の必要性	県のホームページに係る県民アンケートにおいて、「検索しても出てこない」「検索する単語選びが難しい」等の意見があった。DX 推進が進む中、県のウェブページは全ての世代が簡単に利用できるものとなる必要があるため、検索機能の精度向上は必要である		
事業目標	何を	「欲しい情報がすぐ見つかる」と回答する県民の割合	
	いつまでに	令和8年度	
	どのような状態にしたいか	9割まで向上させる (県政インターネットモニターアンケート調査結果)	
事業期間	開始	令和6年度	終了 令和6年度
DX 推進計画における位置付け	政策の柱	政策①: デジタル化の推進に必要なデバйд対策の実施	
	施策名	情報アクセシビリティの確保	
事業対象	県公式ホームページ利用者		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	企画部電子県庁課		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)			—
当初予算額			3,398
最終予算額 (b)			3,398
決算額 (c)			2,114
次年度繰越額 (d)			—

予実乖離率 (1-c/(a+b-d))			37.8%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			
令和6年度	予算要求時に想定していた検索システムより、安価なシステムを導入したため。		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	1,057	
国庫	1,057	デジタル田園都市国家構想交付金 1/2
合計	2,114	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	2,114	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	2,114	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額			2,114

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(株)フューチャーイン 静岡支社	2,114	静岡県ホームページA I 検索機能導入 及び運用保守業務委託	有 (※)
委託料 計		2,114		

※ 再委託金額は把握していない。

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

- ① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし
- ② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標 なし
- ③ 当事業固有の成果指標 なし
- ④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① AI検索機能の改善について

当事業は、県政インターネットモニターアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）において、「欲しい情報がすぐに見つかる」と回答する県民の割合を、令和8年度までに9割に引き上げることを目標として、県公式ホームページにAI検索機能を実装するという事業である。

AI検索機能が実装された4ヶ月後に実施したアンケート調査において、「欲しい情報がすぐに見つかる」と回答する県民の割合は、実装前であった前年から微減しており、当該機能が期待される効果を十分に発揮できているとは言い難い。

また、県公式ホームページに実装されているAI検索機能は、自動学習機能が付いておらず、委託先業者の手作業でデータをインプットすることによって学習させる性質のものである。しかも、現状は、委託先業者の手作業による学習データのインプットが仕様書において「年1回」と定められるに留まっており、令和6年度は、アンケート調査実施後に1回実施されただけである。

所管課は、県民目線での利便性向上を確実にするために、委託先業者と交渉を行い、AI検索システムの学習機能や検索精度を早急に向上させるための改善措置を講じる必要がある。

B-03 消費者行政強化促進事業費 …監査対象から除外

B-04 私立学校サポートスタッフ配置等事業費助成
(ICT教育環境整備推進事業費助成)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	健康福祉部 こども若者局 私学振興課			
根拠法令等	私立学校振興助成法 私立学校サポートスタッフ配置等事業費補助金交付要綱 私立学校サポートスタッフ配置等事業費補助金実施要領			
主な事業内容	私立学校における子どもの学びを保障するために、デジタル技術を活用した教育活動の実施に当たり、授業で使用するICT教育設備の保守・管理やフィルタリングソフトの導入等、児童生徒が安心して学習できるICTを活用した教育環境の構築や児童生徒1人1台端末の整備にかかる経費に対して助成する			
事業目的	私立学校におけるデジタル技術を活用した教育環境の充実			
事業の必要性	GIGAスクール構想において、児童生徒の1人1台端末や通信環境の整備を推進する必要がある また、ICT環境整備が推進される中で、ICT支援員の学校への配置の必要性が高まっている			
事業目標	何を	特色化要件を項目として定め、当該項目の一定数を満たした学校(令和4年度以降は10項目中5項目)		
	いつまでに	令和7年度		
	どのような状態にしたか	高い水準を維持する		
事業期間	開始	令和5年度	終了予定	未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策①: デジタル化の推進に必要なデバインド対策の実施		
	施策名	ICTを活用した教育の推進		
事業対象	私立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校			
実施方法	補助金			
実施主体	県			
連携部署	-			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)		—	—
当初予算額		38,300	14,200
最終予算額 (b)		7,100	15,800
決算額 (c)		7,094	14,772
次年度繰越額 (d)		—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)		0.1%	6.5%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	7,386	
国庫	7,386	私立高等学校等経常費助成費補助金 国 1/2 県 1/2
合計	14,772	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等 (※1)	14,772	(5) ②令和6年度補助金等の概要参照
合計	14,772	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

(4) 請負や委託等の契約 該当なし

(5) 負担金等

① 補助金の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額		7,094	14,772

② 令和6年度補助金の概要

(単位：千円)

交付先	金額	内容
学校法人 9件	14,772	私立学校サポートスタッフ配置等事業費補助金 (ICT教育環境整備推進事業)
補助金 合計	14,772	

(6) 成果指標と活動指標

- ① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし
- ② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標 なし
- ③ 当事業固有の成果指標 なし
- ④ 当事業固有の活動指標 なし

⑤ 当事業に直接関連する総合計画の活動指標 (「デジタル社会の形成」以外)

指標	特色化教育実施校比率(私立高校)		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	100%	100%	100%
実績値	88.1%	85.7%	

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-05 人権教育総合推進事業費 …監査対象から除外

B-06 ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費
(県有施設のデジタル化事業)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	企画部 デジタル戦略課			
根拠法令等	—			
主な事業内容	県有施設 20 か所を対象とし、施設のデジタル化を進めていくもの			
事業目的	県有施設 20 か所を対象とし、光回線等の整備を行う			
事業の必要性	コロナ禍により、リモートワークやオンライン会議の機会が増え、スマート社会の実現に向け、県有施設においても環境を整備していく必要がある			
事業目標	何を	県有施設（有料会議室）のインターネット環境整備率		
	いつまでに	令和7年度		
	どのような状態にしたいか	100%にする		
事業期間	開始	令和4年度	終了予定	令和7年度
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策②：超スマート社会の実現に向けた環境整備		
	施策名	県有施設等のデジタル化の推進		
事業対象	県有施設 20 か所			
実施方法	工事請負			
実施主体	県			
連携部署	スポーツ・文化観光部（スポーツ振興課、文化政策課） 経済産業部（労働雇用政策課、商工振興課、農業戦略課、農産振興課、お茶振興課） 交通基盤部（公園緑地課、港湾企画課） 健康福祉部（地域福祉課） 教育委員会（社会教育課）			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	23,300	35,028	21,720
最終予算額 (b)	14,300	32,999	20,670
決算額 (c)	11,204	30,969	17,247
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	21.7%	6.2%	16.6%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			
令和4年度	13施設のうち、4施設が年度内に工事が完了しなかったため		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	17,247	
合計	17,247	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
需用費	178	
工事請負費	16,137	観音山少年自然の家、焼津青少年の家、静岡県武道館
その他	932	指定管理者と所管課との特記協定書に基づく回線料 (指定管理者の所管課に回線料を配当し、所管課から指定管理者へ支払うもの)
合計	17,247	

(4) 委託や請負等の契約

① 工事請負費の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	6,641	30,264	16,137

② 令和6年度請負契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名
1	(株)朋電社	14,300	令和6年度静岡県武道館無線 LAN 設置工事
2	(株)伝送システム	1,837	令和6年度静岡県焼津青少年の家無線 LAN 設置工事
工事請負費 計		16,137	

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	県有施設（有料会議室）のインターネット環境整備率		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	100%
実績値	80%	100%	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 県有施設の公衆 Wi-Fi サービスのセキュリティ対策について

当事業は、県有施設 20 か所の有料会議室等のインターネット光回線等の整備を行っており、令和6年度までに全 20 か所の整備が完了している（20 か所のうち、グランシップと浜名湖ガーデンパークは各所管課で予算を確保して整備。）。デジタル戦略課で予算を確保した 18 か所のうち、2 か所は有線回線であるが、16 か所は無線回線が設置されている。

当事業は、施設利用者の利便性向上及び Web 会議等へのニーズに対応するための重要施策であるが、公衆 Wi-Fi 環境においては、通信の盗聴や不正アクセス等のリスクがあり、これらに対する適切なセキュリティ対策の実施はサービス提供者の責務である。総務省が策定した「公衆『Wi-Fi 提供者』向けセキュリティ対策の手引き（令和 7 年 2 月版）」（以下、「手引き」という。）においても、サービス提供者が講ずべき技術的・管理的措置が示されている。

今回の監査で、総務省の手引きを参考に、デジタル戦略課で予算を確保し整備が完了した 18 施設に対して、Wi-Fi ルーターの設定及び管理状況に関する以下のアンケート調査を行った。

関連項目	質問した内容
強固な暗号化方式の採用	W P A 2 又は W P A 3 を利用していますか
ネットワークの分離	利用者向けの「ゲスト Wi-Fi」と、（指定管理者又は県）職員が業務で使う「業務用 Wi-Fi」のネットワークを物理的又は論理的に完全に分離し、万が一ゲスト側で問題が発生しても業務用システムに影響が及ばないようにしていますか
A P アイソレーション機能	同じ Wi-Fi に接続している利用者同士が直接通信できないようにする機能は備わっていますか
利用認証の導入	パスワードを入力するだけでなく、利用規約への同意を求める画面（キャプティブポータル）を表示したり、メールアドレスや SNS アカウントでの認証を求めたりする機能は備わっていますか
管理用パスワードの設定	管理用パスワードは初期設定から変更していますか
利用者パスワードの通知方法	利用者には、パスワードをどのように教えていますか（例：壁に貼っている、カードを配っている等）
利用者パスワードの変更	パスワードは定期的に変更していますか
利用者への注意喚起	「重要な情報の入力には避ける」「VPNを利用する」といった、安全な利用方法についてポスターやウェブサイトで周知していますか

アンケートの結果、総務省の手引きで示されているようなセキュリティ対策が、十分にできていない施設が複数あることが確認された。具体的には、手引きで求められるセキュリティ機能が付いていない機器が使用されていた事例や、機器に

機能はあっても有効に設定されていない、また、管理用パスワードが初期設定のままになっている、などの事例が検出された。

これらの原因としては、県有施設の公衆 Wi-Fi サービスに関するセキュリティ基準が特段定められていなかったため、機器（Wi-Fi ルーター）の選定・調達時に十分な検討が行われず、重要な機能のない機器が選ばれてしまったこと、又は、機能があっても設定や管理上の重要な対応がなされてこなかったことなどが考えられる。

デジタル戦略課及び各施設を所管する課は、総務省の手引きを参考に、県有施設の公衆 Wi-Fi サービスに関するセキュリティの基準等を明確にし、設定の不備を改善し、必要に応じて、機器の利用停止や再調達を行うことを望みたい。また、利用者へのパスワードの通知方法や、安全な使用方法についての注意喚起を行うなどの対応についても再検討を行うことが望まれる。

B-07 ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費
(情報システムの標準化・共通化)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	企画部 デジタル戦略課		
根拠法令等	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律		
主な事業内容	令和7年度末までに、県内全市町において情報システムの標準化・共通化が完了するよう、相談窓口を設置し、進捗状況に応じた個別支援を実施する		
事業目的	情報システムの標準化・共通化の期限である令和7年度末に向けて、「ふじのくにDX推進計画」に基づき、システム移行に遅れる団体が発生することなく、自力で標準化・共通化に取り組めるよう、県内市町への支援を行うことにより、行政運営の維持・継続の観点から、円滑かつ安全な移行に寄与することを目的とする		
事業の必要性	情報システムの標準化・共通化は国が全国で進めているデジタル化であり、県内全市町が移行に遅れることが無いように支援しなければならないため		
事業目標	何を	各市町の情報システム標準化・共通化業務	
	いつまでに	令和6年度	
	どのような状態にしたか	課題の洗出しが勉強会等における検討・分析を通じて完了し、システム更新の準備が整った状態	
事業期間	開始	令和4年度	終了 令和6年度
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策②：超スマート社会の実現に向けた環境整備	
	施策名	情報システムの標準化・共通化	
事業対象	県内 35 市町		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	—		

当事業は、令和7年度末の期限までに、県内全35市町において情報システムの標準化・共通化が完了するよう、県が伴走支援をするものであり、令和6年度をもって終了した。令和7年度以降は、各市町による、選定されたシステムへの実際の移行・導入作業が中心となるが、これは各市町やベンダー側の実作業であり、県が事業化して関与するものではない。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	16,000	18,000	10,000
最終予算額 (b)	15,946	18,000	9,724
決算額 (c)	15,945	17,999	9,724
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	0.0%	0.0%	0%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	9,724	
合計	9,724	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	9,724	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	9,724	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	15,945	17,849	9,724

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	㈱ガバメイツ	9,724	令和6年度静岡県市町等情報システム標準化・共通化支援業務委託	無
委託料 計		9,724		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標

指標	情報システムの標準化・共通化が完了した市町数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	21 市町	28 市町	35 市町
実績値	0 市町	0 市町	

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	市町のデジタル化の推進に向けた研修会等支援回数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	4回/年度	4回/年度	4回/年度
実績値	10回/年度	8回/年度	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-08 生活保護システム運営事業費 …監査対象から除外

B-09 児童扶養手当システム運営事業費 …監査対象から除外

B-10 議会デジタル化推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	県議会事務局 政策調査課 県議会事務局 議事課			
根拠法令等	—			
主な事業内容	議員活動の充実・強化と職員の業務効率化、議会運営コストの削減を図るため、全議員に1台ずつ情報端末機器を貸与するとともにペーパーレス議会システムを導入する			
事業目的	議会のペーパーレス化			
事業の必要性	職員の業務効率化、議会運営コストの削減に向けDXは必須			
事業目標	何を	議会関係資料		
	いつまでに	令和7年度		
	どのような状態にしたいか	議会資料の完全ペーパーレス化		
事業期間	開始	令和4年度	終了予定	未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策②：超スマート社会の実現に向けた環境整備		
	施策名	県議会における情報端末機器等の導入		
事業対象	県議会議員、県職員			
実施方法	業務委託、直接実施			
実施主体	県			
連携部署	—			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	25,500	13,352	13,352
最終予算額 (b)	24,980	10,791	12,473
決算額 (c)	23,312	10,603	12,275
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	6.7%	1.7%	1.6%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	12,275	
合計	12,275	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
需用費	64	無線LANアクセスポイント取替修繕 等
委託料	1,518	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
役員費	4,943	タブレット通信料、インターネット接続料 等
使用料等(※1)	4,053	タブレット端末賃貸借料、タブレットアプリ使用料等
その他	1,695	備品購入費(会派PC更新等)
合計	12,275	

※1 使用料等＝使用料及び手数料

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	1,072	1,661	1,518

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	キッセイコムテック(株)	1,518	令和6年度静岡県議会ペーパーレス会議システム運用支援業務	無
委託料 計		1,518		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

- ① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし
- ② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標 なし
- ③ 当事業固有の成果指標 なし
- ④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-11 ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費
(カスタマイズ版生成AIの実証導入)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	企画部 デジタル戦略課		
根拠法令等	-		
主な事業内容	本県独自の規程類や議会答弁記録等の追加学習 (カスタマイズ) により、本県の実務に即した回答が可能な文章生成AIツールの導入・運用をする		
事業目的	職員の業務効率化		
事業の必要性	デジタルツールを活用した業務効率化を促進するとともに、業務利用可能な生成AIツールを指定することによりセキュリティを担保するため		
事業目標	何を	文章生成AIツールを利用した業務効率化	
	いつまでに	継続的に	
	どのような状態にした いか	全庁へ普及する	
事業期間	開始	令和6年度	終了予定 未定
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進	
	施策名	生成AIを活用した業務効率化の推進	
事業対象	全庁		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	-		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)			-
当初予算額			6,000
最終予算額 (b)			6,000
決算額 (c)			5,214
次年度繰越額 (d)			-

予実乖離率 (1-c/(a+b-d))			13.1%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	5,214	
合計	5,214	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	5,214	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	5,214	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額			5,214

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(株)エクサウィザーズ	5,214	生成AIサービス導入及び運用保守 業務委託	有 (※)
委託料 計		5,214		

※ 再委託金額を把握している。

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	生成AI利用による業務時間の削減		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値		—	19,600時間/年
実績値		—	

※ 当事業は令和6年度に開始されたが、初年度は試験導入のフェーズであり、全庁展開はまだされていない。そのため、実績値は「—」となっている。

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 生成AIツールの職員の利用普及について

当事業は、庁内職員の業務効率化のために、本県独自の規程類や議会答弁記録等の追加学習（カスタマイズ）により、本県の実務に即した回答が可能な文章生成AIツールの導入・運用する事業である。令和6年度は試験的に導入され、令和7年度に全庁的に展開されている。

生成AIは、使用者がどれだけ明確に質問（プロンプト）を出せるかによって、導き出される回答の有効性が大きく変わってくる。そのため、デジタル戦略課は、研修の実施やプロンプトの見本を庁内掲示板で全職員向けに掲載するなど、利用の普及に努めているところである。

現時点で職員に最も利用されているのは、会議録や打ち合わせ結果の文字起こし（音声のテキスト化）を行い、文字起こしされた内容の要約を行う機能とのものである。当該機能は業務効率化に寄与しており、導入による一定の有用性があると評価されている。また、最近ではテクノロジーの発展による生成AIそのものの機能拡充が進んでおり、県の生成AIツールにおいても業務効率化のための更なる機能向上が期待される場所である。

生成AIツールの利用により、庁内業務がより効率化されることは明らかである。将来的には、多くの職員が「使いこなせる」環境になることが望まれる。そのためには、デジタル戦略課は、今後も継続して、プロンプトの好事例を更新していくなど、更なる利用の普及に努める必要があると考える。

B-12 防災DX連携強化事業費 …監査対象から除外

B-13 盛土造成行為適正化推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	くらし・環境部 環境局 盛土対策課		
根拠法令等	宅地造成及び特定盛土等規制法		
主な事業内容	盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩壊等による災害の防止を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護する		
事業目的	県内の盛土造成行為の適正化を推進する		
事業の必要性	不適切盛土による被害をなくす		
事業目標	何を	盛土造成行為が行われている箇所	
	いつまでに	継続的に	
	どのような状態にしたか	全てが適正に行われている状態	
事業期間	開始	令和4年7月	終了予定 未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進	
	施策名	盛土造成行為の適正化の推進	
事業対象	—		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	—		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	3,610	36,000	37,000
最終予算額 (b)	3,610	36,000	37,000
決算額 (c)	3,575	34,903	37,675
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	1.0%	3.0%	△1.8%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

※ 令和6年度当初予算は、DX関連のみを計上しており、決算額の予算超過分は同事業内の別メニューから充当した。

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	29,838	
国庫	7,837	防災・安全交付金 盛土規制法対応の委託料のうち、 県負担割合 1/2
合計	37,675	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	37,675	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	37,675	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	3,575	34,903	37,675

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(有)アーク	15,675	盛土監視システム改良業務委託 (盛土規制法対応)	無
2	日本工営(株) 静岡事務所	22,000	令和6年度静岡県衛星画像を活用した 盛土監視体制強化業務委託	有 (※)
委託料 計		37,675		

※ 再委託金額を把握している。

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	盛土造成行為が適正に行われている箇所割合		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	100%
実績値	91.0%	91.9%	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 盛土監視システムの業者選定プロセスとベンダーロックインについて

盛土に関する規制は、本県独自の盛土条例(旧条例)が令和4年3月29日に公布された後、国の盛土規制法(正式名称は「宅地造成及び特定盛土等規制法」)が速やかに整備された。新しい法令の下では、不適切な盛土の管理基準は非常に厳しく設定されている。そのため、県民からの通報、県の監視監督の過程と結果、そして適正に申請・許可された盛土情報などを、地図上の位置情報と結びつけながら一元的に管理する必要がある。これにより、監視業務を効率化し、県民への情報公開を進めるDXの取組は、極めて重要となる。

盛土規制の厳格化に伴い、行政には迅速な対応が求められることとなったが、本県においては、既に庁内の交通基盤部で稼働していた静岡県地理情報システム(GIS)を活用した盛土監視システムが導入された。この手法は、早期稼働やコスト抑制の観点から一定の合理性があったと評価できる。しかし、構築にあたっては既存業者との単独随意契約が採用され、著作権移転やソースコード開示等の条件が含まれていないため、特定業者に依存するベンダーロックインのリスクが高まっている。所管課は独自の技術による著作権上の制約を契約の理由としているが、長期的視点に立てば、システム導入効果の検証や見直しは不可欠である。したがって、盛土対策課は、今後、業務内容の追加や見直し、庁内の他の関連システムの更改、あるいは業者変更の機会が生じた際には、一般競争入札方式を採用することや、検討の過程でベンダーロックインのリスクを排除するための具体的な対策を組み込むことを検討する必要がある。

B-14 脱炭素社会実現推進事業費

(県民運動ふじのくに COOL チャレンジ「クルポ」アプリ)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	くらし・環境部 環境局 環境政策課			
根拠法令等	地球温暖化対策の推進に関する法律 静岡県地球温暖化防止条例 静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）			
主な事業内容	温暖化対策アプリ「クルポ」を活用し、県民一人ひとりが地球温暖化防止のための活動を楽しみながら実践することを促す			
事業目的	県民の脱炭素型ライフスタイルへの転換			
事業の必要性	地球温暖化防止に向けた取組を進める「ふじのくに COOL チャレンジ」を展開するため			
事業目標	何を	家庭部門の温室効果ガス排出量		
	いつまでに	2030年度（令和12年度）		
	どのような状態にしたいか	2013年度比で46.2%削減		
事業期間	開始	2018年度（平成30年度）	終了予定	未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進		
	施策名	アプリを活用した啓発の実施		
事業対象	県民			
実施方法	負担金（※）			
実施主体	静岡県地球温暖化防止活動推進センター（※）			
連携部署	—			

（※）温暖化対策アプリ「クルポ」は、県が構築（令和4年度に改修）したものであるが、「ふじのくに COOL チャレンジ実行委員会」において運用され、県は同実行委員会に負担金を拠出することで事業を実施する。静岡県地球温暖化防止活動推進センターは、同実行委員会の事務局を務めている。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	14,000	4,988	6,400
最終予算額 (b)	15,700	4,988	8,400
決算額 (c)	14,942	4,750	8,400
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	4.8%	4.8%	0%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	5,200	
国庫	3,200	地方創生交付金 1/2
合計	8,400	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※1)	8,400	(5) ②令和6年度負担金の概要参照
合計	8,400	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	8,492	—	—

② 令和6年度委託契約の概要 該当なし

(5) 負担金等

① 負担金等の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	6,450	4,750	8,400

② 令和6年度負担金の概要

(単位：千円)

交付先	金額	内容
ふじのくに COOL チャレンジ実行委員会	6,400	ふじのくに COOL チャレンジ実行委員会負担金
同上	2,000	ふじのくに COOL チャレンジ実行委員会負担金 (キ ャンペーン実施分)
負担金 合計	8,400	

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	クルポのアクション数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	1,200,000回	1,200,000回	1,200,000回
実績値	1,608,830回	1,858,018回	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-15 南アルプス魅力発信事業費（次代を担う子供達に向けた取組）

1 事業の概要

（1）概要

所管課	くらし・環境部 環境局 自然保護課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	次代を担う子ども達に向けた教材コンテンツから構成される、パソコン、スマートフォン等で使用可能な「南アルプス魅力発信・環境学習サイト」を開発する		
事業目的	南アルプスへの関心や愛着を醸成する		
事業の必要性	ユネスコエコパークの3つの機能（「保存機能」「学術的研究支援」「経済と社会の発展」）を果たすため		
事業目標	何を	学校等の授業	
	いつまでに	令和7年度	
	どのような状態にした いか	<ul style="list-style-type: none"> ・当該サイトを活用して教員等が自発的かつ継続的に授業・講座を実施する ・サイト閲覧数が年度ごとに増加する 	
事業期間	開始	令和3年度	終了予定 未定
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進	
	施策名	アプリを活用した啓発の実施	
事業対象	県民ほか		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	—		

（2）事業費の推移

（単位：千円）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	10,000	5,556	5,500
最終予算額 (b)	8,000	5,106	4,978
決算額 (c)	6,986	4,917	4,851
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	12.7%	3.7%	2.5%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因	該当なし		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
繰入金	4,851	南アルプス環境保全基金
合計	4,851	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	4,812	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
旅費	39	職員の県内学校等への出張旅費
合計	4,851	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	6,986	4,917	4,812

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(特非) ホールアース自然学校	3,614	令和6年度南アルプス魅力発信・環境学習サイト授業モデルプログラム作成業務	無
2	(株) Geolocation Technology	605	令和6年度「南アルプスの宝箱」サーバ保守管理業務	無
3	(株) Geolocation Technology	127	令和6年度南アルプス魅力発信・環境学習サイト改修業務	無
4	(株) Geolocation Technology	465	令和6年度南アルプス魅力発信・環境学習サイト改修業務2	無
委託料 計		4,812		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

- ① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし
- ② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	南アルプスサポーター数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	2,138人	2,664人	3,190人
実績値	1,886人	2,048人	

- ③ 当事業固有の成果指標 なし
- ④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

- ① 委託先における個人情報の取扱状況の確認手続の不備について

当事業では、サイトのサーバ保守管理業務を委託している株式会社Geolocation Technologyにおいて個人情報の取扱いがある。取り扱う情報の中には、個人の氏名及びメールアドレスが含まれている。これらは、委託先のサーバ内で管理されている。

県では、委託先に個人情報の取扱いがある場合、「個人情報取扱委託指針（平成15年3月20日制定、令和5年3月27日最終改定）」（以下、「委託指針」という。）の3（4）にて、次のように規定しており、委託先における個人情報の取扱状況について、所管課が少なくとも年1回以上確認を行うものと定めている。当該規定は、令和5年4月1日以降、地方公共団体においても個人情報保護法が適用されることとなり、委託業務についても安全管理措置が求められるようになったことを受けて改定されたものである。

3 委託に当たっての措置

（4）受託者における委託に係る個人情報の取扱状況を随時把握するとともに、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における責任者及び業務従事者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うものとする。ただし、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等を検討した結果、実地検査を行わない場合には、報告書を提出させる等の方法で委託先の管理体制等を確認するものとする。

そして、毎年一定時期に、企画部電子県庁課及び総務部法務文書課が連名で、個人情報保護事務等自己点検の実施を全庁的に案内しているところである。

ところが、所管課は、令和6年度に委託指針が要求する個人情報管理状況の実地検査又は書面による確認を実施していなかった。所管課の説明によると、委託契約書に添付している「個人情報取扱特記事項」では、「立入調査は必要があると認めるときに実施する」旨の記載としていたため、「年1回以上原則として実地検査により確認を行う」という認識をしていなかった、とのことである。

委託契約書に添付されている「個人情報取扱特記事項」には、どの部局のものであっても共通して委託先との間で立入調査についての取り決めが記載されており、表現としては「必要があると認めるときに実施する」と記載されている。

これに関して、個人情報取扱状況の全庁的な調査を所管する総務部法務文書課に問い合わせたところ以下のような回答があった。

個人情報取扱特記事項の規程は、契約の一部として県と委託先との関係を定めたもので、委託元である県には必要に応じていつでも報告徴収又は立入調査の権限がある、というものである。

この権限に基づき、県は、委託指針に則って年1回以上、任意のタイミングで原則として実地により委託先の状況を確認する。

ただし、委託指針に定めがあるとおりに、個人情報の秘匿性等を検討した結果、実地検査を行わない場合には、報告書を提出させる等の方法によることができる。

すなわち、委託指針に則って年1回以上の確認を実施することは必須であり、「必要があると認めるとき」というのは、委託先との関係上そのタイミングが任意であることを意味するものにすぎないということである。

委託先の個人情報取扱状況を県のルールにしたがって確認していなかったのは、委託業務に関する個人情報保護ルール（毎年の実地検査又は自己点検報告書の取得義務）について、認識不足があったと認めざるを得ない。また、全庁的に案内されているはずの自己点検票において、年度ごとの確認作業が明記されているにもかかわらず、結果として確認されなかった状況は、自己点検票の実施とモニタリングが業務プロセスとして十分に機能していなかったものと考えられる。

今後は、当該事業について年1回以上の確認を漏れなく行うことはもちろんのこと、課単位でも、個人情報保護ルールの周知徹底を図り、各職員の意識とリテラシーの底上げを図る対策が必要である。

(2) 意見

なし

B-16 介護分野 ICT 化等事業費助成

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課		
根拠法令等	介護分野 ICT 化等事業費補助金交付要綱		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボットの導入に係る経費（購入又はリース）の一部を補助する。また、見守り機器導入に伴う通信環境整備に係る経費の一部を補助する ・介護ソフト及びタブレット端末等の導入に係る経費（購入又はリース）の一部を補助する 		
事業目的	介護事業所への ICT 機器等の導入を支援することにより業務の効率化を図るとともに、介護職員の身体的・精神的な負担を軽減することで、離職防止や職場定着を促進する		
事業の必要性	労働人口の減少による人材不足と介護を必要とする高齢者の増加による需要と供給の差を解消するため、ICT 機器等の導入による生産性向上が必要である		
事業目標	何を	県内介護事業所の ICT 機器等の導入率	
	いつまでに	令和 7 年度	
	どのような状態にした いか	50%	
事業期間	開始	平成 30 年度	終了予定 未定
DX 推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進	
	施策名	介護分野におけるデジタル技術の活用	
事業対象	介護事業所		
実施方法	補助金		
実施主体	県		
連携部署	—		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	292,500	292,500	290,000
最終予算額 (b)	237,199	285,500	500,000
決算額 (c)	216,493	272,932	365,297
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	8.7%	4.4%	26.9%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			
令和6年度	国庫の補助率が 1/2 から 3/4 に引き上げられたことにより予算を増額したが、交付申請額が見込みを下回ったため。		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	73,060	介護保険事業費補助金 1/5
国庫	292,237	介護保険事業費補助金 4/5
合計	365,297	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等 (※1)	365,297	(5) ②令和6年度補助金の概要参照
合計	365,297	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

(4) 請負や委託等の契約 該当なし

(5) 負担金等

① 負担金等の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	216,493	272,932	365,297

② 令和6年度補助金の概要

(単位：千円)

交付先	金額	内容
介護事業所 225 件	365, 297	介護分野 I C T化等事業費補助金
補助金 合計	365, 297	

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・D X推進計画の活動指標

指標	県内介護事業所の I C T機器等の導入率		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	50%
実績値	49%	50%	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 事業目標の設定について

所管課は、事業目標を「県内介護事業所の I C T機器等の導入率を令和7年度までに50%以上とする」と設定している。これは、D X推進計画の活動指標と整合している。しかし、D X推進計画の活動指標の目標値を設定した当時の算定根拠が正確に引き継がれておらず、目標値の算出方法について所管課から明確な回答を得ることが出来なかった。

一方で、所管課は、県内介護事業所を対象に「ふじのくに電子申請システム」により独自のアンケート調査を実施している。このアンケート調査によると、介護ロボットの導入率が70.4%であったため、当該結果を実績報告の拠り所としている。しかし、令和6年度の回答率は15.36% (1,040事業所/6,771事業所) となっており、回答率自体が低く県全体としての実態を示しているか疑問を抱く中

で、一応「50%」の目標値は超えているということで「実績値 50%」と報告しているのが現状である。

目標値の算定根拠が分からないことによって、具体的な実績値の算出方法が曖昧となり、結果として目標値とイコールの数値を実績値として報告してしまっていた点は問題である。また、指標の根拠データとなるアンケート調査の回答率が低すぎて、回答結果では実態が把握できないことにも問題がある。

現行のDX推進計画は令和7年度で終了となるため、今後、当該活動指標も見直されるかもしれないが、今後も指標の設定を継続する場合には、次のような見直しを検討すべきである。

- ㊦ 目標値は、基準年度の実績値（基準値）をもとに、どのくらい上乗せしていきたいのか、という視点で設定する
- ㊧ 実績値は、上記のアンケート調査を利用するのであれば、導入率ではなく、導入していると回答があった施設数とする
- ㊨ 目標値の設定根拠や実績値の算定方法に関する記録を残す

B-17 介護分野 ICT化等事業費助成（ケアマネジメントAI導入支援）

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	株式会社シーディーアイが開発したケアマネジメント支援システムSOINを居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員及び地域包括支援センター職員に利用してもらい、利用前後におけるケアマネジメント業務の変化について検証する		
事業目的	より質の高いケアプランを作成できる介護支援専門員を育成するとともに、ケアマネジメント業務の効率化を図る		
事業の必要性	介護人材確保や業務効率化の観点から必要		
事業目標	何を	AIシステムの利用	
	いつまでに	令和6年度	
	どのような状態にしたか	参加した事業所から効果や課題を確認し、事業所において導入が進められた状態	
事業期間	開始	令和2年度	終了 令和6年度
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進	
	施策名	介護・保育・障害福祉分野におけるデジタル技術の活用	
事業対象	介護支援専門員及び地域包括支援センター職員		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	—		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	2,500	2,500	1,400
最終予算額 (b)	1,639	2,500	1,400
決算額 (c)	1,638	2,499	1,400
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	0.0%	0.0%	0%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
その他	1,400	保険者機能強化推進交付金
合計	1,400	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	1,400	(4) ②委託契約の概要参照
合計	1,400	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	1,638	2,499	1,400

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(株)シーディーアイ	1,400	ケアマネジメント業務AI導入支援事業業務委託	有(※)
委託料 計		1,400		

※ 再委託金額を把握している。

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	県内介護事業所のICT機器の導入率		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	50%
実績値	49%	50%	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の成果指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① システム導入実績の事後検証について

当事業は、ケアプラン作成支援A Iシステムの導入を希望する居宅介護支援事業所等（以下、「事業所等」という。）に対して、A Iシステムの貸し出し、A Iシステム導入を促進するためのセミナーの企画・運營業務、及びA Iシステム利用前及び利用後におけるアンケート調査による効果検証等を行うものである。なお、事業所等へのサービス提供は、委託先企業が行っており、個々の事業所等に対してシステム導入のための伴走支援までするようなものではない。

所管課は、当事業の期間満了後に、委託先から事業に参加した事業所等へのアンケート集計を含む業務実施報告書の報告を受けているが、当該アンケートは、集計結果のみが所管課に報告され、その内容は「当事業に対して肯定的な回答が多い」といった抽象的な内容のものであった。さらに、当事業に参加した事業所等が事業終了後にA Iシステムを実際に導入・継続利用したかどうかについての追跡や事後検証も特に行われておらず、事業の成果や現場の状況を把握するには、十分とは言えないものであった。

当事業は、令和6年度までで終了しており、令和7年度以降は、国も導入を後押しする「ケアプランデータ連携システム」の導入支援に注力する方針である。今後、積極的にシステムの導入を進めていくためには、専門家によるきめ細やかな伴走支援も必要となる。県としても、伴走支援を委託する場合には、その効果を適切に把握し、委託業務を管理できるように、事業所等に対して、直接、アンケート調査を実施するなどの対応が望まれる。

B-18 介護事業所業務革新推進事業費

(介護現場におけるICT機器導入に対する訪問相談等)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課			
根拠法令等	—			
主な事業内容	介護職員の職場定着を促進するため、介護業務の切り分け、ICT機器・介護ロボットの導入及びキャリアパス制度の導入等に関する専門家による訪問相談等を実施する			
事業目的	介護事業所へのICT機器等の導入等を支援することにより業務の効率化を図るとともに、介護職員の身体的・精神的な負担を軽減することで、離職防止や職場定着を促進する			
事業の必要性	労働人口の減少による人材不足と介護を必要とする高齢者の増加による需要と供給の差を解消するため、ICT機器等の導入等による生産性向上が必要である			
事業目標	何を	県内介護事業所のICT機器等の導入率		
	いつまでに	令和7年度		
	どのような状態にしたいか	50%		
事業期間	開始	令和4年度	終了予定	未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進		
	施策名	介護分野におけるデジタル技術の活用		
事業対象	介護事業所			
実施方法	業務委託			
実施主体	県			
連携部署	—			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	5,886	4,886	6,414
最終予算額 (b)	5,863	4,606	6,413
決算額 (c)	3,416	3,199	6,412
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	41.7%	30.5%	0.0%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			
令和4年度	訪問相談件数の減に伴い、実績額の減が生じたため。		
令和5年度	訪問相談件数の減に伴い、実績額の減が生じたため。		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
その他	6,412	地域医療介護総合確保基金 (国 2/3 県 1/3)
合計	6,412	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	6,412	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	6,412	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	3,416	3,199	6,412

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(公財) 介護労働安定センター静岡支部	6,412	令和6年度ICT化等業務革新のための訪問相談事業業務委託契約	無
委託料 計		6,412		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	県内介護事業所のICT機器等の導入率		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	50%
実績値	49%	50%	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 事業目標の設定について【B-16 再掲】

所管課は、事業目標を「県内介護事業所のICT機器等の導入率を令和7年度までに50%以上とする」と設定している。これは、DX推進計画の活動指標と整合している。しかし、DX推進計画の活動指標の目標値を設定した当時の算定根拠が正確に引き継がれておらず、目標値の算出方法について所管課から明確な回答を得ることが出来なかった。

一方で、所管課は、県内介護事業所を対象に「ふじのくに電子申請システム」により独自のアンケート調査を実施している。このアンケート調査によると、介護ロボットの導入率が70.4%であったため、当該結果を実績報告の拠り所としている。しかし、令和6年度の回答率は15.36%（1,040事業所/6,771事業所）となっており、回答率自体が低く県全体としての実態を示しているか疑問を抱く中で、一応「50%」の目標値は超えているということで「実績値50%」と報告しているのが現状である。

目標値の算定根拠が分からないことによって、具体的な実績値の算出方法が曖昧となり、結果として目標値とイコールの数値を実績値として報告してしまっ

いた点は問題である。また、指標の根拠データとなるアンケート調査の回答率が低すぎて、回答結果では実態が把握できないことにも問題がある。

現行のDX推進計画は令和7年度で終了となるため、今後、当該活動指標も見直されるかもしれないが、今後も指標の設定を継続する場合には、次のような見直しを検討すべきである。

- ⑦ 目標値は、基準年度の実績値（基準値）をもとに、どのくらい上乗せしていきたいのか、という視点で設定する
- ⑧ 実績値は、上記のアンケート調査を利用するのであれば、導入率ではなく、導入していると回答があった施設数とする
- ⑨ 目標値の設定根拠や実績値の算定方法に関する記録を残す

B-19 働きやすい保育の環境向上事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	健康福祉部 こども若者局 こども未来課			
根拠法令等	—			
主な事業内容	<p>保育施設を巡回支援（伴走型支援）し、業務の見直しやICT機器の導入を進めることによって保育所等の職場環境の改善を図る事業であり、以下の3つの柱が主な内容である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等を対象とした勤務環境に係る巡回支援 ・ ICT活用に係る巡回支援 ・ ICT活用の啓発セミナー、ワークショップ 			
事業目的	保育士の負担軽減を図り、保育の質の向上を促進させる			
事業の必要性	働きやすい環境を整備し、保育士の離職を防止するため			
事業目標	何を	保育従事者		
	いつまでに	継続的に		
	どのような状態にしたか	保育従事者数の確保を図り、保育の質の向上を促進する。		
事業期間	開始	令和元年度	終了予定	未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進		
	施策名	介護・保育・障害福祉分野におけるデジタル技術の活用		
事業対象	県内の保育施設、保育従事者等			
実施方法	業務委託			
実施主体	県			
連携部署	—			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	5,665	6,200	5,649
最終予算額 (b)	5,665	6,200	5,649
決算額 (c)	5,601	5,762	5,603
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	1.1%	7.1%	0.8%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	2,823	
国庫	2,779	保育対策総合支援事業費補助金(国 1/2・県 1/2)
合計	5,603	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	5,560	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
旅費	26	普通旅費(共通経費)
その他	16	報償費(12千円)、旅費(4千円)
合計	5,603	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	5,560	5,714	5,560

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(株)サンロフト	5,560	令和6年度静岡県働きやすい保育の環境向上事業業務委託契約	無
委託料 計		5,560		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」関連） なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標 なし

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

⑤ 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	保育所等待機児童数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	0人	0人	0人
実績値	5人	16人	

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 事業の効果測定について

当事業は、保育施設を巡回支援（伴走型支援）し、業務の見直しやICT機器の導入を進めることによって保育所等の職場環境の改善を図る事業である。

事業の効果測定は、毎年度の終わりに、委託業者を通じて対象施設にアンケートを取るによって実施している。このアンケートは、所管課が施設から直接回答を入手しているわけではなく、委託業者からアンケートの集計結果として報告されるものである。

アンケートの結果、現場から「業務が改善された」という声が多く寄せられており、所管課はこれをもって「費用に見合う十分な効果がある」と判断している。しかし、現在の事業効果測定は、現場から寄せられる「業務が改善された」といった抽象的な感想に依拠して効果を判断している側面は否めない。各施設が抱える課題は個々に異なっており（例：事務作業の煩雑さにより保育に深く関われない、保育士間での意見交換や相談機会が不足しているなど）、共通の目標設定のもとで支援が行われているわけではない。そのため、一律な評価基準では、事業が個々の施設の具体的なニーズに対してどれほどの価値を提供し、課題を解決できたのかを客観的に評価することが困難と考える。

投入されたコストに見合う価値を事業が生み出したかを具体的に検証するためには、評価の焦点を、一律の結果ではなく、個々の施設ごとの課題解決の度合いへと移す必要があると考える。具体的には、アンケートの仕様を変更し、所管課において、事業実施前に各施設が抱える課題や達成したい目標を明確にした上で、事業実施後に行うアンケートによって「具体的にどのような改善が起きたのか」を深く掘り下げ、「それが設定された課題や目標に対して、どのような達成状況にあるのか」を追跡・確認できるような仕様に変えることを提案したい。これにより、事業が個々の施設の課題解決に具体的に結びついたかどうかを明確に検証し、その結果をもって事業の客観的な評価と判断を行うことができるようになると思われる。

加えて、事業効果測定が年度末のアンケートに留まり、2年後や3年後の長期的な視点での追跡が行われていない点についても改善が必要と考える。公金を投入する事業である以上、支援が「出して終わり」とならず、せつかく投入した資源が有効に活用され続けているところまで追跡することが求められる。事業の真の有効性を評価し、継続的な改善に繋げるためにも、長期的なフォローアップの実施を望みたい。

B-20 障害福祉人材確保事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	健康福祉部 障害者支援局 障害者政策課		
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和5年度補正予算分）実施要綱【国（厚生労働省）】 ・障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱【国（厚生労働省）】 ・令和5年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱【国（こども家庭庁）】 ・障害分野ICT化等事業費補助金交付要綱【県】 		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設等が介護の負担軽減等を図るために一定額（10万円）以上のロボット等を導入する費用を助成する ・障害福祉サービス等事業所におけるICT導入に伴う経費を助成する 		
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の事業所における負担軽減・労働環境の改善、業務効率化のため介護ロボットやICTの導入を支援する ・介護ロボット・ICTを複数組み合わせでの導入を新たに支援し、生産性向上による働きやすい職場環境を実現する 		
事業の必要性	障害福祉の現場において、ロボット技術やICTの活用により、介護業務の負担軽減や労働環境の改善、生産性の向上等を通じて、安全・安心な障害福祉サービスの提供等の推進を支援するためにも必要と考える		
事業目標	何を	障害福祉サービス1ヶ月当たり利用人数	
	いつまでに	令和7年度	
	どのような状態にした いか	38,316人（令和6年度実績：38,129人）	
事業期間	開始	令和2年度	終了予定 未定
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進	
	施策名	介護・保育・障害福祉分野におけるデジタル技術の活用	
事業対象	障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者		

実施方法	補助金
実施主体	県
連携部署	健康福祉部こども未来局こども家庭課

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	3,000	—	17,343
最終予算額 (b)	3,000	—	21,514
決算額 (c)	2,649	—	21,301
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	11.7%	—	1.0%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	6,961	<交付金名称>
国庫	14,340	障害者総合支援事業費補助金（厚生労働省） 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金（こども家庭庁） <負担割合> 国：1/2、県：1/4、事業所負担：1/4
合計	21,301	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等（※1）	21,301	(5) ②令和6年度補助金の概要参照
合計	21,301	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

(4) 請負や委託等の契約 該当なし

(5) 負担金等

① 補助金の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	2,649	—	21,301

② 令和6年度補助金の概要

(単位：千円)

交付先	金額	内容
学校法人等 24件	21,301	障害分野ICT化等事業費補助金
補助金 合計	21,301	

(6) 成果指標と活動指標

- ① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし
- ② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標 なし
- ③ 当事業固有の成果指標 なし
- ④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-21 小児救急リモート指導医相談支援事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	健康福祉部 医療局 地域医療課			
根拠法令等	—			
主な事業内容	小児救命救急センターにリモート指導医を配置し、隣接する医療圏の小児二次救急医療機関とオンラインで結んで救急患者の診療等を支援する			
事業目的	適切な小児医療の提供及び小児救急医療機関の医師の負担軽減を図る			
事業の必要性	少子化により縮小していく小児科を地域医療として維持していくためにもサポートできる体制を継続していく必要がある			
事業目標	何を	小児科医の少ない病院に対する診察の支援（救急外来に来た小児患者等の診察）		
	いつまでに	令和10年度		
	どのような状態にしたいか	オンラインで実施できる体制を構築する		
事業期間	開始	令和5年度	終了予定	令和10年度
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進		
	施策名	小児救急におけるリモート指導医による相談体制の構築		
事業対象	県立こども病院			
実施方法	業務委託			
実施主体	県			
連携部署	—			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)		—	—
当初予算額		21,000	17,000
最終予算額 (b)		16,200	17,000
決算額 (c)		15,838	16,992
次年度繰越額 (d)		—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)		2.2%	0.0%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
繰入金	16,992	地域医療介護総合確保基金
合計	16,992	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	16,992	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	16,992	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	—	15,838	16,992

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(地独) 静岡県立病院機構 静岡県立こども病院	16,992	令和6年度静岡県小児救急リモート 指導医相談支援事業業務委託	無
委託料 計		16,992		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」関連） なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	遠隔支援システム参加病院数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	6病院	6病院	7病院
実績値	6病院	6病院	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

⑤ 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	乳児死亡率（出生千人当たり）		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	1.8以下	1.8以下	1.8以下
実績値	1.8	1.8	

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-22 感染症対策デジタル化事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	健康福祉部 医療局 感染症対策課		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
主な事業内容	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、BIツールを用いて、情報発信の効率化、情報の見える化をするシステムである「感染症発生状況見える化ダッシュボード」と保健所の感染症対策事務処理の標準化及び効率化を図るシステムである「感染症情報共有システム」を構築する		
事業目的	感染症対策業務をデジタル化し、標準化、効率化を図るため		
事業の必要性	新型コロナウイルスの対応で保健所における感染症業務のデジタル化の遅れが指摘されたため		
事業目標	何を	感染症対策業務	
	いつまでに	令和6年度	
	どのような状態にしたいか	システムを構築（ICTを活用し、業務をデジタル化することによって、効率化を図る）	
事業期間	開始	令和4年度	終了 令和6年度
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進	
	施策名	感染症対策のデジタル化	
事業対象	感染症対策課、各保健所、県民（医療関係者を含む）		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	県保健所		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	10,890	—
当初予算額	12,000	1,000	30,000
最終予算額 (b)	12,000	900	29,899
決算額 (c)	—	11,521	29,437
次年度繰越額 (d)	10,890	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	100%	2.3%	1.5%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			
令和4年度	新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、関係機関との調整及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことによる。		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	29,437	
合計	29,437	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
需用費	259	資料印刷費等
委託料	28,537	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
旅費	182	保健所との打ち合わせ等
役務費	194	郵便料等
使用料等(※1)	264	RPA使用料
合計	29,437	

※1 使用料等＝使用料及び手数料

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	—	10,890	28,537

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	富士通 Japan(株)	8,996	感染症情報プラットフォーム(感染症発生状況見える化ダッシュボード)構築業務委託	無
2		1,210	同 運用保守業務委託	無
3	(株)イエスウィキャン	18,330	感染症情報プラットフォーム(感染症情報共有システム)構築業務委託	無
委託料 計		28,537		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

- ① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし
- ② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標 なし
- ③ 当事業固有の成果指標 なし
- ④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-23 産業成長戦略推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	経済産業部 政策管理局 産業政策課 経済産業部 産業革新局 産業イノベーション推進課			
根拠法令等	—			
主な事業内容	産業戦略推進センター「オープンイノベーション静岡（O I S）」を中心に、オープンイノベーション・プラットフォームの機能強化を図るとともに、優れた技術や製品等を持ち、本県経済を牽引する可能性のある地域企業を集中的に支援する			
事業目的	官民が一体となって、産業成長戦略の検討・実現に取り組み、本県経済の本格的な回復を図ることにより、一層の経済成長を目指す			
事業の必要性	本県経済を牽引する可能性のある地域企業の集中支援等を通じた本県経済の成長発展			
事業目標	何を	地域経済を牽引する企業の成長促進		
	いつまでに	毎年度		
	どのような状態にしたいか	地域経済の持続的発展		
事業期間	開始	平成 26 年度	終了予定	未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進		
	施策名	デジタル技術を活用した産業コミュニティの形成		
事業対象	県内中小企業等			
実施方法	業務委託、直接実施			
実施主体	県、産業振興財団等			
連携部署	経済産業部内各課			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	15,400	11,500	11,500
最終予算額 (b)	15,400	11,500	10,952
決算額 (c)	15,281	9,687	10,540
次年度繰越額 (d)	—	—	—

予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	0.8%	15.8%	3.8%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	10,540	
合計	10,540	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	10,540	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	10,540	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	15,156	8,578	10,540

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(株)テイラーワークス	2,579	「オープンイノベーション静岡」Webサイト等保守・管理業務委託	無
2	(株)日経BPコンサルティング	863	「オープンイノベーション静岡」Webサイト移行等業務委託	有 (※1)
3	(公財)静岡県産業振興財団	6,099	地域企業オープンイノベーション促進支援業務委託	有 (※2)
4	(公財)静岡県産業振興財団	997	技術情報交流会運営業務委託	無
委託料 計		10,540		

※1 再委託金額を把握している。

※2 再委託金額は把握していない。

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	会員制コミュニティコーナーの会員数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	2,000人
実績値	1,031人	1,072人	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① Webサイト等の機能改善に係る適時検討・実施について

当事業では、先端産業の創出や産学官金連携の強化を目的として、令和2年度以降、技術情報提供や企業間交流を促進する複数のWebサイト及びオンラインコミュニティを整備してきた。

年度	変革の内容
令和2年度	技術情報Webサイト「テクノロジー静岡」を開設。技術情報の発信・共有の場として運用を開始
令和3年度	企業参加型オンラインコミュニティ「しずおか産業創造プラットフォーム」を開設し、新たな交流機能を付加
令和4年度	「オープンイノベーション静岡」情報サイトを上記プラットフォームに統合し、オープンイノベーションの推進機能を強化

令和6年度になって、委託先のサイトの保守・管理業務の不備や、サイト自体の利用実績の低迷や陳腐化などが顕在化してきた。そのため、所管課は、令和7年度において、新たなWebサイトとして、支援情報データベース及び会員制コミュニティを備えたプッシュ型の情報配信機能を有する「しずおか産業創造プラッ

トフォーム」を再構築する方針を決定し、全面的な更新作業を進めている。

しかし、令和7年度に更新するシステムも、いずれ、陳腐化や利用者のニーズからの乖離といった問題が起きることは避けられない。公費を使って更新する以上、できるだけ長く、利用できるものを導入してもらいたいが、導入の際に、あらかじめ次の更新の判断の目安となるような客観的な基準（利用件数や不具合への対応件数・金額など）を設けておくことも必要ではないかと考える。

B-24 EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費
(デジタルものづくりセンターの機能強化)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	経済産業部 産業革新局 新産業集積課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	「デジタルものづくりセンター」の機能強化 ・プッシュ型による県内企業のデジタル化支援 ・次世代自動車センター浜松と連携した分解部品のデジタル化		
事業目的	デジタル技術を活用した新たな製品開発や事業化を推進		
事業の必要性	自動車産業の電動化やカーボンニュートラル、デジタル化の急速な進展に地域企業が的確に対応		
事業目標	何を	製造現場のデジタル化の推進	
	いつまでに	令和7年度	
	どのような状態にした いか	開発期間の短縮や、低コスト・高付加価値の製品開発を実現	
事業期間	開始	令和6年度	終了 令和6年度
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進	
	施策名	新たな成長産業の育成	
事業対象	県内中小企業		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
連携部署	浜松工業技術支援センター		

当事業メニューは、「デジタルものづくりセンター」の機能強化を目的として、3Dスキャナ、リバーエンジニアリングソフトウェア、3Dスキャナ用回転テーブル及び3Dデータ変換ソフトウェアデータ変換ソフトウェアの調達を行うものであり、令和6年度単年で完了した。その後は、「B-25 EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費(デジタルものづくりセンターの運営)」と一体のものとして、継続的に展開される。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)			—
当初予算額			24,400
最終予算額 (b)			18,210
決算額 (c)			17,809
次年度繰越額 (d)			—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)			2.2%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	17,809	
合計	17,809	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
備品購入費	17,809	3Dスキャナ、リバースエンジニアリングソフトウェア、3Dスキャナ用回転テーブル及び3Dデータ変換ソフトウェアデータ変換ソフトウェアの購入費
合計	17,809	

(4) 請負や委託等の契約 該当なし

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」関連） なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	先端産業創出プロジェクト等による事業化件数（合計）		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 （令和7年度）
目標値	累計 238 件	累計 357 件	累計 476 件
実績値	累計 262 件	累計 376 件	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

⑤ 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	リーディングセクターにおける試作品開発支援件数（次世代自動車）		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 （令和7年度）
目標値	累計 32 件	累計 48 件	累計 64 件
実績値	累計 33 件	累計 46 件	

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 高額な先端技術設備の利用者普及対応のより一層の推進について

浜松工業技術支援センターは、県内製造業のDX推進を目的として、令和6年度に総額 17,809 千円の3Dスキャナ等の高額設備を導入した。この導入には、3Dスキャナ、リバースエンジニアリングソフトウェア、3Dスキャナ用回転テーブル、3Dデータ変換ソフトウェアが含まれており、令和4年度に購入された3Dプリンタ（※1）及び令和5年度に購入された関連ソフトウェア（※2）と連携して運用される。これらの設備は、県内企業等が1時間単位の利用料を支払うことで利用することができ、導入後の利用実績は計画通りではあるが、利用されていない時間も多く、十分に有効活用されているとは言えないと判断される。

この要因としては、次の3点が考えられる。

- ㊦従来までのホームページやメールマガジンによる情報発信では、今まで利用していない企業等には情報が届きにくい
- ㊧利用促進を担う専任的な体制や役割分担がなく、職員も技術支援業務が中心で、普及・広報活動まで十分に手が回っていない
- ㊨利用者目線の設備の活用効果が十分に情報発信できていない

県は、公費を使って高額設備を導入する以上、県民及び県内事業者への便益還元のために、積極的な利用促進を図る必要がある。例えば、YouTube等を活用した設備紹介動画の発信や、大学・研究機関との定期的な連携イベントなど、特に、利用者層の拡大を狙った新たな取組を検討していくことが望まれる。

- (※1) 県単独事業費（県単予算）として、令和4年度のEV・自動運転化等技術革新対応促進事業費（試験・評価、機器整備）として計上されたものであり、「B-24 EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費（デジタルものづくりセンターの機能強化）及び「B-25 EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費（デジタルものづくりセンターの運営）」とは別個の事業メニューである。
- (※2) 「B-25 EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費（デジタルものづくりセンターの運営）」の令和5年度の事業費として計上されている。

B-25 EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費
(デジタルものづくりセンターの運営)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	経済産業部 産業革新局 新産業集積課		
根拠法令等	-		
主な事業内容	デジタルものづくりセンターの運営 ・セミナー、ワークショップ開催		
事業目的	デジタル技術を活用した新たな製品開発や事業化を推進		
事業の必要性	自動車産業の電動化やカーボンニュートラル、デジタル化の急速な進展に地域企業が的確に対応		
事業目標	何を	製造現場のデジタル化の推進	
	いつまでに	令和7年度	
	どのような状態にした いか	開発期間の短縮や、低コスト・高付加価値の製品開発を実現	
事業期間	開始	令和5年度	終了予定 未定
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進	
	施策名	新たな成長産業の育成	
事業対象	県内中小企業		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
連携部署	浜松工業技術支援センター		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)		-	-
当初予算額		41,500	13,380
最終予算額 (b)		38,515	10,177
決算額 (c)		38,162	9,881
次年度繰越額 (d)		-	-
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)		0.9%	2.9%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	8,750	
諸収入	33	ワークショップ負担金
国庫	1,098	デジタル田園都市国家構想交付金
合計	9,881	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
需用費	2,061	ワークショップ用金属粉末材料、パーテーション、試薬費、小規模修繕費（ブラインド、扉）
報酬	60	金属3Dプリンタセミナー講師報償費
委託料	4,768	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
旅費	399	講師旅費、講演会出席旅費
使用料等(※1)	2,592	CAEソフトウェア（レンタル）使用料
合計	9,881	

※1 使用料等＝使用料及び手数料

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額		—	4,768

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	東海理機(株)	4,571	令和6年度熱・構造CAE装置保守点検業務委託	無
2	愛知産業(株) 名古屋営業所	196	令和6年度金属3Dプリンタ活用ワークショップ業務委託	無
委託料 計		4,768		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」関連） なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	先端産業創出プロジェクト等による事業化件数（合計）		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 （令和7年度）
目標値	累計 238 件	累計 357 件	累計 476 件
実績値	累計 262 件	累計 376 件	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

⑤ 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	リーディングセクターにおける試作品開発支援件数（次世代自動車）		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 （令和7年度）
目標値	累計 32 件	累計 48 件	累計 64 件
実績値	累計 33 件	累計 46 件	

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 高額な先端技術設備の利用者普及対応のより一層の推進について【B-24 再掲】

浜松工業技術支援センターは、県内製造業のDX推進を目的として、令和6年度に総額 17,809 千円の3Dスキャナ等の高額設備を導入した。この導入には、3Dスキャナ、リバースエンジニアリングソフトウェア、3Dスキャナ用回転テーブル、3Dデータ変換ソフトウェアが含まれており、令和4年度に購入された3Dプリンタ（※1）及び令和5年度に購入された関連ソフトウェア（※2）と連携して運用される。これらの設備は、県内企業等が1時間単位の利用料を支払うことで利用することができ、導入後の利用実績は計画通りではあるが、利用されていない時間も多く、十分に有効活用されているとは言えないと判断される。

この要因としては、次の3点が考えられる。

- ㊦従来までのホームページやメールマガジンによる情報発信では、今まで利用していない企業等には情報が届きにくい
- ㊧利用促進を担う専任的な体制や役割分担がなく、職員も技術支援業務が中心で、普及・広報活動まで十分に手が回っていない
- ㊨利用者目線の設備の活用効果が十分に情報発信できていない

県は、公費を使って高額設備を導入する以上、県民及び県内事業者への便益還元のために、積極的な利用促進を図る必要がある。例えば、YouTube等を活用した設備紹介動画の発信や、大学・研究機関との定期的な連携イベントなど、特に、利用者層の拡大を狙った新たな取組を検討していくことが望まれる。

- (※1) 県単独事業費（県単予算）として、令和4年度のEV・自動運転化等技術革新対応促進事業費（試験・評価、機器整備）として計上されたものであり、「B-24 EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費（デジタルものづくりセンターの機能強化）及び「B-25 EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費（デジタルものづくりセンターの運営）」とは別個の事業メニューである。
- (※2) 「B-25 EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費（デジタルものづくりセンターの運営）」の令和5年度の事業費として計上されている。

B-26 水産業デジタル技術実装促進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	経済産業部 水産・海洋局 水産振興課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	水産資源の減少等により厳しい現況にある水産業者の所得向上や業務効率化等を図るため、当事業では短期間で取組の効果が出る対策として、デジタル技術の実装を促進する。 具体的には、操業現場に IoT 機器を導入し、漁獲物映像や音声情報（漁獲量、魚種等）を魚市場等と共有できるシステムを構築する		
事業目的	デジタル技術の活用により、水産業者の所得向上や業務効率化等を促進する		
事業の必要性	効率的な操業を実現し、不漁傾向からの脱却や人材確保を容易にすることが必要 買手不足や市場の活性化には、仲買人がより多くの料理人等と発注調整を行う必要があり、正確な漁獲情報を迅速に収集することが必要		
事業目標	何を	システム導入数	
	いつまでに	令和7年度	
	どのような状態にした いか	5 経営体が導入する	
事業期間	開始	令和5年度	終了 令和6年度
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進	
	施策名	水産業におけるデジタル技術の活用	
事業対象	漁業者		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	水産・海洋技術研究所		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)		—	—
当初予算額		10,000	9,600
最終予算額 (b)		9,183	9,553
決算額 (c)		8,613	9,371
次年度繰越額 (d)		—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)		6.2%	1.9%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	5,895	
国庫	3,476	デジタル田園都市国家構想交付金実装タイプ TYPE1
合計	9,371	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
需用費	19	ウェブ会議用具
委託料	9,149	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
旅費	138	出張費 (現地視察、打合せ、シンポジウム等出席)
使用料等(※1)	63	ETC 等使用料
合計	9,371	

※1 使用料等＝使用料及び手数料

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額 (合計)		7,833	9,149

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	アールエフ・アンテナ(株)	6,952	令和6年度漁獲情報等集積システム構築業務委託	無
2	(一財) マリンオープンイノベーション機構	2,196	令和6年度静岡県漁業士デジタル化推進会議研鑽会運営業務委託	無
委託料 計		9,149		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」関連） なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	漁業情報収集システムの導入経営体数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	1 経営体	3 経営体	5 経営体
実績値	1 経営体	3 経営体	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

⑤ 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	1 経営体当たり漁業産出額		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円
実績値	732 万円	907 万円	

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-27 浄水場の残留塩素濃度を与える外的要因調査

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	企業局 水道企画課			
根拠法令等	—			
主な事業内容	水道用水の管理における薬剤注入の自動化を行う			
事業目的	水道用水のより安全・安心な水の供給を実現するために、薬剤注入のシステム化・自動化を推進する			
事業の必要性	現状は、職員の技量に基づいて水質を管理しており、気象条件によっては、土日祝日の緊急対応が必要となっている。また、今後、技術職員の減少によるノウハウの喪失が懸念されるため			
事業目標	何を	薬剤注入の自動化		
	いつまでに	令和8年度（事業の終了予定年度）		
	どのような状態にした いか	薬剤注入のシステム化・自動化を推進し、職員による塩素注入に関する土日祝日の緊急対応回数を減らす		
事業期間	開始	令和3年度	終了予定	令和8年度
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進		
	施策名	水道用水の管理における薬剤注入の自動化		
事業対象	遠州水道用水供給事業			
実施方法	直接実施			
実施主体	県			
連携部署	—			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	5,000	5,000	5,000
最終予算額 (b)	5,000	5,000	5,000
決算額 (c)	(※) 4,999	1,925	—
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	0.0%	61.5%	100%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			
令和5年度	前例のない特殊なAI活用のため、予算規模の把握が難しくある程度の幅をもたせて予算計上し、AIシステムの改良と実機試験を行うための制御機の設置を行った。しかし、実機試験用の機器構成は手持ちの簡易的な装置も使用し、試しながら組み立てていったため、乖離が生じた。		
令和6年度	予算規模の把握が難しくある程度の幅をもたせて予算計上したが、職員対応により前年度までに構築したAIシステムに追加データを学習させ、実機試験を行ったため。		

※ 令和4年度は、企業局水道企画課の予算であったが、データ収集とAIの試験的な導入を実施する目的で一般会計から支出を行い、企画部デジタル戦略課の決算額となった。

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
合計	—	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
合計	—	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	(※) 4,999	1,925	—

※ 令和4年度は、システム構築の委託業務であり、企画部デジタル戦略課が契約している。

② 令和6年度委託契約の概要 該当なし

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	塩素注入に関する土日祝日の緊急対応回数（年間）		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	12回	7回	2回
実績値	20回	23回	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 活動指標の形骸化について

当事業は、浄水場の残留塩素濃度管理をAIで自動化する事業である。水道水のより安全・安心な供給のため、気象・水質データをAIに学習させ、最適な薬剤注入率を算出することによって、現状の職員の技量頼りの管理から脱却し、土日祝日の緊急対応の負担軽減と、将来的な技術職員減少によるノウハウの喪失を防ぐことを目的とするものである。

当事業に直接関連するDX推進計画の活動指標では、水道水の管理における薬剤注入をAIシステムによって自動化し、職員の「塩素注入に関する土日祝日の緊急対応回数」を最終的に「年間で2回」までに減らすことを目標に掲げている。しかし、実際には、AIシステムの実装に至っていないため、進捗は見られなかった。

AIシステムを実装できなかった最大の要因は、AIに学習させるための異常時（通常運用時以外）のデータの不足であるが、そもそも異常というものは頻繁に起こるものではなく、これに対するAIの学習経験値が不足するのは当然であ

る。また、100%の安心が求められる水道水の異常だからこそ、熟練の現場職員による緊急対応に頼らざるを得ないのは避けられない。このように考えると、DX推進計画の活動指標の目標設定は少々安易であり、「絶対安全」が求められる領域に、緊急時におけるAIによる自動化の成果を持ち込むのは時期尚早であったと思われる。

今後は、内部的な成果指標や活動指標であっても、県民生活の生命や安全に関する分野については、より慎重な目標設定が求められると考える。

また、現行のDX推進計画は令和7年度に終了するが、予定されているAIシステムの実機への搭載が完了した後も投資の成果をモニタリングする視点は持つておくべきである。その際は、最初から緊急時におけるAIによる自動化の成果という高い目標となる評価基準の設定をするのではなく、例えば、通常運転時を含めた「時間」に焦点を当てた効率化・負担軽減の視点や、事業管理・費用対効果の視点などをもって、成果の評価をすることを提案したい。

B-28 スクールDX推進事業費

(学校のICT利用と静岡型デジタルプラットフォーム構築)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	教育委員会事務局 教育DX推進課		
根拠法令等	-		
主な事業内容	学校のICT利用に係るトラブル対応等を支援するヘルプデスクの設置・運営、静岡型デジタルプラットフォームの構築・実証		
事業目的	デジタル技術を活用した学習や働き方の新しいスタイルとなる「スクールDX」の推進		
事業の必要性	学習の向上（個別最適化や協働の学び）や業務多忙化の中での業務改善への寄与		
事業目標	何を	静岡型デジタルプラットフォームの構築	
	いつまでに	令和8年度	
	どのような状態にした いか	県立学校への全校展開	
事業期間	開始	令和4年度	終了予定 未定
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進	
	施策名	スクールDXの推進	
事業対象	教職員、児童生徒		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	-		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	-	-	-
当初予算額	49,000	33,250	31,098
最終予算額 (b)	34,100	24,750	21,340
決算額 (c)	20,900	24,750	21,340
次年度繰越額 (d)	-	-	-
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	38.7%	0%	0%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			
令和4年度	入札による乖離等		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	8,792	
繰入金	4,775	ふじのくにづくり推進基金
国庫	7,773	公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 (5,793 千円) デジタル田園都市国家構想交付金 (1,980 千円)
合計	21,340	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	21,340	(4) ②委託契約の概要参照
合計	21,340	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	20,900	24,750	21,340

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(株)フューチャーイン 静岡支社	17,380	静岡県立学校G I G Aスクール運営支 援センター業務委託	無
2	(株)ネットマン	3,960	静岡型デジタルプラットフォーム事業 業務委託	無
委託料 計		21,340		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標

指標	授業中にICTを活用して習熟度別学習や協働学習など専門的な指導ができる教員の割合		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	100%
実績値	78.0%	82.4%	

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	授業中にICTを活用して習熟度別学習や協働学習など専門的な指導ができる教員の割合		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	100%
実績値	78.0%	82.4%	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-29 スクールDX推進事業費（デジタル採点システム）

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	教育委員会事務局 教育DX推進課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	デジタル採点システムの導入		
事業目的	デジタル技術を活用した学習や働き方の新しいスタイルとなる「スクールDX」の推進		
事業の必要性	学習の向上（個別最適化や協働の学び）や業務多忙化の中での業務改善への寄与		
事業目標	何を	通常期及び入学試験の採点業務	
	いつまでに	令和9年度	
	どのような状態にした いか	全学校の全教員がデジタル採点システムを利用する	
事業期間	開始	令和6年度	終了予定 未定
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進	
	施策名	スクールDXの推進	
事業対象	教職員、児童生徒		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	—		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)			—
当初予算額			11,220
最終予算額 (b)			11,220
決算額 (c)			10,995
次年度繰越額 (d)			—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)			2.0%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	5,497	
国庫	5,497	デジタル田園都市国家構想交付金
合計	10,995	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	10,995	(4) ②委託契約の概要参照
合計	10,995	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額			10,995

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(株)シンプルエデュケーション	10,995	県立学校デジタル採点システムサービス提供業務委託	無
委託料 計		10,995		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標

指標	授業中にICTを活用して習熟度別学習や協働学習など専門的な指導ができる教員の割合		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	100%
実績値	78.0%	82.4%	

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	日常的に授業でICTを活用した学校の割合		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	100%
実績値	98.9%	98.7%	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-30 サイバー犯罪捜査等強化推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	警察本部 サイバー捜査課		
根拠法令等	警察法		
主な事業内容	悪質巧妙化するサイバー事案に対処できる環境・体制を強化する		
事業目的	犯罪対策		
事業の必要性	県民の安心、安全の確保		
事業目標	何を	刑法犯認知件数	
	いつまでに	令和7年度	
	どのような状態にしたいか	12,000件以下	
事業期間	開始	令和6年度	終了予定 未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進	
	施策名	治安の維持に必要な情報の解析業務の高度化	
事業対象	—		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
連携部署	—		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)			—
当初予算額			9,826
最終予算額 (b)			8,964
決算額 (c)			8,964
次年度繰越額 (d)			—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)			0%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	4,482	
国庫	4,482	デジタル田園都市国家構想交付金
合計	8,964	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※1)	1,122	ライセンス利用のための研修費等
使用料等(※2)	7,842	ソフトウェアライセンス料
合計	8,964	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

※2 使用料等＝使用料及び手数料

(4) 請負や委託等の契約 該当なし

(5) 負担金等 … (3) ②支出参照

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」関連） なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標 なし

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

⑤ 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	刑法犯認知件数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	12,000件以下	12,000件以下	12,000件以下
実績値	15,612件	16,339件	

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-31 捜査支援分析業務強化推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	警察本部 捜査支援分析課		
根拠法令等	警察法第2条		
主な事業内容	携帯電話機の解析		
事業目的	押収した携帯電話機の解析等の捜査支援		
事業の必要性	複雑化する犯罪への対応のために必要である		
事業目標	何を	深刻化、凶悪化する犯罪	
	いつまでに	早期に	
	どのような状態にした いか	発見検挙する	
事業期間	開始	令和6年度	終了予定 未定
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進	
	施策名	治安維持に必要な情報の解析業務の高度化	
事業対象	—		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
連携部署	静岡県警察サイバー対策本部サイバー捜査課		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)			—
当初予算額			15,070
最終予算額 (b)			15,070
決算額 (c)			15,070
次年度繰越額 (d)			—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)			0%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	15,070	
合計	15,070	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
使用料等(※1)	15,070	ソフトウェアライセンス料
合計	15,070	

※1 使用料等＝使用料及び手数料

(4) 請負や委託等の契約 該当なし

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」関連） なし

② 当事業に直接関連するDX推進計画の活動指標 なし

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

⑤ 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	刑法犯認知件数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	-	12,000件以下	12,000件以下
実績値	-	16,339件	

⑥ 当事業に直接関連する総合計画の活動指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	重要犯罪検挙率		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	-	90%以上	90%以上
実績値	-	92.9%	

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 押収した携帯電話機の解析等の捜査支援に使用する機器及びソフトウェアへのアクセス管理について

当事業は、犯罪捜査上押収した携帯電話等に対して解析を加える機器及びソフトウェアの導入であり、使用する端末や機器は特定されているものの、共用のアクセスID等を用いて利用する方式であった。

使用担当者は捜査支援分析課員と絞り込まれているが、いつ、だれが、どのように利用し、機器等の返却をしたかなどの記録を行う、使用記録簿等の作成がなされていなかった。

一般的に、共用IDには使用者特定ができないという特性があり、これが権限外の者によるなりすまし利用の余地を残す、というアクセス管理上の脆弱性を有している。そのため、複数名で利用することを前提とした共用IDシステムの利用にあたっては、使用記録簿等の作成が求められるところである。

したがって、捜査支援分析課は、今一度警察本部における情報セキュリティポリシー等の要件を再確認したうえで、共用IDシステムについては使用記録簿等の作成を行うことを検討することが望まれる。

② 押収した携帯電話機の解析等によって抽出したデータの保管について

当事業では、携帯電話等を解析等した結果として、一定のデータ保存を伴っている。

これについて確認したところ、監査実施時点においては、当該一時保管データの取扱いについて保管方法、保管期間等が明確に定められていない状況であった。当該一時保管データを積極的に利用することは前提とされていないと理解することはできるものの、一定のバックアップ目的で有している重要情報の一部であると考えられるため、その保管については一定の厳重な対策が求められるところである。

したがって、捜査支援分析課は、今一度警察本部における情報セキュリティポリシー等の要件を再確認したうえで、このような一時保管ファイルの保管方法、保管期間についても明確にしたうえで厳重な管理を行うことを検討することが望まれる。

B-32 県庁スマートワーク推進事業費（スマートフォン内線電話化）

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	企画部 デジタル戦略課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	令和4年度に経済産業部産業革新局に整備したモデルオフィスにおいて露見した新たな課題（働く場所を固定化する阻害要因として固定電話、電話取次ぎの手間による非効率、非生産性など）への対応として、令和5年度に固定電話の見直し（職員に1人1台貸与している公用携帯電話の内線電話化）のモデル実施を開始した		
事業目的	「未来の働き方」実現のため、まずは「産業革新局の職員」が、働く場所を「選ぶ」ことが可能と感じる職務環境（今回は電話環境に特化）を整備する		
事業の必要性	<p>下記の課題を克服する必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話がつながらず、テレワークしにくい（環境・雰囲気） 電話取次ぎの手間で非効率、非生産性 固定電話の暗黙の不公平感（他の人のために余分な仕事をしている、自分のために他の人に余分な作業をさせている） 		
事業目標	何を	固定電話、電話取次ぎの手間による非効率、非生産性	
	いつまでに	令和6年度（令和7年度以降は維持）	
	どのような状態にしたいか	<ul style="list-style-type: none"> どこにいても執務室と同じ電話対応ができる 電話の暗黙の不公平感が解消される 電話対応を理由に、テレワークをあきらめる必要が無い 取次ぎの手間が減り、生産性が向上する 	
事業期間	開始	令和5年度	終了 令和6年度
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策④：新たな生活様式への対応	
	施策名	新しい働き方（スマートワーク）の推進	
事業対象	県職員（経済産業部産業革新局）		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
連携部署	財務部総務課（旧資産経営課）、経済産業部産業革新局		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)		—	—
当初予算額		11,000	5,577
最終予算額 (b)		11,000	5,577
決算額 (c)		9,484	3,417
次年度繰越額 (d)		—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)		13.8%	38.7%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			
令和6年度	公用携帯電話の月額料金について生じた乖離。予算では契約プラン上の最大利用量にてデータ通信が使われる想定をしていたが、そこまで利用量が及ばなかった利用者がいたため、実績はこれを下回った。		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	3,417	
合計	3,417	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
役務費	3,417	スマートフォン月額料金、オフィスリンク使用料、アクセス回線使用料
合計	3,417	

(4) 請負や委託等の契約 該当なし

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

- ① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」関連）なし
- ② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標 なし

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

⑤ 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	職員の総労働時間（非正規職員を含む）		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	前年度以下	前年度以下	前年度以下
実績値	13,891,015時間	13,770,243時間	

(参考) 検証指標の一例

所管課では、いくつかの検証指標を設け、内線化の前後の実態を比較検証している。ただし、定量的な目標値などは設定しておらず、実績値を比較検証しているだけなので、成果指標や活動指標とは別物である。

対象		調査区分	事前調査		事後調査		変動	
外線		自分宛て	67件	35.1%	27件	23.9%	▼ -40件	-59.7%
		他の職員宛て	124件	64.9%	86件	76.1%	▼ -38件	-30.6%
		その場で取次ぎ	62件	50.0%	55件	64.0%	▼ -7件	-11.3%
		折り返し対応	62件	50.0%	31件	36.0%	▼ -31件	-50.0%
		計	191件		113件		▼ -78件	-40.8%
内線		自分宛て	16件	15.8%	9件	27.3%	▼ -7件	-43.8%
		他の職員宛て	85件	84.2%	24件	72.7%	▼ -61件	-71.8%
		その場で取次ぎ	52件	61.2%	18件	75.0%	▼ -34件	-65.4%
		折り返し対応	33件	38.8%	6件	25.0%	▼ -27件	-81.8%
		計	101件		33件		▼ -68件	-67.3%
合計		自分宛て	83件	28.4%	36件	24.7%	▼ -47件	-56.6%
		他の職員宛て	209件	71.6%	110件	75.3%	▼ -99件	-47.4%
		その場で取次ぎ	114件	54.5%	73件	50.0%	▼ -41件	-36.0%
		折り返し対応	95件	45.5%	37件	25.3%	▼ -58件	-61.1%
		計	292件		146件		▼ -146件	-50.0%

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① モデル事業の評価軸の見直しと成果の全庁的な共有について

当事業は、経済産業部産業革新局におけるフリーアドレス導入に伴う業務非効率性（電話取次ぎの集中、テレワークへの制約など）を解消するため、職員用スマートフォンによる内線化をモデル的に実施したものであり、新しい働き方への対応として、その意義は認められる。

しかしながら、せっかくモデル実施を行ったにもかかわらず、その成果、評価軸及び将来的にどのように展開していくつもりなのかといったビジョンが庁内で共有されていない。そのため、財政当局にも十分かつ適切に伝えきれておらず、働き方改革の推進を所管する立場でありながら、その拡大や維持のための予算要求が上手くいっていない。

事業本来の目的である「業務効率化」「利便性の向上」「職員の働きがいの創出」といった非金銭的効果が十分かつ適切に共有されていない状況は、DX推進の方向性と矛盾している。令和5年度から令和6年度にかけて、総額13,000千円ほどの公費を投入して事業を実施してきたにもかかわらず、現状では、庁内の極めて限られた部門において単に「モデル実施をしました」で留まっている。

長期的な目線で考えた場合、将来的に県庁の職員数が減少することは明白である。そして、固定電話の取次ぎの問題や、効率的なコミュニケーションの手段としてスマートフォンによる内線化の要否が再び遡上に上がることも予想される。その時に、今回のモデル化による成果をしっかりと示すことは言うまでもないが、単なる通信手段の変更ではなく、県が推進するDXの実現と職員の働きがいを支えるためのインフラとなり得るといった評価軸を示し、投資戦略として全庁的な検証ができるような判断材料を整備しておく必要があると考える。

B-33 多様な人材活躍推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	経済産業部 就業支援局 産業人材課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク導入促進セミナーの開催 ・テレワーク推進人材養成講座の開催 ・訪問支援員による企業への巡回訪問（導入の働き掛け） 		
事業目的	県内中小企業におけるテレワークの導入促進		
事業の必要性	企業における働きやすい職場環境の整備		
事業目標	何を	希望に応じてテレワークを利用できる職場環境の整備に取り組んでいる中小企業の割合	
	いつまでに	令和7年度	
	どのような状態にしたか	25%	
事業期間	開始	令和4年度	終了 令和6年度
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策④：新しい生活様式への対応	
	施策名	テレワークの導入支援	
事業対象	県内中小企業		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	—		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	10,074	22,691	18,780
最終予算額 (b)	10,074	22,691	17,763
決算額 (c)	9,252	18,183	17,025
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	8.2%	19.9%	4.2%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	14,071	
国庫	2,954	デジタル田園都市国家構想交付金 (県負担率 1/2)
合計	17,025	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	17,025	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	17,025	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	9,252	18,183	17,025

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	㈱るるキャリア	6,237	令和6年度多様な人材活躍推進セミナー事業業務委託	有 (※)
		△3,949	当事業費以外の分を控除	
2	㈱パソナ	8,829	令和6年度テレワーク推進人材養成事業業務委託	無
3	㈱るるキャリア	11,907	令和6年度多様な働き方導入推進巡回訪問事業業務委託	有 (※)
		△5,999	当事業費以外の分を控除	
委託料 計		17,025		

※ 再委託金額は把握していない。

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	希望に応じてテレワークを利用できる職場環境の整備に取り組んでいる中小企業の割合		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	25%
実績値	17.6%	16.9%	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標

指標	セミナー・講座の参加者数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標値	セミナー：各回60社	セミナー：各回60社	
	養成講座：各回30社	養成講座：各回30社	
実績値	セミナー：①～③回 ①52社②35社③49社	セミナー：①～③回 ①73社②36社③44社	
	養成講座：①～③回 ①10社②12社③6社	養成講座：①～③回 ①24社②23社③16社	

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① セミナーアンケート回収の不十分さについて

テレワークの導入促進及び県内中小企業におけるテレワーク推進人材の養成を目的として、所管課は令和4年度からセミナーの開催及び県内企業への訪問支援を実施している。当該セミナーは、プロポーザル方式により選定した外部委託の専門家を講師として配置し、ゲスト講師等を招いて、テレワーク導入に関する企業の取組実績や参考事例の紹介を行っている。

当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標として、県内中小企業におけるテレワークを利用可能な職場環境の整備に取り組む企業数の割合25%を掲げている。また、セミナー参加者数の目標として、テレワーク導入促進セミナーは60社/回、テレワーク推進人材養成講座は30社/回を掲げている。

この点、県内中小企業におけるテレワークを利用可能な職場環境の整備に取り組む企業数の割合は、令和5年度の実績値17.6%、令和6年度の実績値16.9%にとどまっており、令和7年度の目標値25%の達成については、現時点においてその実現可能性に疑念が残る状況にある。また、セミナー参加者数は以下の状況である。

<テレワーク導入促進セミナーの開催実績>

回次	参加者（人）数/目標	アンケート回収 人数/率
第1回（9/3）	73社（80人）/60社	42人/52.5%
第2回（10/25）	36社（37人）/60社	17人/45.9%
第3回（11/28）	44社（50人）/60社	28人/56.0%

<テレワーク推進人材養成講座>

回次	参加者（人）数/目標	コース名
第1回（9/25）	24社（30人）/30社	全体推進者 コース
第2回（10/10）	23社（29人）/30社	
第3回（11/13）	16社（22人）/30社	
第1回（9/25）	6社（6人）/30社	機器・ツール担当者 コース
第2回（10/15）	7社（7人）/30社	
第3回（11/14）	4社（4人）/30社	

※ 各コース実数（両コース受講した企業はそれぞれ計上）

上記の結果から、目標参加者数に到達している回は第1回のみであること、また、アンケートを回収しているものの、アンケート回収率は50%程度にとどまっていることが分かる。

セミナー参加者の拡大や、セミナー参加者が参加を通じて実務に直結する知見を得られるよう、内容の一層の充実を図ることは重要である。しかしながら、セミナーの内容を充実させる取組の一つであるアンケートの回収率が必ずしも高いとは言えない。アンケートは、セミナーの実施効果や内容の充実度を測定するための重要な判断材料となるものであり、次年度以降の事業計画や事業内容を改善するための基礎情報となるものであるにもかかわらず、現状においては当該データの十分な収集が図られているとは言い難く、事業改善に必要な検証体制が必ずしも十分に機能しているとは認められない。

委託契約上、アンケートの回収は明記され受託者もアンケート回収の必要性を認識しているものの、具体的な目標回収率の設定がなく、また、目標回収率自体を仕様書で示しておらず、そのため、目標回収率に到達しない場合の措置が講じられていない。さらに、セミナー参加者に対するアンケートの回収方法について、単なる配布及び依頼にとどまっており、その場での回収に加えて未回収先へのアプローチを徹底するなどの効果的な手法が採用されていない。さらに、所管課は、アンケートを事業改善のための重要なデータとして認識しながらも、実務的な回収プロセスや回収率の推移に関して、仕様書における設定が無いため、その履行を促すことができない状態にある点も課題である。

令和7年度以降に同様の事業を実施する場合には、所管課として具体的な数値目標を設定し、仕様書において目標値を明記し、県及び受託者双方において回収率を上げるための具体的な取組を講じる必要がある。また、受託者の提案段階において、アンケートを回収するための具体的な手法、例えば、オンラインアンケートについてその場での回答時間を確保する方法などを詳細に提示させ、仕様書に織り込んだ運用が求められる。加えて、所管課は、セミナー開催後、速やかにアンケート回収率の速報値の報告を受託者に求めることや、目標値に達しない場合の電話やメール等による督促を直ちに実施するよう求めるなど、実効性を担保する対応が必要である。

B-34 農業地域生産力強化整備事業費（水田水管理システムの導入）

1 事業の概要

（1）概要

所管課	経済産業部 農地局 農地計画課		
根拠法令等	土地改良法等		
主な事業内容	スマホ等でどこからでも遠隔監視・操作ができる水田水管理システムの導入を促進する		
事業目的	水管理システムの導入による農業の生産性向上		
事業の必要性	農業従事者の減少が加速する中、農業の持続性を確保するためには、ICT技術の導入による省力化が必須		
事業目標	何を	水田水管理システム	
	いつまでに	令和7年度	
	どのような状態にした いか	350haの農地で実装	
事業期間	開始	令和4年度	終了予定 令和7年度
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策④：新しい生活様式への対応	
	施策名	農業分野における遠隔技術の活用	
事業対象	担い手農家		
実施方法	工事請負		
実施主体	県		
連携部署	水管理システムを導入する農地が属する市町		

（2）事業費の推移

（単位：千円）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	—	7,226	15,000
最終予算額 (b)	—	7,226	14,980
決算額 (c)	—	7,226	14,980
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	0%	0%	0%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	450	
諸収入	2,996	袋井市の負担金
県債	4,044	
国庫	7,490	農地耕作条件改善事業補助金
合計	14,980	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
工事請負費	14,980	(4) ②請負契約の概要参照
合計	14,980	

(4) 請負や委託等の契約

① 工事請負費の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	—	7,226	14,980

② 令和6年度請負契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名
1	袋井設備(株)	14,980	令和6年度経営体育成基盤整備水田ICT 袋井1期地区水田水管理システム1工事
	工事請負費 計	14,980	

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	ICT水田水管理システムの実装化面積		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	累計 350ha
実績値	累計 219ha	累計 257ha	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-35 県営基幹農業用水利施設機能保全向上対策事業費
(農業水利施設における遠隔監視システムの整備)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	経済産業部 農地局 農地整備課			
根拠法令等	土地改良法等			
主な事業内容	農業水利施設における遠隔監視システムの整備をする			
事業目的	水管理システムの導入による農業の生産性向上			
事業の必要性	広範囲の及ぶ農業用水路網を、少人数で適切に配水管理するためには、水管理システムの導入が必須である			
事業目標	何を	水田水管理システム		
	いつまでに	令和7年度		
	どのような状態にした いか	9地区で整備に着手		
事業期間	開始	令和2年度	終了予定	令和7年度
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策④：新しい生活様式への対応		
	施策名	農業分野における遠隔技術の活用		
事業対象	土地改良区等			
実施方法	工事請負			
実施主体	県			
連携部署	各土地改良区			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	112,940	6,400	64,542
当初予算額	61,637	169,468	240,256
最終予算額 (b)	61,637	169,468	240,256
決算額 (c)	55,237	104,926	33,122
次年度繰越額 (d)	6,400	64,542	207,134
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	67.2%	5.7%	66.1%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			
令和4年度	繰越のため (※)		
令和6年度	繰越のため (※)		

※ 水管理システムの工事は工期が長期にわたり、かつ金額が大きくなる場合があり、例えば、1年目に機械の製作、2年目に現地への設置というように作業が分かれることがある。このように工期が年度をまたぐことで、支払手続が年度内に完了せず、結果として翌年度への繰越（次年度繰越）となる。

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	828	
諸収入	8,280	事業の恩恵を受ける地元団体からの負担金
県債	7,452	
国庫	16,561	水利施設等保全高度化事業、農業水路等長寿命化・防災事業
合計	33,122	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	11,458	(4) ②委託契約の概要参照
工事請負費	21,664	(4) ④請負契約の概要参照
合計	33,122	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	—	28,426	11,458

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	若鈴コンサル タツツ(株) 静岡事務所	23,067	令和6年度基幹水利施設ストックマネジメント(対策) 大井川用水水管理地区測量設計委託その1 (※1)	有 (※2)
		△1,642	当事業費以外の分を控除	
		△16,967	次年度繰越額等	
2	伸東測量設計(株)	7,000	令和6年度基幹水利施設ストックマネジメント(対策) 大井川右岸2期地区設計委託その1	無
委託料 計		11,458		

※1 契約期間：令和6年11月12日～令和8年2月27日

※2 再委託金額を把握している。

③ 工事請負費の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	55,237	76,500	21,664

④ 令和6年度請負契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名
1	愛知時計電機(株)	47,280	令和6年度基幹水利施設ストックマネジメント(対策) 寺谷水管理システム地区機器設備工1工事
		△38,500	前年度からの繰越額
2	協立電機(株)	293,700	令和6年度基幹水利施設ストックマネジメント(対策) 都田川ダム地区ダム管理システム1工事(※3)
		△280,816	次年度繰越額等
工事請負費 計		21,664	

※3 契約期間：令和6年11月1日～令和9年2月26日

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	ICT水田管理システムの実装化面積		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	累計 350ha
実績値	累計 219ha	累計 257ha	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-36 農地・農村防災対策事業費（農業用排水機場の遠隔監視制御装置整備）

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	経済産業部 農地局 農地保全課			
根拠法令等	土地改良法 農村地域防災減災事業実施要綱（国） 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（国）			
主な事業内容	農業用排水機場に遠隔監視制御装置を導入する			
事業目的	操作労力軽減及び操作員の安全性確保 迅速かつ確実なポンプの稼働			
事業の必要性	激甚化・頻発化する豪雨への対応や操作員の減少や高齢化等に配慮した機場の運用が求められている			
事業目標	何を	農業用排水機場		
	いつまでに	令和10年度		
	どのような状態にした いか	遠隔で監視・制御ができるシステムを整備		
事業期間	開始	令和6年度	終了予定	令和10年度
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策④：新しい生活様式への対応		
	施策名	農業分野における遠隔技術の活用		
事業対象	市町、地元操作員			
実施方法	業務委託、工事請負			
実施主体	県、浜松市、磐田市、袋井市、沼津市、三島市、清水町、函南町、伊豆の国市			
連携部署	経済産業部農地計画課、経済産業部農地整備課			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)			—
当初予算額			129,610
最終予算額 (b)			97,678
決算額 (c)			69,167
次年度繰越額 (d)			28,511
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)			0%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	4,303	
県債	18,000	
国庫	34,238	農村地域防災減災事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業
その他	12,625	市町負担金、共同事業費
合計	69,167	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	69,167	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	69,167	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額			69,167

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(株)東海建設コンサルタント	2,145	令和6年度農村災害対策整備事業(整備事業)排水機場東部地区測量委託その1	無
2	(株)栄設計静岡事務所	33,022	令和6年度農村災害対策整備事業(整備事業)排水機場東部地区設計委託その2	無
3	(株)三祐コンサルタンツ静岡事務所	15,000	令和6年度農村災害対策整備事業(整備事業)浜部・中瀬・浜新田排水機場地区設計委託その1(※1)	無
		△3,000	次年度繰越額	
4	(株)三祐コンサルタンツ静岡事務所	15,543	令和6年度農村災害対策整備事業(整備事業)袋井・鳥羽野・江之端・浅羽排水機場地区設計委託その1(※2)	無
		△3,000	次年度繰越額	
		△223	次年度当初予算分	
5	(株)三祐コンサルタンツ静岡事務所	9,680	令和6年度農業用施設等災害管理浜松南部2期地区設計委託その1	無
委託料 計		69,167		

※1 契約期間：令和6年6月7日～令和7年6月20日

※2 契約期間：令和6年6月7日～令和7年6月20日

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連するDX推進計画の活動指標

指標	ICT水田管理システムの実装化面積		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	累計350ha
実績値	累計219ha	累計257ha	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-37 財務会計システム運用事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	出納局 会計支援課		
根拠法令等	静岡県財務規則		
主な事業内容	財務会計システムと旅費システムを連携し、旅費支出票起票時に旅費システムで作成した証拠書類を自動連携できるように改修する		
事業目的	電子決裁の促進		
事業の必要性	旅費支払事務を担当する集中化推進課の事務効率化		
事業目標	何を	財務会計システム、旅費システム	
	いつまでに	令和6年度	
	どのような状態にしたか	2つのシステムを連携して事務効率化を目指し、電子決裁推進を図る。	
事業期間	開始	令和6年6月	終了 令和7年3月
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策④：新しい生活様式への対応	
	施策名	新しい働き方（スマートワーク）の推進	
事業対象	職員（総務事務センター業務委託受託者）		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	出納局集中化推進課、企画部電子県庁課		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)			—
当初予算額			11,000
最終予算額 (b)			12,834
決算額 (c)			12,834
次年度繰越額 (d)			—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)			0%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	12,834	
合計	12,834	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	12,834	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	12,834	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額			12,834

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	日本電気(株) 静岡支社	12,834	静岡県財務会計システム改修(旅費支出電子決裁連携対応)業務委託契約	有 (※)
委託料 計		12,834		

※ 再委託金額については、把握していない。

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	出張の機会があった所属の内モバイルワークを実施した割合		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	-	-	100%
実績値	90.2%	96.4%	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 財務会計における電子決裁の推進について

当事業は、電子決裁に係る財務会計システムと旅費システムの連携を目的とした改修である。これまで県としては、財務会計手続における電子決裁の移行を進めており、㊦光熱水費支出事務、㊧収入調定事務、㊨普通旅費（教育関係を除く）支出事務、㊩予算の令達・再配当・流用に関する決裁事務については、すでに電子決裁が導入されている。

その一方で、業務委託や補助金の交付など、事業によって内容がそれぞれ異なる出納については、まだ電子決裁を導入していない。

これは、個別の事業において、内容の設計から契約手続、関連する法令等のチェック、必要な書類の量などが事業ごとに大きく異なり、県庁全体で共通の事務手順を決めるのが難しいことや、書類の形式や提出基準などを十分に決めないまま導入すると、会計チェック（出納審査）が機能しなくなる恐れがあることなどが原因とされている。

県のDX推進計画でも、「財務会計の書類で電子決裁を行いやすいものから、2023年度から2025年度にかけて段階的に実施する」と定められており、県庁の財務会計事務の全てについて、いつまでに適用するかという方針や期限までは明確になっていない状況である。

確かに、非常に幅広く個々の内容が異なる県庁の財務会計事務の全てに電子決裁を導入するのは簡単ではなく、安易に「いつまでに」という目標（マイルストーン）を決めるべきではないことは理解できる。しかし、行政手続のオンライン化や新しい働き方を推進するという方向性、そして今後さらに県庁の業務を効率よく進めるためには、財務会計事務において電子決裁の導入を広げることについて積極的に取り組む必要があると考える。

現在、県庁職員には原則として一人1台のパソコン（SDO端末）が貸与されている。この状況を踏まえると、電子決裁には、決裁者がどこにいてもすぐに手続ができるため、各職員が的確に運用すれば紙での決裁より早く完了すること、また、紙を減らして業務のプロセス自体を変えられるというメリットがある。

一方で、情報量が多すぎてシステムに負担がかかる、大量のデータファイルを一覧でまとめて見にくいなど、デメリットと認識されやすい特徴もある。しかし、これらは欠点ではなく、県庁の業務を根本から見直して効率化を実現するための「解決すべき課題」として捉えるべきであり、電子決裁を導入することで、これまでの業務のどこにどのような問題が生じるのかを分析すべきポイントであると考えらるべきである。

このような分析を通じて、例えば、既存の業務のやり方を変えるべきか、あるいは課題を解決するための自動化の仕組み（ワークフロー）や効率化を図るための各種ツールを導入すべきかなど、本格的な検討が望まれるところである。

なお、会計システムにおける電子決裁の推進という観点では、会計支援課は、上述したような課題を見つけ、分析し、解決策を検討する役割を担うべきである。一方、県庁全体の業務効率化に役立てるためのプロジェクトとするのであれば、所管の部局だけで完結することなく、例えば、システム等の環境については、電子県庁課と連携して取り組むべきであるし、業務の改革についてはデジタル戦略課の知見を入れるべきであり、一定の推進体制を確保するのであれば、L G X ・デジタル戦略推進本部会議（※1）の関与も必要になると考える。

したがって、まず会計支援課は、D X 推進計画や令和8年度から開始される後続の計画に定められている電子決裁推進の目的を再確認し、必要な検討を行った上で、電子県庁課、デジタル戦略課などとの連携を図ることを検討すべきであると考えらる。

（※1）L G X ・デジタル戦略推進本部会議

各部局が連携し、デジタル技術の活用による県内の様々な課題解決やL G X（Local Government Transformation）の推進を図ることを目的に、静岡県高度情報化推進規程第5条に基づき設置された組織。

B-38 集中事務管理運営費（総務事務センター運営費）…監査対象から除外

B-39 次世代エアモビリティ導入促進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	企画部 デジタル戦略課			
根拠法令等	—			
主な事業内容	3次元点群データや連携協定を締結した航空事業者の知見を活用し、次世代エアモビリティ分野の先進導入地域を目指した取組を推進する			
事業目的	次世代エアモビリティ分野における「先進導入地域」を目指す			
事業の必要性	近未来技術による魅力ある地域づくり			
事業目標	何を	次世代エアモビリティ（空飛ぶクルマ）		
	いつまでに	令和9年度中		
	どのような状態にしたか	商用運航の開始		
事業期間	開始	令和6年度	終了予定	未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策⑤：データの分析・利活用の推進		
	施策名	3次元点群データの利活用促進		
事業対象	民間事業者			
実施方法	業務委託			
実施主体	県			
連携部署	経済産業部新産業集積課、交通基盤部建設政策課、交通基盤部地域交通課、健康福祉部地域医療課、スポーツ・文化観光部企画経理課、総務部地域振興課、危機管理部危機対策課			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)			—
当初予算額			33,000
最終予算額 (b)			22,942
決算額 (c)			20,490
次年度繰越額 (d)			—

予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)			10.7%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	20,490	
合計	20,490	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	19,983	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
旅費	507	出張旅費
合計	20,490	

(4) 委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額			19,983

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	デロイトトーマツコンサルティング(同)	19,983	令和6年度静岡県次世代エアモビリティの社会実装に向けたロードマップ策定等業務委託契約	無
委託料 計		19,983		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標 なし

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 次世代エアモビリティの商用運航までの今後の進め方について

当事業は、職員提案制度に基づき発足した革新的な取組であり、次世代エアモビリティ分野における先進導入地域を目指し、令和9年度中の商用運航開始という高い目標を設定している。また、副知事をトップとする全庁的なプロジェクトチームを設置し、ロードマップを策定するなど、推進体制の構築は適切に進められている。特に、令和6年度の当初予算の中には、プロモーション活動費10,000千円が含まれていたが、これを執行せずに削減を行った。令和6年度は、商用運航に向けた市場調査やロードマップ策定のフェーズに位置付けられており、この段階でプロモーション活動費を含む当初予算の一部が削減されたことは、事業の段階を鑑みて賢明な判断であったと考える。

しかしながら、当事業の目標達成は、国の型式認証や法整備の進捗、そして何よりも民間事業者が事業採算性を確保し参入するかに大きく依存するものである。特に、採算性の見通しが不透明な段階では、民間事業者の参入が進まないという状況も十分に想定される。

よって、今後の事業推進においては、本県が先行しすぎることによるリスクを回避しつつ、他府県や国の制度整備の動向と歩調を合わせ、民間事業者がビジネスとして参入しやすい環境を整備することに注力すべきである。

さらに、離着陸場の整備支援など、将来的に行政からの財政的な投資判断が必要となった際には、デジタル戦略課のみならず、関係部局と連携し、県民が享受する経済効果等のメリットを客観的に算定した上で、適切な投資判断を行えるようにすることが肝要であると考えます。

B-40 データ利活用推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	企画部 統計活用課		
根拠法令等	官民データ活用推進基本法		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータカタログサイト運用管理業務 ・オープンデータ等活用アイデア学生コンテストの開催 ・オープンデータ地域ワークショップの開催 ・オープンデータ出前講座の実施 		
事業目的	県や市町の公共データをより見やすく、公開の拡充を図るとともに、オープンデータの普及・啓発と利活用につなげる取組を実施すること		
事業の必要性	「ふじのくにDX推進計画」の政策の柱の一つである「データの分析・利活用の促進」を一層推し進めるため、更なるデータの公開拡充などの利用環境整備と利活用の普及啓発に取り組んでいく必要がある		
事業目標	何を	①オープンデータカタログサイト公開データ ②国が示す推奨データセット	
	いつまでに	令和7年度	
	どのような状態にした いか	①普及啓発・利活用方法の普及により、県民の認知を向上させ、利活用を促進する ②県民が利活用しやすいかたちで公開を拡充する	
事業期間	開始	令和5年度	終了予定 未定
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策⑤：データの分析・利活用の推進	
	施策名	オープンデータや統計データの活用推進	
事業対象	県・市町職員、県民、企業・団体等		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
連携部署	-		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)		—	—
当初予算額		3,589	3,443
最終予算額 (b)		3,989	3,318
決算額 (c)		3,712	2,657
次年度繰越額 (d)		—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)		6.9%	19.9%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	2,146	
国庫	511	統計調査の環境改善のための普及啓発事業
合計	2,657	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
需用費	742	消耗品費、印刷費等
旅費	240	外部講師旅費、職員旅費
役務費	66	Wi-Fi 契約料、郵送料
使用料等(※1)	900	分析ツール使用料、会場使用料
報償費	360	普及啓発の取組にかかる外部講師代
その他	347	備品購入等
合計	2,657	

※1 使用料等＝使用料及び手数料

(4) 請負や委託等の契約 該当なし

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標

指標	オープンデータカタログサイト公開データの利用件数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	30,517千件	37,157千件	43,800千件
実績値	19,399千件	23,217千件	

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	国の示す推奨データセットについて、県及び県内市町において公開されたデータセット数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	504セット
実績値	389セット	421セット	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-41 観光情報プラットフォーム活用事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・観光に関するデジタルデータの利活用推進 ・観光アプリを活用した県内周遊促進 ・観光デジタル記事の作成 ・専門家による市町・観光協会へのデータ活用伴走支援 		
事業目的	本県の観光分野におけるDXの推進		
事業の必要性	プラットフォームの利用促進を図り、データを活用したマーケティングによる観光産業の持続的な発展を実現する		
事業目標	何を	県内全域	
	いつまでに	令和7年度(現行の観光基本計画最終年度)	
	どのような状態にしたいか	旅行者に対して最適な観光情報の提供と、旅行者データの蓄積・分析による最適なマーケティングとの好循環の実現	
事業期間	開始	令和5年度	終了予定 未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策⑤：データの分析・利活用の推進	
	施策名	観光DXの促進	
事業対象	市町、DMO（観光地域づくり法人）、観光協会、観光関連事業者等		
実施方法	負担金、業務委託		
実施主体	県、公益社団法人静岡県観光協会		
連携部署	—		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	152,000	135,000	95,000
最終予算額 (b)	110,896	112,690	93,982
決算額 (c)	73,811	99,516	90,240
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	33.4%	11.7%	4.0%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			
令和4年度	新技術を用いたサービスの提供について、既定経費内（観光アプリ運用委託費）でアプリの新機能改修を実施できたこと等による。		

令和4年度は、観光情報プラットフォーム運用事業費と観光デジタル化推進事業費の合計額
 令和5年度は、観光情報プラットフォーム活用事業費と観光デジタル化推進事業費の合計額

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	45,120	
国庫	45,120	デジタル田園都市国家構想交付金 (地方創生推進タイプ)
合計	90,240	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※1)	20,814	(5) ②令和6年度負担金の概要参照
委託料	67,307	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
使用料等(※2)	2,118	観光アプリ決済機能システム利用料
合計	90,240	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

※2 使用料等＝使用料及び手数料

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	63,134	59,062	67,307

令和4年度は、観光情報プラットフォーム運用事業費と観光デジタル化推進事業費の合計額
 令和5年度は、観光情報プラットフォーム活用事業費と観光デジタル化推進事業費の合計額

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	日本電気(株)静岡支社	14,998	観光デジタル情報プラットフォーム運用保守業務	有 (※1)
2	(株)Geolocation Technology	8,923	静岡県観光情報アプリ運用保守業務	無
3	(株)Geolocation Technology	2,359	データ利活用基盤における管理ポータル運用保守業務	無
4	(株)東海道シグマ	8,888	TIPSポイント事務局運營業務	無
5	アトリエ・ロッキー(株)	1,980	静岡県動画アーカイブ制作業務	無
6	(一社)静岡県旅行業協会	1,006	県内旅行会社がオススメする平日&ナイトコンテンツ情報発信業務	無
7	(株)くふうしずおか	991	観光デジタル記事作成業務	無
8	(株)JTB 静岡支店	9,999	静岡県次期観光デジタル情報プラットフォーム構想策定支援業務	有 (※2)
9	(株)電通東日本静岡支社	12,000	緊急誘客対策県内観光キャンペーン業務	無
10	(株)JTB Inbound Trip	6,160	グローバルOTAを活用した魅力発信・露出拡大業務	無
委託料 計		67,307		

※1 再委託金額は把握していない。

※2 再委託金額を把握している。

(5) 負担金等

① 負担金等の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	9,096	38,326	20,814

令和4年度は、観光情報プラットフォーム運用事業費と観光デジタル化推進事業費の合計額
 令和5年度は、観光情報プラットフォーム活用事業費と観光デジタル化推進事業費の合計額

② 令和6年度負担金の概要

(単位：千円)

相手先	金額	内容
(公社) 静岡県観光協会	19,824	データコンサルティング事業負担金
	990	公益社団法人静岡県観光協会事業費負担金
負担金 合計	20,814	

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」関連）なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	観光アプリTIPSのダウンロード数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	30,000件	40,000件	50,000件
実績値	65,674件	88,565件	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

⑤ 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	本県旅行に対する総合満足度		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	94.4%	94.7%	95%
実績値	95.0%	95.7%	

⑥ 当事業に直接関連する総合計画の活動指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	観光デジタル情報プラットフォーム登録情報数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	12,750件	14,875件	17,000件
実績値	24,997件	25,277件	

2 監査の結果

(1) 指摘

① 委託契約書における情報セキュリティ要件に関する事項の記載もれについて

令和6年度に株式会社 Geolocation Technology と「データ利活用基盤における管理ポータル運用保守業務委託」契約を締結している。この委託業務の内容は、観光施設情報や旅行者データを収集するためのデータ利活用基盤（観光デジタル情報プラットフォーム）に蓄積されている施設情報を登録・変更するための管理ポータルを運営するというものである。委託者が、管理ポータルの利用申請時に申請者のメールアドレス等を扱うため、県にとって「重要な情報資産を取り扱う業務を委託する場合」に該当するものである。

県の情報セキュリティ対策基準では、「重要な情報資産を取り扱う業務を委託する場合には、委託業務に応じて次の情報セキュリティ要件に関する事項を明記した契約を締結しなければならない」と規定されており、情報セキュリティに関する各要求事項について、契約で合意しなければならないとされている。所管課においても、該当する委託業務については、「情報セキュリティ対策に関する事項」という書面に要求事項を記載し、これを契約書に別添することで、県の情報セキュリティ対策基準を遵守するよう日頃から運用されているところである。

ところが、令和6年度に株式会社 Geolocation Technology と締結した「データ利活用基盤における管理ポータル運用保守業務委託」契約においては、当該書面を添付することを失念していた。結果としてこの契約においては、情報セキュリティ要件に関する事項について委託先と合意が完了していないという瑕疵がある状態となっている。

このような事態となってしまったのは、単なる不注意であると推察される。しかし、たとえ不注意であったとしても、契約書の内容の一部に合意できていない箇所があれば、万が一後から委託先とトラブルに発展した場合、抗弁する根拠を失うことは言うまでもない。

今後は、契約書における重要事項の記載もれや添付もれを未然に防ぐためのチェック体制の強化を講じるべきである。

② 委託先における個人情報の取扱状況の確認手続の不備について

観光情報プラットフォーム活用事業では、以下の委託先において個人情報の取扱いがある。

相手先	内容
日本電気(株)静岡支社	観光デジタル情報プラットフォーム運用保守業務
(株)Geolocation Technology	静岡県観光情報アプリ運用保守業務
	データ利活用基盤における管理ポータル運用保守業務
(株)東海道シグマ	TIPSポイント事務局運營業務
(株)電通東日本静岡支社	緊急誘客対策県内観光キャンペーン業務

県では、委託先に個人情報の取扱いがある場合、「個人情報取扱委託指針（平成15年3月20日制定、令和5年3月27日最終改定）」（以下、「委託指針」という。）の3（4）にて、次のように規定しており、委託先における個人情報の取扱状況について所管課が少なくとも年1回以上確認を行うものと定めている。当該規定は、令和5年4月1日以降、地方公共団体においても個人情報保護法が適用されることとなり、委託業務についても安全管理措置が求められるようになったことを受けて改定されたものである。

3 委託に当たっての措置

（4）受託者における委託に係る個人情報の取扱状況を随時把握するとともに、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における責任者及び業務従事者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うものとする。ただし、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等を検討した結果、実地検査を行わない場合には、報告書を提出させる等の方法で委託先の管理体制等を確認するものとする。

そして、毎年一定時期に、企画部電子県庁課及び総務部法務文書課が連名で、個人情報保護事務等自己点検の実施について全庁的に案内をしているところである。

ところが、所管課は、令和6年度において、委託先における個人情報の管理状況について、受託者からの実績報告書の受領時に口頭ベースで確認を行ったものの、委託指針が要求する個人情報管理状況の実地検査又は書面による確認を実施していなかった。

委託先の個人情報取扱状況を県のルールにしたがって確認していなかったことは、委託業務に関する個人情報保護ルール（毎年の実地検査又は自己点検報告書の取得義務）について、認識不足があったと言える。また、全庁的に案内されているはずの自己点検票において、年度ごとの確認作業が明記されているにもかかわらず、結果として確認されなかった状況は、自己点検票の実施とモニタリングが業務プロセスとして十分に機能していなかったものと考えられる。

今後は、当該事業について年1回以上の確認を漏れなく行うことはもちろんのこと、課単位でも、個人情報保護ルールの周知徹底を図り、各職員の意識とリテラシーの底上げを徹底的に図る対策が必要である。

(2) 意見

① 総合計画の活動指標における目標値と実績値の乖離について

前記1 (6) ⑥にある活動指標となっている「観光デジタル情報プラットフォームにおける登録情報数」は、令和5年度と令和6年度における実績値が目標値を大幅に超過している。一見すると令和7年度の最終事業年度を待たずに早期に目標を達成したように見えるが、実態はそうではない。

これは指標の定義（多言語情報も含めた登録情報数であるのか否か）が明示されていなかったことや、所管課内で共有されていなかったことに起因するものである。実績値の基礎となる観光デジタル情報プラットフォームの登録情報数は、当初の計画策定時点から、日本語だけでなく英語や中国語などの多言語情報も含めてカウントする設定となっていた。しかし、設定時点では全ての施設情報が多言語化されていたわけではなく、その後、令和4年度末（2023年3月頃）に、全ての施設情報に対し多言語翻訳を行うシステムが導入されたことで、総登録数が大幅に増加した。結果として、公表数値は目標値を大きく超過する形となったが、この「登録情報数」のカウント方法（多言語情報も含めた登録情報数であるのか否か）について、指標の定義が所管課内で明確に共有されておらず、また県民に対して分かりやすい説明がされていなかった。すなわち、多言語情報を含めた登録情報数が指標であるならば、指標の定義として県民に明示すべきであったがそれができなかったことや、そもそも設定した指標が多言語情報を含めたものかどうかについて所管課内で共有できていなかったことが問題である。

当該指標は、事業活動の成果や進捗を正確に反映しているとは言い難く、県民が県の政策や個別事業を評価する場合において、誤った評価をしてしまう危険性があることを認識すべきと考える。

観光政策に関する指標は、これからの新計画などにおいても策定され、目標値と実績値の比較によって進捗管理に利用されると考えられるが、指標の定義と計測ロジックに関する課内資料が誰にでも分かる内容で作成され、担当者が異動などによって交代しても安定して引き継がれるような体制を築くことが必要である。

② 観光デジタル情報プラットフォームの在り方について

本県には、県と公益社団法人静岡県観光協会（以下、「県観光協会」という。）が、それぞれ独自の観光デジタル情報プラットフォームを運用し、連携できていないという課題がある。

これまでは、県のプラットフォームは、TIPSアプリと連動した「今現在、どこが混雑しているか」といった人流データなど、リアルタイムで変化する「動的データ」を外部システムと連携させて集約する目的で構築されたものであるのに対し、県観光協会のプラットフォームは、過去数年間の人流データ、旅館やホテルに何人が宿泊したかなどを集計した統計的なデータである「静的データ」を活用するために構築されたもの、ということで一応は異なる存在意義があった。

しかし、所管課は、令和2年度に構築された観光デジタル情報プラットフォームを令和7年度に廃止、同年度中に新プラットフォームを構築し、令和8年度より新プラットフォームの運用を開始する方針を決めた。新プラットフォームでは、動的データではなく、静的データを扱う仕様になるとのことである。そうすると、県観光行政において、同じ静的データを取り扱うプラットフォームが並立することになる。

この点について、所管課の説明によると、㊦県は集約したデータをオープンデータとして広く活用してもらうことを目指してきたのに対し、県観光協会は主に会員向けにデータを整備してきた点が異なる、㊧同じ静的データではあるが、県観光協会のプラットフォームと重複するデータはないため両者は重複しない、とのことである。一方で、所管課においても、プラットフォームの並立状態は課題として考えており、将来的に県のプラットフォームと県観光協会のプラットフォームを統合する計画を立てている。その際、県観光協会のプラットフォームには契約上オープンにできないデータがあるなど、今後の調整が必要な事項もあり、段階的に統合に向けた動きを進めていく予定である、とのことである。

同じような機能をもったプラットフォームの並立状態が長く続くことは、県観光行政における全体最適の観点からは望ましい状態ではなく、プラットフォームの統合は一日でも早く実現することが望ましい。所管課には、スピード感を持って統合に向けた動きをしてもらうことを望みたい。

B-42 ふじのくに出会い応援事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	健康福祉部 こども若者局 こども政策課			
根拠法令等	—			
主な事業内容	県と県内 35 市町で構成する「ふじのくに結婚応援協議会」が主体となり、公的な結婚支援拠点「しずおかマリッジ(ふじのくに出会いサポートセンター)」を運営する			
事業目的	結婚を希望する方に出会いの機会を提供する			
事業の必要性	結婚を希望するが出会いの機会が無い方々を支援する			
事業目標	何を	「しずおかマリッジ」を通じた成婚数		
	いつまでに	毎年度		
	どのような状態にしたいか	30 組		
事業期間	開始	令和 3 年度	終了予定	未定
DX 推進計画における位置付け	政策の柱	政策⑤：データの分析・利活用の推進		
	施策名	ビッグデータを活用した結婚支援・健康施策の推進		
事業対象	結婚を希望する 20 歳以上の独身男女			
実施方法	業務委託			
実施主体	県			
連携部署	—			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	3,600	4,000	6,100
最終予算額 (b)	3,600	4,000	3,600
決算額 (c)	3,586	2,323	3,553
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	0.4%	41.9%	1.3%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			
令和 5 年度	予定していたシステム改修を業者都合により見送ったため。		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	1,185	
国庫	2,368	地域少子化対策重点推進交付金(2/3)
合計	3,553	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	3,553	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	3,553	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	3,586	2,323	3,553

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	株式会社愛媛電算	3,553	結婚支援システム保守管理等業務委託	無
委託料 計		3,553		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	マッチングシステムの利用登録者数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	1,500人	2,250人	3,000人
実績値	1,162人	1,125人	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

⑤ 当事業に直接関連する総合計画の活動指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	ふじのくに出会いサポートセンターにおける会員登録者数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	1,500人	2,250人	3,000人
実績値	1,162人	1,125人	

指標	ふじのくに出会いサポートセンターにおける成婚件数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	30件	45件	60件
実績値	30件	41件	

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 活動会員の情報の公表

しずおかマリッジのホームページには、お見合い成立件数、お友達成立件数、交際成立件数、ご成婚数などが公表されているが、登録会員数、男女比率、年齢比率などの情報は公表されていない。

しずおかマリッジへの登録を検討する人にとっては、登録会員数、男女比率、年齢比率などの情報は関心が高いものであると考えられるし、実際、他の自治体ではこれらの情報を開示しているケースもある。

今後、こども政策課は、しずおかマリッジのホームページ内で、登録会員数、男女比率、年齢比率などの情報を公表することを検討すべきである。

B-43 マリンバイオ産業振興事業費（BISHOPデータ活用）

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	経済産業部 産業革新局 新産業集積課		
根拠法令等	マリンオープンイノベーション事業費補助金交付要綱		
主な事業内容	海洋産業の振興と海洋環境の保全の世界的拠点の形成を目指すマリンオープンイノベーション（MaOI）プロジェクトの推進に要する経費のうち、データプラットフォーム（BISHOP）の利活用		
事業目的	海洋データを閲覧できるアプリ等の開発		
事業の必要性	収集しているデータをオープン化することで、出漁判断など多くのシーンで活用が見込まれる		
事業目標	何を	海洋に関するデータ	
	いつまでに	令和10年度	
	どのような状態にしたか	データを活用した事業化やデータの利用促進	
事業期間	開始	令和6年度	終了予定 未定
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策⑤：データの分析・利活用の推進	
	施策名	農林水産業のイノベーションの促進（MaOIプロジェクト）	
事業対象	MaOI機構に対する補助金		
実施方法	MaOI機構が実施		
実施主体	県、MaOI機構		
連携部署	-		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)			-
当初予算額			8,200
最終予算額 (b)			8,200
決算額 (c)			3,759
次年度繰越額 (d)			-

予実乖離率 (1-c/(a+b-d))			54.2%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			
令和6年度	海洋に関するデータをリアルタイムで閲覧できるアプリ等の開発を委託で行う予定であったが、内製化したことで解離が生じたため。		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	1,879	
国庫	1,879	デジタル田園都市国家交付金計画
合計	3,759	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※1)	3,759	(5) ②令和6年度補助金の概要参照
合計	3,759	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

(4) 請負や委託等の契約 該当なし

(5) 負担金等

① 負担金等の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額			3,759

② 令和6年度補助金の概要

(単位：千円)

交付先	金額	内容
MaOI機構	3,759	マリノオープンイノベーション事業費補助金
補助金 合計	3,759	

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」関連）なし

② 当事業に直接関連するDX推進計画の活動指標

指標	先端産業創出プロジェクト等による事業化件数（MaOIプロジェクト）		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 （令和7年度）
目標値	20件	30件	37件
実績値	25件	29件	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

⑤ 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	先端産業創出プロジェクト等による事業化件数（MaOIプロジェクト）		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 （令和7年度）
目標値	20件	30件	37件
実績値	25件	29件	

※ DX推進計画の活動指標にも設定されている。

⑥ 当事業に直接関連する総合計画の活動指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	先端産業創出プロジェクト等における試作品開発支援件数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 （令和7年度）
目標値	20件	30件	42件
実績値	25件	34件	

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-44 EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費

(自動運転実証実験、新モビリティサービス導入検討・支援)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	交通基盤部 政策管理局 建設政策課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	行政が蓄積した3次元点群データを自動運転に活用・実証 (松崎町、掛川市、沼津市 他)		
事業目的	自動運転等の最新技術を活用した移動サービスの導入による地域交通の課題解決の検証		
事業の必要性	運転手不足、過疎地域等高齢者への移動支援、公共交通ICT化等への対応		
事業目標	何を	自動運転レベル2での社会実装	
	いつまでに	令和9年度	
	どのような状態にした いか	5カ所以上で実現する	
事業期間	開始	平成30年度	終了 令和6年度
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策③：デジタル技術の実装の促進	
	施策名	新たな成長産業の育成	
事業対象	地域交通		
実施方法	公道での自動運転実証実験		
実施主体	県		
連携部署	交通基盤部地域交通課、経済産業部新産業集積課		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	80,000	80,000	74,500
最終予算額 (b)	69,000	80,000	64,500
決算額 (c)	66,267	66,251	58,883
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	4.0%	17.2%	8.7%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因	該当なし		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	30,883	
国庫	28,000	デジタル田園都市国家構想交付金
合計	58,883	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
需用費	557	実証実験用必要資材
報酬	203	未来まちづくり構想会議委員報償費
委託料	56,000	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
旅費	2,122	先進地視察等
合計	58,883	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	56,000	56,000	56,000

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	東急(株)	56,000	令和6年度 高精度3次元地図データを活用した自動走行実証事業業務委託	無
委託料 計		56,000		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標 なし

③ 当事業固有の成果指標

指標	県内における自動運転の社会実装件数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和9年度)
目標値	—	—	5カ所
実績値	—	—	

※ 令和6年度までは実証実験フェーズであり、次期フェーズで自動運転の社会実装を目指している。

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-45 スマート農業実装化支援事業費 …監査対象から除外

B-46 施設園芸デジタル化推進事業費

(いちご出荷予測システム実装業務委託、環境モニタリング装置導入助成)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	経済産業部 農業局 農産振興課		
根拠法令等	施設園芸デジタル化推進事業費補助金交付要綱 施設園芸デジタル化推進事業実施要領 デジタル田園都市国家構想交付金		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 農林技術研究所が開発するいちご出荷予測システムの試験実装の業務委託 生産性向上、省力化及び出荷予測の高精度化に必要な環境モニタリング装置の導入助成 		
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> 環境モニタリング装置や生産者の調査をとおして得られた栽培データを活用して精度の高い出荷予測を行う 生産性向上、省力化及び出荷予測の高精度化に向けた環境モニタリング装置の導入に対し助成を行い、データ駆動型農業への転換を推進する 		
事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 有利販売により産地の販売額の増加を図るためには、市場からの信頼を得る必要があり、精度の高い出荷予測が求められている データに基づく栽培管理に転換し、生産性の向上及び省力化を図るとともに、精度の高い出荷予測を行うためには、環境モニタリング装置の導入促進が必要である 		
事業目標	何を	いちご出荷予測システム	環境モニタリング装置
	いつまでに	令和6年度	令和6年度
	どのような状態にしたか	環境モニタリング装置のアプリケーションへ実装する	県内いちご生産者が導入する
事業期間	開始	令和6年4月	終了予定 未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策⑤：データの分析・利活用の推進	
	施策名	農林水産業のイノベーションの促進(農業)	
事業対象	いちご出荷予測システムの試験実装：環境モニタリング装置メーカー 環境モニタリング装置の導入助成：県内いちご生産者		
実施方法	業務委託、補助金		
実施主体	県		
連携部署	農林技術研究所、各農林事務所（農業関係部署）		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)			—
当初予算額			10,000
最終予算額 (b)			6,400
決算額 (c)			4,462
次年度繰越額 (d)			—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)			30.3%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			
令和6年度	補助金において、見込みよりも応募者が少なかったため。		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	2,231	
国庫	2,231	デジタル田園都市国家構想交付金 (1/2)
合計	4,462	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※1)	1,971	(5) ②令和6年度補助金の概要参照
委託料	2,491	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	4,462	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額			2,491

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	リバティールポート ジャパン(株)	2,491	令和6年度いちご出荷予測システム 実装業務委託	無
委託料 計		2,491		

(5) 負担金等

① 負担金等の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額			1,971

② 令和6年度補助金の概要

(単位：千円)

交付先	金額	内容
県内いちご生産者（認定農業者、 認定新規就農者）19件	1,971	施設園芸デジタル化推進事業費補助金
補助金 合計	1,971	

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	スマート農業技術を導入している重点支援経営体の割合		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	35%	45%	55%
実績値	25.1%	26.9%	

③ 当事業固有の成果指標

指標	出荷予測システムを利用した農協のいちご平均販売単価増加率		
	令和6年度	令和7年度	最終目標値 (令和8年度)
目標値	—	1%	2%
実績値	—		

④ 当事業固有の活動指標

指標	出荷予測システムにより、出荷量予測を行う生産者数		
	令和6年度	令和7年度	最終目標値 (令和8年度)
目標値	20人	50人	100人
実績値	37人		

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 補助金募集の周知及び広報の不足について

令和6年度に事業費について、7,500千円（当初予算全体の75%）の予算を確保していた環境モニタリング装置導入助成の執行額が、1,971千円にとどまっている状況を確認した。当該執行額が予算額に対して30%にも満たない結果となった要因として、補助対象となる機器の導入により生産者が享受し得る具体的なメリットや効果について、生産者の理解を十分に促し、導入意欲を喚起するための広報・普及活動が必ずしも十分でなかった点が挙げられる。

本補助金の対象となる機器については、初期導入費用は補助対象となる一方、導入後の通信費等、年間数万円程度の維持費用（ランニングコスト）は生産者の自己負担となる。所管課へのヒアリングによれば、こうしたランニングコストの存在が、特に経営環境が厳しく、設備投資に慎重な生産者層において、導入判断を躊躇させる一因となっている可能性があるとのことであった。

しかしながら、当該機器の導入により、温度データ等の数値に基づく精緻な栽培管理が可能となり、品質の安定化や販売単価の向上といった潜在的な効果が期待されることを踏まえると、こうした効果がランニングコストを上回る価値を有し得る点について、生産者に対して十分かつ分かりやすく説明されていたとは言い難い状況にある。

広報・普及活動自体は、県農林事務所や県内農業協同組合（JA）を通じた個別訪問や、別途開催されている勉強会の場でのアナウンスにより実施され、補助金制度の存在自体は一定程度周知されていたと認められる。しかしながら、導入によって得られる具体的なメリットや効果を視覚的・定量的に示す資料（いわゆるビジュアルツール）が十分に整備されていなかったため、現場で説明を行う職員の経験や説明能力に依存せざるを得ず、結果として、訴求内容や説明の深度に

ばらつきが生じた可能性が否めず、一貫性のある効果的な情報伝達が実施されていたとは言い難い。

また、補助金の概要を記載したチラシは作成・配布されていたものの、その内容は主として交付要綱等を要約した制度説明にとどまっており、投資効果や導入後の利便性といった、生産者の導入判断に直結する情報は盛り込まれていなかった。

当事業は、県として、データの利活用を通じた農産物の高付加価値化や流通の効率化を図ることを目的として実施されているものであり、その実現のためには、特定の意欲的な生産者層に限らず、より幅広い生産者による機器導入が不可欠である。一方、生産者にとっても、当該機器は栽培管理の効率化やイチゴの品質向上に資する有用な手段となり得るものである。

しかしながら、導入の動機付けとなるべき具体的なメリットが十分に伝えられていない現状が継続した場合、今後も同様の補助事業を実施した際には、応募が情報感度の高い生産者や導入意欲の高い層に偏在し、事業全体として想定している効果が十分に得られない可能性が残る。また、結果として、予算が十分に活用されず、県民に対する行政サービスとしての効果が限定的となる懸念もある。

今後は、生産者に対するデジタル技術導入のメリットに関する情報提供の在り方について、より一層の改善を図る必要がある。具体的には、生産者の経営実態や現場の課題を踏まえ、デジタル技術の導入が日々の栽培管理の質の向上や経営リスクの低減にどのように寄与するかを具体的に示した、ビジュアルを重視した分かりやすい資料やチラシを県として作成し、個別訪問や説明の場で活用できるよう、現場職員に提供することが望ましい。これにより、広報・普及活動に従事する職員が生産者に対して伝える情報の標準化を図るとともに、生産者が後日改めて導入効果や費用対効果を検討できる材料を提供することで、自発的な導入検討を促進する体制を整えることが期待される。

B-47 施設園芸デジタル化推進事業費

(普及員向け研修の実施、データ活用のためのアプリ改良)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	経済産業部 農業局 農産振興課		
根拠法令等	静岡県食と農の基本計画 2022～2025		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設園芸における環境制御技術を指導できる普及員を養成するため、環境制御機器メーカーへの派遣研修を実施 県内のいちご生産者を対象に、ほ場環境や生育調査等の栽培データを共有するデータシェアリング活動を実施し、データ活用のために、データ共有を行っている環境モニタリング装置のアプリを改良 		
事業目的	施設園芸におけるデータ駆動型農業の実践を進め、収量増加や販売額の増加を図る		
事業の必要性	高齢化等により農業者人口が減少する中で、農産物生産の効率化・省力化が求められており、データに基づく栽培管理に転換することによって生産性の向上及び担い手の技術育成を図る必要がある		
事業目標	何を	県内いちご共販生産者 1 人当たりの販売額	
	いつまでに	令和 7 年度	
	どのような状態にしたか	1,000 万円以上	
事業期間	開始	令和 4 年度	終了予定 未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策⑤：データの分析・利活用の推進	
	施策名	農林水産業のイノベーションの促進（農業）	
事業対象	県内施設園芸生産者、各 J A、静岡経済連		
実施方法	派遣研修、業務委託		
実施主体	県		
連携部署	各農林事務所、農林技術研究所		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	18,000	24,000	4,200
最終予算額 (b)	35,700	10,528	4,200
決算額 (c)	29,489	10,199	4,013
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	17.4%	3.1%	4.4%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	4,013	
合計	4,013	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※1)	1,016	(5) ②令和6年度負担金の概要参照
委託料	2,997	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	4,013	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	5,668	7,943	2,997

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	リバティールポート ジャパン(株)	2,997	令和6年度アプリ改修・活用補助 業務委託	無
委託料 計		2,997		

(5) 負担金等

① 負担金等の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	1,661	1,077	1,016

② 令和6年度負担金の概要

(単位：千円)

交付先	金額	内容
株誠和	1,016	イチゴのスマート農業短期研修負担金
負担金 合計	1,016	

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	スマート農業技術を導入している重点支援経営体の割合		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	35%	45%	55%
実績値	25.1%	26.9%	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標

指標	高度環境制御技術の導入面積の拡大		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	6ha	9ha	12ha
実績値	8.9ha	11.2ha	

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-48 農業における環境負荷低減推進事業費 …監査対象から除外

B-49 F A O I プロジェクト推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	経済産業部 森林・林業局 森林計画課			
根拠法令等	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱(国) デジタル林業戦略拠点構築推進事業実施要領(国) 林業関係事業補助金交付要綱(県)			
主な事業内容	森林のデジタル情報基盤整備によるプラットフォームの強化と、デジタル技術の現場実装及び先端技術を活用した造林・育林			
事業目的	森林の公益的機能の発揮や林業・木材産業によるグリーン成長を図る「F A O I プロジェクト」の展開			
事業の必要性	林業の生産性向上や安全性・作業環境の改善、人材不足の解消のため、林業イノベーションが求められている			
事業目標	何を	森林のデジタル情報基盤の整備や先端技術の現場実装		
	いつまでに	近い将来		
	どのような状態にしたいか	林業経営体がデジタル情報基盤を活用した木材生産計画や基盤整備計画の作成や、先端技術による生産性の向上等を進め、木材生産量の増加により所得向上が図られる。		
事業期間	開始	令和4年度	終了予定	未定
D X 推進計画における位置付け	政策の柱	政策⑤：データの分析・利活用の推進		
	施策名	農林水産業のイノベーションの促進(森林・林業)		
事業対象	林業経営体等			
実施方法	業務委託、補助金			
実施主体	県			
連携部署	森林整備課			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	34,838
当初予算額	133,900	110,000	108,200
最終予算額 (b)	134,264	95,535	35,200
決算額 (c)	130,646	57,005	36,310
次年度繰越額 (d)	—	34,838	25,975
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	2.7%	6.1%	17.6%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
繰入金	4,129	森林環境整備促進基金
国庫	30,488	森林・林業事業費交付金
その他	1,691	繰越金 1,535 千円、諸収入（デジタル林業戦略拠点構築推進事業費負担金）156 千円
合計	36,310	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※1)	12,333	(5) ②令和6年度補助金の概要参照
需用費	318	庁内印刷：149 千円、消耗品 168 千円
委託料	23,156	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
旅費	352	
使用料等(※2)	150	先端技術セミナー会場使用料
合計	36,310	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

※2 使用料等＝使用料及び手数料

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	77,935	23,539	23,156

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(有)オフィス エム アンドケイ	3,202	森林・林業先端技術コーディネート 業務委託	無
2	中日本航空(株)静岡支店	19,954	静岡県デジタル森林資源情報等解析 業務委託	無
委託料 計		23,156		

(5) 負担金等

① 負担金等の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	23,933	2,019	12,333

② 令和6年度補助金の概要

(単位：千円)

交付先	金額	内容
森町森林組合等 2件	264	デジタル技術現場実装
静岡市等 3件	1,534	再造林獣害対策低コスト化促進
伊豆の国市	10,535	低コスト再造林対策
補助金 合計	12,333	

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」関連）なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	ふじのくにイノベーションフォーラム（FFIF）参画者数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値(令和7年度)
目標値	75者	90者	100者
実績値	75者	84者	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

⑤ 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	木材生産量		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値(令和7年度)
目標値	50万 m ³	50万 m ³	50万 m ³
実績値	45.1万 m ³	41.1万 m ³	

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 補助事業に係る予算の効果的な執行について

当事業において、県は、林業経営体に対するデジタル技術導入支援として「デジタル技術現場実装補助事業」を実施している。また、公益社団法人静岡県山林協会（以下「山林協会」という。）においても、「林業イノベーション推進支援事業」という補助事業が実施されている。両事業はいずれも林業分野におけるデジタル技術導入を目的とするものであるが、補助の対象及び目的については明確な役割分担がされている。山林協会の事業は、地域協議会を対象として、主に高額な機材レンタル費用の補助等を通じた普及啓発などを主目的とするものに対し、県の補助事業は、山林協会による普及活動等を経て、実際に技術を導入・活用したいと考える個別の林業経営体を対象とした導入支援を主目的とするものである。

しかし、令和6年度における県のデジタル技術現場実装補助事業の交付件数は2件にとどまっており、事業の実施に充当するため確保していた予算約3,000千円に対し、実績額は264千円（補助対象経費300千円、補助率50%程度を想定）であった。

所管課においては、林業経営体の生産性向上に資するデジタル技術導入支援の価値は大きく、確保した予算を有効に活用することが本来果たすべき役割であると認識している。しかしながら、現状においては、小規模な林業経営体や地域協議会に参画していない経営体など、県との接点が比較的少ない層に対して、本補助事業の存在や利用メリットが十分に周知されていない可能性があるとの回答があった。また、山林協会による普及啓発活動から県の補助事業へと利用者が円滑に移行できるような効果的な情報連携が十分とは言えず、さらに、導線の構築は行われていない。これらの点から、広報及び周知の取組が十分であるとは言えず、普及段階から導入段階への移行を促進するための改善の余地がある。

県の補助事業は、山林協会の事業では十分にカバーしきれない、林業経営体に

よるデジタル技術の「実用化」の段階を支える重要な役割を担っている。林業経営体支援という事業目的を十分に果たすため、所管課においては、補助金交付による支援効果を高め、予算執行の最大化を図る観点から Facebook、Instagram、YouTube 等の SNS を活用した補助金活用事例の発信や、セミナー等の利用者が集まる機会を捉えた補助事業の周知を行うこと、さらには、山林協会との連携を一層強化し、普及活動から導入支援へと円滑につなげるよう検討することが望まれる。

これらの取組を通じて、県の補助事業の利用件数を拡大し、本来の目的である林業経営体への支援を着実に実施するとともに、確保した予算の効率的かつ戦略的な執行を実現することが求められる。

B-50 森林・林業再生推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	経済産業部 森林・林業局 森林計画課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星画像により抽出された伐採箇所の情報を基に、森林資源情報の更新・修正を行う ・森林クラウドシステムの機能改良を行う 		
事業目的	市町・林業経営体との情報共有の体制強化と森林・林業行政事務の効率化を推進するため		
事業の必要性	森林の公益的機能の持続的な発揮や森林の適正な整備・保全のため		
事業目標	何を	森林の適正な管理	
	いつまでに	毎年度	
	どのような状態にしたか	森林情報をリアルタイムで共有し、森林管理体制が強化されている状態	
事業期間	開始	令和5年度	終了予定 未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策⑤：データの分析・利活用の推進	
	施策名	農林水産業のイノベーションの促進（森林・林業）	
事業対象	市町、林業経営体等		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	くらし・環境部環境局盛土対策課		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度(※)	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額(a)	—	—	—
当初予算額	6,463	26,400	11,530
最終予算額(b)	6,463	26,400	11,530
決算額(c)	6,343	26,400	10,887
次年度繰越額(d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	1.9%	0%	5.6%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(※) 森林・林業再生推進事業費は令和4年度以前からあったが、1 (1) 概要の「主な事業内容」に記載したメニューは令和5年度から開始している。

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	8,704	
国庫	2,183	森林資源地方公共団体管理事業（地域森林計画編成事業）
合計	10,887	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	10,887	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	10,887	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	6,343	26,400	10,887

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(株)パスコ 静岡支店	4,367	令和6年度森林情報精度向上業務委託	無
2	応用地質(株) 静岡営業所	27,093	令和6年度静岡県森林クラウドシステム 保守管理業務委託	無
		△20,573	当事業費以外の分を控除	
委託料 計		10,887		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」関連）なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	ふじのくにイノベーションフォーラム（FFIF）参加者数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	75者	90者	100者
実績値	75者	84者	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

⑤ 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	木材生産量		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	50万m ³	50万m ³	50万m ³
実績値	45.1万m ³	41.1万m ³	

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-51 デジタルツイン推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	交通基盤部 政策管理局 建設政策課		
根拠法令等	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業を除く）		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3次元点群データの取得 ・ 3次元点群データ活用促進のため、衛星測位技術の利用環境（GNSS 基準局網）を構築 ・ 普及啓発イベントの実施 		
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県土のスキャンデータをアーカイブし、災害復旧に活用することで復興を迅速化する ・ 3次元測量や衛星測位等の先端技術を活用した生産性向上 		
事業の必要性	いつどこで起きるか分からない災害からの復旧を迅速化するため、県が広域的にデータを取得する必要がある		
事業目標	何を	デジタルツインの利用環境	
	いつまでに	令和7年度	
	どのような状態にしたか	県全域で活用できるようにする	
事業期間	開始	令和5年度	終了予定 令和7年度
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策⑤：データの分析・利活用の推進	
	施策名	3次元点群データの利活用推進	
事業対象	民間企業、学術分野、県民		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	－		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)		－	－
当初予算額		200,000	148,000
最終予算額 (b)		25,000	138,000
決算額 (c)		20,383	18,796
次年度繰越額 (d)		－	117,656

予実乖離率 (1-c/(a+b-d))		18.5%	7.6%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	9,398	
国庫	9,398	
合計	18,796	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	18,796	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	18,796	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額		20,383	18,796

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(一社)先端空間情報技術評価支援センター	2,465	令和6年度静岡県GNSS基準局補正情報配信業務委託	無
2		8,910	令和6年度ICT活用の環境整備に関する検証業務委託	無
3	(株)リプロネクスト	2,970	静岡県メタバース広聴ルーム拡張業務	無
4		451	令和6年度新技術交流イベントに伴うメタバース運営等業務委託	無
5	(株)望月商事	4,550	令和6年度新技術交流イベント会場設営等業務委託	無
		△550	当事業費以外の分を控除	
委託料 計		18,796		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	民間企業等が3次元点群データを活用した取組件数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	10件
実績値	10件	10件	

③ 当事業固有の成果指標

指標	デジタルツイン環境を活用した業務件数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	500件	1,000件	1,500件
実績値	546件	1,162件	

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-52 空間情報デジタル基盤構築事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	交通基盤部 政策管理局 建設政策課		
根拠法令等	都市再生推進事業費補助交付要綱		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設台帳の電子化 ・ 3D都市モデルの作成 ・ 台帳データや3D都市モデル、3次元点群データ等の地理空間情報を一元管理するプラットフォームの構築 		
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設台帳と3次元仮想空間の統合による維持管理業務の効率化 ・ 情報公開・閲覧環境整備による県民サービスの向上 		
事業の必要性	現状は紙台帳で管理している公共施設の維持管理事務を削減するとともに、情報取得の簡略化を実現するために必要		
事業目標	何を	公共施設台帳	
	いつまでに	令和8年度	
	どのような状態にしたか	電子化し、プラットフォーム上に公開する	
事業期間	開始	令和4年度	終了予定 令和8年度
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策⑤：データの分析・利活用の推進	
	施策名	3次元点群データの利活用推進	
事業対象	県職員、民間企業、県民		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	交通基盤部道路局道路保全課、交通基盤部河川砂防局河川企画課、交通基盤部河川砂防局砂防課、交通基盤部港湾局港湾整備課、交通基盤部港湾局漁港整備課		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	119,347	86,339
当初予算額	340,000	280,000	90,000
最終予算額 (b)	320,000	234,000	63,000
決算額 (c)	198,022	262,972	119,141
次年度繰越額 (d)	119,347	86,339	27,000
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	1.3%	1.5%	2.6%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	59,570	
国庫	59,570	都市再生推進事業費補助
合計	119,141	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	119,141	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	119,141	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	198,022	262,972	119,141

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(株)三菱総合研究所	16,654	VIRTUAL SHIZUOKA プラットフォームデータ掲載業務委託	有 (※)
2	(株)フジヤマ	16,000	令和5年度[第35-I8888-01号](国)150号外道路台帳DX推進業務委託	無
		△4,500	令和5年度支出額を控除	
3	(株)フジヤマ	16,148	令和6年度[第36-X1003-01号](国)150号外道路DX推進業務委託	無
4	(株)東日	31,328	令和5年度[第35-K1450-01号]二級河川巴川外河川・海岸管理DX推進事業に伴う測量業務委託(河川基礎データ作成)	無
5	(株)フジヤマ	17,974	令和5年度[第35-K1450-02号]静岡海岸ほか河川・海岸管理DX推進事業に伴う測量業務委託(海岸基礎データ作成)	無
6	服部エンジニア(株)	5,430	令和6年度[第35-S5602-01号]安倍川支川油山川砂防管理DX推進事業に伴う測量業務委託(UAVレーザ測量)	無
		△2,791	当事業費以外の分を控除	
7	不二総合コンサルタント(株)	8,162	令和5年度[第35-W0600-02号]清水港港湾台帳電子化に伴う施設台帳整備業務委託(その2)	無
		△264	当事業費以外の分を控除	
8	静岡コンサルタント(株)	15,000	令和5年度[第35-W0651-01号]稲取漁港ほか漁港台帳電子化に伴う施設台帳整備業務委託(13-01)	無
委託料 計		119,141		

※ 再委託金額を把握している。

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	民間企業等が3次元点群データを活用した取組件数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	10件
実績値	10件	10件	

③ 当事業固有の成果指標

指標	地理空間情報閲覧数（月平均）		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 （令和7年度）
目標値	15,000件	16,000件	18,000件
実績値	14,444件	16,000件	

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

（1）指摘

① 業務委託契約書の紛失について

「令和5年度〔第35-K1450-01号〕二級河川巴川外河川・海岸管理DX推進事業に伴う測量業務委託」契約は、合計3回の変更契約をしているが、監査において河川企画課が契約関連書類を綴った簿冊を閲覧したところ、県が保管すべき当初契約書及び1回目の変更契約書が確認できなかった。（2回目と3回目の変更契約書は確認できた。）

その背景として、令和6年度において、河川企画課が保管文書のペーパーレス化の一環として紙面文書をPDFファイル等の電子ファイルに変換して保管する取組を行う中で、誤って当該契約書を廃棄可能な文書と共に廃棄してしまった蓋然性が高いことが分かった。

これは、契約書の紛失であり、重要な書類の保管状況の不備といえ、県の文書保管事務として本来あってはならないことである。

したがって、河川企画課は今一度、契約文書等の重要書類の保管及び管理において、適切な取扱いができていないかどうかを見直し、本件のような事案が生じないような措置を講ずる必要がある。

（2）意見

① 契約書の保管及び管理について

前記2（1）指摘事項①の通り、河川企画課では紙面文書の電子ファイル保存の取組の中で、契約書の紛失があった。これに対して河川企画課は、再発防止策として、契約書については、原本による保存を改めて徹底することとし、その他、公文書の電子ファイル変換にあたっては課内での相互確認の徹底をすることなどを実施しているとのことである。

一方、DX推進計画では「新しい働き方（スマートワーク）の推進」の中で電子

契約導入と利用拡大を推奨しているが、電子契約においては情報保管がクラウドであることなどから、電子的な手法による文書の適切な取り交わしと保管が可能となるという利点があり、ペーパーレス化を進める際の契約文書の保管に係るリスクを低減する効果が期待できる。現在、県では公共工事関連の契約については電子契約の対象とする金額を限定（建設工事においては、当初契約額が1億円以上5億円未満、建設関連業務委託においては、当初契約額が2千万円以上）しているが、2（1）指摘事項①のような例を防止していく観点においても、今後、電子契約対象を拡大していくことを検討することが望まれる。

② 業務委託における再委託契約承認通知の方法について

「VIRTUAL SHIZUOKA プラットフォームデータ掲載業務委託」契約については、株式会社三菱総合研究所から、Pacific Spatial Solutions株式会社、アドソル日進株式会社に対して再委託契約している。当該再委託契約にあたっては、委託先である株式会社三菱総合研究所から令和7年1月23日付で「再委託申請書」の提出があり、建設政策課が同年2月3日付で「再委託承諾書」を提出しているが、当該承諾書について、承諾者の名義が、委託契約者である県知事ではなく、同課の主任名義、かつ個人印の押印にて発行・提出されていた。

通常、再委託は契約当事者以外の第三者に契約内容の遂行をさせることであるから、原則として認められないが、事前の経路を経ることで例外的に認めるとするものである。したがって、その名義は現場担当者レベルではなく、所定の権限を有するものであるべきと考える。

この点、庁内の「財務会計事務の手引（令和6年4月編）」177頁には、「再委託の必要性及び再委託先の適否を審査し、書面により承認を行うこと。」との定めがあり、199頁「資料14-2」等で再委託承認の任意作成例を示している。当該手引きの中では、再委託の承認者に係る名義等の条件が明確に規定されているわけではなかったが、手引きの所管である出納局会計支援課に問い合わせたところ、「承認の通知に係る名義は本体となる委託契約の契約名義者と合わせることを前提としている」との回答があった。

以上より、庁内の手引きの趣旨に照らして考えた場合は、再委託を承認する書面の提出は必須であり、文書の名義は該当の委託契約者の名義、すなわち本件委託契約の場合は県知事をもって提出する必要がある。そのため、本件は、契約権限のない職員の名義で文書が発行されてしまったことが「財務会計事務の手引」の適用上問題であったと考える。

したがって、建設政策課は、今後、再委託を承認する際には、元となる委託契約の契約名義者といった、対外的な権限を有する者の名義に基づいた書面の提出をするように改めることが望まれる。

B-53 インフラメンテナンスデジタル活用推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	交通基盤部 政策管理局 建設政策課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	県土の『活力・交流』を支える社会インフラのメンテナンス手法を抜本的に見直し、デジタル技術を駆使した効率的な維持管理手法を導入する		
事業目的	活力・交流を支えるインフラ施設である「道路」に着目し、デジタル技術を駆使し、効率的な維持管理手法を確立する		
事業の必要性	県土の活力・交流を支える社会インフラは今後、大更新時代を迎えることから、老朽化対策をさらに加速させる必要がある。加えて、少子高齢化に伴う担い手不足が深刻化していることから、効率的な取組を進めていく必要がある		
事業目標	何を	インフラ（道路）の維持管理手法	
	いつまでに	令和9年度	
	どのような状態にした いか	道路の異常箇所の実確な把握や道路パトロールの省人化・省力化等を実現	
事業期間	開始	令和6年度	終了予定 令和9年度
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	政策⑤：データの分析・利活用の推進	
	施策名	3次元点群データの利活用推進	
事業対象	道路パトロール		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	交通基盤部道路保全課、下田土木事務所		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)			—
当初予算額			15,000
最終予算額 (b)			14,960
決算額 (c)			14,960
次年度繰越額 (d)			—

予実乖離率 (1-c/(a+b-d))			0%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	14,960	
合計	14,960	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	14,960	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	14,960	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額			14,960

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	丸三・外岡・繁美・ 土屋地域維持型業務 共同企業体	5,720	令和6年度(国)135号ほか道路巡視への デジタル(先進)技術の導入検討に関する 業務委託	無
2		9,240	令和6年度(国)135号ほか道路巡視への デジタル(先進)技術の導入検討に関する 業務委託(その2)	無
委託料 計		14,960		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標

指標	民間企業等が3次元点群データを活用した取組件数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	—	10件
実績値	10件	10件	

③ 当事業固有の成果指標

指標	AI解析による異常箇所検出件数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値		—	1,738件
実績値		— (※1)	

※1 令和6年度はデジタル(先進)技術の導入検討業務であり検出件数は発生していない。
(令和7年度からの技術運用となる。)

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-54 3次元管路台帳システムデータ更新

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	企業局 水道企画課			
根拠法令等	—			
主な事業内容	管路台帳の3次元モデル化の推進 ・ 管路布設現場で取得した点群データを基に管路モデルを作成 ・ 2次元CADデータから3次元モデルを作成 3次元モデル化に当たり、管路更新工事箇所にて更新区間における埋設管路の点群データを取得する			
事業目的	点群データを取得し3次元モデル化を進める			
事業の必要性	従来の紙ベースの台帳では、現地にて正確な位置が把握できないため、更新工事の際に点群データを取得し、正確な位置が把握できる3次元管路の台帳を整備する			
事業目標	何を	企業局が所管する工業用水道及び水道の管路		
	いつまでに	継続的に		
	どのような状態にしたいか	全管路の3次元化		
事業期間	開始	令和4年度	終了予定	未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策⑤：データの分析・利活用の推進		
	施策名	3次元点群データの利活用促進		
事業対象	—			
実施方法	直接実施			
実施主体	県			
連携部署	交通基盤部建設政策課 (VIRTUAL SHIZUOKA)			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	—	3,200	3,200
最終予算額 (b)	—	3,200	3,200
決算額 (c)	—	659	—
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	0%	79.4%	100%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			
令和5年度	予算要求を行ったが、実際に取得できた3次元データが少なかったことにより、モデル化業務の委託を見送ったため。		
令和6年度	予算要求を行ったが、実際に取得できた3次元データが少なかったことにより、モデル化業務の委託を見送ったため。		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
合計	—	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
合計	—	

(4) 請負や委託等の契約 該当なし

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

- ① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし
- ② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標 なし
- ③ 当事業固有の成果指標 なし
- ④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 工事受注業者が点群データを取得する際の禁止事項の契約書への追加について

当事業は、従来の2次元台帳では水道管路の位置が不正確なため生じる工事事故のリスクを解消するため、水道・工業用水道約750kmの全管路の3次元化を目指すものである。管路更新の工事現場で新しい管を布設した際に新規に取得する点群データと、既存のCADデータを活用し、正確な位置情報を持つ3次元管路モデルを整備し、工事の安全性と効率化を図るという事業である。

現在、主に管路更新工事の際に、企業局の職員や工事の受注業者が、企業局から貸与されたLidar スキャナ付きのiPad Proを用いて点群データ（3次元データ）の取得・保存を進めている段階である。点群データの収集量は管路更新工事の件数に依存するものであり、令和6年度までは工事件数が少なく、収集できるデータ量が少なかったため、委託業者は使わずに企業局の職員による対応で間に合っていた。しかし、今後は、管路更新工事の件数が増大することが想定され、データ収集量や3次元モデル化のための作業が増加することが予想される。

工事の件数が増えることによって、工事受注業者やその従業員、下請け業者など関与する民間業者が増加すると考えられる。これにより、機密性の高い情報である点群データの収集作業に、作業に関わる民間業者の個人端末（個人の携帯やタブレット）が使用され、機密情報が個人端末に保存されるというリスクが高まるおそれがある。

したがって、今後は、個人あるいは会社所有の端末を使用する場合を想定し、工事の仕様書（契約書）の中に「取得データに関する取扱い事項（個人的なデータ取得の禁止）」を明確に記載し、データが個人的に取得されないようにする仕組みを整備していく必要がある。

B-55① ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費
(階層別研修、デジタル専門人材育成研修)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	企画部 デジタル戦略課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	「静岡県デジタル人材育成・確保方針」に基づき、戦略的・体系的にデジタル人材の育成に取り組む		
事業目的	本県のDXを推進するため、デジタル人材を戦略的・体系的に育成する		
事業の必要性	デジタル人材は、全国的に質・量とも不足している状況であり、本県も例外なく、デジタル人材の育成と確保が喫緊の課題である		
事業目標	何を	本県におけるデジタル人材	
	いつまでに	継続的に	
	どのような状態にしたか	「静岡県デジタル人材育成・確保方針」に掲げる人材区分ごとに育成し、必要数を確保する	
事業期間	開始	令和3年度	終了予定 未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	施策を支える人材・基盤の強化	
	施策名	行政における専門人材の確保・育成	
事業対象	県職員		
実施方法	業務委託等		
実施主体	県		
連携部署	企画部電子県庁課、企画部統計活用課、総務部人事課		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	8,510	7,948	8,560
最終予算額 (b)	7,028	7,735	8,197
決算額 (c)	6,378	7,051	7,793
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	9.2%	8.8%	4.9%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	6,180	
諸収入	1,613	市町村職員研修負担金 (DX推進リーダー育成講座)
合計	7,793	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	5,758	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
旅費	259	講座講師旅費
役務費	56	電話料金負担分
報償費	1,720	講座講師報償費
合計	7,793	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	4,620	5,280	5,758

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	㈱エル・ティー・エス	5,758	令和6年度DX推進リーダー育成業務委託契約	有 (※)
委託料 計		5,758		

※ 再委託金額は把握していない。

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

- ① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし
- ② 当事業に直接関連する総合計画・D X推進計画の活動指標 なし
- ③ 当事業固有の成果指標 なし
- ④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-55② ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費
(業務ツール、情報セキュリティ研修)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	企画部 電子県庁課		
根拠法令等	-		
主な事業内容	業務ツール研修及び情報セキュリティ研修の実施やEラーニングシステムの運用を行う		
事業目的	職員の情報セキュリティ・ICTリテラシーの意識向上 職員の業務における生産性向上の補助		
事業の必要性	デジタル人材は、全国的に質・量とも不足している状況であり、本県も例外なく、デジタル人材の育成と確保が喫緊の課題である		
事業目標	何を	情報セキュリティ・ICTリテラシー 各種Eラーニング・ツール研修	
	いつまでに	継続的に	
	どのような状態にした いか	受講した職員のセキュリティ意識の向上 業務に対する知識の向上	
事業期間	開始	令和3年度	終了予定 未定
DX推進計画 における 位置付け	政策の柱	施策を支える人材・基盤の強化	
	施策名	行政における情報セキュリティ対策の実施	
事業対象	県職員		
実施方法	業務委託等		
実施主体	県		
連携部署	企画部デジタル戦略課、総務部法務文書課		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	-	-	-
当初予算額	6,993	6,203	6,203
最終予算額 (b)	6,993	6,203	6,315
決算額 (c)	6,008	5,820	6,314
次年度繰越額 (d)	-	-	-

予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	14.1%	6.2%	0.0%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	6,314	
合計	6,314	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※1)	693	(5) ②令和6年度負担金の概要参照
委託料	5,621	(4) ②令和6年度委託契約の概要参照
合計	6,314	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	6,118	5,297	5,621

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(株)アイティ・アシスト	979	令和6年度情報セキュリティ研修 業務委託	無
2	(株)静岡情報処理センター	4,032	静岡県職員eラーニングシステム 保守運用業務委託契約	無
3	ソフトバンク(株)	609	業務効率化に向けたツール活用講 座業務委託契約	無
委託料 計		5,621		

(5) 負担金等

① 負担金の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	—	522	693

② 令和6年度負担金の概要

(単位：千円)

交付先	金額	内容
ソフトバンク㈱	693	ソフトバンクオンライン研修受講料負担金
負担金 合計	693	

(6) 成果指標と活動指標

- ① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし
- ② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標 なし
- ③ 当事業固有の成果指標 なし
- ④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-55③ ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費
(EBPM 入門講座、データサイエンス講座)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	企画部 統計活用課			
根拠法令等	官民データ活用推進基本法			
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ EBPM 入門講座 統計的思考力、データ分析、EBPM の基本的知識を学ぶ ・ データサイエンス特別講座 データ利活用事例や実践手法等を学ぶ 			
事業目的	行政における専門人材の確保・育成			
事業の必要性	「静岡県デジタル人材育成・確保方針」にて、データ利活用のスキル習得のための研修として位置付けられている			
事業目標	何を	県・市町職員のスキル向上		
	いつまでに	継続的に		
	どのような状態にしたいか	データ利活用、EBPM に関する知識の習得		
事業期間	開始	令和3年度	終了予定	未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	施策を支える人材・基盤の強化		
	施策名	行政における専門人材の確保・育成		
事業対象	県・市町職員			
実施方法	直接実施			
実施主体	県			
連携部署	総務部人事課			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	597	559	559
最終予算額 (b)	567	410	319
決算額 (c)	177	365	274
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	68.7%	10.9%	13.9%

予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因	
令和4年度	講師の報酬単価が予算想定を下回ったことや国の研修をオンライン受講に変更したこと等による。

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	2	
国庫	271	総務省関係統計調査費委託金
合計	274	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
需用費	2	講師昼食代
旅費	54	講座講師旅費
報償費	217	講座講師報償費
合計	274	

(4) 請負や委託等の契約 該当なし

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

- ① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし
- ② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標 なし
- ③ 当事業固有の成果指標 なし
- ④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-56 仮想空間デジタルクリエイティブ分野の人づくり・仕事づくり事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	企画部 デジタル戦略課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	仮想空間デジタルクリエイティブ分野の人材育成事業を目的として、静岡理工科大学グループに寄附講座を設置し、 ・大学、専門学校での仮想空間（XR分野）専門技術者の育成 ・学生、企業、専門家が交流する場の提供 ・県民や小中高校生向けの講座の開催 を行う		
事業目的	高度なデジタル人材が活躍する地域づくり・選ばれる地域づくり		
事業の必要性	県内のデジタル人材の不足を解消する必要がある		
事業目標	何を	学校法人静岡理工科大学の対象学科の県内就職者数	
	いつまでに	令和8年度まで	
	どのような状態にしたいか	(過去5年平均と比較して) 78名増加させる	
事業期間	開始	令和6年度	終了予定 令和8年度
DX推進計画における位置付け	政策の柱	施策を支える人材・基盤の強化	
	施策名	産業分野におけるデジタル人材の確保・育成	
事業対象	学校法人静岡理工科大学、事業者		
実施方法	寄附金		
実施主体	県		
連携部署	—		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)			—
当初予算額			20,000
最終予算額 (b)			20,000
決算額 (c)			20,000
次年度繰越額 (d)			—

予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)			0%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	20,000	
合計	20,000	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
その他	20,000	寄附金… (5) 寄附金参照
合計	20,000	

(4) 請負や委託等の契約 該当なし

(5) 寄附金

① 寄附金の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額			20,000

② 令和6年度寄附金の概要

寄附金の名称	静岡県XR（クロスリアリティ）寄附講座の設置
寄附先	学校法人静岡理工科大学
目的（趣旨）	<p>優秀な指導者等を招へいし、仮想空間デジタルクリエイティブ分野とその周辺分野（以下「仮装空間分野」という。）において、3次元点群データやゲームエンジン等を活用し、関連する産業領域やそれらを活用した新たな産業領域で活躍できる人材を育成するとともに、仮想空間分野を世に広く知らしめるため、小中高校生等若い世代に対する啓発活動を行うために寄附講座を設ける。</p> <p>また、指導者等を核として広く県内の生徒、学生と企業との相互理解を深める場を創出し、育成した人材の県内定着や県内産業の振興に寄与することを目的とする。</p>

対象事業 (寄附金の使途)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想空間分野における専門的かつ実践的な能力を有する人材を育成するカリキュラムの開発及び実施 ・仮想空間分野に関する知識又は技能を得ようとする者に対する開かれた講座の実施 ・仮想空間分野に携わる又は携わろうとする者（教員、学生、企業等）が参加するコミュニティの形成及び運営等
根拠法令・要項等	寄附講座の設置に関する協定書
設置期間	令和6年6月17日から令和9年3月31日まで
寄附金の額	令和6年度 20,000千円 令和7年度 20,000千円 令和8年度 20,000千円

当事業は、デジタル人材不足という地域課題の解決を目指し、ゲームクリエイト技術を持つ学生を、3次元点群データなどを活用する非ゲーム領域（建設業や製造業など）の県内企業へ誘導するため、⑦カリキュラムの整備、④学生・企業・専門家の交流コミュニティの運営、⑤県民向け講座の実施、を柱としている。3年間で県内就職者数を累計78人増やすことを成果目標としており、学校法人静岡理工科大学グループへの寄附講座として行われている。

寄付金の相手先を静岡理工科大学グループとした理由であるが、同大学グループは、大学の情報学部と、全国的に見ても早期にゲームクリエイト科を設置した専門学校群を持ち、デジタル人材育成で最も豊富な資源を有しており、この規模で県内全域をカバーする教育機関は他にないため、非ゲーム領域への転用が期待される仮想空間技術の専門家育成に最適と判断されたためである。

また、寄附という方法が選択された理由は、教育内容やカリキュラムにおける大学側の裁量を確保し、その知見に基づいた効果的な取組を期待したためである。すなわち、委託や補助金の場合、目的や実施方法が細かく規定されるため、学校側の教育内容やカリキュラム編成に制約が生じるが、寄附の場合は、行政が教育の場に介入しないという考えのもと、学校側に一定の裁量が残され、より柔軟かつ効果的な教育プログラムの実施が可能になると判断したため、というのが所管課の説明である。

なお、地方自治体が寄附をする場合は、地方自治法第232条の2において「公益上の必要性」が要求されている。これに関しては、前述したような地域課題の解決に資するという理由をもって、県議会による審査と承認という手続を経て決定されている。

(6) 成果指標と活動指標

- ① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし
- ② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標 なし
- ③ 当事業固有の成果指標 なし
- ④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

- ① 寄附金の使用状況の確認と余剰が見込まれる場合の対策について

寄附の相手先に選定された静岡理工科大学グループとは「寄附講座の設置に関する協定書」(以下、「協定書」という。)を締結し、令和6年度から令和8年度までの3年間、毎年20,000千円(3年総額60,000千円)の寄附を行うことになっている。

所管課は、寄附先から各年度についての支出計画及び実績の説明と資料の提出を受けており、当該資料によると、下表のような進捗状況である。

(単位：千円)

項目	R6年度 計画	R6年度 実績	R7年度 計画	R7年度 期中実績	R8年度 計画
XR関連カリキュラム・プログラムの整備	8,000	3,900	16,000	8,771	13,100
コミュニティの設置・運営	7,740	1,793	11,250	10,585	7,178
市民・若年層向け講座	4,260	2,226	2,250	223	2,300
合計	20,000	7,921	29,500	19,580	22,578

※ 令和7年度監査中に提出を受けた資料であり、R6年度実績+R7年度計画+R8年度計画の合計60,000千円になるように策定されている。なお、R7年度期中実績は11月末時点のものである。

令和6年度の計画実績比で特に大きいのが、「コミュニティの設置・運営」に係る支出であり、これは令和6年度中に予定されていたコミュニティ・スペースの設置が年度内に調整がつかなかったため同年に執行できず、実績値は計画値を大きく下回った。当該計画は令和7年度に繰り越され、同年に執行されている。そ

の他、「XR 関連カリキュラム・プログラム」の整備についても遅れが生じており、令和7年度の計画に繰り越され、同年に執行されている。

しかし、開始から半分ぐらい経過した実績ではあるが、全体として、計画に対して進捗が遅れ気味であるという印象である。所管課の説明では、期間内に全ての投資が完了する見込みとのことだが、協定の期間が令和8年度末であることを鑑みると、期間内に予定された投資が全て完了するのか、外部から見て何とも判断が付き、むしろ達成は不可能な可能性が高いという印象さえ受ける。

ここで忘れてはならないのは、静岡理工科大学グループに拠出しているのは、補助金ではなく、寄附金だということである。寄附金は一般的には見返りを求めないものであるため、支出した側から返還を求める性質の取引ではない。そのため、協定書の中にも明確な返還条項が無い現状においては、期間内に目的通りの支出ができずに残余があった場合、契約に基づいて法的に返還請求ができるとまでは言い難いと言わざるを得ない。所管課の説明では、先方に口頭ベースで返還を求める場合がある旨を通知している他、協定書第6条の「寄附金の使途の制限に係る条項」及び第12条の「疑義が生じたときの協議の条項」に基づいて、返還の協議を行うものとする旨の回答があったが、拘束力を考えると実行可能性に不安な面があることは否めない。したがって、返還条項を加えた「変更協定書」を新たに締結することも一案と考える。

また、寄附金が期間内に全て使い切れなくなりそうになった場合、寄附先において、目的外又は完全に目的外とまではいかなくても通常の学校運営と共用できるような投資が行われるリスクもあると考える。そのため、所管課には、報告資料上で判断するだけでなく、必要なタイミングで現地調査に赴いて実態を確認する作業をしてもらうことを望む。

いずれにしても、寄附金が事業の目的のみに使われているかをモニタリングすることと、終了時に余剰が出るが見込まれる場合は、返還条項を加えた「変更協定書」の締結をするなど確実に返還されるような対策を講じることを強く望む。

B-57 しずおかデジタル・オフィス運用事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	企画部 電子県庁課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・未知のウイルス等に対する不審な振る舞いや挙動を検知するシステム「EDR」の構築 ・端末等の資産管理でセキュリティ上の脆弱性を把握し、改善を行う仕組み「サイバーハイジーン」の構築 		
事業目的	セキュリティの強化		
事業の必要性	ネットワーク全体の安全を担保することで、個人情報等の重要データの流出を防ぐシステムが必要		
事業目標	何を	SDO (※) ネットワーク全体	
	いつまでに	令和6年度	
	どのような状態にしたいか	外部だけでなく、内部からのサイバー攻撃にも対処できるセキュリティを確保した状態	
事業期間	開始	令和6年10月	終了 令和7年3月
DX推進計画における位置付け	政策の柱	施策を支える人材・基盤の強化	
	施策名	行政における情報セキュリティ対策の実施	
事業対象	県全体のネットワークセキュリティ		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	—		

(※) SDOとは「しずおかデジタル・オフィス」の略称で、職員に配置するクライアント端末とグループウェア (Notes) システム等で構成される全庁的なイントラネットワークのことである。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)			—
当初予算額			91,000
最終予算額 (b)			91,000
決算額 (c)			74,969
次年度繰越額 (d)			—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))			17.6%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	74,969	
合計	74,969	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	74,969	下記(4)②令和6年度委託契約の概要参照
合計	74,969	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額			74,969

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	西日本電信電話(株) 静岡支店	28,600	令和6年度SDOネットワークEDR 環境構築業務委託	有 (※)
2	西日本電信電話(株) 静岡支店	46,369	令和6年度SDOネットワークサイバ ーハイジーン環境構築業務委託	有 (※)
委託料 計		74,969		

※ 再委託金額は把握していない。

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標 なし

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-58 ふじのくに ICT 人材育成事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	経済産業部 産業革新局 産業イノベーション推進課		
根拠法令等	ICT 関連産業立地事業費補助金交付要綱 ICT・サービス関連企業進出事業費等補助金交付要綱		
主な事業内容	「ふじのくに ICT 人材確保・育成戦略」に基づき、4つの階層に分け、AI 等デジタル技術に関連した講座の実施、イノベーション拠点の運営等を実施すること		
事業目的	圧倒的に不足することが予測される ICT 人材の確保と育成		
事業の必要性	企業がDXを実現し、持続的な成長を遂げていくためには、デジタル技術を理解し、ビジネスへ応用できる人材が必須である		
事業目標	何を	県内企業の ICT 人材確保率	
	いつまでに	令和7年度	
	どのような状態にしたいか	58%以上（県総合計画）	
事業期間	開始	平成30年度	終了予定 未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	施策を支える人材・基盤の強化	
	施策名	産業分野におけるデジタル人材の確保・育成	
事業対象	県内企業		
実施方法	業務委託、補助金		
実施主体	県		
連携部署	-		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	-	-	-
当初予算額	142,500	145,700	138,800
最終予算額 (b)	148,130	142,855	138,795
決算額 (c)	137,118	119,535	123,360
次年度繰越額 (d)	-	-	-
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	7.4%	16.3%	11.1%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	120,760	
寄付金	2,600	経済産業寄附金：200千円 地方創生応援税制寄附金：2,400千円
合計	123,360	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※1)	47,639	(5) ②補助金等の概要参照
需用費	9	マグネットシート (SHIP 協賛企業のロゴ) 作成
委託料	74,764	(4) ①委託契約の概要参照
旅費	67	ICT人材育成講座の講師の旅費
報償費	851	ICT人材育成講座の講師の報償費
その他	28	買上金
合計	123,360	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	72,852	83,217	74,764

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(公財) 静岡県産業振興財団	6,497	ふじのくに ICT人材育成プロデューサー業務委託	有(※)
2	(株)エル・ティー・エス	71,799	バーチャルサテライトキャンパスを核としたイノベーション拠点「SHIP」ソフト事業及びスタートアップ支援相談窓口業務委託	有(※)
		△52,799	当事業費以外の分を控除	

3	株CSA不動産	23,467	バーチャルサテライトキャンパスを核としたイノベーション拠点「SHIP」運營業務委託	無
		△500	当事業費以外の分を控除	
4	アポロ(株)	2,799	DX推進講座業務委託	無
5	アポロ(株)	11,000	社内高度AI人材育成講座業務委託	無
6	静岡県公立大学法人	1,499	静岡県立大学と連携した中核的ICT人材育成講座業務委託	無
7	株エイエイピー静岡支店	8,999	プログラミングコンテスト・キャンプ実施業務委託	有(※)
8	株エイエイピー静岡支店	999	ジュニアプロコンコミュニティ運営業務委託	有(※)
9	株エイエイピー静岡支店	999	ジュニアプロコン入賞作品を対象とした浜名湖花博2024展示運營業務委託	無
委託料計		74,764		

※ 再委託金額は把握していない。

(5) 負担金等

① 負担金等の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	62,423	35,215	47,639

② 令和6年度補助金の概要

(単位：千円)

交付先	金額	内容
県内に新たに事業所を設置したICT活用サービス業等を行う企業 19件	47,639	ICT・サービス関連企業進出事業費等補助金
補助金 合計	47,639	

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」関連）

指標	ICT人材を確保している企業の割合		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値(令和7年度)
目標値	53.0%	55.5%	58.0%
実績値	55.8%	55.8%	

② 当事業に直接関連するDX推進計画の活動指標

指標	ICT人材を確保している企業の割合		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	53.0%	55.5%	58.0%
実績値	55.8%	55.8%	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

⑤ 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	県内大学と連携した人材育成講座の受講人数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	150人	150人	150人
実績値	186人	156人	

指標	小中高校生を対象としたプログラミングコンテストへの応募件数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	180件	180件	180件
実績値	95件	90件	

⑥ 当事業に直接関連する総合計画の活動指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	ICT企業立地交渉件数（3か月以上継続して交渉した件数）		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	40件	60件	80件
実績値	50件	93件	

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-59 離職者のITスキル向上支援事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	経済産業部 就業支援局 職業能力開発課			
根拠法令等	—			
主な事業内容	ITリテラシーの向上やデジタルスキルの習得を目指すオンライン講座を実施すること			
事業目的	子育てや介護などで長期離職している女性などの再就職や非正規雇用から正規雇用への転職を支援			
事業の必要性	時間や場所的制約により、職業訓練を受けることができない方を対象に、就労に直結するデジタルスキルの習得支援を行う必要がある			
事業目標	何を	当講座により新規就業を実現した者の数		
	いつまでに	令和5年度から令和7年度まで		
	どのような状態にしたいか	新規就業者 150人 (50人/毎年度)		
事業期間	開始	令和5年度	終了予定	令和7年度
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策を支える人材・基盤の強化		
	施策名	産業分野におけるデジタル人材の確保・育成		
事業対象	離職中又は非正規雇用から正規雇用への転職を希望する者のうち、県内在住者又は県内で就職を希望する者			
実施方法	業務委託			
実施主体	県			
連携部署	経済産業部産業人材課、各市町関係部局、ハローワーク等（周知協力）			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)		—	—
当初予算額		33,000	33,000
最終予算額 (b)		31,979	33,000
決算額 (c)		31,893	32,921
次年度繰越額 (d)		—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)		0.3%	0.2%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	16,466	
国庫	16,455	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）
合計	32,921	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	32,910	(4) ②委託契約の概要参照
旅費	10	職員旅費（周知イベント）
合計	32,921	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額		31,891	32,910

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	(株)東海道シグマ	32,910	離職者のITスキル向上支援事業業務委託契約	有 (※)
委託料 計		32,910		

※ 再委託金額は把握していない。

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標 なし

③ 当事業固有の成果指標

指標	当講座により新規就業を実現した者の数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	50人	50人	50人
実績値	21人	31人	

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-60 デジタル化等促進職業訓練事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	経済産業部 就業支援局 職業能力開発課		
根拠法令等	職業能力開発促進法 等		
主な事業内容	デジタル化に対応できる人材を育成するための職業訓練の実施		
事業目的	デジタル化に対応できる人材の確保・育成		
事業の必要性	情勢の変化により科学技術の進展が加速しており、本県の持続的な経済成長を実現するためには、デジタル化に対応できる人材を確保・育成する必要がある		
事業目標	何を	在職者訓練におけるデジタル化等関連分野訓練受講者数	
	いつまでに	令和7年度	
	どのような状態にしたいか	訓練全体の50%	
事業期間	開始	令和3年度	終了予定 令和7年度
DX推進計画における位置付け	政策の柱	政策を支える人材・基盤の強化	
	施策名	産業分野におけるデジタル人材の確保・育成	
事業対象	企業の従業員		
実施方法	直接実施（職業訓練）		
実施主体	県		
連携部署	—		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	31,100	17,524	17,381
最終予算額 (b)	27,064	13,235	14,358
決算額 (c)	20,728	9,984	9,881
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	23.4%	24.6%	31.2%

予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因	
令和4年度	募集人数不足により計画したコースの中止のため。
令和5年度	募集人数不足により計画したコースの中止のため。
令和6年度	募集人数不足により計画したコースの中止のため。

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	8,782	
諸収入	1,099	訓練負担金
合計	9,881	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
需用費	2,284	講座実施のための教材費
報酬	379	外部講師に対する報酬
委託料	412	(4) ②委託契約の概要参照
旅費	414	外部講師旅費等
役務費	172	借用機器保険料等
使用料等(※1)	1,743	講座実施のための機器借用料
報償費	4,475	外部講師に対する報償
合計	9,881	

※1 使用料等＝使用料及び手数料

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	15,418	—	412

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	㈱共立アイコム	412	社会人訓練受講者の募集に係る広報業務委託	無
委託料 計		412		

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する総合計画・D X推進計画の活動指標

指標	在職者訓練におけるデジタル化等関連分野訓練受講者数の割合		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	40%	40%	50%
実績値	23.6%	32.7%	

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-61 技能の場力強化事業費 …監査対象から除外

B-62 先端プロジェクト推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	経済産業部 農業局 農業戦略課 先端農業推進室			
根拠法令等	—			
主な事業内容	AOI-PARCに集積した高度な知見を有する研究者や先進的な設備などの資源を活用した人材育成を実施すること。			
事業目的	次世代の農業を担う人材の育成			
事業の必要性	スマート農業技術が農業現場に普及し、生産性の向上や生産者所得の増大に結び付くためには、スマート農業技術の仕組みを理解し、栽培や経営に活用することができる人材を育成することが不可欠			
事業目標	何を	指導的立場にある農業普及指導員及び農業系研究員の資質		
	いつまでに	各年度の事業終了		
	どのような状態にしたいか	スマート農業技術の仕組みを理解し、普及指導や研究に活用することができる		
事業期間	開始	令和2年度	終了予定	令和7年度
DX推進計画における位置付け	政策の柱	施策を支える人材・基盤強化		
	施策名	産業分野におけるデジタル人材の確保・育成		
事業対象	県職員（農業普及指導員、研究員）			
実施方法	委託先との連携による企画・運営			
実施主体	県			
連携部署	経済産業部農業局農業戦略課			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
当初予算額	3,300	3,300	2,944
最終予算額 (b)	3,200	3,182	2,813
決算額 (c)	2,921	3,055	2,610
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	8.7%	4.0%	7.2%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	1,305	—
国庫	1,305	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）
合計	2,610	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	2,600	人材育成講座運営委託
報償費	10	講師報償費
合計	2,610	

(4) 請負や委託等の契約

① 委託料の3期間推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	2,900	2,900	2,600

② 令和6年度委託契約の概要

(単位：千円)

No	相手先	金額	契約名	再委託
1	学校法人慶應義塾 慶應義塾大学SFC 研究所	2,600	令和6年度AOI-PARCにおける 人材育成委託	有 (※)
委託料 計		2,600		

※ 再委託金額は把握していない。

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

- ① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標 なし
- ② 当事業に直接関連するDX推進計画の活動指標 なし
- ③ 当事業固有の成果指標 なし
- ④ 当事業固有の活動指標

指標	先端産業創出プロジェクト等における中核人材育成人数 (うちAOIプロジェクト) (静岡県経済産業ビジョン(2022~2025))		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	10人(累計20人)	10人(累計30人)	累計40人
実績値	10人(累計20人)	11人(累計31人)	

※ 総合計画の活動指標(「デジタル社会の形成」以外)にもなっている。

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-63 農林環境専門職大学管理運営費 …監査対象から除外

B-64 サイバー犯罪捜査等強化推進事業費
(中小企業等のサイバーセキュリティ対策の強化を支援)

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	警察本部 サイバー企画課		
根拠法令等	サイバーセキュリティ基本法		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセキュリティ・カレッジ実施環境整備 ・支援ネットワークの拡充 		
事業目的	県内中小企業の自主的なサイバーセキュリティ対策の促進		
事業の必要性	サイバー空間の安全安心の確保、県内経済の活性化		
事業目標	何を	中小企業のサイバーセキュリティ意識	
	いつまでに	早期に	
	どのような状態にしたか	意識を向上させ、企業が自主的に対策を推進	
事業期間	開始	令和5年度	終了予定 未定
DX推進計画における位置付け	政策の柱	施策を支える人材・基盤の強化	
	施策名	中小企業におけるサイバーセキュリティ対策の促進	
事業対象	—		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
連携部署	経済産業部商工業局商工振興課		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越額 (a)		—	—
当初予算額		3,200	969
最終予算額 (b)		3,150	946
決算額 (c)		3,096	761
次年度繰越額 (d)		—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)		1.7%	19.5%
予実乖離率が±20%超の場合の、主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和6年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	761	
合計	761	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
需用費	222	CS カレッジ用消耗品
旅費	41	講師旅費
役務費	423	Web 会議システム利用料、サイバー防犯訓練コンテンツの改修業務、データ通信料
使用料等(※1)	24	会場レンタル料
報償費	48	講師謝金
合計	761	

※1 使用料等＝使用料及び手数料

(4) 請負や委託等の契約 該当なし

(5) 負担金等 該当なし

(6) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」関連）なし

② 当事業に直接関連する総合計画・DX推進計画の活動指標 なし

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

⑤ 当事業に直接関連する総合計画の成果指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	刑法犯認知件数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	12,000 件以下	12,000 件以下	12,000 件以下
実績値	15,612 件	16,339 件	

⑥ 当事業に直接関連する総合計画の活動指標（「デジタル社会の形成」以外）

指標	企業に対するサイバーセキュリティ・カレッジの開催回数		
	令和5年度	令和6年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	40回以上	40回以上	40回以上
実績値	68回	63回	

2 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 事業に関連する庁内連携の強化及び効果測定の拡充について

当事業は、県内中小企業役職員を対象としてサイバーセキュリティ体験型研修を実施することで、中小企業のセキュリティ対策強化の周知、啓蒙を行うことを主眼に置いたものである。

事業の効果測定においては、受講者へのアンケートを行うことのほか、連携する経済産業部商工業局商工振興課（以下、「商工振興課」という。）からの公共サービスについての口頭紹介を行っていることをあげている。

当該サービスの主たる内容は、中小企業の経営支援の一環として自然災害やサイバー攻撃等の事業継続リスクに対するBCP（事業継続計画）に関するモデルプランの提供をすることや、その延長での「ものづくり補助金」、「事業継承・M&A補助金」、「中小企業省力化投資補助金」等の紹介をすることであった。

しかし、サイバー企画課と商工振興課との間では、これらの紹介後の補助金利用などといった支援の成否について特段相互確認することはしておらず、そのため、サイバー企画課としては、本件事業を通じて利用されることになった公共サービスの有無に関する因果関係なども明確には把握していなかった。

このような状態であると、せっかく、本件事業で民間企業を啓蒙したとしても、そこから先は各企業の自助努力に任せるだけで、セキュリティ対策向上につながらない、もしくは、つながっているのかどうかはわからず本件のような事業の効果測定ができない可能性があり、事業を行った本質的目的に到達できないことになってしまうおそれがある。

現在、県知事部局と警察本部が連携した枠組みである「静岡県サイバーセキュリティ戦略本部」が設置されており、県庁としてサイバーセキュリティ対策向上に関してあらゆる部局が連携可能な状況となっていることから、公共サービスについても、サイバーセキュリティに係る補助そのものでなかったとしても、設備

投資補助やその他の行政支援、相談等を動員して、啓蒙した民間企業の対策を促すといった活動や、それを通じた成果の確認をするという取組も可能であると考えられる。この枠組みを活用すれば、結果として、本件事業のような取組も、総合的な成果につながるものとして効果測定できることになると考えられる。

したがって、サイバー企画課は、本件や他の類似事業を有効にする観点も含めて、「静岡県サイバーセキュリティ戦略本部」を中心とした関係各所との連携、情報共有を推進し、関連事業の効果測定の方法を拡充することを検討することが望まれる。

第6 結び

今年度の監査テーマである「DX推進」は、本県のみならず、他の行政機関や民間企業においても喫緊の課題として取り組まれているところである。特に、組織横断的なDXの推進は、単なる「技術の導入」以上に、「組織と人の変革」を伴うものであるため、難易度が高いものである。難易度が高いとされるのは、①慣れ親しんだ業務フローを変えることに対する抵抗感といった「人・意識の壁」、②「何のためにやるのか」というビジョンが曖昧となり、手段の目的化や短期的な投資対効果を求めてしまうといった「目的・戦略の壁」、③縦割り組織の弊害として部門間で対立が起きてしまうといった「組織・構造の壁」、④DX推進の実行部隊となる人材が不足するといった「人材・リソースの壁」など、様々な障壁があるためである。今回の監査では、これらに該当すると思われる事例も見受けられた。また、現行の計画期間では順調に進められたが、更なる推進に向けてクリアしなければならない課題のハードルが上がると予想されるものもある。DX推進や、関連する事業を所管する課においては、庁内にビジョンをしっかりと示してこれを共有し、強い気持ちを持って前に進んでもらうことを期待したい。

今年度から県庁の全職員向けに業務用の生成AIツールが展開されている。現状では限られた場面でしか使われていないようであるが、将来的には大きな可能性を感じるものである。テクノロジーの凄まじい進化により、生成AIそのものの機能拡充が急速に進んでおり、県の生成AIツールにおいても業務効率化のための更なる機能向上やメニューの増加が期待される。将来的に多くの職員が「使いこなせる」環境になることが望ましいが、そのためには、まず全員が「使ってみる」ことが重要だと考える。

また、テーマの性質上、業務委託による事業が多くなることを想定していたが、委託については一定の課題も見受けられた。一つ目は、委託先の個人情報の取扱い状況の現地調査である。令和5年度の個人情報保護法の改正を受けて設けられた規定であり、非常に重要性が高い。今回の監査で「指摘」となった課以外の全ての課や出先機関等においても、ルールの理解と意識の向上が求められる。二つ目は、再委託の承認審査である。再委託の範囲の検証において「再委託金額」は重要なファクターであると考えられる。現状ではこれを考慮に入れずに承認審査をしている契約がほとんどであるが、改善を促したい。

今回の監査が、DXの更なる推進の役立ちとなり、県民生活の利便性の向上や県庁職員の働きやすさの向上につながれば幸いである。

<監査結果一覧>

A 総論

所管課		企画部 デジタル戦略課
結果	項目	内容
意見	① 庁内のDXの推進について	<p>部局単位で完結しない組織横断的な性質を持つ庁内のDXの推進には、一定の課題が見られる。「B-32 県庁スマートワーク推進事業費」はスマートフォン内線電話化のモデル実施という事業であるが、モデル実施を行った後、将来的にどのように展開していくつもりなのかといったビジョンが庁内で共有されていなかった。その検証効果や将来の投資価値について、財政当局にも十分かつ適切に伝えきれていないため、新たな予算措置がなく、モデル実施の検証で止まっているのが現状である。固定電話回線を全庁的に交換したいという話なのか、スマートフォンを利用した働き方改革の推進をしようとする話なのか、将来のビジョンが明確に共有されていなかったように思われる。</p> <p>組織横断的なDX投資は、個別のシステムやツール単体で考えるものではなく、複数の構成要素を総合的に計画し、複数年にわたる長期的な投資計画として、将来を含めた費用対効果を加味して判断すべきものである。将来のビジョンを全庁的に共有し、そこから逆算した長期的な目線を持たず、本件のように単一事業であるかのように予算化するようなやり方では、全庁横断的かつ長期的で大規模なDX推進はなかなか前に進まないと考える。</p> <p>デジタル戦略課は、DX推進の責任部門として、全庁的なDXを統括・推進する役割を担うべきである。将来のビジョンを示してこれを庁内で共有した上で、長期的なDXのゴールから逆算した戦略的な投資計画を策定し、その計画に基づき、財政当局をはじめとする関係部局に対し、中長期的な視点での評価・判断に必要な情報を提供して認識を共有し、全庁的な協力体制を構築する必要がある。また、各部局が個別に行うデジタル関連事業を統合的に把握し、全庁的な視点からその連携を統括・調整することで、継ぎ接ぎではない一貫性のあるものを着実に作り上げることが求められる。</p>

所管課		出納局 会計支援課
結果	項目	内容
意見	② 再委託契約の承認手続について	<p>再委託がある契約において委託先から提出を受ける「再委託承認申請書」には、ほとんどのケースで「再委託金額」及び「再委託の期間」が記載されていなかった。これは、出納局会計支援課が発出する「財務会計事務の手引」に掲載されている様式例に「再委託金額」及び「再委託の期間」が記載されておらず、県としてこれらの情報を加味することまで要求していないためと考えられる。実際に、個別事業のヒアリングにおいて再委託金額について質問を行ったが、ほとんどが「把握していない」という回答であった。</p> <p>地方自治体における委託契約は、受託者自らがその業務を履行することが原則である。再委託が認められるのは、業務の専門性や特殊性、あるいは効率性の観点から合理的な理由及び必要性があり、かつ、例外的に発注者の承認手続を経た場合に限られる。すなわち、県による再委託の承認は、単なる形式的な確認行為ではなく、契約の原則に対する例外措置としての妥当性を厳格に審査するプロセスを経た上で実施しなければならない。この承認の判断を行う上で、「再委託金額」及び「再委託の期間」は極めて重要な要素であると考えられる。</p> <p>県は、適正な契約履行を確保する観点から、再委託契約に関する決裁権者が経済合理性や業務関与の実態を判断できるよう、「再委託金額」及び「再委託の期間」といった審査に不可欠な情報を確実に把握するための体制を整備すべきである。会計支援課においては、「財務会計事務の手引」の様式例の改訂を検討しながら、実務の場における書面については必須記載事項を設けるよう、各部局に対する指導と周知を徹底する必要がある。</p> <p>また、「再委託の内容」についても、第三者の目から見て、記載が抽象的であり再委託先が担う業務範囲が判然としない事例が見受けられた。承認申請にあたっては、仕様書のどの区分を再委託するのか、また委託先と再委託先との役割分担はどうなっているのか等が明確に分かるような書式（業務分担表の添付等）に改めることを検討すべきである。</p>

**B-01 ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費
(デジタルデバイド対策の実施)**

所管課		企画部 デジタル戦略課
結果	項目	内容
意見	① 重要資料に設定されたパスワードの共有管理について	<p>所管課は、デジタルサポーターの活動報告を集約した一覧表を管理している。この資料は詳細な個人情報を含む重要情報でありパスワードで保護されているが、その設定は担当者のみが知る属人的な状態にあった。特定の個人のみ依存すると、当該担当者の不在時や忘失時にデータが扱えなくなるおそれがあり、また、その他トラブルが発生した場合にひとりに責任が集中してしまう可能性がある。</p> <p>したがって、パスワードやその更新方法を複数人で共有し、管理状況を課内で可視化することで、組織的な管理体制を整えることが望まれる。</p>

B-02 広報力強化事業費

所管課		総務部 広聴広報課
結果	項目	内容
意見	① AI 検索機能の改善について	<p>AI 検索機能が実装された4ヶ月後に実施した県政インターネットモニターアンケート調査において、「欲しい情報がすぐに見つかる」と回答する県民の割合は、実装前であった前年から微減しており、当該機能が期待される効果を十分に発揮できているとは言い難い。</p> <p>また、県公式ホームページに実装されているAI 検索機能は、自動学習機能が付いておらず、委託先業者の手作業でデータをインプットすることによって学習させる性質のものである。しかも、現状は、委託先業者の手作業による学習データのインプットが仕様書において「年1回」と定められるに留まっており、令和6年度はアンケート調査実施後に1回実施されただけである。</p> <p>所管課は、県民目線での利便性向上を確実にするために、委託先業者と交渉を行い、AI 検索システムの学習機能や検索精度を早急に向上させるための改善措置を講じる必要がある。</p>

B-03 監査対象から除外

B-04 私立学校サポートスタッフ配置等事業費助成
(ICT教育環境整備推進事業費助成)

所管課	健康福祉部 子ども若者局 私学振興課	
結果	項目	内容
なし		

B-05 監査対象から除外

B-06 ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費
(県有施設のデジタル化事業)

所管課	企画部 デジタル戦略課	
結果	項目	内容
意見	① 県有施設の公衆 Wi-Fi サービスのセキュリティ対策について	<p>県有施設 20 か所の有料会議室等のインターネット光回線等の整備状況について、総務省が策定した「公衆『Wi-Fi 提供者』向けセキュリティ対策の手引き（令和7年2月版）」（以下、「手引き」という。）で示されているようなセキュリティ対策が、十分にできていない施設が複数あることが確認された。具体的には、手引きで求められるセキュリティ機能が付いていない機器が使用されていた事例や、機器に機能はあっても有効に設定されていない、また、管理用パスワードが初期設定のままになっている、などの事例が検出された。</p> <p>これらの原因としては、県有施設の公衆 Wi-Fi サービスに関するセキュリティ基準が特段定められていなかったため、機器（Wi-Fi ルーター）の選定・調達時に十分な検討が行われず、重要な機能のない機器が選ばれてしまったこと、又は、機能があっても設定や管理上の重要な対応がなされてこなかったことなどが考えられる。</p> <p>デジタル戦略課及び各施設を所管する課は、総務省の手引きを参考に、県有施設の公衆 Wi-Fi サービスに関するセキュリティの基準等を明確にし、設定の不備を改善し、必要に応じて、機器の利用停止や再調達を行うことを望みたい。また、利用者へのパスワードの通知方法や、安全な使用方法についての注意喚起を行うなどの対応についても再検討を行うことが望まれる。</p>

B-07 ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費
 (情報システムの標準化・共通化)

所管課	企画部 デジタル戦略課	
結果	項目	内容
なし		

B-08 監査対象から除外

B-09 監査対象から除外

B-10 議会デジタル化推進事業費

所管課	県議会事務局 政策調査課 県議会事務局 議事課	
結果	項目	内容
なし		

B-11 ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費
 (カスタマイズ版生成AIの実証導入)

所管課	企画部 デジタル戦略課	
結果	項目	内容
意見	① 生成AIツールの職員の利用普及について	<p>生成AIは、使用者がどれだけ明確に質問(プロンプト)を出せるかによって、導き出される回答の有効性が大きく変わってくる。そのため、デジタル戦略課は、研修の実施やプロンプトの見本を庁内掲示板で全職員向けに掲載するなど、利用の普及に努めているところである。</p> <p>現時点で職員に最も利用されているのは、会議録や打ち合わせ結果の文字起こし(音声のテキスト化)を行い、文字起こしされた内容の要約を行う機能とのことである。当該機能は業務効率化に寄与しており、導入による一定の有用性があると評価されている。また、最近ではテクノロジーの発展による生成AIそのものの機能拡充が進んでおり、県の生成AIツールにおいても業務効率化のための更なる機能向上が期待されるところである。</p> <p>生成AIツールの利用により、庁内業務がより効率化されることは明らかである。将来的には、多くの職員が「使いこなせる」環境になることが望まれる。そのためには、</p>

		デジタル戦略課は、今後も継続して、プロンプトの好事例を更新していくなど、更なる利用の普及に努めていく必要があると考える。
--	--	--

B-12 監査対象から除外

B-13 盛土造成行為適正化推進事業費

所管課		くらし・環境部 環境局 盛土対策課
結果	項目	内容
意見	① 盛土監視システムの業者選定プロセスとベンダーロックインについて	<p>盛土規制の厳格化に伴い、行政には迅速な対応が求められることとなったが、本県においては、既に庁内の交通基盤部で稼働していた静岡県地理情報システム（GIS）を活用した盛土監視システムが導入された。この手法は、早期稼働やコスト抑制の観点から一定の合理性があったと評価できる。しかし、構築にあたっては既存業者との単独随意契約が採用され、著作権移転やソースコード開示等の条件が含まれていないため、特定業者に依存するベンダーロックインのリスクが高まっている。所管課は独自の技術による著作権上の制約を契約の理由としているが、長期的視点に立てば、システム導入効果の検証や見直しは不可欠である。</p> <p>したがって、今後、業務内容の追加や見直し、庁内の他の関連システムの更改、あるいは業者変更の機会が生じた際には、一般競争入札方式を採用することや、検討の過程でベンダーロックインのリスクを排除するための具体的な対策を組み込むことを検討する必要がある。</p>

B-14 脱炭素社会実現推進事業費

(県民運動ふじのくに COOL チャレンジ「クルポ」アプリ)

所管課		くらし・環境部 環境局 環境政策課
結果	項目	内容
なし		

B-15 南アルプス魅力発信事業費（次代を担う子供達に向けた取組）

所管課		くらし・環境部 環境局 自然保護課
結果	項目	内容
指摘	① 委託先における個人情報の取扱状況の確認手続の不備について	<p>当事業では、サイトのサーバ保守管理業務の委託先において、利用者個人の氏名及びメールアドレスといった個人情報の取扱いがあった。</p> <p>県の「個人情報取扱委託指針」（以下、「委託指針」という。）では、委託先に個人情報の取扱いがある場合には、所管課が少なくとも年1回以上確認を行うものと定めている。当該規定は、令和5年4月1日以降、地方公共団体においても個人情報保護法が適用されることとなり、委託業務についても安全管理措置が求められるようになったことを受けて改定されたものである。</p> <p>ところが、所管課は、委託契約書に添付している「個人情報取扱特記事項」では、「立入調査は必要があると認めるときに実施する」旨の記載としていたため、少なくとも年1回以上確認を行う必要があるという認識をしていなかった。その結果、令和6年度において、委託指針が要求する個人情報管理状況の現地検査又は書面による確認を実施していなかった。</p> <p>委託先の個人情報取扱状況を県のルールにしたがって確認していなかったことは、委託業務に関する個人情報保護ルール（毎年の実地検査又は自己点検報告書の取得義務）について、認識不足があったと言える。また、全庁的に案内されているはずの自己点検票において、年度ごとの確認作業が明記されているにもかかわらず、結果として確認されなかった状況は、自己点検票の実施とモニタリングが業務プロセスとして十分に機能していなかったものと考えられる。</p> <p>今後は、当該事業について年1回以上の確認を漏れなく行うことはもちろんのこと、課単位でも、個人情報保護ルールの周知徹底を図り、各職員の意識とリテラシーの底上げを図る対策が必要である。</p>

B-16 介護分野 ICT化等事業費助成

所管課		健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課
結果	項目	内容
意見	① 事業目標の設定について	<p>所管課は、DX推進計画の活動指標の目標値を「県内介護事業所のICT機器等の導入率を令和7年度までに50%以上とする」と設定しているが、目標値を設定した当時の算定根拠が正確に引き継がれておらず、目標値の算出方法について明確な回答を得ることが出来なかった。</p> <p>一方で、所管課は、県内介護事業所を対象に「ふじのくに電子申請システム」により独自のアンケート調査を実施している。このアンケート調査によると、介護ロボットの導入率が70.4%であったため、当該結果を実績報告の拠り所としている。しかし、令和6年度の回答率は15.36%（1,040事業所/6,771事業所）となっており、回答率自体が低く県全体としての実態を示しているか疑問を抱く中で、一応「50%」の目標値は超えているということで「実績値50%」と報告していた。</p> <p>目標値の算定根拠が分からないことによって、具体的な実績値の算出方法が曖昧となり、結果として目標値とイコールの数値を実績値として報告してしまっていた点は問題である。また、指標の根拠データとなるアンケート調査の回答率が低すぎて、回答結果では実態が把握できないことにも問題がある。</p> <p>現行のDX推進計画は令和7年度で終了となるため、今後、当該活動指標も見直されるかもしれないが、仮に、今後も指標の設定を継続する場合には、次のような見直しを検討すべきである。</p> <p>㊦ 目標値は、基準年度の実績値（基準値）をもとに、どのくらい上乗せしていきたいのか、という視点で設定する</p> <p>㊧ 実績値は、上記のアンケート調査を利用するのであれば、導入率ではなく、導入していると回答があった施設数とする</p> <p>㊨ 目標値の設定根拠や実績値の算定方法に関する記録を残す</p>

B-17 介護分野 ICT化等事業費助成（ケアマネジメントAI導入支援）

所管課		健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課
結果	項目	内容
意見	① システム導入実績の事後検証について	<p>当事業は、ケアプラン作成支援AIシステムの導入を希望する居宅介護支援事業所等（以下、「事業所等」という。）に対して、AIシステムの貸し出し、AIシステム導入を促進するためのセミナーの企画・運營業務、及びAIシステム利用前及び利用後におけるアンケート調査による効果検証等を行うものである。なお、事業所等へのサービス提供は、委託先企業が行っており、個々の事業所等に対してシステム導入のための伴走支援までするようなものではない。</p> <p>所管課は、当事業の期間満了後に、委託先から事業に参加した事業所等へのアンケート集計を含む業務実施報告書の報告を受けているが、当該アンケートは、集計結果のみが所管課に報告され、その内容は「当事業に対して肯定的な回答が多い」といった抽象的なものであった。さらに、当事業に参加した事業所等が事業終了後にAIシステムを実際に導入・継続利用したかどうかについての追跡や事後検証も特に行われておらず、事業の成果や現場の状況を把握するには、十分とは言えないものであった。</p> <p>当事業は、令和6年度までで終了しており、令和7年度以降は、国も導入を後押しする「ケアプランデータ連携システム」の導入支援に注力する方針である。今後、積極的にシステムの導入を進めていくためには、専門家によるきめ細やかな伴走支援も必要となる。県としても、伴走支援を委託する場合には、その効果を適切に把握し、委託業務を管理できるように、事業所等に対して、直接、アンケート調査を実施するなどの対応が望まれる。</p>

B-18 介護事業所業務革新推進事業費

（介護現場におけるICT機器導入に対する訪問相談等）

所管課		健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課
結果	項目	内容
意見	B-16 と同じ	

B-19 働きやすい保育の環境向上事業費

所管課		健康福祉部 こども若者局 こども未来課
結果	項目	内容
意見	① 事業の効果測定について	<p>事業の効果測定は、委託業者から報告を受けたアンケート集計結果により行われているが、現場から寄せられる「業務が改善された」といった抽象的な感想に依拠して効果を判断している側面は否めない。各施設が抱える課題は個々に異なっており、共通の目標設定のもとで支援が行われているわけではないため、一律な評価基準では、事業が個々の施設の具体的なニーズに対してどれほどの価値を提供し、課題を解決できたのかを客観的に評価することが困難と考える。</p> <p>投入されたコストに見合う価値を事業が生み出したかを具体的に検証するためには、評価の焦点を、一律の結果ではなく、個々の施設ごとの課題解決の度合いへと移す必要があると考える。事業実施前に各施設が抱える課題や達成したい目標を明確にした上で、事業実施後に行うアンケートによって「具体的にどのような改善が起きたのか」を深く掘り下げ、「それが設定された課題や目標に対して、どのような達成状況にあるのか」を追跡・確認できるようなアンケートの仕様に変えることを提案したい。</p> <p>加えて、2年後や3年後の長期的な視点での追跡が行われていない点についても改善が必要と考える。公金を投入する事業である以上、支援が「出して終わり」とならず、せっかく投入した資源が有効に活用され続けているところまで追跡するといった長期的なフォローアップの実施を望みたい。</p>

B-20 障害福祉人材確保事業費

所管課		健康福祉部 障害者支援局 障害者政策課
結果	項目	内容
なし		

B-21 小児救急リモート指導医相談支援事業費

所管課		健康福祉部 医療局 地域医療課
結果	項目	内容
なし		

B-22 感染症対策デジタル化事業費

所管課		健康福祉部 医療局 感染症対策課
結果	項目	内容
なし		

B-23 産業成長戦略推進事業費

所管課		経済産業部 政策管理局 産業政策課 経済産業部 産業革新局 産業イノベーション推進課
結果	項目	内容
意見	① Web サイト等の機能改善に係る適時検討・実施について	<p>当事業では、先端産業の創出や産学官金連携の強化を目的として、令和2年度以降、技術情報提供や企業間交流を促進する複数の Web サイト及びオンラインコミュニティを整備してきたが、令和6年度になって、委託先のサイトの保守・管理業務の不備や、サイト自体の利用実績の低迷や陳腐化などが顕在化してきた。そのため、所管課は、令和7年度において、新たな Web サイトとして、支援情報データベース及び会員制コミュニティを備えたプッシュ型の情報配信機能を有する「しずおか産業創造プラットフォーム」を再構築する方針を決定し、全面的な更新作業を進めている。</p> <p>しかし、令和7年度に更新するシステムも、いずれ、陳腐化や利用者のニーズからの乖離といった問題が起きることは避けられない。公費を使って更新する以上、できるだけ長く、利用できるものを導入してもらいたいが、導入の際に、あらかじめ次の更新の判断の目安となるような客観的な基準（利用件数や不具合への対応件数・金額など）を設けておくことも必要ではないかと考える。</p>

B-24 EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費 (デジタルものづくりセンターの機能強化)

所管課		経済産業部 産業革新局 新産業集積課
結果	項目	内容
意見	① 高額な先端技術設備の利用者普及対応のより一層の推進について	<p>浜松工業技術支援センターは、県内製造業のDX推進を目的として、令和6年度に総額17,809千円の3Dスキャナ等の高額設備を導入した。これらの設備は、県内企業等が1時間単位の利用料を支払うことで利用することがで</p>

		<p>き、導入後の利用実績は計画通りではあるが、利用されていない時間も多く、十分に有効活用されているとは言えないと判断される。</p> <p>この要因としては、次の3点が考えられる。</p> <p>㊦従来までのホームページやメールマガジンによる情報発信では、今まで利用していない企業等には情報が届きにくい</p> <p>㊧利用促進を担う専任的な体制や役割分担がなく、職員も技術支援業務が中心で、普及・広報活動まで十分に手が回っていない</p> <p>㊨利用者目線の設備の活用効果が十分に情報発信できていない</p> <p>県は、公費を使って高額設備を導入する以上、県民及び県内事業者への便益還元のために、積極的な利用促進を図る必要がある。例えば、YouTube等を活用した設備紹介動画の発信や、大学・研究機関との定期的な連携イベントなど、特に、利用者層の拡大を狙った新たな取組を検討していくことが望まれる。</p>
--	--	---

**B-25 EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費
(デジタルものづくりセンターの運営)**

所管課	経済産業部 産業革新局 新産業集積課	
結果	項目	内容
意見	B-24と同じ	

B-26 水産業デジタル技術実装促進事業費

所管課	経済産業部 水産・海洋局 水産振興課	
結果	項目	内容
なし		

B-27 浄水場の残留塩素濃度に与える外的要因調査

所管課	企業局 水道企画課	
結果	項目	内容
意見	① 活動指標の形骸化について	当事業に直接関連するDX推進計画の活動指標では、水道用水の管理における薬剤注入をAIシステムによって自動化し、職員の「塩素注入に関する土日祝日の緊急対応

		<p>回数」を最終的に「年間で2回」までに減らすことを目標に掲げている。しかし、実際には、A Iシステムの実装に至っていないため進捗は見られなかった。</p> <p>A Iシステムを実装できなかった最大の要因は、A Iに学習させるための異常時（通常運用時以外）のデータの不足であるが、そもそも異常というものは頻繁に起こるものではなく、これに対するA Iの学習経験値が不足するのは当然である。また、100%の安心が求められる水道水の異常だからこそ、熟練の現場職員による緊急対応に頼らざるを得ないのは避けられない。このように考えると、D X推進計画の活動指標の目標設定は少々安易であり、「絶対安全」が求められる領域に、緊急時におけるA Iによる自動化の成果を持ち込むのは時期尚早であったと思われる。</p> <p>今後は、内部的な成果指標や活動指標であっても、県民生活の生命や安全に関する分野については、より慎重な目標設定が求められると考える。</p> <p>また、現行のD X推進計画は令和7年度に終了するが、予定されているA Iシステムの実機への搭載が完了した後も投資の成果をモニタリングする視点は持つべきである。その際は、最初から緊急時におけるA Iによる自動化の成果という高い目標となる評価基準の設定をするのではなく、例えば、通常運転時を含めた「時間」に焦点を当てた効率化・負担軽減の視点や、事業管理・費用対効果の視点などをもって、成果の評価をすることを提案したい。</p>
--	--	---

B-28 スクールD X推進事業費

(学校のI C T利用と静岡型デジタルプラットフォーム)

所管課	教育委員会事務局 教育D X推進課	
結果	項目	内容
なし		

B-29 スクールD X推進事業費 (デジタル採点システム)

所管課	教育委員会事務局 教育D X推進課	
結果	項目	内容
なし		

B-30 サイバー犯罪捜査等強化推進事業費

所管課		警察本部 サイバー捜査課
結果	項目	内容
なし		

B-31 捜査支援分析業務強化推進事業費

所管課		警察本部 捜査支援分析課
結果	項目	内容
意見	① 押収した携帯電話機の解析等の捜査支援に使用する機器及びソフトウェアへのアクセス管理について	<p>当事業は、犯罪捜査上押収した携帯電話等に対して解析を加える機器及びソフトウェアの導入であり、使用する端末や機器は特定されているものの、共用のアクセスID等を用いて利用する方式であった。</p> <p>使用担当者は捜査支援分析課員と絞り込まれているが、いつ、だれが、どのように利用し、機器等の返却をしたかなどの記録を行う、使用記録簿等の作成がなされていなかった。一般的に、共用IDには使用者特定ができないという特性があり、これが権限外の者によるなりすまし利用の余地を残す、というアクセス管理上の脆弱性を有している。そのため、複数名で利用することを前提とした共用IDシステムの利用にあたっては、使用記録簿等の作成が求められる。</p> <p>したがって、捜査支援分析課は、今一度警察本部における情報セキュリティポリシー等の要件を再確認したうえで、共用IDシステムについては使用記録簿等の作成を行うことを検討することが望まれる。</p>
意見	② 押収した携帯電話機の解析等によって抽出したデータの保管について	<p>携帯電話等を解析等した結果として、一定のデータ保存を伴っているが、当該一時保管データの取扱いについて、保管方法、保管期間等が明確に定められていない状況であった。当該一時保管データを積極的に利用することは前提とされていないとはいえ、一定のバックアップ目的で有している重要情報の一部であると考えられるため、その保管については一定の厳重な対策が求められるところである。</p> <p>したがって、捜査支援分析課は、今一度警察本部における情報セキュリティポリシー等の要件を再確認したうえで、このような一時保管ファイルの保管方法、保管期間についても明確にしたうえで厳重な管理を行うことを検討することが望まれる。</p>

B-32 県庁スマートワーク推進事業費（スマートフォン内線電話化）

所管課		企画部 デジタル戦略課
結果	項目	内容
意見	① モデル事業の評価軸の見直しと成果の全庁的な共有について	<p>当事業は、経済産業部産業革新局におけるフリーアドレス導入に伴う業務非効率性（電話取次ぎの集中、テレワークへの制約など）を解消するため、職員用スマートフォンによる内線化をモデル的に実施したものであり、新しい働き方への対応として、その意義は認められる。</p> <p>しかしながら、せっかくモデル実施を行ったにもかかわらず、その成果、評価軸及び将来的にどのように展開していくつもりなのかといったビジョンが庁内で共有されていない。そのため、財政当局にも十分かつ適切に伝えきれておらず、働き方改革の推進を所管する立場でありながら、その拡大や維持のための予算要求が上手くいっていない。</p> <p>事業本来の目的である「業務効率化」「利便性の向上」「職員の働きがいの創出」といった非金銭的効果が十分かつ適切に共有されていない状況は、DX推進の方向性と矛盾している。令和5年度から令和6年度にかけて、総額13,000千円ほどの公費を投入して事業を実施してきたにもかかわらず、現状では、庁内の極めて限られた部門において単に「モデル実施をしました」で留まっている。</p> <p>長期的な目線で考えた場合、将来的に県庁の職員数が減少することは明白である。そして、固定電話の取次ぎの問題や、効率的なコミュニケーションの手段としてスマートフォンによる内線化の要否が再び遡上に上がることも予想される。その時に、今回のモデル化による成果をしっかりと示すことは言うまでもないが、単なる通信手段の変更ではなく、県が推進するDXの実現と職員の働きがいを支えるためのインフラとなり得るといった評価軸を示し、投資戦略として全庁的な検証ができるような判断材料を整備しておく必要があると考える。</p>

B-33 多様な人材活躍推進事業費

所管課		経済産業部 就業支援局 産業人材課
結果	項目	内容
意見	① セミナーアンケート回収の不十分さについて	<p>所管課は、県内中小企業のテレワーク推進を目的に業務委託によってセミナーを実施しているが、総合計画の成果指標及びDX推進計画の活動指標の目標達成が危ぶまれる中、令和6年度は毎回のセミナーへの参加者数も目標未達が目立っている。さらに、次年度の事業改善に向けた重要な判断材料であるアンケートの回収率が約50%と必ずしも高い水準ではなく、検証体制が十分に機能していない。この原因は、委託契約の仕様書に具体的な目標回収率や未達時の措置が明記されず、受託者の回収手法も配布や依頼といった受動的な対応にとどまっていることにあると考える。</p> <p>今後は、所管課が具体的な数値目標を設定し、仕様書において目標値を明記し、県及び受託者双方において回収率を上げるための具体的な取組を講じる必要がある。受託者に対してアンケートの回収率向上のための実効性ある具体的な手法を提案させ、実行を徹底することが求められる。</p>

B-34 農業地域生産力強化整備事業費（水田水管理システムの導入）

所管課		経済産業部 農地局 農地計画課
結果	項目	内容
なし		

B-35 県営基幹農業用水利施設機能保全向上対策事業費

（農業水利施設における遠隔監視システムの整備）

所管課		経済産業部 農地局 農地整備課
結果	項目	内容
なし		

B-36 農地・農村防災対策事業費（農業用排水機場の遠隔監視制御装置整備）

所管課		経済産業部 農地局 農地保全課
結果	項目	内容
なし		

B-37 財務会計システム運用事業費

所管課		出納局	会計支援課
結果	項目	内容	
意見	① 財務会計における電子決裁の推進について	<p>当事業は、財務会計と旅費システムの連携を目的とした改修であるが、現状、県では定型的な事務の電子決裁化は進んでいるものの、業務委託や補助金の交付など、事業によって内容がそれぞれ異なる出納については、まだ電子決裁を導入していない。全庁的な完全移行の期限は未定だが、行政手続のオンライン化や新しい働き方を推進するという方向性、そして今後さらに県庁の業務を効率よく進めるためには、財務会計事務において電子決裁の導入を広げることについて積極的に取り組む必要があると考える。</p> <p>県庁職員には原則として一人1台のパソコン(SDO端末)が貸与されているという現状を踏まえると、電子決裁には、決裁者がどこにいてもすぐに手続きができるため各職員が的確に運用すれば紙での決裁より早く完了すること、また、紙を減らして業務のプロセス自体を変えられるというメリットがある。反面、情報量が多すぎてシステムに負担がかかることや、大量のデータファイルを一覧でまとめて見にくいなどデメリットと認識されやすい特徴もある。しかし、これらは欠点ではなく、県庁の業務を根本から見直して効率化を実現するための「解決すべき課題」として捉えるべきであり、電子決裁を導入することで、これまでの業務のどこにどのような問題が生じるのかを分析すべきポイントであると考えられるべきである。</p> <p>推進にあたっては、会計支援課が主体となって課題分析や解決策を検討する役割を担うべきだが、単独部署で完結させるべきではない。システム環境面では電子県庁課、業務改革面ではデジタル戦略課と連携し、必要に応じて今後はLGX・デジタル戦略推進本部会議の関与も視野に入れる必要がある。まずは会計支援課がDX推進計画の目的を再確認し、関係課と連携して全庁的な業務効率化に取り組むべきである。</p>	

B-38 監査対象から除外

B-39 次世代エアモビリティ導入促進事業費

所管課		企画部 デジタル戦略課
結果	項目	内容
意見	① 次世代エアモビリティの商用運航までの今後の進め方について	<p>当事業の目標達成は、国の型式認証や法整備の進捗、そして何よりも民間事業者が事業採算性を確保し参入するかに大きく依存するものである。特に、採算性が見通しが不透明な段階では、民間事業者の参入が進まないという状況も十分に想定される。</p> <p>よって、今後の事業推進においては、本県が先行しすぎることによるリスクを回避しつつ、他府県や国の制度整備の動向と歩調を合わせ、民間事業者がビジネスとして参入しやすい環境を整備することに注力すべきである。</p> <p>さらに、離着陸場の整備支援など、将来的に行政からの財政的な投資判断が必要となった際には、デジタル戦略課のみならず、関係部局と連携し、県民が享受する経済効果等のメリットを客観的に算定した上で、適切な投資判断を行えるようにすることが肝要である。</p>

B-40 データ利活用推進事業費

所管課		企画部 統計活用課
結果	項目	内容
なし		

B-41 観光情報プラットフォーム活用事業費

所管課		スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課
結果	項目	内容
指摘	① 委託契約書における情報セキュリティ要件に関する事項の記載もれ	<p>令和6年度に株式会社 Geolocation Technology と「データ利活用基盤における管理ポータル運用保守業務委託」契約を締結している。この委託業務では、委託者が、管理ポータルの利用申請時に申請者のメールアドレス等を扱うため、県にとって「重要な情報資産を取り扱う業務を委託する場合」に該当するものである。</p> <p>県の情報セキュリティ対策基準では、「重要な情報資産を取り扱う業務を委託する場合には、委託業務に応じて次の情報セキュリティ要件に関する事項を明記した契約を締結しなければならない」と規定されており、情報セキュ</p>

		<p>リティに関する各要求事項について、契約で合意しなければならないとされている。所管課においても、該当する委託業務については、「情報セキュリティ対策に関する事項」という書面に要求事項を記載し、これを契約書に別添することで、県の情報セキュリティ対策基準を遵守するよう日頃から運用されているところである。</p> <p>ところが、当該契約においては、「情報セキュリティ対策に関する事項」の書面を添付することを失念していた。結果としてこの契約においては、情報セキュリティ要件に関する事項について委託先と合意が完了していないという瑕疵がある状態となっている。</p> <p>このような事態となってしまったのは、単なる不注意であると推察される。しかし、たとえ不注意であったとしても、契約書の内容の一部に合意できていない箇所があれば、万が一後から委託先とトラブルに発展した場合、抗弁する根拠を失うことは言うまでもない。</p> <p>今後は、契約書における重要事項の記載もれや添付もれを未然に防ぐためのチェック体制の強化を講じるべきである。</p>
指摘	② 委託先における個人情報の取扱状況の確認手続の不備について	<p>当事業では、令和6年度の委託契約10件のうち5件(4者)について、委託先において個人情報の取扱いがあった。</p> <p>県の「個人情報取扱委託指針」(以下、「委託指針」という。)では、委託先に個人情報の取扱いがある場合には、所管課が少なくとも年1回以上確認を行うものと定めている。当該規定は、令和5年4月1日以降、地方公共団体においても個人情報保護法が適用されることとなり、委託業務についても安全管理措置が求められるようになったことを受けて改定されたものである。</p> <p>ところが、所管課は、令和6年度において、委託先における個人情報の管理状況について、受託者からの実績報告書の受領時に口頭ベースで確認を行ったものの、委託指針が要求する個人情報管理状況の現地検査又は書面による確認を実施していなかった。</p> <p>委託先の個人情報取扱状況を県のルールにしたがって確認していなかったことは、委託業務に関する個人情報保護ルール(毎年の実地検査又は自己点検報告書の取得義務)について、認識不足があったと言える。また、全庁的</p>

		<p>に案内されているはずの自己点検票において、年度ごとの確認作業が明記されているにもかかわらず、結果として確認されなかった状況は、自己点検票の実施とモニタリングが業務プロセスとして十分に機能していなかったものと考えられる。</p> <p>今後は、当該事業について年1回以上の確認を漏れなく行うことはもちろんのこと、課単位でも、個人情報保護ルールの周知徹底を図り、各職員の意識とリテラシーの底上げを図る対策が必要である。</p>
意見	<p>① 総合計画の活動指標における目標値と実績値の乖離について</p>	<p>総合計画の観光政策に関する活動指標となっている「観光デジタル情報プラットフォームにおける登録情報数」は、令和5年度と令和6年度における実績値が目標値を大幅に超過している。一見すると令和7年度の最終事業年度を待たずに早期に目標を達成したように見えるが、実態はそうではない。</p> <p>これは指標の定義（多言語情報も含めた登録情報数であるのか否か）が明示されていなかったことや、所管課内で共有されていなかったことに起因するものである。実績値の基礎となる観光デジタル情報プラットフォームの登録情報数は、当初の計画策定時点から、日本語だけでなく英語や中国語などの多言語情報も含めてカウントする設定となっていた。しかし、設定時点では全ての施設情報が多言語化されていたわけではなく、その後、令和4年度末（2023年3月頃）に、全ての施設情報に対し多言語翻訳を行うシステムが導入されたことで、総登録数が大幅に増加した。結果として、公表数値は目標値を大きく超過する形となったが、この「登録情報数」のカウント方法（多言語情報も含めた登録情報数であるのか否か）について、指標の定義が所管課内で明確に共有されておらず、また県民に対して分かりやすい説明がされていなかった。すなわち、多言語情報を含めた登録情報数が指標であるならば、指標の定義として県民に明示すべきであったがそれができなかったことや、そもそも設定した指標が多言語情報を含めたものかどうかについて所管課内で共有できていなかったことが問題である。</p> <p>今後は、指標の定義と計測ロジックに関する課内資料が誰にでも分かる内容で作成され、担当者が異動などによっ</p>

		<p>て交代しても安定して引き継がれるような体制を築くことが必要である。</p>
<p>意見</p>	<p>② 観光デジタル情報プラットフォームの在り方について</p>	<p>本県には、県と公益社団法人静岡県観光協会（以下、「県観光協会」という。）が、それぞれ独自の観光デジタル情報プラットフォームを運用し、連携できていないという課題がある。</p> <p>これまでは、県のプラットフォームは、TIPSアプリと連動した「今現在、どこが混雑しているか」といった人流データなど、リアルタイムで変化する「動的データ」を外部システムと連携させて集約する目的で構築されたものであるのに対し、県観光協会のプラットフォームは、過去数年間の人流データ、旅館やホテルに何人が宿泊したかなどを集計した統計的なデータである「静的データ」を活用するために構築されたもの、ということで一応は異なる存在意義があった。</p> <p>しかし、所管課は、令和2年度に構築された観光デジタル情報プラットフォームを令和7年度に廃止、同年度中に新プラットフォームを構築し、令和8年度より新プラットフォームの運用を開始する方針を決めた。新プラットフォームでは動的データではなく、静的データを扱う仕様になるとのことである。そうすると、同じ静的データを取り扱うプラットフォームが並立することになる。</p> <p>この点について、所管課の説明によると、㊦県は集約したデータをオープンデータとして広く活用してもらうことを目指してきたのに対し、県観光協会は主に会員向けにデータを整備してきた点が異なる、㊧同じ静的データではあるが、県観光協会のプラットフォームと重複するデータはないため両者は重複しない、とのことである。一方で、所管課においても、プラットフォームの並立状態は課題として考えており、将来的に県のプラットフォームと県観光協会のプラットフォームを統合する計画を立てている。その際、県観光協会のプラットフォームには契約上オープンにできないデータがあるなど、今後の調整が必要な事項もあり、段階的に統合に向けた動きを進めていく予定である、とのことである。</p> <p>同じような機能をもったプラットフォームの並立状態が長く続くことは、県観光行政における全体最適の観点か</p>

		らは望ましい状態ではなく、プラットフォームの統合は一日でも早く実現することが望ましい。所管課には、スピード感を持って統合に向けた動きをしてもらうことを望みたい。
--	--	--

B-42 ふじのくに出会い応援事業費

所管課		健康福祉部 子ども若者局 子ども政策課
結果	項目	内容
意見	① 活動会員の情報の公表	<p>しずおかマリッジのホームページには、お見合い成立件数、お友達成立件数、交際成立件数、ご成婚数などが公表されているが、登録会員数、男女比率、年齢比率などの情報は公表されていない。</p> <p>しずおかマリッジへの登録を検討する人にとっては、登録会員数、男女比率、年齢比率などの情報は関心が高いものであると考えられるし、実際、他の自治体ではこれらの情報を開示しているケースもある。</p> <p>今後、子ども政策課は、しずおかマリッジのホームページ内で、登録会員数、男女比率、年齢比率などの情報を公表することを検討すべきである。</p>

B-43 マリンバイオ産業振興事業費（BISHOPデータ活用）

所管課		経済産業部 産業革新局 新産業集積課
結果	項目	内容
なし		

B-44 EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費

（自動運転実証実験、新モビリティサービス導入検討・支援）

所管課		交通基盤部 政策管理局 建設政策課
結果	項目	内容
なし		

B-45 監査対象から除外

B-46 施設園芸デジタル化推進事業費

(いちご出荷予測システム実装業務委託、環境モニタリング装置導入助成)

所管課		経済産業部 農業局 農産振興課
結果	項目	内容
意見	① 補助金募集の周知及び広報の不足について	<p>令和6年度の当事業全体の75%の当初予算を確保していた環境モニタリング装置導入助成が、予算執行率が30%にも満たない結果となった。</p> <p>その要因として、補助対象となる機器の導入により生産者が享受し得る具体的なメリットや効果について、生産者の理解を十分に促し、導入意欲を喚起するための広報・普及活動が必ずしも十分でなかった点が挙げられる。現状は、広報活動において、制度概要のみを記したチラシしかなく、具体的なメリットや効果を視覚的・定量的に示す資料(いわゆるビジュアルツール)が十分に整備されていなかったため、現場で説明を行う職員の経験や説明能力により訴求内容にばらつきが生じていた。</p> <p>また、当事業は、県として、データの利活用を通じた農産物の高付加価値化や流通の効率化を図ることを目的として実施されているものであり、その実現のためには、特定の意欲的な生産者層に限らず、より幅広い生産者による機器導入が不可欠である。</p> <p>今後は、導入による経営改善効果を具体化したビジュアルを重視した分かりやすい資料やチラシを県が作成すべきである。これを現場で活用することで、説明内容の標準化を図り、生産者が費用対効果を納得して自発的に導入できる環境を整えることが求められる。</p>

B-47 施設園芸デジタル化推進事業費

(普及員向け研修の実施、データ活用のためのアプリ改良)

所管課		経済産業部 農業局 農産振興課
結果	項目	内容
なし		

B-48 監査対象から除外

B-49 FAOIプロジェクト推進事業費

所管課		経済産業部 森林・林業局 森林計画課
結果	項目	内容
意見	① 補助事業に係る 予算の効果的な 執行について	<p>県は、実際にデジタル技術を導入・活用したいと考える個別の林業経営体に対する支援として「デジタル技術現場実装補助事業」を実施している。しかし、令和6年度の交付実績は2件にとどまり、確保した予算の多くが未消化となった。その要因として、小規模経営体等への周知不足や、地域協議会向けに「林業イノベーション推進支援事業」を実施している公益社団法人静岡県山林協会（以下、「協会」という。）の普及活動から県の導入支援へと繋げる情報連携や導線の構築が不十分であることが挙げられる。</p> <p>県の事業は技術の実用化を支える重要な役割を担っているため、所管課は、SNSやセミナーを活用した事例発信等の広報を強化するとともに協会との連携を深め、普及段階から導入支援へ円滑に移行できる体制を検討すべきである。これらの取組を通じて利用件数を拡大させ、予算の効率的かつ戦略的な執行を実現し、林業経営体の生産性向上という本来の目的を着実に果たすことが求められる。</p>

B-50 森林・林業再生推進事業費

所管課		経済産業部 森林・林業局 森林計画課
結果	項目	内容
なし		

B-51 デジタルツイン推進事業費

所管課		交通基盤部 政策管理局 建設政策課
結果	項目	内容
なし		

B-52 空間情報デジタル基盤構築事業費

所管課		交通基盤部 政策管理局 建設政策課
結果	項目	内容
指摘	① 業務委託契約書の 紛失について	<p>監査において河川企画課が契約関連書類を綴った簿冊を閲覧したところ、契約1件について、県が保管すべき当初契約書及び変更契約書の一部が確認できなかった。</p>

		<p>その背景として、令和6年度において、河川企画課が保管文書のペーパーレス化の一環として紙面文書をPDFファイル等の電子ファイルに変換して保管する取組を行う中で、誤って当該契約書を廃棄可能な文書と共に廃棄してしまった蓋然性が高いことが分かった。</p> <p>これは、契約書の紛失であり、重要な書類の保管状況の不備といえ、県の文書保管事務として本来あってはならないことである。</p> <p>したがって、河川企画課は今一度、契約文書等の重要書類の保管及び管理において、適切な取扱いができていないかどうかを見直し、本件のような事案が生じないような措置を講ずる必要がある。</p>
意見	① 契約書の保管及び管理について	<p>指摘①に記載した通り、河川企画課では、紙面文書の電子ファイル保存の取組の中で契約書の紛失があった。</p> <p>これに対して河川企画課は、再発防止策として、契約書については、原本による保存を改めて徹底することとし、その他、公文書の電子ファイル変換にあたっては課内での相互確認の徹底をすることなどを実施しているとのことである。一方、DX推進計画では「新しい働き方（スマートワーク）の推進」の中で電子契約導入と利用拡大を推奨しているが、電子契約においては情報保管がクラウドであることなどから、電子的な手法による文書の適切な取り交わしと保管が可能となるという利点があり、ペーパーレス化を進める際の契約文書の保管に係るリスクを低減する効果が期待できる。現在、県では公共工事関連の契約については電子契約の対象とする金額を限定（建設工事においては、当初契約額が1億円以上5億円未満、建設関連業務委託においては、当初契約額が2千万円以上）しているが、指摘①のような例を防止していく観点においても、今後、電子契約対象を拡大していくことを検討することが望まれる。</p>
意見	② 業務委託における再委託契約承認通知の方法について	<p>再委託のある契約において、委託先からの再委託申請に対して建設政策課が「再委託承諾書」を発行・提出している。当事業では、当該承諾書に、承諾者の名義が委託契約者である県知事ではなく、同課の主任名義で、かつ個人印の押印がされて発行・提出しているものが検出された。</p> <p>この点、庁内の「財務会計事務の手引（令和6年4月編）」</p>

		<p>の趣旨に照らして考えた場合、再委託を承認する書面の提出は必須であり、文書の名義は該当の委託契約者の名義、すなわち本件委託契約の場合は県知事をもって提出する必要がある。そのため、本件は、契約権限のない職員の名義で文書が発行されてしまったことが「財務会計事務の手引」の適用上、問題であったと考える。</p> <p>したがって、建設政策課は、今後、再委託を承認する際には、元となる委託契約の契約名義者といった、対外的な権限を有する者の名義に基づいた書面の提出をするように改めることが望まれる。</p>
--	--	--

B-53 インフラメンテナンスデジタル活用推進事業費

所管課	交通基盤部 政策管理局 建設政策課	
結果	項目	内容
なし		

B-54 3次元管路台帳システムデータ更新

所管課	企業局 水道企画課	
結果	項目	内容
意見	① 工事受注業者が点群データを取得する際の禁止事項の契約書への追加について	<p>当事業は、従来の2次元台帳では水道管路の位置が不正確なため生じる工事事務のリスクを解消するため、水道・工業用水道約750kmの全管路の3次元化を目指すものである。管路更新の工事現場で新しい管を布設した際に新規に取得する点群データと、既存のCADデータを活用し、正確な位置情報を持つ3次元管路モデルを整備し、工事の安全性と効率化を図るという事業である。</p> <p>現在、主に管路更新工事の際に、企業局の職員や工事の受注業者が、企業局から貸与されたLidar スキャナ付きのiPad Pro を用いて点群データ（3次元データ）の取得・保存を進めている段階である。点群データの収集量は管路更新工事の件数に依存するものであり、令和6年度までは工事件数が少なく、収集できるデータ量が少なかったため、委託業者は使わずに企業局の職員による対応で間に合っていた。しかし、今後は、管路更新工事の件数が増大し、データ収集量や3次元モデル化のための作業が増加することが予想される。</p> <p>工事の件数が増えることによって、工事受注業者やその</p>

		<p>従業員、下請け業者など関与する民間業者が増加すると考えられる。これにより、機密性の高い情報である点群データの収集作業に、作業に関わる民間業者の個人端末（個人の携帯やタブレット）が使用され、機密情報が個人端末に保存されるというリスクが高まるおそれがある。</p> <p>したがって、今後は、個人あるいは会社所有の端末を使用する場合を想定し、工事の仕様書（契約書）の中に「取得データに関する取扱い事項（個人的なデータ取得の禁止）」を明確に記載し、データが個人的に取得されないようにする仕組みを整備していく必要がある。</p>
--	--	---

**B-55① ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費
（階層別研修、デジタル専門人材育成研修）**

所管課		企画部 デジタル戦略課
結果	項目	内容
なし		

**B-55② ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費
（業務ツール、情報セキュリティ研修）**

所管課		企画部 電子県庁課
結果	項目	内容
なし		

**B-55③ ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費
（EBPM 入門講座、データサイエンス講座）**

所管課		企画部 統計活用課
結果	項目	内容
なし		

B-56 仮想空間デジタルクリエイティブ分野の人づくり・仕事づくり事業費

所管課		企画部 デジタル戦略課
結果	項目	内容
意見	① 寄附金の使用状況の確認と余剰が見込まれる場合の対策について	<p>当事業は、令和6年度の事業費の全額が静岡理工科大学グループに対する寄附金として支出されている。静岡理工科大学グループとは「寄附講座の設置に関する協定書」（以下、「協定書」という。）を締結し、令和6年度から令和8</p>

		<p>年度までの3年間、毎年20,000千円（3年総額60,000千円）の寄附を行うことになっている。</p> <p>所管課は、寄附先から各年度についての支出計画及び実績の説明と資料の提出を受けており、今回の監査においても、令和7年11月末時点の実績資料を確認した。資料を見た所感としては、全体として、計画に対して進捗が遅れ気味であるという印象である。</p> <p>ここで忘れてはならないのは、静岡理工科大学グループに拠出しているのは、補助金ではなく、寄附金だということである。寄附金は一般的には見返りを求めないものであるため、支出した側から返還を求める性質の取引ではない。そのため、協定書の中にも明確な返還条項が無い現状においては、期間内に目的通りの支出ができずに残余があった場合、契約に基づいて法的に返還請求ができるとまでは言い難い。また、寄附金が期間内に全て使い切れなくなりそうになった場合、寄附先において、目的外又は完全に目的外とまではいかなくても通常の学校運営と共用できるような投資が行われるリスクもあると考える。</p> <p>所管課には、寄附金が事業の目的のみに使われているかどうかを報告資料上で判断するだけでなく、必要なタイミングで現地調査に赴いて実態を確認する方法によってモニタリングすることと、もし、終了時に余剰が出ることが見込まれる場合は、返還条項を加えた「変更協定書」の締結をするなど確実に返還されるような対策を講じることを強く望む。</p>
--	--	--

B-57 しずおかデジタル・オフィス運用事業費

所管課		企画部 電子県庁課
結果	項目	内容
なし		

B-58 ふじのくにICT人材育成事業費

所管課		経済産業部 産業革新局 産業イノベーション推進課
結果	項目	内容
なし		

B-59 離職者のITスキル向上支援事業費

所管課	経済産業部 就業支援局 職業能力開発課	
結果	項目	内容
なし		

B-60 デジタル化等促進職業訓練事業費

所管課	経済産業部 就業支援局 職業能力開発課	
結果	項目	内容
なし		

B-61 監査対象から除外

B-62 先端プロジェクト推進事業費

所管課	経済産業部 農業局 農業戦略課 先端農業推進室		
結果	項目	内容	
なし			

B-63 監査対象から除外

B-64 サイバー犯罪捜査等強化推進事業費

(中小企業等のサイバーセキュリティ対策の強化を支援)

所管課	警察本部 サイバー企画課	
結果	項目	内容
意見	① 事業に関連する 庁内連携の強化 及び効果測定の 拡充について	<p>当事業は、県内中小企業役職員を対象としてサイバーセキュリティ体験型研修を実施することで、中小企業のセキュリティ対策強化の周知、啓蒙を行うことを主眼に置いたものである。</p> <p>研修では、連携する経済産業部商工業局商工振興課（以下、「商工振興課」という。）からサイバー攻撃に対するBCP（事業継続計画）に関するモデルプランの提供や関連する補助金などの公共サービスについての紹介も行われている。</p> <p>しかし、サイバー企画課と商工振興課との間では、これらの紹介後の補助金利用などといった支援の成否についての相互確認はしておらず、サイバー企画課は、事業の効果や因果関係が明確に把握していなかった。</p>

		<p>このような状態であると、せつかく、本件事業で民間企業を啓蒙したとしても、そこから先は各企業の自助努力に任せるだけで、実質的な対策向上や正確な効果測定につながらないおそれがある。</p> <p>現在、県知事部局と警察本部が連携した枠組みである「静岡県サイバーセキュリティ戦略本部」が設置されており、県庁としてサイバーセキュリティ対策向上に関してあらゆる部局が連携可能な状況となっていることから、公共サービスについても、サイバーセキュリティに係る補助そのものでなかったとしても、設備投資補助やその他の行政支援、相談等を動員して、啓蒙した民間企業の対策を促すといった活動や、それを通じた成果の確認をするという取組も可能であると考えられる。この枠組みを活用すれば、結果として、本件事業のような取組も、総合的な成果につながるものとして効果測定できることになると考えられる。</p> <p>したがって、サイバー企画課は、本件や他の類似事業を有効にする観点も含めて、「静岡県サイバーセキュリティ戦略本部」を中心とした関係各所との連携、情報共有を推進し、関連事業の効果測定の方法を拡充することを検討することが望まれる。</p>
--	--	--

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年3月31日

静岡県監査委員	山下和俊
静岡県監査委員	松本早巳
静岡県監査委員	土屋源由
静岡県監査委員	木内満

1 包括外部監査の特定事件

令和5年度

「観光に関する施策の財務事務の執行について」

2 措置の内容

別冊のとおり

令和5年度包括外部監査結果に基づく措置

注) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、令和5年度包括外部監査結果報告書の記号を表記措置

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
B-02 観光施設整備事業費						
意見	<p>①市町が保有する観光関連施設の補修に対する進捗状況の確認について</p> <p>当事業は、市町が保有する観光関連施設の整備に対する補助金を交付しているが、令和5年4月の支出決裁時に出納審査課から補助金交付要綱に規定されている「事業進捗状況調書（様式第6号）」の受領確認漏れを指摘され、少なくとも平成30年度以降、令和4年度までは口頭確認が継続的に行われたことが分かった。</p> <p>令和5年度については、補助金交付要綱に従って、市町に対して毎月の事業進捗状況調書（様式第6号）の作成・提出を求めているが、現状のままでは、肝心の工事が予定通り進んでいるのかどうか分からないなど、市町・県双方の毎月の事務工数に比べて、得られる効果が低いと思われる。したがって、管理方法と補助金交付要綱の見直しを検討すべきである。</p>	P35, 36	措置完了	市町の観光関連施設整備の進捗状況の確認については、定期報告を廃止し、県が必要と認めた時期にのみ報告を求めるよう補助金交付要綱等を改正した。	令和7年4月	観光政策課
B-05 プラサヴェルデ管理運営事業費						
意見	<p>②稼働率の計算方法の見直しについて</p> <p>当施設では、貸会議場・貸会議室の稼働率を部屋別に計算しているが、日単位で計算されている。日単位の稼働率は、1日単位で使用されたかどうか、つまり、1時間でも使用された日は稼働率が100%とカウントされるような計算になる。稼働率の基礎データからの監査人の試算によって、次のような点が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 稼働率の基礎データから、時間単位稼働率は容易に集計でき、機械的に計算すると、日単位稼働率が時間単位稼働率に比べて2～3割過大に計算されていることや夜間の稼働率が3割 	P55	措置対応中	<p>コンベンションホールや沼津市の大規模催事スペースは、会場設営やイベントの性質上、時間単位の稼働率がなじまないため、引き続き1日単位での稼働率とする方針である。</p> <p>会議室については、催事の入替えが容易であるため、時間単位の稼働率とする方針である。</p> <p>テーブルやイスの設置・片付けのための使用不能時間を集計するため、施設予約システムの改修について調整を進めていたが、想定以上に費</p>	令和9年3月	観光政策課

	<p>程度しかないことが確認できる。</p> <p>・現在の稼働率の基礎データでは、テーブルやイスの設置・片付けのための使用不能時間が集計できていないため、機械的に時間単位稼働率を計算すると、使用不能時間が発生しない小会議室は実態に近いデータになるが、使用不能時間が発生する会議室やホールは時間単位稼働率が実態より低めに計算される。</p> <p>今回の監査で試算により確認された事項を参考に、部屋種類の使用実態に合わせた稼働実態の把握方法や基礎データの集計方法を見直すことを提案したい。</p>		<p>用がかかることが判明したことから、経費がかからない集計方法について、引き続き指定管理者との協議を進める。</p>			
C-01 成果・活動指標（観光交流局）						
意見	<p>成果指標 観光客に来てほしいと考える県民の割合</p> <p>当指標は、何をすれば実績値が改善するのか分かりにくく、目標設定の妥当性も含めて、評価指標としての有効性は低いと考える。また、具体的な改善活動につなげるためには、実態を正確に把握するために調査方法そのものから見直すべきである。</p>	P159	措置対応中	<p>現在策定中の観光基本計画において成果指標の見直しを行う。次期計画では、県内旅行消費額や本県旅行に対する総合満足度といった静岡県観光の実態を数値で正確に把握するための指標を採用する見込みである。</p>	令和8年3月	観光政策課
意見	<p>成果指標 地域への誇り、愛着を持つ県民の割合</p> <p>アンケート調査での質問が観光に限定しているのか、住環境その他全般を含んでいるのか曖昧で、評価指標の有効性以前に調査の有効性に疑義がある。アンケートの質問内容から見直す必要がある。</p>	P162	措置対応中	<p>現在策定中の観光基本計画において成果指標の見直しを行う。次期計画では、県内旅行消費額や本県旅行に対する総合満足度といった静岡県観光の実態を数値で正確に把握するための指標を採用する見込みである。</p>	令和8年3月	観光政策課

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年3月31日

静岡県監査委員	山下和俊
静岡県監査委員	松本早巳
静岡県監査委員	土屋源由
静岡県監査委員	木内満

1 包括外部監査の特定事件

令和6年度

「試験研究機関の財務事務等について」

2 措置の内容

別冊のとおり

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置

注) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、令和6年度包括外部監査結果報告書の記号を表記措置

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
G 全体共通事項						
意見	<p><意見 127> 管理方法の見直し 静岡県は、「情報提供の推進に関する要綱」（以下「要綱」）に基づき、「事務事業及び予算の執行実績」という資料（定期監査調査に準じて作成する資料）を県ホームページで公開している。当該資料を掲載するページは法務課が所管しているが、そのページに資料のファイルデータを掲載する作業は各所属が行うことになっており、要綱上、資料の公開時期は、「定期監査の実施日の属する月の翌月の初日」とされている。</p> <p>しかし、今回の監査対象である農林技術研究所本所では、令和3年度から資料を掲載していなかった。また、同果樹研究センターについては、ファイルは掲載しているものの、ファイルを開こうとするとエラーになり開けないという状況であった。</p> <p>法務課は、情報公開のページで確実に公開がなされるように、公開される情報の管理方法について、見直す必要がある。</p>	P175	措置完了	要綱で定める時期までにホームページに資料を掲載するよう、各部局総務課を通じて改めて周知したほか、監査受検所属リストを基に、定期的にデータ公開の管理を行っている。	令和7年 10月	法 務 文書課
G 全体共通事項						
意見	<p><意見 119> 周知と確認 ㊦ 電話加入権の全庁的な電子データを作成し、更新期限の確認を行う。 ㊧ 定期的に電話加入権の更新について周知・注意喚起を行う。</p>	P155	措置完了	<p>㊦ 令和6年度末公有財産現在額報告時の回答結果を集約した電子データを作成した。作成した電子データは令和7年度末公有財産現在額報告依頼時に公開、注意喚起するほか、定期的に更新手続きの実施状況等の照会を行うことで、更新漏れの発生を防止する。</p> <p>㊧ ㊦の措置内容に示す照会時のほか、公有財産</p>	令和8年 2月	行 政 経営課 (旧資産 経営課)

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
				現在額報告照会時（毎年9月頃）にも更新に係る周知・注意喚起を行う。		
F 環境衛生科学研究所						
意見	<p><意見 111> 遊休物品の整理と顕在化</p> <p>遊休物品は、他の研究機関等への転用希望を確認する手続を行った上で、できるだけ専用の保管場所にまとめて保管し、難しい場合は、研究室内のデッドスペースに移動させ、研究室内の動線や作業効率を高めるような保管をすべきである。</p> <p>また、遊休物品であることを現物でも物品台帳でも分かるようにして、物品台帳から廃棄予定リストを作成し、計画的に廃棄処理を進められるようにすべきである。</p> <p>なお、遊休物品については、用度課に対して具体的な管理方法の検討と全庁への周知を提案する。</p>	P146	措置完了	<p>夏期に年1回行う備品の現物確認において、遊休物品は備品リストにその旨記載するとともに各所で業務に支障のない場所に保管し、転用、廃棄等の処理を進めた。</p> <p>なお、用度課からの令和7年6月25日付け依頼「物品の現物確認の実施及び実施記録の保存について」に沿って、現物確認、記録保存を行った。</p>	令和7年8月	総務企画課
意見	<p><意見 112> 電子顕微鏡の処分の検討</p> <p>庁舎移転の際に、電子顕微鏡の更新の見込がどの程度あったのかは分からないが、結果的には、旧庁舎と一緒に処分し、無駄な移設費用は支出するべきではなかったように思われる。</p> <p>また、有事に備えるという点では、電子顕微鏡を保有している他の試験研究機関との連携方法を具体的に検討する方が現実的である。</p> <p>電子顕微鏡については、少なくとも5年以上使用実績が無く、コロナ禍という有事の際にも更新されなかった状況を考えると、具体的な更新計画がない限り、速やかに廃棄予算を確保し、処分すべきである。</p>	P146	措置完了	<p>予算措置基の健康福祉部生活衛生局衛生課の予算措置により、令和7年10月27日処分を完了した。</p>	令和7年10月	微生物部

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<p><意見 113> 受払管理と現物確認の方法の見直し</p> <p>財務事務管理的な観点からは、毒物・劇物など管理責任が強く求められるものと一般的な試薬類とで管理手続に強弱をつけて、リスク管理と効率性とのバランスをとることと、管理責任が強く求められる薬品の管理方法については、研究所全体としてのレベル合わせをしておくことが重要である。</p> <p>現状、毒物・劇物などについても、異常な払出や紛失があっても気づきにくい状況にあれば、管理手続の見直しが必要である。例えば、使用中の毒物・劇物については、使用の都度、使用前後の容器込みの重量を計測・記録し、定期的な残高確認でも容器込みの重量を計測するようなやり方などを提案する。</p>	P147	措置完了	現在医薬食品部が行っている毒物の管理方法を、他の3つの研究部門と共有し、特に厳格な管理が必要な毒物等に関して、研究所全体として、実際の使用量（容量、重量）を記録することとした。	令和7年 12月	医薬食品部
意見	<p><意見 115> 最低持分割合等の事前協議</p> <p>県の共同研究に対する貢献度や価値を評価する場合、化合物ライブラリーの提供に関する当研究所の貢献度については、研究で実際に使用された化学物質の価値で捉えるのではなく、PVCが所有する膨大な化合物ライブラリーを契約に基づき当研究所が提供することに何らかの考慮しても良いと考えられる。</p> <p>化合物提供に係る持分割合については、共同研究の内容や進捗状況等によって大きく変動するため事前に定めることは容易ではないが、関係者との協議等の検討はすべきである。</p>	P153	措置完了	化合物提供に係る持分割合については、共同研究の内容や進捗状況等によって大きく変動するため事前に定めることは容易ではないが、必要に応じて、化合物ライブラリーの提供に関する当研究所の貢献度も踏まえ、関係者と協議を行うこととした。	令和8年 1月	医薬食品部

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容		(区分)			
B 農林技術研究所						
意見	<p><意見 001> わさび品種の種苗の分散保管 わさび品種の種苗は、当研究科がこれまで積み上げてきた研究の成果であり、周辺の研究拠点で分散保管するなどの対策を検討すべきである。</p>	P59	措 置 完 了	<p>わさびの遺伝資源は、わさび生産技術科及び2か所のわさび田で植物体を、事務所内複数の保管庫で種子を保存している。 災害時等の紛失への対策として、一部の遺伝資源について他施設での株保存及び種子保存を行う分散保管を実施した。また、遺伝資源の保管に向けては、種子の長期保存技術を開発中である。</p>	令和8年 3月	わさび 生 産 技術科
意見	<p><意見 003> 圃場予定地の改修案の検討 当センターとしては、静岡市との協議が円滑に進むように、圃場予定地の改修案をいくつか想定した上で、それぞれの改修案における必要条件や圃場としての活用方法などをできるだけ具体的に検討しておくことが重要である。</p>	P61	措 置 対 応 中	<p>代替圃場の確保方法について、具体的な改修案等を含めて静岡市との協議を進めている。</p>	令和9年 3月	果 樹 研 究 セ ン タ ー
意見	<p><意見 006> 研究所の役割を果たすための設備更新 農林技術研究所に期待される役割の1つに、農業生産者の高齢化・人材不足への対策として、栽培方法の省力化の研究や、省力栽培に対応した品種の開発がある。 温室の自動調整機能は、栽培方法の省力化を研究する上で基礎的な条件だが、このような基礎的条件が整っていない状況では、本来、期待される研究活動も制約を受けることになる。 温室の更新には、多額の費用がかかるので、研究活動を現状設備でできる範囲にとどめ、積極的な投資はしないのか、研究所として果たすべき役割に見合う投資をしていくのか、方針を明確にした上で、温室の更新を検討すべきである。</p>	P63	措 置 対 応 中	<p>研究所への今後の投資については、研究所の役割を踏まえ、県庁所管課と協議している。並行して、県として取り組むべき研究・技術開発を推進するため、外部資金等を活用して可能な限り自動化、省力化を可能にする温室等機能の充実を図る。</p>	令和9年 3月	伊豆農業 研 究 セ ン タ ー ・ わ さ び 生 産 技 術 科
意見	<p><意見 007> 修繕のための計画立案 本館は、当センターの正面入口に設置され、大会議室は、外部の</p>	P64	措 置 完 了	<p>本館及び研究棟は令和3年度に劣化診断を行っており、長寿命化のため計画的に修繕を行ってい</p>	令和7年 12月	森 林 ・ 林 業 研 究 セ ン タ ー

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	<p>木材・林業関係者の会議や研修にも利用されており、できるだけ今の外観や内装の雰囲気を残せるように修繕計画を検討できれば良いと思う。</p> <p>一方で、木材実験棟や機械実験棟は、本館の裏手にあり、外観よりも作業効率や安全性を優先し、中にある機器類・備品類を整理し、不用品を処分した上で、積極的に保全を図る部分とそうでない部分のメリハリをつけて修繕計画を検討すべきである。</p>			<p>る。</p> <p>木材実験棟、機械実験棟及び作業棟については、廃油類等不用となった物品等の処分を実施した。また、作業棟の外壁修繕では羽目板の代替えとして安価な金属板で対応するなどメリハリをつけて修繕を実施している。</p>		
意見	<p><意見 008> 特許権等の計上区分の見直し</p> <p>農林技術研究所（本所）、茶業研究センター、果樹研究センターの3拠点は、現在、保有している特許権等について、他者への使用許諾等の可能性を検討し、その可能性が明らかでない、という積極的な判断ができない限り、特許権等の計上区分を「普通財産」に変更すべきである。</p>	P66	措 置 了	<p>特許権等の無体財産について、「普通財産」へ変更した。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (本所) ・ 茶 業 研究セ ンター ・ 果 樹 研究セ ンター
意見	<p><意見 009> 研究室内の整理状況の確認・指導</p> <p>研究所の幹部職員が、定期的に、安全面や作業効率の面から研究室の整理状況を確認・指導するような取組をすべきである。</p>	P66	措 置 了	<p>企画調整部長や研究統括官等の管理職により、年2回の定期的な確認・指導を行っている。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (本所)
意見	<p><意見 014> 全件確認の徹底と実施記録の確認・保存</p> <p>毎年、全件確認が行われていなかった（又は、その疑いのある）研究拠点については、長期間、物品台帳との照合が行われていない備品も多数あることが推察され、実際に全件確認を行うと、物品台帳上の保管場所と実際の保管場所が合わず、所在が分からないものが出てくる可能性が高い。</p> <p>研究拠点内において、全件確認を徹底し、総務担当者等が実施記録（現物を確認したものを備品リストにチェックをしたもの）を回収、確認、保存するような手続の見直しが必要である。</p> <p>なお、例外的に容認される循環確認の導入を検討する場合には、</p>	P70	措 置 了	<p>本所、各センターで全件確認を行い、全件確認の実施状況の記録については、確認・保存を確実に行うようにした。</p> <p>茶業研究センターの一部の物品については、建物移転に合わせて実施していく。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (本所) ・ 茶 業 研究セ ンター ・ 果 樹 研究セ ンター ・ わさび 生 産 技術科

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	<p>確実に全件確認を実施していることを事後検証した上で実施すべきである。</p> <p>循環確認については、用度課に対して、具体的な実施方法の検討と全庁への周知を提案する。</p>					
意見	<p><意見 015> 遊休物品の整理と顕在化</p> <p>使用見込みのない機器類は、他の研究機関等への転用希望を確認する手続を行った上で、できるだけ専用の保管場所にまとめて保管し、難しい場合は、研究室内のデッドスペースに移動させ、研究室内の動線や作業効率を高めるような保管をすべきである。</p> <p>また、遊休物品であることを現物でも物品台帳でも分かるようにして、物品台帳から廃棄予定リストを作成し、計画的に廃棄処理を進められるようにすべきである。</p> <p>なお、遊休物品については、用度課に対して具体的な管理方法の検討と全庁への周知を提案する。</p>	P70, 71	措 置 完 了	<p>使用見込みのない備品等について、一部は他の所属へ管理換えを行ったほか、通路等に置かれていた不用決定済みの備品は廃棄等処分した。</p> <p>また、他の研究機関等への転用希望を確認した上で、適切に保管し、計画的な廃棄処理を行うこととした。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (全施設)
意見	<p><意見 016> 廃棄処分の実施</p> <p>都道府県はフロンガスの排出抑制や管理を進める立場にあり、長期間、廃棄を先延ばししているのは望ましくない。速やかに恒温庫の廃棄費用を予算化し、廃棄処理をすべきである。</p>	P71	措 置 対 応 中	<p>早期に廃棄処分できるよう、廃棄費用を確保する。</p>	令和9年 3月	伊豆農業 研究セ ンター
意見	<p><意見 017> 先進的な研究機器等に対するリース契約の検討</p> <p>研究のニーズが変わる可能性が高いものや研究機器の性能が年々進化しているような機器については、機械の物理的耐用年数ではなく、機能的耐用年数で購入すべきか、リース契約で更新させていくべきかを比較検討すべきである。</p> <p>一般的には、研究機器は、汎用性が低く、転用が難しく、金利を除くリース料総額と取得価額がほぼ同じになりやすい。しかし、機械メーカーにとっても最新鋭の機器を研究所に提供するメリット（PR効果や量産機の販売、量産機開発のデータ収集）があるよう</p>	P71, 72	措 置 完 了	<p>高額備品の整備に当たってはリース契約も含め検討することとした。</p> <p>現在、リース契約の可否の検討を義務づける金額等条件について、整理している。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (全施設)

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	なものについては、メーカーに対してリース契約の条件を提案することも検討すべきである。					
意見	<p><意見 018> 管理方法の標準化 研究所の幹部が定期的に研究室を巡回し、管理方法の違いを把握するとともに、研究所全体としてのレベル合わせを行うような取組をすべきである。</p> <p>研究科によって、取り扱う薬品の質や量も異なるので、必ずしも、統一化を求めるものではないが、研究所として、最低限、守るべきルールや管理手続のレベルを明確にして、管理帳票の様式の標準化なども検討すべきである。</p>	P72	措 置 完 了	<p>研究室の整理状況の定期的な指導・確認に合わせ、試薬についても保管・管理の状況を実地で確認し、不要試薬等の整理を実施した。</p> <p>また、本所内、各センターに、管理表の標準様式を示した。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (本所)
意見	<p><意見 019> 耐震対策の見直し 薬品の保管に関する安全確保や耐震対策という点については、研究所としてレベル合わせをすべきである。</p>	P72	措 置 完 了	<p>薬品の保管時の安全対策として、落下・転倒防止のための仕切り板やトレイの設置等について実施した。</p>	令和7年 9月	農林技術 研究所 (本所)
意見	<p><意見 020> 保管状況の見直し 新庁舎への移設に併せて、保管庫内の耐震対策を検討すべきである。</p> <p>また、毒物・劇物の区分保管を徹底すべきである。</p>	P73	措 置 対 応 中	<p>新棟においては耐震対策がされた保管庫内にて適正に保管している。</p> <p>改修工事を行った別館(研究棟)においては不要となった薬品の廃棄をまず行ったので、引越後に区分保管や耐震対策に対応して整理していく。</p>	令和9年 3月	茶 業 研究セ ンター
意見	<p><意見 021> 不用品の処分と保管状況の見直し 不用な薬品は整理・処分した上で、保管庫内の耐震対策を検討すべきである。</p>	P73	措 置 完 了	<p>不要な薬品を整理し、処分した。今後も随時確認し、不要な薬品を処分する。</p> <p>薬品庫の耐震対策については、職員による転倒防止対策を実施した。今後も随時、より安全性の高い耐震対策を継続する。</p>	令和8年 3月	森林・ 林 業 研究セ ンター

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
意見	<p><意見 022> 全研究拠点／薬品リストの点検と見直し 受払管理と現物確認の方法の見直しに合わせて、各研究科の薬品リストの書式も比較検討すべきである。 研究所として標準的な書式を決めた上で、必要に応じて、各研究科が記載項目を追加するような方法が良いと考える。</p>	P74	措 置 完 了	<p>各センターや研究科のリスト書式を比較検討し、標準的な書式を定めた。 特に毒物・劇物については、区分を明確にし、保管・管理を行う。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (全施設)
意見	<p><意見 023> 毒物・劇物の区分追加 薬品使用簿（一覧表）は、毒物・劇物の区分を設け、何が毒物・劇物なのかを明確に分かるようにしておくべきである。</p>	P74	措 置 完 了	<p>薬品使用簿（一覧表）に毒物・劇物の表示を行った。</p>	令和8年 3月	森林・ 林 業 研究セ ンター
意見	<p><意見 024> 受払管理と現物確認の方法の見直し 財務事務管理的な観点からは、毒物・劇物など管理責任が強く求められるものと一般的な試薬類とで管理手続に強弱をつけて、リスク管理と効率性とのバランスをとることと、管理責任が強く求められる薬品の管理方法については、研究所全体としてのレベル合わせをしておくことが重要である。 現状、毒物・劇物などについても、異常な払出や紛失があっても気づきにくい状況であれば、管理手続の見直しが必要である。例えば、使用中の毒物・劇物については、使用の都度、使用前後の容器込みの重量を計測・記録し、定期的な現物確認でも容器込みの重量を計測するようなやり方などを提案する。</p>	P76	措 置 完 了	<p>毒物・劇物については、国からの通知により在庫数量の把握が求められている。 現状は、定期的な在庫管理に加えて、使用の都度、受払簿に記入することとなっているが、対応にばらつきがあるため、計測方法を含め指針を提示し、在庫管理の徹底を図った。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (全施設)
意見	<p><意見 025> 不使用薬品の顕在化と整理 薬品は、経年劣化しないとしても、不要なものは処分して、保有リスクや管理工数を減らすべきである。不要かどうかの最終判断は、現場担当者の判断に委ねるとしても、研究拠点単位で使用実績がない薬品を対象に定期的に処分すべきかどうかの検討を行うことが重要である。 そのためには、使用実績を確認</p>	P77	措 置 完 了	<p>これまでも使用状況に基づき不使用薬品の処分を実施してきたが、判断は現場の担当者に任せてきた。 そのため、各センターや研究科のリスト書式を比較検討し、標準的な書式を定めるとともに受払管理の徹底を図ることで、不要薬品を顕在化した。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (全施設)

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	<p>できることが必要になるが、担当者の記憶に頼るのではなく、記録から所属長や総務課の職員などにも使用状況が分かるようにすることも重要である。ただし、保有リスクや管理工数を減らすことが目的なので、例えば、保有リスクが高い毒物・劇物などは受払簿を作成する、一般試薬は、ほとんど使われていないと思われる薬品を選定して保管場所も区分して、その保管場所にある薬品については使用した時に使用簿や薬品リストに使用日を記録するなど、対象を絞り込むことを提案する。</p>			<p>また、薬品リストの共有化を図り、各科間での効率的利用も推進した。</p> <p>さらに、薬品庫の中でリスクが高い薬物と一般試薬等を区分して管理している。</p>		
意見	<p><意見 032> 受託料算定の算定基礎の見直し</p> <p>受託料収入の算定基礎と県収入証紙で徴収する機器使用料収入等の算定基礎との不整合には合理性がない。試験研究機関は、民間受託研究の受託料収入についても、基本的には利用者に人件費や減価償却費の負担を求めるように本庁の各所管課、その他関係部署と連携して、県の統一的な考え方を見直すべきである。</p>	P82	措置完了	<p>受託料収入の算定基礎となる間接経費について、人件費や減価償却費を包括するものとして算定方法を見直し、令和8年度から研究所受託料算定基準を改定するための手続きを行った。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (全施設)
C 畜産技術研究所						
意見	<p><意見 037> 水と重油の確保方法の検討とBCPへの明記</p> <p>非常時の水や重油の確保について、具体的な方法を検討しておく、BCPにも手順を明記しておくべきである。</p>	P85	措置完了	<p>非常時に水や重油を確保するための具体的な方法を検討及び調整し、マニュアル化することで、BCPに手順を明記した。</p> <p>マニュアルについては職員全員に周知しており、今後、所内連絡会や防災訓練等の機会を活用し、随時情報共有及び手順の確認などを行っていく。</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所)
意見	<p><意見 038> 水の確保方法の検討とBCPへの明記</p> <p>非常時の水の確保について、菊川市などと災害時の対応を協議し、具体的な対策を検討し、BCPにも手順を明記しておくべきである。</p>	P85	措置完了	<p>水の確保を含めた非常時の対応について整理し、BCPに明記した。</p> <p>関係要領を改正して職員全員に周知するとともに、所属ミーティングなどの機会ですぐ随時情報を共有・確認していく。</p>	令和8年 3月	中小家畜 研究センター

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
意見	<p><意見 039> 設備の修繕 劣化状況を日々監視していても、経年劣化による不調に対して更新が必要なレベルなのかどうかを見極めるのが困難なケースや突然作動しなくなるようなケースもあると思われる。故障すると研究所の日常業務に大きく支障が出るような設備については、本庁の所管課や資産経営課などと事前協議し、監視保全ではなく、計画保全として更新年数をあらかじめ決めて計画的に更新を進めるような方法を検討することを提案する。</p> <p>また、豚舎の全面的な更新には、多額の費用がかかるので、研究活動を現状設備でできる範囲にとどめ、積極的な投資はしないのか、研究所として果たすべき役割に見合う投資をしていくのか、方針を明確にした上で、更新計画を検討すべきである。</p>	P86, 87	措 置 完 了	<p>計画保全に向けて、施設の維持に影響の大きい設備について、現況と更新年数を確認した。</p> <p>今後、豚舎の全面更新も含め、施設のあり方検討とすりあわせ、更新計画を見直していく。</p>	令和8年 3月	中小家畜 研究セ ンター
意見	<p><意見 041> 設備の更新計画の見直し 技能員と会計年度任用職員の労務負担に大きく影響する設備を抽出し、更新計画の優先順位に反映させておくべきである。</p>	P88	措 置 完 了	<p>現場職員の労務負担に大きく影響する設備の現況を確認することで更新の優先度を順位付けし、更新計画に反映させた。</p> <p>今後、施設のあり方検討とすりあわせ、随時更新計画を見直していく。</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所) ・ 中小家畜 研究セ ンター
意見	<p><意見 043> 雨漏りの原因調査 原因不明の雨漏りの放置は、庁舎の劣化につながるため、早期に原因を確認し対策を取るべきである。</p>	P89	措 置 対 応 中	<p>令和8年度に実施する外壁工事の一環で雨漏り対策を行う。</p>	令和9年 3月	中小家畜 研究セ ンター
意見	<p><意見 046> 管理する樹木の整理 樹木の維持管理は、樹木を所管する研究拠点が責任をもって行うことが求められる。したがって、研究拠点において、樹木の維持管理が難しいのであれば、危険性の排除の観点から、危険性の高いものや、その不安があるものを積極的に伐採し、管理対象を削減することなども検討すべきである。</p> <p>研究拠点及び本庁所管課、所管部経理課等が、今後の樹木の維持管理の在り方や予算確保について</p>	P90	措 置 完 了	<p>敷地内の樹木の危険度を確認し、中でも危険性の高い樹木15本については、令和6年度に伐採が完了した。</p> <p>令和7年度も危険性の高い樹木として10本を伐採し、管理対象を削減した。</p> <p>今後も随時、樹木の生育状況を確認し、危険性の優先順位を考慮しながら、予算を確保し、樹木</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	協議することを提案する。			の伐採を継続する。		
意見	<p><意見 047> 全件確認の徹底と実施記録の確認・保存 毎年、全件確認が行われていなかった（又は、その疑いのある）研究拠点については、長期間、物品台帳との照合が行われていない備品も多数あることが推察され、実際に全件確認を行うと、物品台帳上の保管場所と実際の保管場所が合わず、所在が分からないものが出てくる可能性が高い。 研究拠点内において、全件確認を徹底し、総務担当者等が実施記録（現物を確認したものを備品リストにチェックをしたもの）を回収、確認、保存するような手続の見直しが必要である。 なお、例外的に容認される循環確認の導入を検討する場合には、確実に全件確認を実施していることを事後検証した上で実施すべきである。 循環確認については、用度課に対して、具体的な実施方法の検討と全庁への周知を提案する。</p>	P91	措 置 完 了	<p>物品台帳に登載済の備品全件の現物を確認し、所在及び使用頻度、管理担当者を把握するとともに、保管場所の修正等の台帳の整備を行った。 また、確認や記録がしやすくなるように、外観や備品シールの貼付状況等の写真、使用頻度（使用見込みの無い遊休物品は廃棄予定と表示）、管理担当者等を記載したリストを作成した。 今後は、このリストを活用し、毎年全件確認を行う。</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所) ・ 中小家畜 研究セ ンター
意見	<p><意見 048> 遊休物品の整理と顕在化 使用見込みのない機器類は、他の研究機関等への転用希望を確認する手続を行った上で、できるだけ専用の保管場所にまとめて保管し、難しい場合は、研究室内のデッドスペースに移動させ、研究室内の動線や作業効率を高めるような保管をすべきである。 また、遊休物品であることを現物でも物品台帳でも分かるようにして、物品台帳から廃棄予定リストを作成し、計画的に廃棄処理を進められるようにすべきである。 なお、遊休物品については、用度課に対して具体的な管理方法の検討と全庁への周知を提案する。</p>	P92	措 置 完 了	<p><意見 047>の全件確認において作成したリストにより廃棄予定であることが容易に把握できるようにした。 また、使用見込みのない機器類は、他の研究機関等への転用希望を確認するとともに、廃棄予定とわかるように表示した上で、デッドスペース等の研究に支障が無い場所に保管することとし、動線や作業効率を高めた。 これらにより、今後、計画的に廃棄処理を行っていく。</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所) ・ 中小家畜 研究セ ンター
意見	<p><意見 050> 耐震対策の見直し 薬品の保管に関する安全確保や耐震対策という点については、研究所としてレベル合わせをすべきである。</p>	P93	措 置 完 了	<p>幹部職員による保管場所の巡回や各科担当者の意見交換等により、改善点を把握し、所としてのレベルを平準化した。</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所)

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
意見	<p><意見 052> 受払管理と現物確認の方法の見直し</p> <p>財務事務管理的な観点からは、毒物・劇物など管理責任が強く求められるものと一般的な試薬類とで管理手続に強弱をつけて、リスク管理と効率性とのバランスをとることと、管理責任が強く求められる薬品の管理方法については、研究所全体としてのレベル合わせをしておくことが重要である。</p> <p>現状、毒物・劇物などについても、異常な払出や紛失があっても気付きにくい状況にあれば、管理手続の見直しが必要である。例えば、使用中の毒物・劇物については、使用の都度、使用前後の容器込みの重量を計測・記録し、定期的な現物確認でも容器込みの重量を計測するようなやり方などを提案する。</p>	P94	措 置 完 了	<p>毒物・劇物については、各保管場所に受払簿を備え付け、使用の都度記録するとともに、月に1回電子データ化し、所属長等が確認できるようにした。</p> <p>なお、厳格な管理が必要な毒物・劇物は、使用時に薬品重量を計測し使用簿に記載し、一般試薬は、四半期毎に棚卸を行い使用簿に記載することとして、管理レベルを分け、試薬管理を効率化した。</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所) ・ 中小家畜 研究セン ター
意見	<p><意見 058> 料金単価の基礎資料の作成</p> <p>飼料の価格が上昇しており、直近5年間で、畜産協会が酪農家から受け取る飼育受託料も見直されているのではないかと思われる。料金単価を検討する基礎資料を作成し、少なくとも、飼料代などの直接経費は回収できているのかどうかを確認し、料金単価の見直しを検討すべきである。</p>	P98	措 置 完 了	<p>子牛の受託は研究として実施しており、受託料の算定に当たっては飼料代相当額を基本としている。</p> <p>料金単価に係る基礎資料を作成しての検討も行い、受託料が飼料代相当額に見合う金額であることを確認している。</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所)
意見	<p><意見 059> 受託料算定の算定基礎の見直し</p> <p>受託料収入の算定基礎と県収入証紙で徴収する機器使用料収入等の算定基礎との不整合には合理性がない。試験研究機関は、民間受託研究の受託料収入についても、基本的には利用者に人件費や減価償却費の負担を求めるように本庁の各所管課、その他関係部署と連携して、県の統一的な考え方を見直すべきである。</p>	P98	措 置 完 了	<p>受託料収入の算定基礎となる間接経費について、人件費や減価償却費を包括するものとして算定方法を見直し、令和8年度から研究所受託料算定基準を改定するための手続きを行った。</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所)

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<p><意見 060> 内規の整備 当研究所には、共同研究に関する内規や契約書のひな型がない。契約書は、相手方から契約書案を提示されることもあり、内容も異なることから、その都度、県で締結している他の事例などを参考に検討する方が実務的かもしれないので、必ずしも、ひな型を用意する必要はないのかもしれない。</p> <p>一方、内規は、研究所内部での手続の手順、作成する資料、各手続の実施者などをあらかじめ明確に定めておき、実際に検討する状況になった際に、必要な手続を迅速・確実に実施するためのものである。特に、公設試験研究機関として民間事業者等と共同研究や特許権等の共同出願を行うに当たり、公正性や公益性が求められる以上、その承認手続などが適切に行われたことを担保する意味でも整備が求められる。</p> <p>このため、他の試験研究機関のものを参考に、内規を整備すべきである。</p>	P99	措置完了	他の研究機関の事例を参考に内規を整備した。	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所)
D 水産・海洋技術研究所						
意見	<p><意見 063> B C Pの見直し 浜名湖分場も富士養鱒場も長時間の停電やポンプが故障した場合における飼育魚の保護方法、作業の優先順位などについて、具体的に検討しておき、B C Pに明記し、職員で共有しておくべきである。</p>	P103	措置 対応中	長期間の停電やポンプ停止が見込まれる際の作業手順や飼育魚の優先順位、保護方法について整理を進めており、令和8年5月のB C P更新に向けて、改訂作業を進めている。	令和8年 5月	浜名湖 分場 ・ 富士 養鱒場
意見	<p><意見 064> ポンプの更新計画の策定 劣化状況を日々監視していても、経年劣化による不調に対して更新が必要なレベルなのかどうかを見極めるのが困難なケースや突然作動しなくなるようなケースもあると思われる。</p> <p>故障すると研究所の日常業務に大きく支障が出るような設備については、本庁の所管課や資産経営課などと事前協議し、監視保全ではなく、計画保全として更新年数をあらかじめ定めて計画的に更新</p>	P104	措置完了	ポンプ更新を所で策定する電気設備等の場内設備修繕計画に組み込み、計画的に更新していくこととした。 今後は修繕計画に基づき、順次予算要求を行い、計画保全に努めていく。	令和8年 1月	富士 養鱒場

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	を進めるような方法を検討することを提案する。					
意見	<p><意見 065> 会計年度任用職員の業務の引継ぎ 会計年度任用職員が行っている業務については、その人しか分からない作業がないようにしておく必要がある。当該職員に、その人が主に行っている業務について、作業内容をリストアップしてもらった上で、実際に、他の職員がやってみて、作業手順や注意点、コツなどを記録したり、意識的に業務分担を交代させていくなどの取組をしておくべきである。</p>	P105	措 置 完 了	<p>一部の業務は職員の補助的なものであり職員が内容を把握しており引き継ぎに支障はない。 施設のメンテナンスなど会計年度任用職員が属人的に行っている業務については、必要な業務を特定の上、作業手順といったマニュアル等を作成し、職員間で共有した。</p>	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (全施設)
意見	<p><意見 071> 管理データの一本化 県の正式な財産記録は財務会計上の物品台帳なので、財務会計システムの物品台帳に正しい保管場所を登録すべきである。 財務会計システムの物品台帳では入力難しい管理用のコメントを残すために備品リストの備考欄を使用しなければならないような事情があれば、次世代栽培システム科の備品リストを参考にしても良いと考える。</p>	P107	措 置 完 了	<p>備品の保管場所を再整理し、物品台帳に全て登録した。</p>	令和8年 1月	富 士 養 鱒 場
意見	<p><意見 072> 全件確認の徹底と実施記録の確認・保存 毎年、全件確認が行われていなかった（又は、その疑いのある）研究拠点については、長期間、物品台帳との照合が行われていない備品も多数あることが推察され、実際に全件確認を行うと、物品台帳上の保管場所と実際の保管場所が合わず、所在が分からないものが出てくる可能性が高い。 研究拠点内において、全件確認を徹底し、総務担当者等が実施記録（現物を確認したものを備品リストにチェックをしたもの）を回収、確認、保存するような手続の見直しが必要である。 なお、例外的に容認される循環</p>	P108	措 置 完 了	<p>物品の全件確認を行い、確認結果を確認リストに記録しており、今後も継続していく。 措置対応中の施設においても、総務担当者が備品管理者として、備品担当者に適切な管理を呼び掛けていくとともに、各備品に担当者を割り振り、備品の全件確認と実施記録の確認と保存を徹底することとした。</p>	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (本所) ・ 浜名湖 分 場 ・ 富 士 養 鱒 場

監査結果			措置の 実施状況	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ	(区分)			
	<p>確認の導入を検討する場合には、確実に全件確認を実施していることを事後検証した上で実施すべきである。</p> <p>循環確認については、用度課に対して、具体的な実施方法の検討と全庁への周知を提案する。</p>					
意見	<p><意見 073> 遊休物品の整理と顕在化</p> <p>使用見込みのない機器類は、他の研究機関等への転用希望を確認する手続を行った上で、できるだけ専用の保管場所にまとめて保管し、難しい場合は、研究室内のデッドスペースに移動させ、研究室内の動線や作業効率を高めるような保管をすべきである。</p> <p>また、遊休物品であることを現物でも物品台帳でも分かるようにして、物品台帳から廃棄予定リストを作成し、計画的に廃棄処理を進められるようにすべきである。</p> <p>水産・海洋技術研究所は4つの研究拠点があるが、会計単位は1つであり、廃棄費用の予算化について、例えば、研究拠点の備品の廃棄費用を経常的に予算化し、対象となる拠点をローテーションさせて、計画的に不用備品の処分を進めることなどを検討すべきである。</p> <p>なお、遊休物品については、用度課に対して具体的な管理方法の検討と全庁への周知を提案する。</p>	P109	措 置 完 了	<p>故障等により使用見込みのない機器類については、不用品決定手続を行い、令和6年度中から廃棄処分を行っている。</p> <p>また、今後発生する使用見込みのない機器類についても、研究所内のデッドスペースを有効に活用していき、遊休物品や廃棄予定のリストを作成することとした。今後、リストに応じて予算確保を行い、より計画的に廃棄処理を進めていく。</p>	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (全施設)
意見	<p><意見 074> 有償化の見直し</p> <p>公営図書館では、本は無償で貸し出すとしても、コピー機を利用する際には使用料が徴収されるのが一般的である。</p> <p>高額で、かつ、利用者が限定されるような機器類が無償で提供されているような状況は、公費の使用方としては公平性に欠けるように見える。</p> <p>基本的には、使用者から相応の使用料を徴収し、例外的に無償にする場合には、その理由や要件を明確に文書化すべきである。</p>	P110	措 置 完 了	<p>使用料を徴収できるのは、地方自治法の規定により行政財産又は公の施設のみとされており、当所の加工研究機器類は、行政財産ではなく、当所は公の施設でもないため、使用料を徴収できない。また、今後、公の施設として条例を制定することについては、外部の利用を前提とした施設ではないため困難である。</p> <p>そこで、無償で貸し出すに当たっての利用要件について定めた加工研究</p>	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (本所)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
				<p>関連機器等利用規程を策定した。</p> <p>なお、研究に要する副資材、窒素ガス、試薬等の消耗品については利用者が負担することとしている。</p>		
意見	<p><意見 075> 貸与契約の背景の再確認</p> <p>県が完全に種苗生産業務を民間に移管し、貸与物品を使用する見込みもないのであれば、事務管理上は、連合会に譲渡し、県の管理対象物品から外す方が望ましいのではないかと考える。</p> <p>そのために、貸与契約の背景となる種苗生産業務の民間移管と貸与物品の継続保有の必要性について、再確認すべきである。</p>	P110	措 置 了	<p>譲与・譲渡する場合、移管先の連合会からの申請が必須であるが、現状では連合会は物品の貸与は業務移管を受諾する条件として求めたものであるため、引き続き貸与を希望している。</p> <p>県としては、県内養鱒業や漁業法に基づき内水面漁協が行う放流に欠かせない種卵・種苗の生産・供給という公益性が高い種苗生産業務を維持するため、連合会の意向に応じて当該物品の保有を継続することとした。</p>	令和8年 1月	富 士 養 鱒 場
意見	<p><意見 076> 管理方法の標準化</p> <p>研究所の幹部が定期的に研究室を巡回し、管理方法の違いを把握するとともに、研究所全体としてのレベル合わせを行うような取組をすべきである。</p> <p>研究科によって、取り扱う薬品の質や量も異なるので、必ずしも、統一化を求めるものではないが、研究所として、最低限、守るべきルールや管理手続のレベルを明確にして、管理帳票の様式の標準化なども検討すべきである。</p>	P111	措 置 了	<p>薬品の管理方法については化学分析の作業安全要領において、研究所内統一の方法を定めており、労働安全衛生法における化学物質のリスクアセスメントに基づき、対象物質について研究所内統一の管理を実施しているが、上記について研究所内での定期的な確認及び周知が不十分であった。</p> <p>そのため、化学分析の作業安全要領について再周知を行うとともに、定期的に確認を行い、確認しやすくなるよう毒物劇物管理簿について共通の様式を作成した。</p>	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (本所)

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<p><意見 077> 保管方法の見直し 廃棄予定の薬品は、災害発生時の安全性を考慮して、当分場内に専用の置き場を設けて、保管することなどを検討すべきである。</p>	P111	措置完了	<p>廃棄予定の薬品については、専用の置き場を設置し、廃棄まで管理する体制を整えた。 なお、令和6年度末時点で使用期限の切れているもしくは使用見込みのない薬品類については、専門業者に処理を依頼し、廃棄が完了している。</p>	令和8年3月	浜名湖分場
意見	<p><意見 078> 受払管理と現物確認の方法の見直し 財務事務管理的な観点からは、毒物・劇物など管理責任が強く求められるものと一般的な試薬類とで管理手続に強弱をつけて、リスク管理と効率性とのバランスをとることと、管理責任が強く求められる薬品の管理方法については、研究所全体としてのレベル合わせをしておくことが重要である。 現状、毒物・劇物などについても、異常な払出や紛失があっても気づきにくい状況にあれば、管理手続の見直しが必要である。例えば、使用中の毒物・劇物については、使用の都度、使用前後の容器込みの重量を計測・記録し、定期的な現物確認でも容器込みの重量を計測するようなやり方などを提案する。</p>	P113	措置完了	<p>毒物・劇物については、使用の都度、容器込みの重量を計測・記録するなど保管量の確認ができるよう管理方法を改善した。</p>	令和8年3月	水産・海洋技術研究所(全施設)
意見	<p><意見 080> 研究課題選定プロセスの見せる化 公費を使って、試験研究を行う立場である以上、研究課題の選定も公正に行われていることを第三者に説明できるようにしておくことも重要である。 水産・海洋技術研究所が行っている研究課題要望調査は、その実施方法については、特に気になる点は検出されなかったが、全体的に、人に説明することを意識して資料が作られていないような印象を受ける。 具体的には、次のような点について、見直しの余地があると思われる。 ㉠ 要望調査から研究課題を選出</p>	P115	措置完了	<p>研究課題については、静岡県水産・海洋技術研究所研究推進要領に基づき、3年ごとに関係団体に要望調査を行い、水産・海洋技術研究所運営会議において課題設定を行っている。 意見のあった項目㉠については、この運営会議で決定しているため、議事録の中に記載する。 項目㉡、㉢、㉣、㉤については、研究課題設定フロー及び要望調査から回答までの一連のつながりがわかりやすいようにナンバリングをする</p>	令和8年3月	水産・海洋技術研究所(本所)

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	<p>していく一連のプロセスを説明する資料（フロー図など）がない</p> <p>① 調査先の選定（前回調査からの見直し）に関する資料がない</p> <p>② 要望記載表と要望調査まとめ表とのつながりが分かりにくい（ナンバリングして、つながりを明確にする）</p> <p>③ 要望調査まとめ表の並び順が分かりにくい（ナンバリングをして、分かりやすくする）</p> <p>④ 要望事項を受けた事業者等への回答書の書式が無く、口頭での回答は形に残らない</p>			など、各書類の様式を変更した。		
意見	<p><意見 084> 契約書・契約約款の見直し</p> <p>県の業務委託契約約款では、第7条で一括再委託契約を禁止し、業務の一部を第三者に委任する場合は、あらかじめ発注者（県）の承諾を得ることを求めている。その趣旨は、一次受託者が、中間マージンだけをとることを排除し、県が業務受託者を把握し、その実務能力に着目して業務を遂行することを目指すものとする。</p> <p>この点、観覧料徴収業務は、業務の全部を再委託しているものの、協議会から漁協へのマージンがゼロであること、猪之頭地区の観光には協議会との一体運営が必要であることを考慮すれば、実質的な問題はないように思われる。</p> <p>しかし、形式的には上記の一括再委託契約禁止規定に抵触しているので、県の事前の承諾を得ることを条件に再委託を認める条項を設け、例外的に一括再委託を容認するように約款や契約書の見直しを検討すべきである。</p>	P118	措置完了	令和8年度の契約では、契約内容の見直しを行い、業務の一括再委託が生じないように調整した。	令和8年3月	富士養鱒場
意見	<p><意見 086> 受託料算定の算定基礎の見直し</p> <p>受託料収入の算定基礎と県収入証紙で徴収する機器使用料収入等の算定基礎との不整合には合理性がない。試験研究機関は、民間受託研究の受託料収入についても、</p>	P119	措置完了	受託料収入の算定基礎となる間接経費について、人件費や減価償却費を包括するものとして算定方法を見直し、令和8年度から開始する研究について、研究所受託料算	令和8年1月	水産・海洋技術研究所（本所）

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	基本的には利用者に人件費や減価償却費の負担を求めるように本庁の各所管課、その他関係部署と連携して、県の統一的な考え方を見直すべきである。			定基準を改定するための手続きを行った。		
意見	<p><意見 087> 内規の整備 当研究所には、共同研究に関する内規や契約書のひな型がない。 契約書は、相手方から契約書案を提示されることもあり、内容も異なることから、その都度、県で締結している他の事例などを参考に検討の方が実務的かもしれないが、実際に、締結されている契約書を通覧すると、次のような当研究所にとって不利と思われる内容の条項が確認された。</p> <p>⑦損害賠償の条項では、故意又は重過失に限るとされている。ほとんどの過失の場合は賠償請求が難しくなり、賠償請求可能な場面が合理的な理由なく制限されてしまっている。</p> <p>⑧瑕疵担保責任の条項では、研究所に著しく不利とまではいえないものの、契約当事者の一方当事者のみが担保責任を追及できないこととする条項が設けられた契約書がある。また、民法改正への対応ができていない。</p> <p>一方、内規は、研究所内部での手続の手順、作成する資料、各手続の実施者などをあらかじめ明確に定めておき、実際に検討する状況になった際に、必要な手続を迅速・確実に実施するためのものである。特に、公設試験研究機関として民間事業者等と共同研究や特許権等の共同出願を行うに当たり、公正性や公益性が求められる以上、その承認手続などが適切に行われたことを担保する意味でも整備が求められる。</p> <p>このため、他の試験研究機関のものを参考に、契約書のひな型やマニュアル、内規を整備すべきである。</p>	P120	措置完了	これまでは共同研究相手の大学の様式や研究所内の過去事例を基に共同研究契約の手続きを行っていたが、共同研究に関する内規及び関連する書類の様式を整備した。	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (本所)
E 工業技術研究所						

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
意見	<p><意見 094> 計画的な業務の引継ぎ</p> <p>会計年度任用職員が行っている業務については、その人しか分からない作業がないようにしておく必要がある。勤務年数の長い職員には、その人が主に行っている業務について、作業内容をリストアップしてもらった上で、実際に、他の職員がやってみて、作業手順や注意点、コツなどを記録することや、意識的に業務分担を交代させていくなどの取組をしておくべきである。</p>	P126	措 置 了	<p>会計年度任用職員が行う注意を要する機器の取扱いについて操作マニュアルを作成するほか、業務の中で独自に行った工夫やコツなどはミーティングを通じて研究員と共有していくこととした。</p> <p>また、技術の継承に係る資料の収集・リストアップ、マニュアルの整備を勤務評価の対象とすることで、対応への意識付けも行っている。</p>	令和8年 1月	富士工業技術支援センター ・ 浜松工業技術支援センター
意見	<p><意見 097> 物品台帳の見直し</p> <p>㊦ 現物確認の際の異動事項の記録と物品台帳の修正登録方法の見直し</p> <p>㊧ 部分的な売却・処分をした時の処理がしやすいように物品台帳に区分計上する（過去分も、適宜修正すべき）</p>	P128	措 置 了	<p>㊦ 毎年1回、全ての備品の現物を確認し、設置場所が台帳と異なっているものがあれば、正しい設置場所に戻すか、台帳の記載内容を修正することとした。</p> <p>㊧ 複数の機器をまとめて1備品として台帳に計上しているもののうち、それぞれの取得価格が明らかで、独立して機能するものについては区分計上し、部分的な処分を可能とした。</p>	令和8年 1月	浜松工業技術支援センター
意見	<p><意見 098> 遊休物品の整理と顕在化</p> <p>使用見込みのない機器類は、他の研究機関等への転用希望を確認する手続を行った上で、できるだけ専用の保管場所にまとめて保管し、難しい場合は、研究室内のデッドスペースに移動させ、研究室内の動線や作業効率を高めるような保管をすべきである。</p> <p>また、遊休物品であることを現物でも物品台帳でも分かるようにして、物品台帳から廃棄予定リストを作成し、計画的に廃棄処理を進められるようにすべきである。</p> <p>なお、遊休物品については、年度課に対して具体的な管理方法の検討と全庁への周知を提案する。</p>	P129	措 置 了	<p>使用見込みのない機器類は、現物にその旨表示するとともに、できる限り、まとめて保管している。また、物品の現物確認の際等に、廃棄予定リストを作成し、それを基に廃棄処理を進めている。</p>	令和8年 3月	工業技術研究所 (全施設)

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
意見	<p><意見 099> 反社会的勢力の確認条項の設定</p> <p>研究機器の貸出は、「静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例」と「当条例施行規則」に規定されているが、反社会的勢力の確認に関する条項は特に設けられていない。</p> <p>反社会的勢力の確認に関する条項を追加することを検討すべきである。</p>	P130	措 置 了	<p>機器・施設の使用や依頼試験を受ける際の基準について内規を定め、反社会的勢力からの申請は承認できない旨を明記した。</p> <p>また、ホームページの手続案内に上記内容を注意事項として掲載した。</p>	令和8年 1月	工業技術 研究所 (全施設)
意見	<p><意見 100> 記録対象・方法の検討</p> <p>全ての研究機器の貸出を行うかどうかは別として、少なくとも、高額なものや壊れやすいものについては、貸出前と貸出後の状態の確認記録を残すことを検討すべきである。</p>	P131	措 置 了	<p>機器の取得価格の基準額を定め、当該金額を超過し、かつ機器使用に供する機器については使用簿を作成し、終了時の職員チェック欄を設けた。</p>	令和8年 3月	工業技術 研究所 (全施設)
意見	<p><意見 103> 受払管理と現物確認の方法の見直し</p> <p>財務事務管理的な観点からは、毒物・劇物など管理責任が強く求められるものと一般的な試薬類とで管理手続に強弱をつけて、リスク管理と効率性とのバランスをとることと、管理責任が強く求められる薬品の管理方法については、研究所全体としてのレベル合わせをしておくことが重要である。</p> <p>現状、毒物・劇物などについても、異常な払出や紛失があっても気づきにくい状況であれば、管理手続の見直しが必要である。例えば、使用中の毒物・劇物については、使用の都度、使用前後の容器込みの重量を計測・記録し、定期的な現物確認でも容器込みの重量を計測するようなやり方などを提案する。</p>	P135	措 置 了	<p>盗難防止や紛失防止の措置が求められる毒物・劇物及びその他法令により申請・届出が必要な薬品については、受払簿により、使用時及び定期確認の管理を行うとともに、客観的な使用量把握のため、購入時または使用前後の容器込みの重量を計測・記録することとした。</p>	令和8年 1月	工業技術 研究所 (全施設)
意見	<p><意見 105> 研究課題選定プロセスの見せる化</p> <p>公設試験研究機関である以上、研究課題が産業界の要望に沿って選定されていることや選定プロセスが公正であることを外部の第三者にも説明できるようにしておくことは重要である。</p> <p>この点、農林技術研究所・畜産技術研究所では、民間事業者から</p>	P137, 138	措 置 了	<p>業界の要望を聞く協議会及び部会に関しては、4つの研究拠点で基本的な書式を統一し、要望に対する取組について、次年度の同会議でそれぞれ回答する。</p> <p>「静岡県工業技術研究所研究推進要領要領」を見直し、研究課題の設定</p>	令和8年 3月	工業技術 研究所 (全施設)

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	<p>の情報収集に多くの人に関わることもあって、研究課題の選定プロセスのフロー図や各種書式が整備され、各プロセスで行われている内容や、プロセス間のつながりが第三者にも分かりやすくなっている。また、広く収集した要望に対して、どのような対応をするのか回答書を作成・送付している。対応は、研究課題として取り上げる場合だけでなく、技術指導という形で対応することや研究課題として取り扱うことが困難で断る場合などもあるが、受け取った要望に対してどのような対応をするのかという部分も文書化されている。</p> <p>一方、当研究所は、協議会や部会を設置しているものの、直接、会員から研究課題に関する要望事項を書面で確認しているわけではなく、協議会や部会での意見交換などを参考に研究所が要望事項を仮説的に抽出したものであり、その抽出過程の文書化もできていない。</p> <p>研究課題が産業界の要望に沿って選定されていることや選定プロセスが公正であることを外部の第三者にも分かりやすく形に残すにはどうすべきか、という視点で、次の㉠から㉣の検討事項について、見直すことを提案する。また、㉠については、協議会及び部会では、実施時期や回数、参加者数が限られ、十分な技術的要望等の確認が難しいのであれば、要領を見直し、個別の聞き取り調査やその記録も研究課題の設定手続に加えることも検討すべきである。</p> <p>㉠ 協議会及び部会は、4つの研究拠点でそれぞれ独立して運営されており、協議会及び部会の議事録の書式もバラバラである。役員の選考基準なども明確ではなく、会議参加者</p>		<p>手続として、「研究員個別の聞き取り調査を参考に提案する」という一文を追記した。</p> <p>また、「研究課題推進計画書」には、要望元がどこであったか選択する欄をつくる。(協議会・部会・企業・その他)</p> <p>研究課題の選定プロセスは、フロー図としてわかりやすく作成した。</p>			

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	<p>数がかなり少ない拠点もあるので、やろうと思えば、かなり恣意的な運営もできてしまうように見える。</p> <p>① 協議会及び部会の議事録を見る限り、意見交換のテーマは主に業界の動向や課題に関するもので、研究課題については、直接的に要望を聞き取っているような記録はない。また、議事録とは別に、各研究所が協議会及び部会の意見交換から認識した要望事項のまとめ資料があれば良いが、そのような資料も作成されていない。そのため、協議会及び部会の意見交換から、どのような要望事項が認識され、「研究課題推進計画書」に反映されたのかというプロセスのつながりが外部の第三者には分からない。</p> <p>② 工業技術研究所では、自分たちが選定した研究課題(案)を協議会及び部会に報告するが、研究課題として取り上げなかった要望に対する回答などは行われていない。</p> <p>③ 要領では、協議会及び部会から試験研究課題を含めた技術的要望等を把握をすることになっているが、富士工業技術支援センターでは、毎年、5～6月頃に研究員が地元企業から研究課題やセミナーテーマ、導入する機械などに関する要望の聞き取りを行っている。</p>					
意見	<p><意見 107> 受託料算定の算定基礎の見直し 受託料収入の算定基礎と県収入証紙で徴収する機器使用料収入等の算定基礎との不整合には合理性がない。試験研究機関は、民間受託研究の受託料収入についても、基本的には利用者に人件費や減価償却費の負担を求めるように本庁</p>	P140	措置完了	受託料収入の算定基礎となる間接経費について、人件費や減価償却費を包括するものとして算定方法を見直し、令和8年度から研究所受託料算定基準を改定するための手続きを行った。	令和8年 3月	工業技術 研究所 (全施設)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	の各所管課、その他関係部署と連携して、県の統一的な考え方を見直すべきである。					
意見	<p><意見 108> 運用ルールの見直し 複数年度の契約書に金額を記載する場合には、債務負担行為の手続（財政協議、議会の承認）が必要となり、非常に手間がかかるが、契約書に金額の記載が無ければ、複数年度の契約でも会計上は問題ないことが確認された。 相手方から複数年度の契約を求められたときに共同研究の機会を逃す恐れがあるので、運用ルールを見直し、相手方から複数年度の契約を求められ、契約書に金額の記載を要しない場合には、例外的に複数年度契約も容認することを検討すべきである。</p>	P141	措 置 完 了	<p>現状では工業技術研究所の共同研究に係る内規により契約は単年度とされている。 複数年度に亘る共同研究契約を締結できるように内規の改正を行った。</p>	令和8年 3月	工業技術 研究所 (本所)
G 全体共通事項						
意見	<p><意見 124> 受託事務収入の算定基礎の見直し 現在の民間受託研究の受託料収入と県収入証紙で徴収する研究機器の使用料収入の算定基礎の考え方の不整合には、合理性がない。 試験研究機関、本庁の各所管課、その他関係部署は、民間受託研究の受託料収入についても、基本的に利用者に人件費や減価償却費の負担を求めるよう、県の統一的な考え方を見直すべきである。 ただし、試験研究機関の事業費は年間約40億円、職員は約400人で、給与以外の賞与や法定福利費なども考慮すると、人件費は事業費の同額以上になると推察されることから、人件費や減価償却費をそのまま利用者に転嫁するとなると料金は2倍以上になってしまう。受託料の料金については、民間事業者等の負担能力や他の類似サービスの価格なども勘案して決定されるべきであり、今までの水準からの大きな変更は現実的では</p>	P166	措 置 完 了	<p>受託料収入の算定基礎となる間接経費について、人件費や減価償却費を包括するものとして算定方法を見直し、令和8年度から研究所受託料算定基準を改定するための手続きを行った。</p>	令和8年 3月	経 済 産 業 部 経 理 課 ・ 農 業 戦 略 課 ・ 水 産 振 興 課 ・ 商 工 振 興 課 ・ く ら し ・ 環 境 部 経 理 課 ・ 環 境 政 策 課

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	<p>ない。あくまでも、利用者に人件費や減価償却費の一部を負担してもらうことで、利用機会の平等性と受益者負担の公平性を担保するということになる。</p> <p>また、県の財務処理上、試験研究関連の事業費や試験研究機関という会計単位に人件費や減価償却費が計上されていない状態で、試験研究機関が民間事業者等から受託料収入という形で人件費や減価償却費の戻しを受けることについて、その戻し分を試験研究機関から本庁に振り替える内部調整を検討する必要があるのかもしれない。これについては、あくまでも私見であるが、令和5年度の民間受託研究の受託料の実績規模に、若干の人件費や減価償却費が上乘せされる程度であれば、事務工数をかけてまで試験研究機関から本庁に振り替える内部調整は省略し、その分、試験研究機関のインセンティブにつながれば良いのではないかと考える。</p>					
意見	<p><意見 125> 工業技術研究所／運用ルールの見直し</p> <p>運用ルールを見直し、相手方から複数年度の契約を求められ、契約書に金額の記載を要しない場合には、例外的に複数年度契約も承認することを検討すべきである。</p>	P169	措置完了	<p>工業技術研究所において、複数年度に亘る共同研究契約を締結できるよう内規の改正を行った。</p> <p>産業イノベーション推進課においては、この件に関して各研究所と意見交換を実施し、契約書に金額の記載を要しない場合には複数年度契約も可能であることを研究所と共有済みである。</p>	令和8年 3月	工業技術研究所 ・ 商工振興課 ・ 産業イノベーション推進課
G 全体共通事項						
意見	<p><意見 120> 現物確認方法の見直しと周知</p> <p>全庁的に備品の現物確認がルール通りに実施されるように、用度課には、次のような対応を求めたい。</p> <p>㊦ 原則的方法である、毎年、全件確認の徹底を全庁的に周知する。</p> <p>㊧ 事後的に実施状況を確認できるように、実施記録の保存の</p>	P156	措置完了	<p>令和7年6月に全庁的に周知した。今後も機会あるごとに周知していく。</p>	令和7年 6月	用度課

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	徹底を全庁的に周知する。					
	㉞ 循環確認について、具体的な条件や方法を検討し、全庁的に周知する。	P156	措置完了	㉞ について、令和8年3月に全庁的に周知した。今後も機会あるごとに周知していく。	令和8年3月	
意見	<p><意見 121> 遊休物品の管理方法の見直しと顕在化 遊休物品の整理が進むように、用度課には、次のような対応を求めたい。</p> <p>㉟ 遊休物品について、管理方法を検討し、全庁的に周知する。</p> <p>㊱ 遊休物品であることについて現物や物品台帳への表記の徹底を全庁的に周知する。</p>	P157	措置完了	㉟ ㊱ について、令和8年3月に全庁的に周知した。今後も機会あるごとに周知していく。	令和8年3月	用度課
意見	<p><意見 122> 用度課の検査手続の見直し 用度課による抽出物品の現物確認では、各所属における現物確認の実施状況や遊休物品の滞留状況を把握することは難しく、問題点を検出することはできない。</p> <p>そのため、用度課が行う検査について、抽出による現物確認の実施より、所属における現物確認の実施状況の点検と、遊休物品の状況（管理状況、現物確認の際の遊休物品の抽出、物品台帳への記録等）の点検に重点を置くような見直しを提案する。</p> <p>そのためには、各所属における現物確認の実施記録の保存や遊休物品の顕在化が必要になる。</p>	P158	措置完了	<p>物品事務指導検査における現物確認について、令和7年度の検査では、各所属の状況把握、原則全件の現物確認や実施記録の保存について呼びかけを行った。</p> <p>令和9年度の物品事務指導検査から、所属における現物確認の実施状況と遊休物品の管理状況等を検査項目に追加することについて、令和8年3月に全庁的に周知した。今後も機会あるごとに周知していく。</p>	令和8年3月	用度課

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月31日

静岡県住宅供給公社理事長 矢野 弘 典

- 1 静岡県に代わって県営住宅（共同施設を含む。）の管理を行う者
静岡県住宅供給公社
- 2 静岡県に代わって管理を行う県営住宅
静岡県県営住宅条例施行規則（平成9年静岡県規則第33号）別表第1左欄に掲げる県営住宅
- 3 静岡県に代わって行う県営住宅の管理の内容
 - (1) 法第47条第3項第1号から第3号までに掲げる権限（第1号に掲げる権限にあつては、入居者を公募することに限る。）を行うこと。
 - (2) 静岡県県営住宅条例（昭和36年静岡県条例第26号）第37条第2項各号（第7号を除く。）に掲げる権限を行うこと。
 - (3) 県営住宅の修繕に関する業務を行うこと。
- 4 静岡県に代わって県営住宅の管理を行う期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月31日

静岡県住宅供給公社理事長 矢野 弘 典

- 1 御殿場市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
静岡県住宅供給公社
- 2 御殿場市に代わって管理を行う市営住宅等の名称
御殿場市営住宅条例（平成9年御殿場市条例第25号）第3条別表に掲げる名称
- 3 御殿場市に代わって行う市営住宅等の管理の内容
 - (1) 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）による市営住宅等の管理を行うこと。
ただし、法第47条第3項に掲げる権限のうち第1号の一部（法第22条第1項の規定により特定の者を市営住宅に入居させること。）を除くものとする。
 - (2) 市営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。
- 4 御殿場市に代わって市営住宅等の管理を行う期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月31日

静岡県住宅供給公社理事長 矢野 弘 典

- 1 焼津市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
静岡県住宅供給公社
- 2 焼津市に代わって管理を行う市営住宅等の名称
焼津市市営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成9年焼津市条例第44号）別表第1中欄に掲げる名称
- 3 焼津市に代わって行う市営住宅等の管理の内容
 - (1) 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）による市営住宅等の管理を行うこと。
ただし、法第47条第3項に掲げる権限のうち第1号の一部（法第22条第1項の規定により特定の者を市営住宅に入居させること。）を除くものとする。
 - (2) 市営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。
- 4 焼津市に代わって市営住宅等の管理を行う期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月31日

静岡県住宅供給公社理事長 矢野 弘 典

- 1 島田市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
静岡県住宅供給公社
- 2 島田市に代わって管理を行う市営住宅等の名称
島田市営住宅管理条例（平成17年島田市条例第141号）別表第1左欄に掲げる名称
- 3 島田市に代わって行う市営住宅等の管理の内容
 - (1) 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）による市営住宅等の管理を行うこと。
ただし、法第47条第3項に掲げる権限のうち第1号の一部（法第22条第1項の規定により特定の者を市営住宅に入居させること。）を除くものとする。
 - (2) 市営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。
- 4 島田市に代わって市営住宅等の管理を行う期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月31日

静岡県住宅供給公社理事長 矢野 弘 典

- 1 牧之原市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
静岡県住宅供給公社
- 2 牧之原市に代わって管理を行う市営住宅等の名称
牧之原市営住宅管理条例（平成17年牧之原市条例第136号）別表第1左欄に掲げる名称
- 3 牧之原市に代わって行う市営住宅等の管理の内容
 - (1) 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）による市営住宅等の管理を行うこと。
ただし、法第47条第3項に掲げる権限のうち第1号の一部（法第22条第1項の規定により特定の者を市営住宅に入居させること。）を除くものとする。
 - (2) 市営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。
- 4 牧之原市に代わって市営住宅等の管理を行う期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

静岡県訓令甲第2号

本 庁
出先機関

静岡県公文書管理規程（令和7年静岡県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>(紙文書の受領及び配布)</p> <p>第12条 本庁に到着した紙文書（各課に直接到着したものを除く。以下同じ。）は、総務部法務文書課（以下「法務文書課」という。）で受領し、開封をせず、次の各号に掲げる紙文書の区分に応じ、当該各号に定めるところにより配布しなければならない。</p> <p>(1) 書留、配達証明、内容証明又は特別送達の取扱いによる紙文書 受信人、発信人等を記録した後、宛先の課に係る管理課（同一局内（企画部、総務部、財務部、危機管理部及びスポーツ・文化観光部にあつては、同一部内）の文書の受領事務等を担当する課として法務文書課長が指定したもの（知事又は副知事宛ての親展文書にあつては、<u>総務部秘書課</u>（以下「秘書課」という。))をいう。以下同じ。）の文書主任に交付すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務担当者の收受手続)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 電子文書に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報が含まれている場合は、文書管理データベースに当該電子文書を添付し</p>	<p>(紙文書の受領及び配布)</p> <p>第12条 本庁に到着した紙文書（各課に直接到着したものを除く。以下同じ。）は、総務部法務文書課（以下「法務文書課」という。）で受領し、開封をせず、次の各号に掲げる紙文書の区分に応じ、当該各号に定めるところにより配布しなければならない。</p> <p>(1) 書留、配達証明、内容証明又は特別送達の取扱いによる紙文書 受信人、発信人等を記録した後、宛先の課に係る管理課（同一局内（企画部、総務部、財務部、危機管理部、<u>くらし・環境部（建築住宅局及び環境局を除く。）</u>及びスポーツ・文化観光部にあつては、同一部内）の文書の受領事務等を担当する課として法務文書課長が指定したもの（知事又は副知事宛ての親展文書にあつては、<u>企画部秘書課</u>（以下「秘書課」という。))をいう。以下同じ。）の文書主任に交付すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務担当者の收受手続)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 電子文書に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報が含まれている場合は、文書管理データベースに当該電子文書を添付し</p>

てはならない。

11 (略)

(合議)

第39条 起案文書は、その内容につき、同一局内の他の課、同一部内の他の局（企画部、総務部、財務部、危機管理部及びスポーツ・文化観光部にあつては、他の課。第3項において同じ。）又は他の部の事務に関係がある場合は、当該課、局又は部に合議しなければならない。

2～4 (略)

てはならない。

11 (略)

(合議)

第39条 起案文書は、その内容につき、同一局内の他の課、同一部内の他の局（企画部、総務部、財務部、危機管理部及びスポーツ・文化観光部にあつては他の課、くらし・環境部にあつては他の局又は課。第3項において同じ。）又は他の部の事務に関係がある場合は、当該課、局又は部に合議しなければならない。

2～4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第18条第10項の改正は、公表の日から施行する。

静岡県訓令甲第3号

本 庁
出先機関

静岡県公印規程（令和7年静岡県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前				改正後			
別表（略）				別表（略）			
区分	種類	寸法（ミリメートル）	公印管守者	区分	種類	寸法（ミリメートル）	公印管守者
（略）				（略）			
職印	（略）			職印	（略）		
	部長印	（略）	企画部、財務部、危機管理部及びスポーツ・文化観光部の総務課長 法務文書課長 <u>くらし・環境部、</u> 健康福祉部、経済産業部及び交通基盤部に置かれる政策管理局の総務課長		部長印	（略）	企画部、財務部、 <u>くらし・環境部</u> 及びスポーツ・文化観光部の総務課長 法務文書課長 健康福祉部、経済産業部及び交通基盤部に置かれる政策管理局の総務課長
	（略）				（略）		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和8年4月1日から施行する。

静岡県訓令甲第4号

本 庁
出先機関

静岡県処務規程（昭和33年静岡県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>(当直員)</p> <p>第16条 出先機関における執務時間外及び県の 休日の公印等の管守、文書及び物品等の収 受、庁中の取締、非常事態に対する応急措置 等に当たるため、<u>財務部総務課長</u>が必要と認 めた機関に当直員を置くものとする。ただ し、その他の機関であつても<u>財務部総務課長</u> が必要と認めた場合は、臨時に当直員を置く ことができる。この場合において2以上の出 先機関が同一の庁舎内に置かれているとき は、それらの出先機関は協同して当直員を置 くことができる。</p> <p>第17条 <u>財務部総務課長</u>は、出先機関の長の意 見を徴して当直員の人員及び当直員割当の基 準を定める。</p>	<p>(当直員)</p> <p>第16条 出先機関における執務時間外及び県の 休日の公印等の管守、文書及び物品等の収 受、庁中の取締、非常事態に対する応急措置 等に当たるため、<u>財務部財産管理課長</u>（以下 「<u>財産管理課長</u>」という。）が必要と認めた機 関に当直員を置くものとする。ただし、その 他の機関であつても<u>財産管理課長</u>が必要と認 めた場合は、臨時に当直員を置くことができ る。この場合において2以上の出先機関が同 一の庁舎内に置かれているときは、それらの 出先機関は協同して当直員を置くことができ る。</p> <p>第17条 <u>財産管理課長</u>は、出先機関の長の意見 を徴して当直員の人員及び当直員割当の基準 を定める。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和8年4月1日から施行する。

静岡県訓令甲第5号

くらし・環境部
土木事務所長
建築主事等

建築基準法令取扱規程（昭和49年静岡県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
(建築主事等の確認等の範囲) 第2条 (略) 2・3 (略)	(建築主事等の確認等の範囲) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 <u>前3項の規定にかかわらず、第1項第1号の建築主事等は、同項第2号の建築主事等に事故があるとき又は当該建築主事等が欠けたときは、前3項の規定により当該建築主事等が行うものとされる確認等、検査その他の事務を行う。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。

静岡県人事委員会訓令第1号

静岡県人事委員会事務決裁規程（昭和51年静岡県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

改正前	改正後
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第3条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p>(35) 特殊勤務手当の運用について（通知）第1項静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例関係等第2号アの規定による手当額を加算する作業の承認又は同項第7号ウの規定による手当額を加算する区域の承認</p> <p>(36) 特殊勤務手当の運用について（通知）第2項静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例関係第3号アの規定による手当額を加算する作業の承認</p> <p>(37)～(74) (略)</p> <p>(課長の専決事項)</p> <p>第4条 各課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第3条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p>(35) 特殊勤務手当の運用について（通知）第1項静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例関係等第2号アの規定による手当額を加算する作業の承認又は同項第8号ウの規定による手当額を加算する区域の承認</p> <p>(36) 特殊勤務手当の運用について（通知）第2項静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例関係第2号アの規定による手当額を加算する作業の承認</p> <p>(37)～(74) (略)</p> <p>(課長の専決事項)</p> <p>第4条 各課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>参与に対する出張の命令（参与が担任する事務を所掌する課長に限る。）</u></p> <p>(7) <u>参与に対する特別休暇（夏季休暇及び家族休暇に係るものに限る。）の承認（参与が担任する事務を所掌する課長に限る。）</u></p> <p>(8) <u>参与に対する週休日の振替、半日勤務時間の勤務時間の割振り、代休日及び時間外勤務代休時間の指定（参与が担任する事務を所掌する課長に限る。）</u></p> <p>(9) <u>参与に対する時間外勤務又は休日勤務の命令（参与が担任する事務を所掌する課長に限る。）</u></p> <p>(10) <u>参与に対する年次有給休暇に係る時季変</u></p>

<p>(6)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給与審査課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 期末手当及び勤勉手当の支給について(通知)別紙第25項及び第28項の規定による任命権者との協議</p> <p>(15)～(21) (略)</p> <p>(22) 期末手当及び勤勉手当の支給について(通知)別紙第22項第6号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等であった期間の期末手当及び勤勉手当に係る期間の計算についての任命権者との協議</p> <p>(23)～(42) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>更(参与が担任する事務を所掌する課長に限る。)</p> <p>(11)～(17) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給与審査課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 期末手当及び勤勉手当の支給について(通知)別紙第27項及び第30項の規定による任命権者との協議</p> <p>(15)～(21) (略)</p> <p>(22) 期末手当及び勤勉手当の支給について(通知)別紙第24項第6号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等であった期間の期末手当及び勤勉手当に係る期間の計算についての任命権者との協議</p> <p>(23)～(42) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。